

資料 I

法令

# 一 租税に関する法令

(その番号および改正の年月)

昭和元年から昭和二十年の間に施行されていた関係法令の昭和二十年までの改廃を集録した。ただし地方税関係法令は地方財政篇に集録済みである。

○印は後段に条文を掲載してある法令。

## (一) 直接税

○所得税法(大九・七法一一)

沿革 改正〳大一一・四法四五、一二・三法八、

法二九、一二・四法四一、一五・三

法八、昭九・六法五〇、一三・三法

四三

全改正〳昭一五・三法二四

改正〳昭一七・二法四七、一八・三法四

五、法四六、一八・一〇法一〇三、  
一九・二法七、二〇・二法一六、二

〇・一二勅七一九

所得税法の施行に関する法律(大九・七法一二)

沿革 改正〳大一〇・三法一五、一一・三法二

七、一五・三法九、昭九・三法三〇、

一一・五法三二、一二・三法三、一

二・八法六八、一三・三法四四

廃止〳昭一五・三法五五

所得税法施行規則(大九・七勅二二六)

沿革 改正〳大一〇・四勅六九、一一・三勅一

七一、一一・一二勅五二三、一二・

三勅七八、一三・二勅二三、一五・

三勅二九、昭五・一勅一七、九・三

勅三一、九・四勅一一六、一二・三

勅五八、一二・八勅四六七、一三・

三勅一九三、一三・五勅三五七、一

四・八勅五九六

全改正 昭一五・三勅一三四

改正 昭一六・一勅八〇、一七・三勅一

九九、一八・九勅七〇五、勅七一、

勅七二三、一九・三勅一五七、勅一

八二、二〇・三勅一八三、二〇・七

勅四二五、二〇・一二勅七一九

国債利子所得税免除に関する件(明四二・三法七)

沿革 廃止 昭一二・三法三

国債証券及貯蓄債券の利子所得税免除に関する件(明三  
八・二法一九)

沿革 廃止 昭一二・三法三

外国船舶の所得税(及営業収益税)(又は所得に対する法  
人税及営業税)免除に関する件(大二三・七法六)

沿革 改正 昭三・五法六「外国船舶の所得税免

除に関する件」を「外国船舶の所得税

及営業収益税免除に関する件」と改称、

一五・三法五七「外国船舶の所得税又

は所得に対する法人税及営業税免除に

関する件」と改称

資本金子税法(大一一・三法一二)

沿革 改正 昭一三・三法四三

廃止 昭一五・三法五二

資本金子税法施行規則(大一一・三勅三一)

沿革 廃止 昭一五・三勅一五六

○法人資本税法(昭一二・三法四)

沿革 廃止 昭一五・三法五三

法人資本税法施行規則(昭一二・三勅五四)

沿革 廃止 昭一五・三勅一五七

○法人税法(昭一五・三法二五)

沿革 改正 昭一七・二法五〇、一九・二法七、

二〇・二法一六、二〇・一二勅七一

九

法人税法施行規則(昭一五・三勅一三五)

沿革 改正 昭一七・三勅二〇二、一八・九勅

七一一、勅七二三、一九・三勅一五

七、勅一八二、二〇・三勅一八三

国際決済銀行に租税等を課せざることに關する件(昭六・  
九法六七)

沿革 改廃なし

○特別法人税法(昭一五・三法二六)

沿革 改正 昭一五・四法一〇六、一六・三法

四七、一七・二法九、法五一、一八

・三法三二、法四五、法四六、法四

七、法五三、一九・二法七、二〇・

二法一六、二〇・一二法五七、法五

八

特別法人税法施行規則(昭一五・三勅一三六)

沿革 改正 昭一八・九勅七〇五、勅七一、

勅七二三、一九・三勅一八二、二〇・

七勅四〇五、二〇・九勅五二五

所得税法人税内外地関渉法(昭一五・三法五五)

沿革 改正 昭一七・二法四八、一九・二法七、

二〇・二法一六

所得税法人税内外地関渉法施行規則(昭一五・三勅一五八)

營業収益税法(大一一・三法一一)

沿革 改正 昭一九・三勅一八二、二〇・三勅

一八三

一三・三法四三

廃止 昭一五・三法五一

營業収益税法施行規則(大一一・九勅三〇三)

沿革 改正 昭五・一勅一八、六・四勅四八、

九・三勅三二、一二・三勅五九、一

二・八勅四六八、一三・五勅三五八、

一四・八勅五九七

廃止 昭一五・三勅一五五

營業税法(昭一五・三法三三)

沿革 改正 昭一七・二法五二、一九・二法七、

二〇・二法一六

營業税法施行規則(昭一五・三勅一四三)

沿革 改正 昭一七・三勅二〇一、一八・九勅

七一一、一九・三勅一八二

○配当利子特別税法(昭一五・三法二七)

沿革 改正Ⅱ昭一九・二法七

配当利子特別税法施行規則(昭一五・三勅一三七)

沿革 改廃なし

外貨債特別税法(昭一二・三法五)

沿革 改正Ⅱ昭一三・三法四四、一五・三法二

八

外貨債特別税法施行規則(昭一二・三勅五五)

沿革 改正Ⅱ昭一五・三勅一三八

○有価証券移転税法(昭一二・三法七)

沿革 改正Ⅱ昭一四・三法五五、一六・一一法

九二、一七・二法一一、一七・三法

八四

有価証券移転税法施行規則(昭一二・三勅五七)

沿革 改正Ⅱ昭一五・五勅三三三

地租条例(明一七・三太政官布告七)

沿革 改正Ⅱ明二二・一一法三〇、三一・一二

法三二、三四・四法三〇、三五・一

二勅二七五、三六・六法一一、三六・

一二勅二七八、三八・三法三三、四

一・三法三六、四三・三法二、大三・

三法一八、法一九、八・四法四六、

一五・三法六

廃止Ⅱ昭六・三法二八

地租条例施行規則(明四三・一二勅四四四)

沿革 改正Ⅱ大八・五勅二六三、一五・五勅一

三九

廃止Ⅱ昭六・四勅四七

地租徴収に関する法律(明三七・四法一二)

沿革 改正Ⅱ大八・五勅二六三、一五・五勅一

三九

地租法(昭六・三法二八)

沿革 改正Ⅱ昭一一・五法三六、一五・三法三

四、一八・一〇法一〇三、一九・二

法七、二〇・二法一六

地租法施行規則(昭六・四勅四七)

沿革 改正Ⅱ昭一三・三勅一〇四、一五・三勅

一四四、一八・九勅七一八、一九・

三勅一二〇、二〇・三勅一八三

歛下年期新開免租年期地価据置年期の延長に関する法

律(明三四・四法三〇)

沿革 廃止Ⅱ昭六・三法二八

開墾地開拓地新開地年期継続に関する法律(明三四・

四法三一)

沿革 廃止Ⅱ昭六・三法二八

渡良瀬川沿岸地方特別地租修正(明三七・四法一六)

沿革 廃止Ⅱ昭六・三法二八

宅地地価修正法(明四三・三法三)

沿革 廃止Ⅱ昭六・三法二八

災害地地租免除法(大三・二法一)

沿革 廃止Ⅱ昭六・三法二八

旧慣に依り永小作権者が地租額負担を約したる田畑の地

租免除に関する法律(大一五・三法四七)

沿革 廃止Ⅱ昭六・三法二八

一 租税に関する法令

砂防法第十一条の地租其の他の公課の減免に関する件

(明三一・八勅三七四)

沿革 改正Ⅱ昭一六・二法一二

私立学校用地免租に関する法律(大八・四法三八)

沿革 改正Ⅱ昭一六・二法一二

地種変更免租年期に関する件(大七・五法四三)

沿革 改正Ⅱ昭八・三法一九

御料地払下地の地租及登録税免除に関する法律(昭二・

三法一八)

沿革 改廃なし

大嘗祭齋田の土地免租に関する法律(昭三・四法一)

沿革 [失効]

宗教団体法第二十二條第二項の規定に依る地租の免除に

関する件(昭一五・七勅四六〇)

沿革 廃止Ⅱ昭一〇・一二勅七一八

土地賃貸価格調査法(大一五・三法四五)

沿革 廃止Ⅱ昭一八・三法七四

土地賃貸価格調査委員会法(昭二・三法一六)

沿革 廃止Ⅱ昭一八・三法七四  
土地賃貸価格改訂法(昭一一・五法三六)

沿革 廃止Ⅱ昭一八・三法七四

土地賃貸価格改訂法の施行に伴ふ耕地整理法の特例に関する件(昭一一・五法三七)

沿革 廃止Ⅱ昭一八・三法七四

土地賃貸価格改訂法の施行に伴ふ都市計画法施行令の特例に関する件(昭一二・一二勅六九九)

沿革 (土地賃貸価格改訂法廃止により失効)

家屋税法(昭一五・七法一〇八)

沿革 改正Ⅱ昭一六・二法一二、一九・二法七、二〇・一二勅七一九

家屋税法施行規則(昭一五・七勅四六七)

沿革 改正Ⅱ昭一六・一二勅一二三一、一八・九勅七一一、勅七一三、一九・三勅一五七、勅一八三、二〇・三勅一八三、二〇・七勅三九九

相続税法(明三八・一法一〇)

沿革 改正Ⅱ明四三・三法四、大三・三法二二、大一・四法四八、一五・三法一三、昭一三・三法四七、一五・三法二九、一六・三法七九、一七・二法五三、一九・二法七

相続税法施行規則(明三八・三勅六八)

沿革 改正Ⅱ昭九・六勅二一三、一二・三勅六〇、一三・三勅一九五、一五・三勅一三九、一六・四勅四一〇、一七・三勅二〇三、一九・三勅一八二

○建築税法(昭一五・三法三〇)

沿革 改正Ⅱ昭一六・一一法八八

建築税法施行規則(昭一五・三勅一四〇)

沿革 改正Ⅱ昭一六・一一勅一〇二七

○通行税法(昭一五・三法四三)

沿革 改正Ⅱ昭一六・一一法八八、一九・二法七、二〇・二法一六

通行税法施行規則(昭一五・三勅一五二)

沿革 改正Ⅱ昭一九・三勅一八二、二〇・五勅三〇七

砂鉄区税法(明四三・三法九)

沿革 廃止Ⅱ昭一五・三法三一

鉄区税法(昭一五・三法三一)

沿革 改廃なし

鉄区税法施行規則(昭一五・三勅一四一)

沿革 改廃なし

登録税法(明二九・三法二七)

沿革 改正Ⅱ明三〇・三法三一、三二・三法六〇、法八三、三三・三法四四、三四・四法二六、三五・二法八、三八・一法九、三八・三法五七、法五八、三九・四法三五、四二・三法一四、四二・四法三一、四三・三法一一、四三・六法六四、大三・三法二一、七・三法一四、一一・四法四六、一四・三法二一、昭二・三法六、四・四法

三法二一、昭二・三法六、四・四法

六三、六・三法四四、六・四法五二、法六二、七・九法二五、八・三法二〇、法二一、法三〇、法三一、法四四、九・五法四八、一〇・三法三、一一・五法一一、法一四、法一五、法三〇、一一・六法四三、一二・八法五三、法七四、法七七、一三・三法三六、法三七、法四六、法五七、法五八、一三・四法六七、法七七、法八一、一四・三法四五、一四・四法六五、法六九、法七〇、法七七、法八二、一五・四法九七、法一〇一、法一〇六、一六・三法四二、法四六、法四七、法五〇、法五一、法六五、法七三、一六・一一法九二、一七・二法三二、法三三、法四〇、法六七、法六九、法七〇、一八・三法二六、法三二、法三五、法四四、

法四五、法四六、法四七、法五三、  
 法七〇、法八〇、一九・二法五、法  
 七、法三〇、二〇・二法二、法一一、  
 法一二、二〇・一二法五一、法五七、  
 二〇・一二勅七一九

登録税法施行規則(明三二・五勅二〇五)

沿革 改正 昭三八・三勅七七、大三・一〇勅  
 二二五、一〇・二〇勅四一七、昭二・  
 三勅四六、四・四勅九三、八・五勅  
 一一五、八・七勅二〇六、一二・一  
 一勅七〇〇、一三・六勅四〇三、一  
 三・七勅五二八、一四・一二勅八六  
 七、一五・七勅四六一、一七・三勅  
 一四六、一八・八勅六六二、勅七一  
 三、二〇・一〇勅五六五、二〇・一  
 一勅七一九

領事館の取扱ふ登記の登録税に関する件(明三九・八勅  
 二一九)

沿革 改正 昭二二・八勅三六四、昭一四・一

二勅八六八、一九・三勅一八二

兌換銀行券発行税納税に関する法律(明三二・三法五六)

沿革 廃止 昭七・六法一〇

日本銀行納付金法(昭七・六法一〇)

沿革 改正 昭一〇・三法二三、一五・三法五  
 九

廃止 昭一七・二法六七

(二) 間接税

酒造税法(明二九・三法二八)

沿革 改正 昭三一・一二法二三、三四・三法  
 七、三八・一法三、四一・三法一八、  
 六七・三法六、九・七法一四、一一・  
 三法一六、一五・三法一四、昭一三・  
 三法四八

廃止 昭一五・三法三五

酒造税法施行規則(明二九・八勅二八七)

沿革 改正 昭三一・一二勅三六二、三四・八

勅一六四、三五・一〇勅二五三、三

八・一勅三、四一・三勅三八、六七・

三勅三二、九・七勅二二九、九・

一二勅五八二、一一・三勅四九、一

五・三勅三二、昭九・八勅二五一、

一三・三勅一九六

廃止 昭一五・三勅一四五

酒精及酒精含有飲料税法(明三四・三法八)

沿革 改正 昭三八・一法四、四一・三法一九、

六七・三法七、九・七法一五、一五・

三法一五、昭一二・三法三二、一三・

三法四九

廃止 昭一五・三法三五

酒精及酒精含有飲料税法施行規則(明三四・八勅一六五)

沿革 改正 昭三八・一勅四、四一・三勅三九、

昭一三・三勅一九七

廃止 昭一五・三勅一四五

酒精造石税徴収猶予及免除に関する件(明四三・三法  
 六)

沿革 廃止 昭一五・三法三五

酒精造石税徴収猶予及免除に関する件施行に関する件  
 (明四三・三勅一八四)

沿革 改正 昭二九・一二勅五八九

廃止 昭一五・三勅一四五

麦酒税法(明三四・三法一二)

沿革 改正 昭三八・一法五、四一・三法二〇、

六七・三法八、九・七法一六、九・

八法五八、一五・三法一七、昭一三・

三法五〇

廃止 昭一五・三法三五

麦酒税法施行規則(明三四・八勅一六八)

沿革 改正 昭三八・一勅五、四一・三勅四〇、

昭一三・三勅一九八

廃止 昭一五・三勅一四五

酒精酒類其の他酒精含有飲料輸出下戻金に関する法律(明

三四・三法一〇)

沿革 改正〓明三七・四法五、大元・八法三

廃止〓昭一五・三法三五

明治三十四年法律第一〇号「酒精酒類其の他酒精含有飲料輸  
出下戻金に関する法律」施行規則(明三四・八勅一六六)

沿革 改正〓明三七・四勅八七、四〇・七勅二

六三、四二・一一勅三二四、大元・

八勅一一、九・一二勅五八三

廃止〓昭一五・三勅一四五

工業用酒精酒類其の他酒精含有飲料戻税法(明三九・四法  
四六)

沿革 改正〓大元・八法二

廃止〓昭一五・三法三五

工業用酒精酒類其の他酒精含有飲料戻税法施行規則(明三  
九・四勅八六)

沿革 改正〓大元・八勅一〇、六・一二勅一二

九、一一・六勅三三三、一五・五勅

九六、昭三・一二勅二七八、七・五

勅七二、七・一二勅三九七、八・九

勅二四〇、一〇・三勅六七

廃止〓昭一五・三勅一四五

酒母、醪及麴取締法(明三八・一法七)

沿革 改正〓明四一・三法二六、昭一二・三法

三二

廃止〓昭一五・三法三五

酒母、醪及麴取締法施行規則(明三八・一勅七)

沿革 改正〓昭一二・三勅六一

廃止〓昭一五・三勅一四五

〇酒税法(昭一五・三法三五)

沿革 改正〓昭一六・一一法八八、一八・三法

六六、一九・二法七、二〇・二法一

六、二〇・一一大藏省令一〇一

酒税法施行規則(昭一五・三勅一四五)

沿革 改正〓昭一六・一〇勅九三四、一六・一

一勅一〇二八、一七・一〇勅六七二、

一八・一勅四一、一八・三勅一四九、

一九・三勅一八二、一九・六勅三九

九、二〇・三勅一八三、二〇・一一

勅六四二

〇酒税等の増徴等に関する件(昭一六・一一法八八)

沿革 改廃なし〔同右法律にて諸税法の改正を

なす〕

酒類委員会官制(昭一八・三勅一五四)

沿革 改正〓昭一九・三勅一八二、二〇・三勅

一八三

酒造組合法(酒類業団体法)(明三八・一法八)

沿革 改正〓昭四・四法五四、一〇・三法二八、

一二・八法五四、一八・三法七三

〔「酒類業団体法」と改称〕、一九・二

法四

酒造組合法施行規則(酒類業団体法施行規則)(明三八・一

勅八)

沿革 改正〓昭四・四勅六六、一二・九勅四七

六、一五・三勅一四五、一八・三勅

一五二〔「酒類業団体法施行規則」と

改称〕

樺太酒類出港税法(大元・八法一)

沿革 改正〓昭一三・三法五一、一五・三法三五

樺太酒類出港税法施行規則(大元・八勅九)

沿革 改正〓大一一・六勅三二〇

〇清涼飲料税法(大一五・三法一六)

沿革 改正〓昭一五・三法三六、一六・一一法

八八、一八・三法六七、一九・二法

七

清涼飲料税法施行規則(大一五・三勅三三)

沿革 改正〓昭一五・三勅一四六、一九・三勅

一八二

昭和一六六年法律第八八号「清涼飲料税法中改正」附則第

四条の規定施行に関する件(昭一六・一一勅一〇二九)

沿革 改廃なし

昭和一八年法律第六七号「清涼飲料税法中改正」附則第

二項及第三項の規定施行に関する件(昭一八・三勅三二

七)

沿革 改廃なし

昭和一九年法律第七号「清涼飲料税法中改正」附則第三  
六条の規定施行に関する件(昭一九・三勅一八二)

沿革 改廃なし

砂糖消費税法(明三四・三法一三)

沿革 改正Ⅱ明三五・三法三、三八・二法二六、

四一・三法一、四二・四法二〇、四

三・四法三三、四四・四法五七、大

五・四法三八、昭二・三法九、六・

四法四八、一五・三法三七、一六・

一一法八八、一八・三法六九、一九・

二法七

砂糖消費税法施行規則(明三四・八勅一六九)

沿革 改正Ⅱ明三五・三勅五一、三五・一一勅

二五二、三七・四勅一〇八、三八・

五勅一七〇、四三・二勅八、四三・

五勅二二四、大三・三勅三四、五・

四勅一一五、九・一二勅五八四、一  
一・三勅一七三、一二・六勅三二〇、  
昭一二・三勅六二、一五・三勅一四  
七、一六・一一勅一〇三〇、一八・  
三勅三二八、一九・三勅一八二

煉乳原料砂糖戻税法(明四一・三法二七)

沿革 改正Ⅱ明四四・三法四〇

廃止Ⅱ昭一五・三法三七

煉乳原料砂糖戻税法施行規則(明四一・三勅四九)

沿革 廃止Ⅱ昭一五・三勅一四七

輸出菓子糖果原料砂糖戻税法(明四二・三法一八)

沿革 改正Ⅱ明四四・三法六、昭一四・三法四

八

廃止Ⅱ昭一五・三法三七

輸出菓子糖果原料砂糖戻税法施行規則(明四二・三勅六四)

沿革 改正Ⅱ大五・一二勅二四〇、昭六・六勅

一二八、九・六勅一八五、一二・三

勅六三、一三・四勅三〇七、一四・

四勅二八四

廃止Ⅱ昭一五・三勅一四七

織物消費税法(明四三・三法七)

沿革 改正Ⅱ大八・三法三三、一一・三法一七、

一五・三法二二、昭六・四法四九、

一五・三法三八、一七・二法五五、

一九・二法七

取引所税法(大三・三法二三)

廃止Ⅱ昭一八・六勅五三六

沿革 改正Ⅱ大一一・四法六一、昭六・三法一

四、一四・四法八一、一五・三法四

二、一八・三法六八

織物消費税法施行規則(明四三・三勅一八五)

沿革 改正Ⅱ大八・三勅四五、一〇・一二勅五

八五、一一・三勅五〇、勅一七七、

六一五・三勅三八、昭六・六勅一二

九、一二・四勅一六四、一五・三勅

一四八、一九・三勅一八二

○印紙税法(明三二・三法五四)

沿革 改正Ⅱ明三四・四法一六、四〇・三法二

七、四二・五法四二、四三・三法一

四、四四・三法四一、大一一・四法

四七、一二・三法一二、一四・三法

二二、昭二・三法七、昭六・三法四

四、法五二、六・四法六二、七・九

法二五、八・三法三三、一一・五法

一四、一二・八法七四、一三・三法

五七、法五八、一四・三法六五、一

五・三法四五、一五・四法九七、法

一〇六、一六・三法四二、法四六、

法四七、法五一、法六四、法六五、

○揮発油税法(昭一二・三法六)

沿革 改正Ⅱ昭一五・三法三九

廃止Ⅱ昭一八・三法五〇

揮発油税法施行規則(昭一二・三勅五六)

沿革 改正Ⅱ昭一五・三勅一四九

一 租税に関する法令

一六・一一法八八、法九二、一七・  
 二法三二、法三三、法四〇、法五四、  
 法六七、法六九、法七〇、一八・三  
 法二六、法三二、法四四、法四五、  
 法四六、法四七、法五三、法五五、  
 一九・二法七、法三〇、二〇・二法  
 二、法一一、法一二、二〇・一二法  
 五七、法五八

印紙税法施行規則(昭一九・三法一八三)

沿革 改廃なし

○骨牌税法(明三五・四法四四)

沿革 改正Ⅱ六一五・三法二〇、昭一五・三法  
 四六、一六・一一法八八、一九・二  
 法七、二〇・二法一六

骨牌税法施行規則(明三五・五勅一五四)

沿革 改正Ⅱ六七・九勅三五九、一五・三勅三  
 六、昭一九・三勅一八二、二〇・三  
 勅一八三

○物品税法(昭一五・三法四〇)

沿革 改正Ⅱ昭一六・一一法八八、一七・二法  
 五七、一八・二法一、一九・二法七

物品税法施行規則(昭一五・三勅一五〇)

沿革 改正Ⅱ昭一六・三勅二九三、一六・一一  
 勅一〇三一、一八・二勅九五、一九・  
 二勅七九、二〇・一二勅七一

昭和一七年法律第五七号「物品税法中改正」附則第二項  
 及第三項の規定施行に関する件(昭一七・三勅一九六)

沿革 改廃なし

○電気瓦斯税法(昭一七・二法五八)

沿革 改正Ⅱ昭二〇・一二勅七一

電気瓦斯税法施行規則(昭一七・三勅一六五)

沿革 改廃なし

○広告税法(昭一七・二法五九)

沿革 改正Ⅱ昭一九・二法七、二〇・一二勅七  
 一九

広告税法施行規則(昭一七・三勅一九七)

沿革 改正Ⅱ昭一九・三勅一八二

○特別行為税法(昭一八・三法七一)

沿革 改正Ⅱ昭一九・二法七

特別行為税法施行規則(昭一八・三勅三二九)

沿革 改正Ⅱ昭一九・二勅七九、二〇・一二勅  
 七一九

○遊興飲食税法(昭一五・三法四一)

沿革 改正Ⅱ昭一六・一一法八八、一八・二法  
 二、一九・二法七、二〇・二法一六

遊興飲食税法施行規則(昭一五・三勅一五一)

沿革 改正Ⅱ昭一六・一一勅一〇三二、一八・  
 二勅九六、一九・二勅七九、二〇・  
 三勅一八三、二〇・七勅四二五

○入場税法(昭一五・三法四四)

沿革 改正Ⅱ昭一六・一一法八八、一八・二法  
 三、一九・二法七、二〇・二法一六

入場税法施行規則(昭一五・三勅一五三)

沿革 改正Ⅱ昭一七・三勅二〇四、一八・二勅

一 租税に関する法令

(三) 戦時臨時税制

○臨時利得税法(昭一〇・三法二〇)

沿革 改正Ⅱ昭一二・三法三、一三・三法四三、  
 法四四、法四五、一四・三法四九、  
 一五・三法三二、一六・三法七八、  
 一七・二法四九、一八・三法六五、  
 一九・二法七

臨時利得税法施行規則(昭一〇・三勅三七)

九七、一九・二勅七九、二〇・三勅  
 一八三

○馬券税法(昭一七・二法六〇)

沿革 改廃なし

馬券税法施行規則(昭一七・二勅一一三)

沿革 改廃なし

狩猟法(大七・四法三二)(「狩猟免許税」)

沿革 改正Ⅱ大一一・四法七四、昭一五・三法  
 四七

沿革 改正Ⅱ昭一三・三勅一九四、一四・三勅

一七一、一五・三勅一四二、一六・

三勅二九二、一七・三勅二〇〇、一

八・三勅三二五、一九・三勅一八二

○臨時租税増徴法(昭一二・三法三)

沿革 改正Ⅱ昭一三・三法四二、法四五

廃止Ⅱ昭一五・三法五〇

○北支事件特別税法(昭一二・八法六六)

沿革 改正Ⅱ昭一三・三法四四

廃止Ⅱ昭一三・三法五一

北支事件特別税法施行規則(昭一二・八勅四一九)

沿革 廃止Ⅱ昭一三・三勅二〇〇

○支那事変特別税法(昭一三・三法五一)

沿革 改正Ⅱ昭一四・三法四八

廃止Ⅱ昭一五・三法五〇

支那事変特別税法施行規則(昭一三・三勅二〇〇)

沿革 改正Ⅱ昭一四・三勅一七〇、一四・六勅

四三〇

廃止Ⅱ昭一五・三勅一五四

○臨時租税措置法(昭一三・三法五二)

沿革 改正Ⅱ昭一四・三法五〇、一五・三法五

四、一七・二法九、法五六、一八・

三法七〇、一八・六法九五、二〇・

二法一六

○戦時緊急措置法に基く税制の適正化に関する件(昭二〇・

七勅四二三)

沿革 改廃なし

### (四) 国 税 徴 収

#### (1) 国 税 徴 収

○国税徴収法(明三〇・三法二一)

沿革 改正Ⅱ明三五・三法三六、三八・三法四

六、四四・三法三七、大三・三法一

二、昭六・三法一六、一〇・三法一

五、一一・五法二、一一・六法四二、

一三・四法七五、一五・三法五九、

一六・二法六、一八・三法五一、一  
九・二法二一

国税徴収法施行規則(明三五・四勅一三五)

沿革 改正Ⅱ明三八・三勅六七、四四・一二勅

二八二、大九・一二勅五八八、一一・

三勅一七〇、昭六・七勅一八八、一

一・三勅三五、一一・九勅三三三、

一二・八勅四二六、一五・三勅一五

九、一五・一〇勅六六四、一七・三

勅一五四、一八・八勅六七八、一九・

三勅一八二

税関に於ける内国税賦課徴収に関する件(明三八・三勅五

六)

沿革 改廃なし

砂糖消費税織物消費税等の徴収に関する法律(明四四・三

法四五)

沿革 改正Ⅱ昭一二・三法六、一二・八法六六、

一三・三法五一、一五・三法四八

廃止Ⅱ昭一五・三勅一五四

○臨時租税措置法(昭一三・三法五二)

沿革 改正Ⅱ昭一四・三法五〇、一五・三法五

四、一七・二法九、法五六、一八・

三法七〇、一八・六法九五、二〇・

二法一六

○戦時緊急措置法に基く税制の適正化に関する件(昭二〇・

七勅四二三)

沿革 改廃なし

### (四) 国 税 徴 収

#### (1) 国 税 徴 収

○国税徴収法(明三〇・三法二一)

沿革 改正Ⅱ明三五・三法三六、三八・三法四

六、四四・三法三七、大三・三法一

二、昭六・三法一六、一〇・三法一

五、一一・五法二、一一・六法四二、

一三・四法七五、一五・三法五九、

砂糖消費税織物消費税等の徴収に関する件(明四四・六勅  
一八六)

沿革 改正Ⅱ大九・一二勅五九〇、昭一二・三

勅六四、一二・八勅四二〇、一三・

三勅一九九、一五・三勅一六一

日満国税徴収事務共助法(昭一三・四法七五)

沿革 改廃なし

日満国税徴収事務共助法施行規則(昭一三・五勅三五六)

沿革 改廃なし

所得税等の日満二重課税防止に関する法律(昭一七・二法

七四)

沿革 改廃なし

○所得税等の日満二重課税防止に関する法律施行に関する件

(昭一七・四勅四五七)

沿革 改正Ⅱ昭一九・三勅一八二、二〇・三勅

一八三

#### (2) 納税施設・税務代理士

#### 一 租税に関する法令

○納税施設法(昭一八・三法六四)

沿革 改正Ⅱ昭一九・二法七、二〇・二法一六

税務代理士法(昭一七・二法四六)

沿革 改廃なし

三法一七)

沿革〔失効〕

震災被害者に対する租税の減免猶予等に関する件(昭六・四法四六)

沿革〔失効〕

(3) 租税の減免、徴収猶予

震災被害者に対する租税の減免等に関する件(大一二・九勅四一〇)

沿革〔失効〕

震災被害者に対する租税の減免等に関する件の施行に関する件(大一二・九勅四三三)

沿革〔失効〕

震災被害地の地租免除等に関する件(大一三・七法四)

沿革〔失効〕

震災被害者の営業税課税標準算定の特例等に関する件(大一一・二勅二二)

沿革〔失効〕

震災被害者に対する租税の免除猶予等に関する件(昭二・

三法一七)

沿革〔失効〕

震災被害者に対する租税の減免猶予等に関する件(昭六・四法四六)

沿革〔失効〕

震災被害者に対する租税の免除猶予等に関する件(昭八・三法一三)

沿革〔失効〕

函館市の火災被害者に対する租税免除猶予等に関する件(昭九・三法二二)

沿革〔失効〕

風水害に因る被害者に対する租税の減免猶予等に関する件(昭九・一二法五一)

沿革〔失効〕

支那事変の為従軍したる軍人及軍属に対する租税の減免徴収猶予等に関する件(昭一二・九法九四)

沿革 改正Ⅱ昭一五・三法五六

災害被害者に対する租税の減免徴収猶予等に関する件(昭

一四・三法三九)

沿革 改廃なし

昭和十三年の災害被害者に対する租税の減免等に関する件(昭一四・四勅二二〇)

沿革〔失効〕

静岡市の火災被害者に対する租税の減免及徴収猶予に関する件(昭一五・二勅六九)

沿革 改正Ⅱ昭一五・五勅三八九〔失効〕

昭和十六年の災害被害者に対する租税の減免及徴収猶予に関する件(昭一六・九勅八七九)

沿革〔失効〕

昭和十七年の災害被害者に対する租税の減免及徴収猶予に関する件(昭一七・一〇勅六七二)

沿革〔失効〕

昭和十八年の災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する件(昭一八・九勅七二七)

沿革 改正Ⅱ昭一八・一一勅八八一〔失効〕

昭和十九年度の震災被害者に対する租税の減免、徴収猶予

等に関する件(昭一九・一二勅六七四)

沿革 改正Ⅱ昭二〇・二勅五一〔失効〕

昭和二十年の災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する件(昭二〇・一二勅七二〇)

沿革〔期滿後失効〕

○戦時災害国税減免法(昭一七・二法七三)

沿革 改正Ⅱ昭二〇・二法一六

戦時災害国税減免法施行規則(昭一七・五勅五一九)

沿革 改正Ⅱ昭一九・三勅一八二、一九・八勅

五〇八、一九・一〇勅六二〇、二〇・

三勅一〇三、二〇・五勅二八六

(4) 間接国税犯則者処分

間接国税犯則者処分法(明三三・三法六七)

沿革 改正Ⅱ明三七・四法一一、四一・三法八、

昭一九・二法七

間接国税犯則者処分法施行規則(明三三・三勅五二)

沿革 改正Ⅱ明三四・八勅一七〇、三五・四勅

一四五、三五・二一勅二五三、三七・  
 四勅九二、三八・一勅九、三八・四  
 勅一三五、四一・三勅四二、大元・  
 八勅一三、三・七勅一五三、一二・  
 一二勅五二三、一五・三勅四〇、昭  
 一二・三勅六五、一二・八勅四二四、  
 一三・三勅二〇二、一四・四勅一七  
 八、一五・三勅一六二、一七・二勅  
 一一四、一七・三勅一九八、一八・  
 二勅九九、一八・三勅三三二、一九・  
 二勅七九

沿革 改正Ⅱ明四〇・三法二〇、四四・三法四  
 四、大九・八法四九、昭一〇・四法  
 三七、昭一六・二法七  
 関税法施行規則(明三二・六勅三一九)

沿革 改正Ⅱ明三八・六勅一八二、三八・一〇  
 勅二二三、三九・九勅二六〇、四四・  
 六勅一八四、大九・八勅三〇七、九・  
 一二勅五八七、一一・三勅一七五、  
 昭三・四勅五六、一九・四勅二四五  
 ○関税法戦時特例(昭一八・四勅三九六)  
 沿革 廃止Ⅱ昭二一・九勅四一四

法人に於て租税に關し事犯ありたる場合に關する件(明三  
 三・三法五二)

沿革 改正Ⅱ明四五・三法八、法九、大三・四  
 法三六、五・三法九、九・七法四、  
 一〇・四法七八、一五・三法三六、  
 昭二・三法八、法四二、四・三法三  
 二、法三三、五・五法四、六・三法  
 三八、七・六法三、八・三法二六、

(五) 関税・噸税

(1) 関税および移出入税

関税法(明三二・三法六一)

沿革 改正Ⅱ昭四・三法三五、一二・八法六七、  
 一四・四法八五、一八・三法五九  
 ○輸入税の従量税率に關する件(昭七・六法四)  
 沿革 改正Ⅱ昭八・三法二七、一〇・四法三九、  
 一一・六法三九、一二・八法五六、  
 一四・四法五七、一六・三法七六  
 関税率法第八條第一号に依り加工の為輸入する物品に  
 關する件(明三九・九勅二六一)  
 沿革 改廢なし  
 関税率法第七條第二十四号に依る命令の件(昭一二・  
 八勅四一五)  
 沿革 改廢なし  
 関税率法第九條に依る命令の件(大一〇・五勅二三  
 一 租税に關する法令 七七五

一〇・四法三八、一一・六法三八、  
 一二・八法五五、一三・四法六三、  
 一四・四法五六、一六・三法七六

八)

○関税法及関税率法の朝鮮に於ける特例に關する法律(大  
 九・八法五三)

沿革 改正Ⅱ昭四・三法三五、一二・八法六七、  
 一四・四法八五、一八・三法五九

沿革 改正Ⅱ大一一・三勅七七、一四・一〇勅  
 二九二、一五・四勅五五、昭二・四  
 勅五九、四・五法一二六、六・四勅  
 三九、七・六勅八三、九・九勅二七  
 五、一〇・四勅七三、一一・五勅九  
 二、一一・八勅二六二、一一・一二  
 勅四六八、一二・八勅四一四、一三・  
 四勅二〇一、一四・一勅一九、一四・  
 七勅四五七、一六・三勅二六五、一  
 八・一二勅九五〇

○輸入税の従量税率に關する件(昭七・六法四)

沿革 改正Ⅱ昭八・三法二七、一〇・四法三九、  
 一一・六法三九、一二・八法五六、  
 一四・四法五七、一六・三法七六

関税率法第八條第一号に依り加工の為輸入する物品に  
 關する件(明三九・九勅二六一)

沿革 改廢なし

関税率法第七條第二十四号に依る命令の件(昭一二・  
 八勅四一五)

沿革 改廢なし

関税率法第九條に依る命令の件(大一〇・五勅二三  
 一 租税に關する法令 七七五

○関税率法第三條の二の規定に依る輸入税の免除等に關  
 する件(昭一六・八勅八〇五)

沿革 改正Ⅱ昭一八・六勅五四四  
 廃止Ⅱ昭一九・四勅三二一

○関税率法第三条の二の規定に依る輸入税の免除等に関する件(昭一九・四勅三二一)

沿革 改正Ⅱ昭二〇・四勅二三九

大麦、小麦及小麦粉の輸入税減免に関する件(大八・三法二八)

沿革 改廃なし

関税率法の規定に依り輸入税の免除を受くることを得べき砥油に関する件(大九・一一勅五五〇)

沿革 廃止Ⅱ昭一二・八勅四六五

米穀法第二条の規定に依り米及粳の輸入税免除の件(昭二・二勅一七)

沿革 廃止Ⅱ昭二・八勅二五九

大豆、生牛肉、鳥卵、綿織絲及綿織物の輸入税の低減又は免除に関する件(大九・三勅五二)

沿革 改廃なし

生活必需品並土木又は建築の用に供する器具、機械及材料の輸入税の低減又は免除に関する件(大一二・九勅四一一)

沿革 改廃なし

鉄の輸入税免除に関する件(昭一二・四勅一三〇)

沿革 廃止Ⅱ昭一二・八法五七

○鉄の輸入税免除に関する件(昭一二・八法五七)

沿革 改正Ⅱ昭一四・三法七

全改正Ⅱ昭一六・五法八七

贅沢品等の輸入税に関する件(大一三・七法二四)

沿革 改正Ⅱ大一一・四法四一、昭四・三法三

四、一〇・四法四〇、一一・五法四

○

大正十三年法律第二十四号「贅沢品等の輸入税に関する件」第二項に掲ぐる貴石、半貴石又は琥珀の輸入税の一部免除に関する件(大一一・四勅五六)

沿革 改正Ⅱ昭一〇・四勅七二

関東州の生産に係る物品の輸入税免除等に関する件(大一一・四・六法五一)

沿革 改正Ⅱ昭二・三法四三、四・四法六四、

一一・八法五八、一四・三法八

廃止Ⅱ昭一六・三法七六

大正十四年法律第五十一号「関東州の生産に係る物品の輸入税免除等に関する件」に依る生産品の製産原地証明に関する件(大一一・六勅三三二)

沿革 改正Ⅱ昭二・四勅九三、九・一二勅三九

五、一四・四勅二四九

廃止Ⅱ昭一六・八勅八〇五

○貿易調節及通商擁護に関する法律(昭九・四法四五)

沿革 改正Ⅱ昭一一・五法一、一五・四法八七

○昭和九年法律第四十五号「貿易調節及通商擁護に関する法律」第一条の規定による輸入税増課に関する件(昭一〇・七勅二〇八)

沿革 廃止Ⅱ昭一一・一勅五

内地、朝鮮、台湾又は樺太と南洋群島との間に於ける船舶及貨物の出入に関する件(大一一・四法五〇)

沿革 改廃なし

関東州の生産に係る物品の輸入税率に関する件(明三九・九勅二六二)

一 租税に関する法令

沿革 改廃なし

外国より輸入する鹹魚、燻製魚及魚粕に関する件(明三三・八法八六)

沿革 改正Ⅱ明三九・四法三六

昆布、木材及板を不開港より外国に輸入するの件(明二四・一〇勅一九九)

沿革 改廃なし

廃止Ⅱ昭二・四法四五

保税工場法(昭二・四法四五)

沿革 改廃なし

(3) 税関貨物取扱人

税関貨物取扱人法(明三四・四法二八)

沿革 改廃なし

(2) 保税施設

保税倉庫法(明三〇・三法一五)

沿革 改正Ⅱ明四〇・三法二〇、昭二・三法四

四

私設保税倉庫営業の特許等に関し特許手数料を徴収するの件(明三七・四勅一〇九)

沿革 改正Ⅱ明四五・七勅一五〇、昭一三・一

〇勅六六四

仮置場法(明四五・七法二四)

沿革 改正Ⅱ大五・三法三

(4) 噸税

噸税法(明三二・三法八八)

沿革 改正Ⅱ昭四・三法三一

噸税法施行規則(明三二・六勅三二〇)

沿革 改正Ⅱ六一・三勅一七四

二 租税に関する主要法令

(一) 直接税関係法規

(1) 所得税法改正法律

昭和十五年三月二十九日  
法律第二四号

第一章 総則

第一条 本法施行地ニ住所ヲ有シ又ハ一年以上居所ヲ有スル個人ハ本法ニ依リ所得税ヲ納ムル義務アルモノトス

第二条 前条ノ規定ニ該当セザル個人左ノ各号ノ一ニ該当スルトキハ其ノ所得ニ付テノミ所得税ヲ納ムル義務アルモノトス

一 本法施行地ニ資産又ハ事業ヲ有スルトキ

二 本法施行地ニ於テ公債、社債若ハ預金ノ利子又ハ合同

運用信託ノ利益ノ支払ヲ受クルトキ

三 本法施行地ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有スル法人ヨリ

利益若ハ利息ノ配当又ハ剰余金ノ分配ヲ受クルトキ

四 本法施行地ニ於テ俸給、給料、歳費、費用弁償(月額又ハ年額ヲ以テ支給スルモノニ限ル以下同ジ)、年金(郵便年金ヲ除ク以下同ジ)、恩給、賞与若ハ退職給与又ハ此等ノ性質ヲ有スル給与ノ支払ヲ受クルトキ

第三条 法人左ノ各号ノ一ニ該当スルトキハ其ノ所得ニ付テノミ所得税ヲ納ムル義務アルモノトス

一 本法施行地ニ於テ公債、社債若ハ預金ノ利子又ハ合同

所得税法目次

第一章 総則

第二章 分類所得税

第三章 総合所得税

第四章 申告、申請、調査及決定

第五章 所得調査委員会

第六章 審査、訴願及行政訴訟

第七章 徴収

第八章 雑則

第九章 罰則

所得税法

二 租税に関する主要法令

運用信託ノ利益ノ支払ヲ受クルトキ

二 本法施行地ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有スル法人ヨリ利益若ハ利息ノ配当又ハ剰余金ノ分配ヲ受クルトキ

第四条 北海道、府県、市町村其ノ他命令ヲ以テ指定スル公  
共団体、神社及民法第三十四条ノ規定ニ依リ設立シタル法  
人ニハ所得税ヲ課セズ

第五条 命令ヲ以テ指定スル重要物産ノ製造、採掘又ハ採取  
ヲ業トスル個人ニハ命令ノ定ムル所ニ依リ開業ノ年及其ノ  
翌年ヨリ三年間其ノ業務ヨリ生ズル所得ニ付所得税ヲ免除  
ス

第六条 信託財産ニ付生ズル所得ニ関シテハ其ノ所得ヲ信託  
ノ利益トシテ享受スベキ受益者ガ信託財産ヲ有スルモノト  
看做シテ所得税ヲ賦課ス但シ本法施行地ニ於テ信託利益ノ  
支払ヲ為ス合同運用信託ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ  
前項ノ規定ノ適用ニ付テハ受益者不特定ナルトキ又ハ未ダ  
存在セザルトキハ委託者又ハ其ノ相続人ヲ以テ受益者ト看  
做ス

公益信託ノ信託財産ニ付生ズル所得ニハ所得税ヲ課セズ

第七条 本法ニ於テ合同運用信託トハ信託会社ノ引受ケタル

金銭信託ニシテ共同セザル多数ノ委託者ノ信託財産ヲ合同  
シテ運用スルモノヲ謂フ

第八条 左ノ金額ハ之ヲ法人ヨリ受クル利益ノ配当ト看做シ  
本法ヲ適用ス

一 株式ノ消却ニ因リ支払ヲ受クル金額又ハ退社若ハ出資  
ノ減少ニ因リ持分ノ払戻トシテ受クル金額が其ノ株式ノ  
払込済金額又ハ出資金額ヲ超過スル場合ニ於ケル其ノ超  
過金額

二 法人解散シタル場合ニ於テ残余財産ノ分配トシテ株主  
又ハ社員ノ受クル金額が其ノ株式ノ払込済金額又ハ出資  
金額ヲ超過スル場合ニ於ケル其ノ超過金額

三 法人合併ヲ為シタル場合ニ於テ合併ニ因リテ消滅シタ  
ル法人ノ株主又ハ社員ガ合併後存続スル法人又ハ合併ニ  
因リテ設立シタル法人ヨリ合併ニ因リテ取得スル株式ノ  
払込済金額又ハ出資金額及金銭ノ総額が其ノ株主又ハ社  
員ノ有シタル株式ノ払込済金額又ハ出資金額ヲ超過スル  
場合ニ於ケル其ノ超過金額

第九条 所得税ハ之ヲ分類所得税及総合所得税ノ二種トス

第二章 分類所得税

第十条 分類所得税ハ左ノ所得ニ付之ヲ賦課ス

第一 不動産所得

不動産、不動産上ノ権利又ハ船舶ノ貸付（永小作権又ハ  
地上権ノ設定其ノ他他人ヲシテ不動産、不動産上ノ権利  
又ハ船舶ヲ使用セシムル一切ノ場合ヲ含ム以下同ジ）ニ  
因ル所得但シ甲種ノ事業所得ニ属スルモノヲ除ク

第二 配当利子所得

甲種 本法施行地ニ於テ支払ヲ受クル公債、社債又ハ預  
金（法人ニ対スル預金ニ限ル）ノ利子及合同運用信託  
ノ利益並ニ本法施行地ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有ス  
ル法人ヨリ受クル利益若ハ利息ノ配当又ハ剰余金ノ分  
配

乙種 営業ニ非ザル貸金ノ利子並ニ甲種ニ属セザル公  
債、社債又ハ預金ノ利子、合同運用信託ノ利益及法人  
ヨリ受クル利益若ハ利息ノ配当又ハ剰余金ノ分配

第三 事業所得

一 租税に関する主要法令

甲種 左ニ掲グル営業ノ所得

一 物品販売業（動植物其ノ他普通ニ物品ト称セザル  
モノノ販売ヲ含ム）

二 金銭貸付業

三 物品貸付業（動植物其ノ他普通ニ物品ト称セザル  
モノノ貸付ヲ含ム）

四 製造業（瓦斯電気ノ供給、物品ノ加工修理ヲ含  
ム）

五 運送業（運送取扱ヲ含ム）

六 倉庫業

七 請負業

八 印刷業

九 出版業

十 写真業

十一 席貸業

十二 旅人宿業

十三 料理店業

十四 周旋業

十五 代理業

十六 仲立業

十七 問屋業

十八 鋳業

十九 砂鋳業

二十 湯屋業

二十一 理髮美容業

二十二 其ノ他命令ヲ以テ定ムル營業

乙種 農業、畜産業、水産業等ノ所得、医師、弁護士等ノ所得其ノ他ノ種目ニ属セザル總テノ所得

第四 勤勞所得

甲種 本法施行地ニ於テ支払ヲ受クル俸給、給料、歳費、費用弁償、年金、恩給(一時金タル恩給ヲ除ク)及賞与並ニ此等ノ性質ヲ有スル給与但シ命令ヲ以テ定ムル個人ヨリ支払ヲ受クルモノヲ除ク

乙種 甲種ニ属セザル俸給、給料、歳費、費用弁償、年金、恩給(一時金タル恩給ヲ除ク)及賞与並ニ此等ノ性質ヲ有スル給与

第五 山林ノ所得

第六 退職所得

甲種 本法施行地ニ於テ支払ヲ受クル一時恩給及退職給与並ニ此等ノ性質ヲ有スル給与

乙種 甲種ニ属セザル一時恩給及退職給与並ニ此等ノ性質ヲ有スル給与

第十一条 左ノ各号ニ該当スル所得ニハ分類所得稅ヲ課セ

ズ

一 軍人及軍属ノ從軍中ノ俸給、手当及賞与

二 傷痍疾病者ノ恩給並ニ遺族ノ恩給及年金

三 旅費、学資金及法定扶養料

四 郵便貯金ノ利子及命令ヲ以テ定ムル当座預金ノ利子

五 元本三千円ヲ超エザル銀行貯蓄預金、産業組合貯金其ノ他命令ヲ以テ定ムル預金ノ利子

六 乙種ノ事業所得中營利ヲ目的トスル継続的の行為ヨリ生ジタルニ非ザル一時ノ所得

七 日本ノ国籍ヲ有セザル者ノ本法施行地外ニ於ケル資産、營業又ハ職業ヨリ生ズル所得

前項第五号ノ元本ハ命令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ計算ス

第十二条 分類所得稅ヲ課スベキ所得ハ左ノ各号ノ規定ニ依リ之ヲ算出ス

一 不動産所得ハ前年中ノ総収入金額ヨリ必要ノ経費(収入ヲ得ルニ必要ナル負債ノ利子ヲ含ム以下同ジ)ヲ控除シタル金額

二 甲種ノ配当利子所得ハ其ノ支払ヲ受クベキ金額但シ法人ヨリ受クル利益若ハ利息ノ配当又ハ剰余金ノ分配ハ支払ヲ受クベキ金額ヨリ其ノ十分ノ一ヲ控除シタル金額

三 乙種ノ配当利子所得中法人ヨリ受クル利益若ハ利息ノ配当又ハ剰余金ノ分配ハ前年三月一日ヨリ其ノ年二月末日迄ノ、其ノ他ハ前年中ノ収入金額(無記名株式ノ配当並ニ無記名ノ公債及社債ノ利子ニ付テハ支払ヲ受ケタル金額)

四 事業所得ハ前年中ノ総収入金額ヨリ必要ノ経費ヲ控除シタル金額但シ水産業ノ所得ハ命令ノ定ムル所ニ依リ前三年間毎年ノ総収入金額ヨリ必要ノ経費ヲ控除シタル金額ノ平均ニ依リ算出シタル金額

二 租稅に関する主要法令

看做シテ其ノ所得ヲ計算ス

第十三条 公債又ハ社債ニ付元本ノ所有者ニ非ザル者ガ利子ノ支払ヲ受クルトキハ乙種ノ配当利子所得ノ計算上元本ノ所有者ガ支払ヲ受クルモノト看做ス但シ利子ノ生ズル期間中ニ元本ノ所有者ニ異動アリタルトキハ最後ノ所有者ヲ以テ利子ノ支払ヲ受クル者ト看做ス

第十四条 不動産所得ハ二百五十円ニ満たザルトキハ分類所得税ヲ課セズ

戸主及其ノ同居家族ノ不動産所得ハ之ヲ合算シ其ノ総額ニ付前項ノ規定ヲ適用ス戸主ト別居スル二人以上ノ同居家族ノ不動産所得ニ付亦同ジ

第十五条 乙種ノ配当利子所得ハ百円ニ満たザルトキハ分類所得税ヲ課セズ

前条第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ付之ヲ準用ス

第十六条 甲種ノ勤勞所得ニ付テハ命令ノ定ムル所ニ依リ年七百二十円ノ割合ニ依リ給与ノ支給期間ニ応ジテ算出シタル金額ヲ其ノ給与ヨリ控除ス  
同一ノ支払者ヨリ賞与又ハ賞与ノ性質ヲ有スル給与ト其ノ

他ノ給与トヲ併セ受クル者ニ在リテハ前項ノ控除ハ先ヅ賞与及賞与ノ性質ヲ有スル給与以外ノ給与ニ付之ヲ為シ不足アルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ賞与又ハ賞与ノ性質ヲ有スル給与ニ及ブ

二以上ノ支払者ヨリ甲種ノ勤勞所得ヲ受クル者ニ付テハ前二項ノ規定ニ依リ控除ハ命令ノ定ムル所ニ依ル

第十七条 事業所得及乙種ノ勤勞所得ニ付テハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ所得ヨリ左ノ金額ヲ控除ス

一 事業所得ニ付テハ五百円

二 乙種ノ勤勞所得ニ付テハ七百二十円事業所得ト乙種ノ勤勞所得トヲ有スル者ノ事業所得ニ付テハ前項第一号ノ

規定ニ依リ控除ハ之ヲ為サズ但シ乙種ノ勤勞所得ガ七百二十円ニ満たザルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ五百円ト

乙種ノ勤勞所得ノ七・二分ノ五ニ相当スル金額トノ差額

ヲ事業所得ヨリ控除ス

第十八条 前年中ニ甲種ノ勤勞所得ニ付第十六条第一項ノ規定ニ依リ控除ヲ受ケタル者ノ事業所得又ハ乙種ノ勤勞所得ニ付テハ前条ノ規定ニ依リ控除ハ之ヲ為サズ但シ前年中ニ

甲種ノ勤勞所得ニ付第十六条第一項ノ規定ニ依リ控除シタル金額ガ七百二十円ニ満たザルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ所得ヨリ左ノ金額ヲ控除ス

一 事業所得ニ付テハ五百円ト第十六条第一項ノ規定ニ依リ控除シタル金額ノ七・二分ノ五ニ相当スル金額トノ差額

二 乙種ノ勤勞所得ニ付テハ七百二十円ト第十六条第一項ノ規定ニ依リ控除シタル金額トノ差額

三 前二号ノ所得ヲ併セ有スルトキハ其ノ所得ニ付テハ命令ノ定ムル金額

第十九条 同居ノ戸主及其ノ家族中二人以上ノ者が事業所得ヲ有スル場合ニ於テ前二条ノ規定ニ依リ其ノ事業所得ヨリ控除スベキ金額ハ総額ニ於テ五百円ヲ超ユルコトヲ得ズ戸主ト別居スル二人以上ノ同居家族ノ事業所得ニ付亦同ジ

前項ノ規定ヲ適用スル場合ニ於テハ前二条ノ規定ニ依リ控除スベキ金額ハ命令ノ定ムル所ニ依リ納税義務者ノ一人又ハ数人ノ所得ヨリ之ヲ控除ス

第二十条 山林ノ所得ニ付テハ其ノ所得ヨリ五百円ヲ控除

ス

前条ノ規定ハ前項ノ場合ニ付之ヲ準用ス

第二十一条 分類所得税ハ左ノ税率ニ依リ之ヲ賦課ス

第一 不動産所得

百分ノ十

第二 配当利子所得

甲種

百分ノ四

一 国債ノ利子

二 国債以外ノ公債ノ利子

百分ノ九

三 其ノ他

百分ノ十

乙種

百分ノ十

第三 事業所得

甲種

百分ノ八・五

乙種

百分ノ七・五

第四 勤勞所得

第五 山林ノ所得

百分ノ六

所得金額ヲ左ノ各級ニ区分シ逐次ニ各税率ヲ適用ス

千六百円以下ノ金額

百分ノ五

千六百円ヲ超ユル金額

百分ノ七・五

二 租税に関する主要法令

第六 退職所得

所得金額ヲ支払者ノ異ナル毎ニ左ノ各級ニ区分シ通次ニ各税率ヲ適用ス

二万円以下ノ金額	百分ノ六
二万円ヲ超ユル金額	百分ノ十二
十万円ヲ超ユル金額	百分ノ二十五
五十万円ヲ超ユル金額	百分ノ四十

銀行貯蓄預金、産業組合貯金其ノ他命令ヲ以テ定ムル預金ノ利子及産業組合、工業組合、商業組合等命令ヲ以テ定ムル法人ヨリ受クル剰余金ノ分配ニ付テハ前項中配当利子所得甲種第三号ニ規定スル税率百分ノ十八之ヲ百分ノ五トス

第十七条又ハ第十八条ノ規定ニ依ル控除前ノ事業所得ノ金額ガ千円以下ナルトキハ第一項中甲種及乙種ノ事業所得ニ付規定スル税率百分ノ八・五及百分ノ七・五ハ各之ヲ百分ノ六トス

戸主及其ノ同居家族ノ事業所得ハ之ヲ合算シ其ノ総額ニ付前項ノ規定ヲ適用ス戸主ト別居スル二人以上ノ同居家族ノ

事業所得ニ付亦同ジ

第二十二條 第一条ノ規定ニ該当セザル個人又ハ本法施行地ニ本店若ハ主タル事務所ヲ有セザル法人ノ甲種ノ配当利子所得ニ対スル分類所得税ハ前条ノ規定ニ拘ラズ左ノ税率ニ依リ之ヲ賦課ス

- 一 国債ノ利子 百分ノ九
- 二 国債以外ノ公債ノ利子 百分ノ十四
- 三 前条第二項ニ規定スル預金ノ利子及剰余金ノ分配 百分ノ十
- 四 其ノ他 百分ノ十五

第一条ノ規定ニ該当セザル個人ノ本法施行地ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有スル法人ヨリ受クル利益又ハ剰余金ノ処分タル賞与又ハ賞与ノ性質ヲ有スル給与ニ対スル分類所得税ハ前条ノ規定ニ拘ラズ百分ノ十五ノ税率ニ依リ之ヲ賦課ス

第二十三條 信託会社ガ其ノ引受ケタル合同運用信託ノ信託財産ニ付納付シタル甲種ノ配当利子所得ニ対スル分類所得税額ハ命令ノ定ムル所ニ依リ当該合同運用信託ノ利益ニ対スル分類所得税額ヨリ之ヲ控除ス

前項ノ場合ニ於テ控除スベキ甲種ノ配当利子所得ニ対スル分類所得税ハ甲種ノ配当利子所得ノ計算上当該合同運用信託ノ利益ニ之ヲ加算ス

第二十四條 甲種ノ勤勞所得ニ対スル分類所得税ニ付テハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ年一月一日現在ノ扶養家族一人ニ付年百五十円ノ割合ニ依リ給与ノ支給期間ニ応ジテ算出シタル金額ノ百分ノ八ニ相当スル金額ヲ分類所得税額ヨリ控除ス

同一ノ支払者ヨリ賞与又ハ賞与ノ性質ヲ有スル給与ト其ノ他ノ給与トヲ併セ受クル者ニ在リテハ前項ノ控除ハ先ヅ賞与及賞与ノ性質ヲ有スル給与以外ノ給与ニ対スル分類所得税ニ付之ヲ為シ不足アルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ賞与又ハ賞与ノ性質ヲ有スル給与ニ対スル分類所得税ニ及ブ

二以上ノ支払者ヨリ甲種ノ勤勞所得ヲ受クル者ニ付テハ前二項ノ規定ニ依ル控除ハ命令ノ定ムル所ニ依ル

第二十五條 不動産所得、事業所得、乙種ノ勤勞所得又ハ山林ノ所得ニ対スル分類所得税ニ付テハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ年一月一日現在ノ扶養家族一人ニ付百五十円ノ百分ノ八ニ相当スル金額ヲ分類所得税額ヨリ控除ス

前条第四項ノ規定ハ前項ノ場合ニ付之ヲ準用ス

第一項ノ扶養家族ニ付前条第一項ノ規定ニ依ル控除ヲ為ストキハ其ノ扶養家族ニ付テハ第一項ノ規定ニ依ル控除ハ之ヲ為サズ

二 租税に関する主要法令

戸主及其ノ同居家族ノ分類所得税ハ之ヲ合算シ其ノ総額ニ付第一項ノ規定ヲ適用ス戸主ト別居スル二人以上ノ同居家族ノ分類所得税ニ付亦同シ

前項ノ場合ニ於テ控除スベキ金額ハ命令ノ定ムル所ニ依リ納税義務者ノ一人又ハ数人ノ分類所得税額ヨリ之ヲ控除ス

第一項ノ所得ヲ有スル者綜合所得税ノ賦課ヲ受クル者ナルトキハ同項ノ規定ニ依ル控除ハ之ヲ為サズ

第二十六条 本法ニ於テ扶養家族トハ当該所得ヲ有スル者ノ同居ノ妻並ニ同居ノ戸主及家族中年齡十八歳未満若ハ六十歳以上又ハ不具癱疾ノ者ヲ謂フ

前項ニ規定スル不具癱疾者ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十六条ノ二 自己若ハ家族又ハ其ノ相続人ヲ保險金受取人トスル生命保險契約ノ為ニ払込ミタル保險料アルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ保險料中年額二百円以内ニ於テ命令ヲ以テ定ムル金額ノ百分ノ六ニ相当スル金額ヲ不動産所得、事業所得、勤勞所得又ハ山林ノ所得ニ対スル分類所得税額ヨリ控除ス

第二十七条 第二十四条、第二十五条及前条ノ規定ハ第二条ノ規定ニ依ル納税義務者ニハ之ヲ適用セズ

第三章 綜合所得税

第二十八条 綜合所得税ハ個人ノ総所得ニ付之ヲ賦課ス但シ第一条ノ規定ニ該當セザル個人ニ在リテハ本法施行地ニ於ケル資産又ハ事業ヨリ生ズル所得ニ付テノミ綜合所得税ヲ賦課ス

第二十九条 左ノ各号ニ該當スル所得ニ付テハ綜合所得税ヲ課セズ

- 一 第十一条第一項第一号乃至第五号及第七号ノ所得
  - 二 第三十条第一項第九号ノ所得中營利ヲ目的トスル継続的行為ヨリ生ジタルニ非ザル一時ノ所得
  - 三 一時恩給及退職給与並ニ此等ノ性質ヲ有スル給与
- 第三十条 個人ノ総所得ハ左ノ各号ノ規定ニ依リ之ヲ算出ス

- 一 不動産、不動産上ノ權利又ハ船舶ノ貸付ニ因ル所得ハ前年中ノ総収入金額ヨリ必要ノ経費ヲ控除シタル金額
- 二 本法施行地ニ於テ支払ヲ受クル公債、社債、銀行預金

及第二十一条第二項ニ規定スル預金ノ利子並ニ命令ヲ以テ定ムル合同運用信託ノ利益ハ前年中ノ収入金額（無記名ノ公債及社債ノ利子ニ付テハ支払ヲ受ケタル金額）ヨリ其ノ十分ノ四ヲ控除シタル金額

三 前号以外ノ公債、社債及預金ノ利子並ニ合同運用信託ノ利益ハ前年中ノ収入金額（無記名ノ公債及社債ノ利子ニ付テハ支払ヲ受ケタル金額）

四 營業ニ非ザル貸金ノ利子ハ前年中ノ収入金額ヨリ其ノ元本ヲ得ルニ要シタル負債ノ利子ヲ控除シタル金額

五 法人ヨリ受クル利益若ハ利息ノ配當又ハ剰余金ノ分配ハ前年三月一日ヨリ其ノ年二月末日迄ノ収入金額（無記名株式ノ配當ニ付テハ支払ヲ受ケタル金額）ヨリ其ノ元本ヲ得ルニ要シタル負債ノ利子ヲ控除シタル金額

六 山林ノ所得ハ前年中ノ総収入金額ヨリ必要ノ経費ヲ控除シタル金額

七 俸給、給料、歳費、費用弁償、年金、恩給及賞与並ニ此等ノ性質ヲ有スル給与ハ前年中ノ収入金額

八 水産業ノ所得ハ命令ノ定ムル所ニ依リ前三年間毎年ノ

二 租税に関する主要法令

総収入金額ヨリ必要ノ経費ヲ控除シタル金額ノ平均ニ依リ算出シタル金額

九 前各号以外ノ所得ハ前年中ノ総収入金額ヨリ必要ノ経費ヲ控除シタル金額

所得税及臨時利得税ハ前項第一号、第六号、第八号及第九号ノ必要ノ経費ニ之ヲ算入セズ  
營業利得ニ対スル臨時利得税額ハ当該臨時利得税ヲ課セラレベキ年分ノ総所得金額ヨリ之ヲ控除ス

第十二条第四項ノ規定ハ前項ノ臨時利得税額ノ計算ニ付之ヲ準用ス  
第一項第一号乃至第六号ノ所得ニ付テハ被相続人ノ所得ハ之ヲ相続人ノ所得ト看做シ第八号及第九号ノ所得ニ付テハ相続シタル資産又ハ事業ハ相続人ガ引続キ之ヲ有シタルモノト看做シテ其ノ所得ヲ計算ス

第十三条ノ規定ハ個人ノ総所得ノ計算ニ付之ヲ準用ス

第三十一条 前条ノ規定ニ依リ算出シタル総所得金額一万円以下ナルトキハ其ノ所得中同条第一項第七号ノ所得ニ付其ノ十分ノ一ヲ控除ス

戸主及其ノ同居家族ノ所得ハ之ヲ合算シ其総額ニ付前項ノ規定ヲ適用ス戸主ト別居スル二人以上ノ同居家族ノ所得ニ付亦同シ

第三十二条 総所得金額五千元以下ナルトキハ綜合所得税ヲ課セズ前条ノ規定ニ依ル控除ヲ為シタル為五千元以下ト為リタルトキ亦同シ

第八条ニ規定スル利益ノ配当、山林ノ所得及其ノ他ノ所得ハ各之ヲ区分シ其ノ各所得ニ付前項ノ規定ヲ適用ス  
前条第二項ノ規定ハ前二項ノ場合ニ付之ヲ準用ス

第三十三条 綜合所得税ハ総所得金額ヲ左ノ各級ニ区分シ逓次ニ各税率ヲ適用シテ之ヲ賦課ス但シ第八条ニ規定スル利益ノ配当及山林ノ所得ハ各他ノ所得ト之ヲ区分シ其ノ所得ヲ五分シタル金額中千円ヲ超エ五千元以下ノ金額ニ対シテハ百分ノ五ノ税率ヲ、五千元ヲ超ユル金額ニ対シテハ本項ノ税率ヲ適用シテ算出シタル金額ヲ五倍シタルモノヲ以テ各其ノ税額トス

五千元ヲ超ユル金額  
八千円ヲ超ユル金額

百分ノ十  
百分ノ十五

一万二千円ヲ超ユル金額

百分ノ二十

二万円ヲ超ユル金額

百分ノ二十五

三万円ヲ超ユル金額

百分ノ三十

五万円ヲ超ユル金額

百分ノ三十五

八万円ヲ超ユル金額

百分ノ四十

十二万円ヲ超ユル金額

百分ノ四十五

二十万円ヲ超ユル金額

百分ノ五十

三十万円ヲ超ユル金額

百分ノ五十五

五十万円ヲ超ユル金額

百分ノ六十

八十万円ヲ超ユル金額

百分ノ六十五

前項ノ場合ニ於テ戸主及其ノ同居家族ノ総所得金額ハ之ヲ合算シ其ノ総額ニ対シ税率ヲ適用シテ算出シタル金額ヲ各其ノ総所得金額ニ按分シテ各其ノ税額ヲ定ム戸主ト別居スル二人以上ノ同居家族ノ総所得金額ニ付亦同シ

総所得中ニ法人ヨリ受クル利益若ハ利息ノ配当又ハ剰余金ノ分配ニシテ甲種ノ配当利子所得トシテ分類所得税ヲ課セラレタルモノアルトキハ総所得金額ニ対シ前二項ノ規定ヲ適用シテ算出シタル金額ト当該利益若ハ利息ノ配当又ハ剰

余金ノ分配ノ前年三月一日ヨリ其ノ年二月末日迄ノ収入金額（無記名株式ノ配当ニ付テハ支払ヲ受ケタル金額）ノ百分ノ一ニ相当スル金額トノ合計額ヲ以テ総所得ニ対スル綜合所得税ノ税額トス

前項ニ規定スル剰余金ノ分配中ニ産業組合、工業組合、商業組合等命令ヲ以テ定ムル法人ヨリ受クルモノアルトキハ其ノ部分ノ収入金額ニ付テハ前項ニ規定スル割合百分ノ一ハ之ヲ百分ノ〇・五トス

第四章 申告、申請、調査及決定

第三十四条 不動産所得、乙種ノ配当利子所得、事業所得、乙種ノ勤勞所得、山林ノ所得若ハ乙種ノ退職所得ニ付分類所得税ヲ納ムル義務アル者又ハ個人ノ総所得ニ付綜合所得税ヲ納ムル義務アル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ毎年三月十五日迄ニ所得ノ種類及金額其ノ他必要ナル事項ヲ政府ニ申告スベシ

第二十五条ノ規定ニ依ル控除ヲ受ケントスル者ハ前項ノ申告ト同時ニ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ申請書ヲ提出スベシ  
第三十五条 甲種ノ勤勞所得ヲ有スル者ハ命令ノ定ムル所ニ

二 租税に関する主要法令

依リ第十六条ノ規定ニ依ル控除ニ関シ必要ナル事項ヲ政府ニ申告スベシ  
第二十四条ノ規定ニ依ル控除ヲ受ケントスル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ申請書ヲ政府ニ提出スベシ

第三十六条 不動産所得、乙種ノ配当利子所得、事業所得、乙種ノ勤勞所得、山林ノ所得及乙種ノ退職所得ノ金額竝ニ個人ノ総所得ノ金額ハ所得調査委員会ノ調査ニ依リ政府ニ於テ之ヲ決定ス

所得調査委員会閉会後前項ノ所得ノ決定ニ付脱漏アルコトヲ発見シタルトキハ其ノ決定ヲ為スベカリシ年ノ翌年ヨリ三年間ハ仍所得調査委員会ノ調査ニ依リ政府ニ於テ其ノ所得金額ヲ決定スルコトヲ得

所得調査委員会閉会後第一項ノ所得ヲ有スル者納税義務アルコトヲ申出デ又ハ納税義務者所得金額ノ増加ガアルコトヲ申出デタルトキハ前二項ノ規定ニ拘ラズ政府ニ於テ其ノ所得金額ヲ決定ス

納税義務者第一項ノ規定ニ依ル所得ノ決定前ニ納税管理人ノ申告ヲ為サズシテ本法施行地ニ住所及居所ヲ有セザルニ

至ルトキハ第一項ノ規定ニ拘ラズ政府ノ調査ニ依リ政府ニ於テ其ノ所得金額ヲ決定スルコトヲ得  
前四項ノ規定ハ第二十五条又ハ第二十六条ノ二ノ規定ニ依ル控除ニ因リ徴収税額ナント認ムル者ニ付テハ之ヲ適用セズ

第三十七条 五月三十一日迄ニ所得調査委員会成立セザルトキハ政府ニ於テ所得金額ヲ決定ス

所得調査委員会開会ノ日ヨリ第五十八条ノ期間内又ハ五月三十一日迄ニ調査結了セザルトキハ政府ニ於テ調査未滿ノ所得金額ヲ決定ス

第三十八条 政府ハ所得調査委員会ノ決議ヲ不当ト認ムルトキハ七日以内ノ期間ヲ定メ之ヲ再調査ニ付ス仍其ノ決議ヲ不当ト認ムルトキ又ハ再調査期間内ニ調査結了セザルトキハ政府ニ於テ所得金額ヲ決定ス

第三十九条 前三条ノ規定ニ依リ所得金額ヲ決定シタルトキハ政府ハ之ヲ納税義務者ニ通知スベシ  
本法施行地内ニ住所及居所ヲ有セザル納税義務者納税管理人ノ申告ヲ為サザルトキハ前項ノ通知ハ公告ヲ以テ之ヲ為

スコトヲ得此ノ場合ニ於テ公告ノ初日ヨリ七日ヲ経過シタルトキハ其ノ通知アリタルモノト看做ス

第五章 所得調査委員会

第四十条 各税務署所轄内ニ所得調査委員会ヲ置ク但シ税務署所轄内ニ在ル市ニ付テハ命令ヲ以テ特ニ所得調査委員会ヲ置クコトヲ得

所得調査委員ノ定数ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム但シ定数ノ増減ハ改選期ニ於テスルノ外之ヲ為スコトヲ得ズ

第四十一条 所得調査委員ハ各選挙区ニ於テ之ヲ選挙ス  
所得調査委員ヲ選挙スルトキハ同時ニ之ト同数ノ補欠員ヲ選挙スベシ

第四十二条 所得調査委員及補欠員ノ選挙区域ハ所得調査委員会ヲ置クベキ区域ニ依リ投票区及開票区ハ市町村ノ区域ニ依ル但シ市制第六条又ハ第八十二条第三項ノ規定ニ依リ指定セラレタル市ニ在リテハ区ノ区域ニ依ル

町村組合ニシテ町村ノ事務ノ全部又ハ役場事務ヲ共同処理スルモノハ之ヲ一町村ト看做シ町村制ヲ施行セザル地ニ於テハ町村ニ準ズベキモノヲ町村ト看做ス

第四十三条 選挙区域内ニ居住シ第三十六条第一項ノ所得又

ハ個人ノ營業ニ付其ノ年法定ノ期限迄ニ所得金額又ハ純益金額ノ申告ヲ為シ且其決定ヲ受ケタル者ニシテ選挙人名簿ニ登録セラレタルモノハ所得調査委員及補欠員ヲ選挙シ又ハ所得調査委員若ハ補欠員ニ選挙セラルルコトヲ得但シ左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ此ノ限ニ在ラズ

一 無能力者

二 破産者ニシテ復権ヲ得ザルモノ

三 国税滞納処分ヲ受ケタル後一年ヲ経ザル者

四 六年ノ懲役若ハ禁錮以上ノ刑ニ処セラレ又ハ旧刑法ノ重罪ノ刑ニ処セラレタル者

五 六年未滿ノ懲役又ハ禁錮ノ刑ニ処セラレ其ノ刑ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至ル迄ノ者

六 第九十四条又ハ第九十五条ノ規定ニ依リ禁錮以上ノ刑ニ処セラレ其ノ刑ノ執行ヲ終リタル後又ハ時効ニ因ル場

合ヲ除クノ外執行ノ免除ヲ受ケタル後五年ヲ経ザル者

七 第八十八条乃至第九十五条又ハ營業税法第三十三条乃至第三十五条ノ規定ニ依リ罰金又ハ科料ノ刑ニ処セラレ

其ノ裁判確定ノ後五年ヲ経ザル者

其ノ年分ノ所得金額及純益金額ノ決定前選挙ヲ行フ場合ニ於テハ前年第三十六条第一項ノ所得又ハ個人ノ營業ニ付所得又ハ營業税ヲ納メタルコトヲ以テ其ノ年所得金額又ハ純益金額ノ決定ヲ受ケタルモノト看做ス

前二項ノ場合ニ於テ被相続人ニ付為シタル所得金額又ハ純益金額ノ決定ハ之ヲ相続人ニ付為シタル所得金額又ハ純益金額ノ決定ト看做シ被相続人ノ為シタル納税又ハ申告ハ之ヲ相続人ノ為シタル納税又ハ申告ト看做ス

第四十四条 投票及開票ニ関スル事務ハ市区町村長之ヲ担任シ選挙会ニ関スル事務ハ税務署長之ヲ担任ス

第四十二条第二項ノ町村組合ニ付テハ其ノ組合管理者ヲ、町村制ヲ施行セザル地ニ付テハ町村長ニ準ズベキモノヲ町村長ト看做ス

第四十五条 税務署長ハ所得調査委員及補欠員ノ選挙期日ヲ定メ之ヲ市区町村長ニ通知スベシ

市区町村長前項ノ通知ヲ受ケタルトキハ少クトモ選挙期日

七日前其ノ旨ヲ公示スベシ

第四十六条 選挙ハ無記名投票ヲ以テ之ヲ行フ

投票ハ所得調査委員及補欠員ノ各選挙ニ付一人一票ニ限ル

選挙人ハ選挙ノ当日投票時間内ニ自ラ投票所ニ到リ被選挙人各一人ノ氏名ヲ各別ノ投票用紙ニ記載シテ投票スベシ

投票用紙ハ選挙ノ当日投票所ニ於テ之ヲ選挙人ニ交付ス

第四十七条 市区町村長ハ投票ヲ調査シ直ニ其ノ結果ヲ税務

署長ニ報告スベシ

第四十八条 税務署長前条ノ報告ヲ受ケタルトキハ選挙会ヲ

開キ之ヲ調査スベシ

第四十九条 投票、開票及選挙会ニハ立会人ヲ立会ハシムベ

シ

立会人ニ関スル規定ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第五十条 投票ノ多数ヲ得タル者ヲ以テ当選人トス投票ノ数

同ジキトキハ年齢多キ者ヲ取り年齢同ジキトキハ抽籤ヲ以

テ之ヲ定ム

所得調査委員ニ当選シタル者同時ニ補欠員ニ当選スルモ補

欠員タルコトヲ得ズ

第五十一条 所得調査委員及補欠員ノ選挙終了シタルトキハ

税務署長ハ当選人ノ氏名ヲ公示シ且之ヲ当選人及市区町村長ニ通知スベシ

市区町村長前項ノ通知ヲ受ケタルトキハ当選人ノ氏名ヲ公示スベシ

第五十二条 所得調査委員又ハ補欠員ニ当選シタル者ハ正当

ノ事由ナクシテ之ヲ辞スルコトヲ得ズ

第五十三条 所得調査委員及補欠員ノ任期ハ選挙期日ノ属スル月ヨリ四年トス

選挙区域ノ変更ニ因リ其ノ区域内ニ於ケル第三十六条第一

項ノ所得ニ付其ノ年所得金額ノ決定ヲ受ケタル者及個人ノ

営業ニ付其ノ年純益金額ノ決定ヲ受ケタル者ノ合計数ニ五

分ノ一以上ノ増減ヲ来シタル場合ニ於テハ所得調査委員及

補欠員ノ任期ハ選挙区域ノ変更アリタル月ヲ以テ終了スル

モノトス但シ其ノ選挙区域ノ変更ノ月ガ一月又ハ二月ナル

トキハ三月、四月乃至八月ナルトキハ九月、十二月ナルト

キハ翌年三月ヲ以テ終了スルモノトス

第四十三条第二項ノ規定ハ其ノ年分ノ所得金額及純益金額

ノ決定前選挙区域ノ変更アリタル場合ニ付之ヲ準用ス

第五十四条 所得調査委員及補欠員ノ改選ハ前任者ノ任期終

了ノ月ノ翌月ニ於テ之ヲ行フ

第五十五条 所得調査委員ニ欠員ヲ生ジタルトキハ投票ノ最

多数ヲ得タル補欠員ヨリ順次之ヲ補充シ投票ノ数同ジキト

キハ年齢多キモノヲ取り年齢同ジキトキハ抽籤ヲ以テ之ヲ

定ム

所得調査委員ニ欠員ヲ生ジ之ヲ補充スベキ補欠員ナキトキ

ハ所得調査委員ノ補欠選挙ヲ行フ

第五十六条 前条ノ規定ニ依リ所得調査委員又ハ補欠員ト為

リタル者ハ前任者ノ残任期間在任ス

選挙区域ノ変更ニ因リ新ニ選挙セラレタル所得調査委員及

補欠員ノ任期ハ選挙区域変更前ニ於ケル所得調査委員及補

欠員ノ選挙期日ノ属スル月ヨリ四年ヲ以テ終了ス

第五十七条 所得調査委員又ハ補欠員第四十三条第一項各号

ノ一ニ該当スルニ至リタルトキ、第三十六条第一項ノ所得

ニ対スル所得税若ハ営業税ノ何レニ付テモ納税義務ヲ有セ

ザルニ至リタルトキ又ハ其ノ選挙区域内ニ居住セザルニ至

リタルトキハ其ノ職ヲ失フ

第五十八条 所得調査委員会ノ開会日数ハ三十日以内トシ地

方ノ情況ニ依リ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第五十九条 所得調査委員会ハ税務署長ノ通知ニ依リ之ヲ開

ク

第六十条 所得調査委員会ハ毎年開会ノ始ニ於テ所得調査委

員中ヨリ会長ヲ選挙スベシ

第六十一条 税務署長ハ毎年第三十六条第一項ノ所得ニ付納

税義務アリト認ムル者ノ所得金額ヲ調査シ其ノ調査書ヲ所

得調査委員会ニ送付スベシ

前項ノ規定ハ第二十五条又ハ第二十六条ノ二ノ規定ニ依ル

控除ニ因リ徴収税額ナント認ムル者ニ付テハ之ヲ適用セ

ズ

前二項ノ規定ハ第三十六条第二項ノ場合ニ付之ヲ準用ス

第六十二条 所得調査委員会ハ定員ノ過半数ニ当ル委員出席

スルニ非ザレバ決議ヲ為スコトヲ得ズ

議事ハ出席員ノ多数ヲ以テ之ヲ決ス可否同数ナルトキハ会

長ノ決スル所ニ依ル

第六十三条 所得調査委員ハ自己及自己ト同一戸籍内ニ在ル者ノ所得ニ関スル議事ニ与ルコトヲ得ズ

第六十四条 税務署長又ハ其ノ代理官ハ所得調査委員会ニ出席シ意見ヲ陳述スルコトヲ得

第六十五条 所得調査委員ニハ手当及旅費ヲ給ス

第六十六条 所得調査委員ニ自己ノ所属スル所得調査委員会ノ調査ニ依リ決定セラレタル課税標準額ニ対スル審査ノ請求、訴願又ハ行政訴訟ニ付納税義務者ノ代理ヲ為シ若ハ其ノ相談ニ応ズルヲ以テ業ト為シ又ハ報酬ヲ得テ此等ノ事務ヲ行フコトヲ得ズ

第六章 審査、訴願及行政訴訟

第六十七条 納税義務者第三十九条ノ規定ニ依リ政府ノ通知シタル所得金額ニ対シテ異議アルトキハ通知ヲ受ケタル日ヨリ二十日以内ニ不服ノ事由ヲ具シ政府ニ審査ノ請求ヲ為スコトヲ得

前項ノ請求アリタル場合ト雖モ政府ハ税金ノ徴収ヲ猶予セズ

第六十八条 前条第一項ノ請求アリタルトキハ所得審査委員会ノ決議ニ依リ政府ニ於テ之ヲ決定ス

所得審査委員会ハ前条第一項ノ請求ヲ為シタル者ニ対シ其ノ所得ニ関スル事実ヲ質問スルコトヲ得

第三十八条ノ規定ハ所得審査委員会ノ決議ニ付之ヲ準用ス

第六十九条 各税務監督局所轄内ニ所得審査委員会ヲ置ク

所得審査委員会ハ左ノ所得審査委員ヲ以テ之ヲ組織ス

- 一 税務監督局高等官中ヨリ大蔵大臣ノ命シタル者三人
- 二 税務監督局所轄内各府県又ハ北海道ニ於テ所得調査委員ノ互選シタル者府県ニ在リテハ各一人北海道ニ在リテハ四人

所得審査委員会、所得審査委員及其ノ補欠員ニ関スル事項

ハ本法ニ定ムルモノヲ除クノ外命令ヲ以テ之ヲ定ム

第七十条 所得調査委員ヨリ選挙セラレタル所得審査委員ニ

ハ日当及旅費ヲ給ス

第七十一条 第六十八条第一項ノ決定ニ対シ不服アル者ハ訴願ヲ為シ又ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第七章 徴収

第七十二条 甲種ノ配当利子所得、甲種ノ勤労所得又ハ甲種ノ退職所得ニ対スル分類所得税ハ支払者支払ノ際之ヲ徴収

シ翌月十日迄ニ政府ニ納付スベシ

第七十三条 不動産所得、乙種ノ配当利子所得、事業所得、

乙種ノ勤労所得、山林ノ所得及乙種ノ退職所得ニ対スル分類所得税並ニ個人ノ総所得ニ対スル総合所得税ハ其ノ年額ヲ四分シ左ノ四期ニ於テ之ヲ徴収ス但シ納税義務者納税管理人ノ申告ヲ為サズシテ本法施行地ニ住所及居所ヲ有セザルニ至ルトキハ直ニ其ノ所得税ヲ徴収スルコトヲ得

第一期 其ノ年七月一日ヨリ三十一日限

第二期 其ノ年九月一日ヨリ三十日限

第三期 其ノ年十一月一日ヨリ三十日限

第四期 翌年二月一日ヨリ末日限

第七十四条 第七十二条ノ規定ニ依リ徴収スベキ分類所得税ヲ徴収セザルトキ又ハ其ノ徴収シタル税金ヲ納付セザルトキハ国税徴収ノ例ニ依リ之ヲ支払者ヨリ徴収ス

法人解散シタル場合ニ於テ前項ノ規定ニ依リ徴収セラルル税金ヲ納付セズシテ残余財産ヲ分配シタルトキハ其ノ税金

ニ付清算人連帯シテ納税ノ義務アルモノトス

第八章 雑則

第七十五条 納税義務者災害、失業其ノ他ノ事由ニ因リ著シク資力ヲ喪失シ納税困難ト認ムルトキハ政府ハ命令ノ定ムル所ニ依リ所得税ヲ軽減又ハ免除スルコトヲ得

第七十六条 政府ハ前条ノ規定ニ依リ軽減又ハ免除セラルル所得税ニ付軽減又ハ免除ニ関スル処分ノ確定スルニ至ル迄税金ノ徴収ヲ猶予スルコトヲ得

第七十七条 本法施行地ニ於テ利子ノ支払ヲ為スベキ公債又ハ社債ヲ募集シタル者(委託募集ノ場合ハ委託ヲ受ケ募集シタル者)ハ遅滞ナク其ノ公債又ハ社債ニ付命令ヲ以テ定ムル事項ヲ記載シタル調書ヲ政府ニ提出スベシ

第七十八条 本法施行地ニ於テ無記名ノ公債、社債又ハ株式ニ付利子又ハ配当ノ支払ヲ受クル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ氏名又ハ名称、住所其ノ他必要ナル事項ヲ利子又ハ配当ノ支払ノ取扱者ニ告知スベシ

利子又ハ配当ノ支払ノ取扱者ハ前項ノ告知ヲ為サシメタル後其ノ支払ヲ為スベシ

第七十九条 俸給、給料、歳費、費用弁償、年金、恩給若ハ賞与又ハ此等ノ性質ヲ有スル給与ノ支払ヲ為ス者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ必要ナル事項ヲ政府ニ申告スベシ

ニ質問ヲ為シ又ハ之ニ関スル帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査スルコトヲ得

第八十条 左ニ掲グル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ支払調書ヲ政府ニ提出スベシ

第八十二条 税務署長又ハ其ノ代理官ハ調査上必要アルトキ

一 俸給、給料、歳費、費用弁償、年金、恩給若ハ賞与又ハ此等ノ性質ヲ有スル給与ノ支払ヲ為ス者

ハ納税義務者若ハ納税義務アリト認ムル者ニ金錢若ハ物品ヲ支払フノ義務ヲ有スト認ムル者ニ対シ又ハ納税義務者若ハ納税義務アリト認ムル者ヨリ金錢若ハ物品ノ支払ヲ受クルノ権利ヲ有スト認ムル者ニ対シ其ノ金額、数量、価格、支払期日等ニ付質問スルコトヲ得

二 公債、社債若ハ預金ノ利子又ハ合同運用信託ノ利益ノ支払ヲ為ス者

第八十三条 政府ハ第七十二条ノ規定ニ依リ甲種ノ勤勞所得

三 利益若ハ利息ノ配当又ハ剰余金ノ分配ヲ為ス法人  
合同運用信託以外ノ信託ノ受託者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ各信託ニ付計算書ヲ政府ニ提出スベシ

ニ対スル分類所得税ヲ徴収シタル者及第八十条第一項又ハ第二項ノ規定ニ依リ支払調書又ハ計算書ヲ提出シタル者ニ対シ命令ノ定ムル所ニ依リ交付金ヲ交付スルコトヲ得

第八十一条 税務署長又ハ其ノ代理官ハ調査上必要アルトキハ納税義務者又ハ納税義務アリト認ムル者ニ質問ヲ為シ又ハ其ノ營業ニ関スル帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査スルコトヲ得

第八十四条 不動産所得、乙種ノ配当利子所得、事業所得、

税務署長又ハ其ノ代理官ハ調査上必要アルトキハ前条第一項又ハ第二項ノ支払調書又ハ計算書ヲ提出スル義務アル者

乙種ノ勤勞所得、山林ノ所得及乙種ノ退職所得ニ対スル分類所得税並ニ個人ノ総所得ニ対スル綜合所得税ハ納税義務者ノ住所地、住所ナキトキハ居所地ヲ以テ納税地トス但シ住所地以外ニ在ル者ハ申告シテ居所地ニ於テ所得税ヲ納ムルコトヲ得

本法施行地ニ住所及居所ナキ者ハ納税地ヲ定メ政府ニ申告スベシ申告ナキトキハ政府其ノ納税地ヲ指定ス

第八十五条 納税義務者納税地ニ現住セザルトキハ其ノ所得

ル者ハ其ノ通脱シタル税金ノ三倍ニ相当スル罰金又ハ科料ニ処ス但シ自首シ又ハ税務署長ニ申出デタル者ハ其ノ罪ヲ問ハズ

ノ申告、納税其ノ他所得税ニ関スル一切ノ事項ヲ処理セシムル為其ノ地ニ於テ納税管理人ヲ定メ政府ニ申告スベシ本法施行地外ニ住所又ハ居所ヲ移サントスルトキ亦同シ

前項ノ場合ニ於テ第三十六条第一項ノ所得ニ付所得税ヲ通脱シタル者ノ所得金額ハ同条第二項ノ規定ニ拘ラズ政府ニ於テ之ヲ決定シ直ニ其ノ税金ヲ徴収ス

第八十六条 同族会社ノ行為又ハ計算ニシテ其ノ株主若ハ社員又ハ之ト親族、使用人、命令ヲ以テ定ムル出資関係アル法人等特殊ノ関係アル者ノ所得ニ付所得税通脱ノ目的アリト認メラルモノアル場合ニ於テハ其ノ行為又ハ計算ニ拘ラズ政府ハ其ノ認ムル所ニ依リ此等ノ者ノ所得金額ヲ計算スルコトヲ得

第八十九条 第六十六条ノ規定ニ違反シタル者ハ千円以下ノ罰金ニ処ス

前項ノ同族会社トハ法人税法第十七条第三項ニ規定スル法人ヲ謂フ

第九十条 正当ノ事由ナクシテ第八十条第一項若ハ第二項ノ

第八十七条 北海道、府県、市町村其ノ他ノ公共団体ハ所得税ノ附加税ヲ課スルコトヲ得ズ

規定ニ依リ政府ニ提出スベキ支払調書若ハ計算書ヲ提出セズ又ハ虚偽ノ記載ヲ為シタル支払調書若ハ計算書ヲ提出シタル者ハ千円以下ノ罰金ニ処ス

第九章 罰則

第八十八条 詐偽其ノ他不正ノ行為ニ依リ所得税ヲ通脱シタ

第九十二条 第八十一条ノ規定ニ依ル帳簿書類其ノ他ノ物件

二 租税に関する主要法令

ノ検査ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ忌避シ又ハ虚偽ノ記載ヲ為シタル帳簿書類ヲ呈示シタルモノハ千円以下ノ罰金ニ処ス

第九十三条 所得ノ調査又ハ審査ノ事務ニ従事シ又ハ従事シタル者其ノ調査又ハ審査ニ関シ知得シタル秘密ヲ正当ノ事由ナクシテ漏洩シタルトキハ千円以下ノ罰金ニ処ス

第九十四条 所得調査委員、其ノ補欠員、所得審査委員又ハ其ノ補欠員ノ選挙ニ関シ当選ヲ得又ハ得シメ若ハ得シメザル目的ヲ以テ選挙人又ハ選挙運動者ニ対シ金錢物品其ノ他財産上ノ利益若ハ公私ノ職務ノ供与ヲ為シ、饗応接待ヲ為シ又ハ其等ノ申込若ハ約束ヲ為シタル者ハ三年以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ二千円以下ノ罰金ニ処ス

前項ノ供与若ハ饗応接待ヲ受ケ若ハ要求シ又ハ其等ノ申込ヲ承諾シタル者亦前項ニ同ジ

前二項ニ規定スル行為ニ関シ周旋又ハ勧誘ヲ為シタル者亦第一項ニ同ジ

第九十五条 所得調査委員、其ノ補欠員、所得審査委員又ハ其ノ補欠員ノ選挙ニ関シ投票ヲ得又ハ得シメ若ハ得シメザル目的ヲ以テ戸別訪問ヲ為シ又ハ連続シテ個個ノ選挙人ニ

面接シ若ハ電話ニ依リ選挙運動ヲ為シタル者ハ一年以下ノ禁錮又ハ五百円以下ノ罰金ニ処ス

第九十六条 第八十八条第一項ノ罪ヲ犯シタル者ニハ刑法第三十八条第三項但書、第三十九条第二項、第四十条、第四十一条、第四十八条第二項、第六十三条及第六十六条ノ規定ヲ適用セズ

#### 附則

第九十七条 本法ハ昭和十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

第九十八条 不動産所得、乙種ノ配当利子所得、事業所得、

乙種ノ勤勞所得、山林ノ所得及乙種ノ退職所得ニ付テハ昭和十五年分分類所得税ヨリ、個人ノ総所得ニ付テハ昭和十五年分綜合所得税ヨリ本法ヲ適用ス

第九十九条 法人ノ本法施行前ニ終了シタル各事業年度分ノ

所得及本法施行前ニ於ケル解散又ハ合併ニ因ル清算所得ニ対スル所得税並ニ本法施行前ニ賦課シ若ハ賦課スベカリシ又ハ徴収シ若ハ徴収スベカリシ第二種又ハ第三種ノ所得ニ対スル所得税ニ関シテハ仍従前ノ例ニ依ル

第一百条 第八条ノ規定ハ同条第二号第三号ニ掲グル金額ニシ

テ本法施行前ニ於ケル解散又ハ合併ニ因ルモノニハ之ヲ適用セズ

第一百一条 左ニ掲グル所得ニ付テハ政府ハ命令ノ定ムル所ニ依リ昭和十五年分又ハ昭和十六年分ニ限り所得税ヲ軽減若ハ免除シ又ハ所得金額ノ計算ニ関シ特例ヲ設クルコトヲ得

一 昭和十四年一月一日ヨリ昭和十六年一月一日ニ至ル期間引続キ有シタルニ非ザル資産、營業又ハ職業ノ所得

二 昭和十四年一月一日ヨリ昭和十六年一月一日ニ至ル期間引続キ支給ヲ受ケタルニ非ザル俸給、給料、歳費、費用弁償、年金及恩給並ニ此等ノ性質ヲ有スル給与

#### 三 水産業ノ所得

第一百二条 乙種ノ勤勞所得ニ属スル賞与又ハ賞与ノ性質ヲ有スル給与ニ付テハ昭和十四年三月一日以後同年十二月三十一日迄ノ収入金額ニ限り昭和十五年分ノ乙種勤勞所得トシテ之ヲ計算ス

第一百三条 昭和十四年分ノ第三種所得金額（同居ノ戸主又ハ家族ノ分トノ合算額ニ依ル）五千円ヲ超ユル者ノ本法施行

後昭和十五年七月三十一日迄ニ支払ヲ受クル甲種ノ勤勞所得ニ対スル分類所得税ニ付テハ第二十四条第一項ノ規定ニ依ル控除ハ之ヲ為サズ

第一百四条 第三十条第一項第二号ノ所得ニシテ其ノ支払期が本法施行前ニ属スルモノハ個人ノ総所得トシテ之ヲ計算セズ

賞与又ハ賞与ノ性質ヲ有スル給与ニ付テハ昭和十四年三月一日以後同年十二月三十一日迄ノ収入金額ニ限り昭和十五年分ノ個人ノ総所得トシテ之ヲ計算ス

第一百五条 貯蓄銀行法第九条第一項ノ規定ニ依リ貯蓄銀行ノ供託シタル国債ノ利子ニ対シテハ第二十一条第一項ノ規定ニ拘ラズ当分ノ内百分ノ三ノ税率ニ依リ分類所得税ヲ賦課ス

第一百六条 個人ノ総所得中本法施行地ニ於テ支払ヲ受クル公債、社債、銀行預金及第二十一条第二項ニ規定スル預金ノ利子並ニ命令ヲ以テ定ムル合同運用信託ノ利益ニ付テハ当分ノ内納税義務者ノ申請ニ依リ他ノ所得ト之ヲ区分シ利子又ハ利益ノ支払ノ際其ノ利子金額又ハ利益金額ヲ課税標準

トシ百分ノ十五ノ税率ニ依リ其ノ綜合所得税ヲ賦課スルコトヲ得

前項ニ規定スル綜合所得税ハ其ノ利子又ハ利益支払ノ際支払者ニ於テ之ヲ徴収シ翌月十日迄ニ政府ニ納付スベシ

第七十四条ノ規定ハ前項ノ場合ニ付之ヲ準用ス

第二十四条第六項又ハ第二十五条第六項ノ規定ハ第一項ニ規定スルモノノ外他ニ綜合所得税ノ賦課ヲ受ケザル者ニ付テハ之ヲ適用セズ

第七十七条 信託会社ガ其ノ引受ケタル合同運用信託ノ信託財産ニ付従前ノ規定ニ依リ納付シタル第二種ノ所得ニ対スル所得税額及資本利子税額ハ命令ノ定ムル所ニ依リ当該合同運用信託ノ利益ニ対スル分類所得税額ヨリ之ヲ控除ス  
前項ノ場合ニ於テ控除スベキ第二種ノ所得ニ対スル所得税及資本利子税ハ甲種ノ配当利子所得ノ計算上当該合同運用信託ノ利益ニ之ヲ加算ス

第一百八条 所得調査委員、其ノ補欠員、所得審査委員及其ノ補欠員ニ関シテハ昭和十五年七月三十一日迄ハ仍従前ノ例ニ依ル

第九十九条 改正前ノ所得税法第七十四条乃至第七十六条又ハ

營業収益税法第二十八条乃至第三十条ノ規定ニ依リ処罰セラレタル後五年ヲ経ザル者ハ第四十三条ノ規定ニ拘ラズ所得調査委員及補欠員ヲ選挙シ又ハ所得調査委員若ハ補欠員ニ選挙セララルコトヲ得ズ

所得調査委員又ハ補欠員改正前ノ所得税法第七十四条乃至第七十六条又ハ營業収益税法第二十八条乃至第三十条ノ規定ニ依リ処罰セラレタルトキハ其ノ職ヲ失フ

第一百十条 昭和十五年ニ限り第二十四条第一項及第二十五条第一項ノ規定中一月一日トアルハ三月一日、第二十四条第六項ノ規定中七月一日トアルハ八月一日、第三十四条第一項ノ規定中三月十五日トアルハ四月三十日、第三十七条ノ規定中五月三十一日トアルハ六月三十日、第七十三条ノ規定中其ノ年七月一日ヨリ三十一日限トアルハ其ノ年八月一日ヨリ三十一日限トス

第一百十一条 宗教団体法第三十五条第一項ノ仏堂ニ対シテハ所得税ヲ課セズ  
〔参照〕

昭和十四年四月八日法律第七十七号宗教団體法抄録

第三十五条第一項

本法施行ノ際現ニ仏堂明細帳ニ登録セラルル仏堂ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ本法施行後二年内ニ寺院ニ属シ又ハ寺院若ハ教会ト為ルコトヲ得其ノ寺院ニ属セズ又ハ寺院若ハ教会ト為ラザルモノノ処分ニ関シテハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

大正十年四月十日法律第七十四号貯蓄銀行法抄録

第九条第一項

貯蓄銀行ハ第一条第一項及第五条第一号第五号第六号ノ規定ニ依リ受入レタル金額ノ三分ノ一以上ノ金額ニ相当スル国債ヲ供託スベシ但シ供託金額中受入金額ノ五分ノ一ヲ超ユル額ニ付テハ第十一条第一項第一号ノ有価証券ヲ以テ国債ニ代フルコトヲ得

(2) 法人資本税法

昭和十二年三月三〇日法律第四号

第一条 本法施行地ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有スル法人ハ本法ニ依リ法人資本税ヲ納ムル義務アルモノトス

第二条 前条ノ規定ニ該当セザル法人本法施行地ニ資本ヲ有スルトキハ其ノ資本ニ付テノミ法人資本税ヲ納ムル義務アルモノトス

第三条 法人資本税ハ法人ノ資本ニ付之ヲ賦課ス

第四条 第一条ノ規定ニ該当スル法人ノ資本ハ各事業年度ノ各月末ニ於ケル払込株式金額、出資金額又ハ基金及積立金額ヨリ各月末ニ於ケル繰越欠損金額ヲ控除シタル金額ノ月割平均額ニ当該事業年度ノ月数ヲ乗シタルモノヲ十二分シテ計算シタル金額ニ依ル  
第二条ノ規定ニ該当スル法人ノ本法施行地ニ於ケル資本ハ前項ノ規定ニ準シ命令ノ定ムル所ニ依リ計算シタル金額ニ依ル

法人ガ事業年度中ニ解散シ又ハ合併ニ因リテ消滅シタル場

合ニ於テハ其ノ事業年度ノ始ヨリ解散又ハ合併ニ至ル迄ノ期間ヲ以テ一事業年度ト看做ス

第五条 本法ニ於テ積立金額トハ積立金其ノ他名義ノ何タルヲ問ハズ所得税法第四条第一項ノ規定ニ依ル法人ノ普通所得中其ノ留保シタル金額ヲ謂フ

第六条 合併後存続スル法人又ハ合併ニ因リテ設立シタル法人ハ合併ニ因リテ消滅シタル法人ノ資本ニ付法人資本税ヲ納ムル義務アルモノトス

第七条 営利ヲ目的トセザル法人ニシテ所得税法其ノ他ノ法律ニ依リ所得税ヲ課セラレザル者ニハ法人資本税ヲ課セス

第八条 法人資本税ノ税率ハ千分ノ一トス  
前項ノ規定ニ依リ算出シタル税額ガ年十円ニ滿タザルトキハ年十円トス

所得金額ナキ法人ノ法人資本税ハ之ヲ免除ス前二項ノ規定ニ依リ算出シタル税額ガ其ノ事業年度ノ所得金額ヲ超過スルトキハ其ノ超過額ニ相当スル法人資本税ニ付亦同シ

所得税法第四条ノ規定ハ前項ノ所得金額ノ計算ニ付之ヲ準用ス

第九条 納税義務者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ資本額ヲ政府ニ申告スベシ

第十条 資本額ハ前条ノ申告ニ依リ、申告ナキトキ又ハ申告ヲ不相当ト認ムルトキハ政府ノ調査ニ依リ政府ニ於テ之ヲ決定ス

第十一条 税務署長又ハ其ノ代理官ハ調査上必要アルトキハ納税義務者又ハ納税義務アリト認ムル者ニ質問ヲ為シ又ハ其ノ帳簿物件ヲ検査スルコトヲ得

第十二条 第十条ノ規定ニ依リ資本額ヲ決定シタルトキハ政府ハ之ヲ納税義務者ニ通知スベシ

第十三条 納税義務者前条ノ規定ニ依リ政府ノ通知シタル資本額ニ対シ異議アルトキハ通知ヲ受ケタル日ヨリ二十日以内不服ノ事由ヲ具シ政府ニ審査ノ請求ヲ為スコトヲ得  
前項ノ請求アリタル場合ト雖モ政府ハ税金ノ徴収ヲ猶予セズ

第十四条 前条第一項ノ請求アリタルトキハ所得税法ノ所得審査委員会ノ決議ニ依リ政府ニ於テ之ヲ決定ス

所得税法第五十二条及第六十一条第二項ノ規定ハ前項ノ場合

合ニ之ヲ準用ス

第十五条 前条第一項ノ決定ニ対シ不服アル者ハ訴願ヲ為シ又ハ行政裁判法ニ依リ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第十六条 法人資本税ハ事業年度毎ニ之ヲ徴収ス

第十七条 同族会社ノ行為又ハ計算ニシテ法人資本税逋脱ノ目的アリト認めラルモノアル場合ニ於テハ其ノ行為又ハ計算ニ拘ラズ政府ハ其ノ認ムル所ニ依リ資本額ヲ計算スルコトヲ得

前項ニ於テ同族会社トハ所得税法ニ規定スル同族会社ヲ謂フ

第十八条 詐偽其ノ他不正ノ行為ニ依リ法人資本税ヲ逋脱シタル者ハ其ノ逋脱シタル税金ノ三倍ニ相当スル罰金又ハ科料ニ処シ直ニ其ノ税金ヲ徴収ス但シ自首シタル者又ハ税務署長ニ申出デタル者ハ其ノ罪ヲ問ハズ

第十九条 第十一条ノ規定ニ依ル帳簿物件ノ検査ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ忌避シ又ハ虚偽ノ記載ヲ為シタル帳簿書類ヲ呈示シタル者ハ千円以下ノ罰金ニ処ス

第二十条 資本ノ調査又ハ審査ノ事務ニ従事シ又ハ従事シタ

ル者其ノ調査又ハ審査ニ関シ知得タル秘密ヲ正当ノ事由ナクシテ漏洩シタルトキハ五百円以下ノ罰金ニ処ス

第二十一条 第十八条ノ罪ヲ犯シタル者ニハ刑法第三十八条第三項但書、第三十九条第二項、第四十条、第四十一条、第四十八条第二項、第六十三条及第六十六条ノ規定ヲ適用セズ

第二十二条 朝鮮、台湾、関東州又ハ樺太ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有スル法人が朝鮮、台湾、関東州、樺太又ハ本法施行地ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有スル法人ト合併ヲ為シタル場合ニ於テ合併後存続スル法人又ハ合併ニ因リテ設立シタル法人ガ本法施行地ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有スル場合ニ付之ヲ準用ス

第二十三条 第六条ノ規定ハ朝鮮、台湾、関東州又ハ樺太ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有スル法人が朝鮮、台湾、関東州、樺太又ハ本法施行地ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有スル法人ト合併ヲ為シタル場合ニ於テ合併後存続スル法人又ハ合併ニ因リテ設立シタル法人ガ本法施行地ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有スル場合ニ付之ヲ準用ス

第二十四条 北海道、府県、市町村其ノ他ノ公共団体ハ法人資本税ノ附加税ヲ課スルコトヲ得ズ

附則

二 租税に関する主要法令

本法ハ昭和十二年四月一日以後終了スル事業年度分ヨリ之ヲ適用ス

### (3) 法人税法

昭和十五年三月二十九日  
法律 第二五号

第一条 本法施行地ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有スル法人及  
本法施行地ニ資産又ハ營業ヲ有スル法人ハ本法ニ依リ法人  
税ヲ納ムル義務アルモノトス

第二条 本法施行地ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有スル法人ニ  
對シテハ其ノ所得及資本ノ全部ニ付法人税ヲ賦課シ本法施  
行地ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有セザル法人ニ對シテハ本  
法施行地ニ於ケル資産又ハ營業ノ所得及之ニ関スル資本ニ  
付テノミ法人税ヲ賦課ス

第三条 前条ノ規定ニ依リ法人税ヲ賦課スル所得及資本ハ左  
ニ掲グルモノトス

- 一 各事業年度ノ所得
- 二 清算所得
- 三 各事業年度ノ資本

第四条 本法施行地ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有スル法人ノ  
各事業年度ノ所得ハ各事業年度ノ総益金ヨリ総損金ヲ控除  
シタル金額ニ依ル但シ相互保險会社及會員組織ノ取引所ニ  
在リテハ当事業年度ノ剰余金ニ依ル

法人ガ各事業年度ニ於テ納付シタル又ハ納付スベキ法人税  
及臨時利得税ハ前項ノ所得ノ計算上之ヲ損金ニ算入セズ  
法人ノ各事業年度開始ノ日前三年以内ニ開始シタル事業年  
度ニ於テ生ジタル損金ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノハ第一  
項ノ所得ノ計算上之ヲ損金ニ算入ス

前二項ノ規定ハ相互保險会社又ハ會員組織ノ取引所ノ剰余  
金ノ計算ニ付之ヲ準用ス  
本法施行地ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有セザル法人ノ各事  
業年度ノ所得ハ本法施行地ニ於ケル資産又ハ營業ニ付前四  
項ノ規定ニ準ジ計算シタル金額ニ依ル

第五条 所得税法第六条及第七条ノ規定ハ法人税ノ賦課ニ付  
之ヲ準用ス

信託会社ノ各事業年度ノ所得ノ計算ニ付テハ合同運用信託  
ニ因ル収入及支出ハ其ノ総益金及総損金ヨリ各之ヲ控除ス

第六条 法人解散シタル場合ニ於テ其ノ残余財産ノ価額ガ解  
散當時ノ払込株式金額又ハ出資金額及積立金額ノ合計金  
額ヲ超過スルトキハ其ノ超過金額ヲ以テ法人ノ清算所得ト  
ス

法人合併ヲ為シタル場合ニ於テ合併ニ因リテ消滅シタル法  
人ノ株主又ハ社員ガ合併後存続スル法人若ハ合併ニ因リテ  
設立シタル法人ヨリ合併ニ因リテ取得スル株式ノ払込済金  
額又ハ出資金額及金銭ノ総額ガ合併ニ因リテ消滅シタル法  
人ノ合併當時ノ払込株式金額又ハ出資金額及積立金額ノ合  
計金額ヲ超過スルトキハ其ノ超過金額ハ之ヲ合併ニ因リテ  
消滅シタル法人ノ清算所得ト看做ス

第七条 本法施行地ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有スル各事業  
年度ノ資本ハ各事業年度ノ各月末ニ於ケル払込株式金額、  
出資金額、基金又ハ醸金及積立金額ヨリ各月末ニ於ケル繰  
越欠損金額ヲ控除シタル金額ノ月割平均額ニ当該事業年度  
ノ月数ヲ乗ジタルモノヲ十二分シテ計算シタル金額ニ依  
ル

本法施行地ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有セザル法人ノ各事

業年度ノ資本ハ本法施行地ニ於ケル資産又ハ營業ニ付前項  
ノ規定ニ準ジ命令ノ定ムル所ニ依リ計算シタル金額ニ依ル  
第八条 法人ガ事業年度中ニ解散シ又ハ合併ニ因リテ消滅シ  
タル場合ニ於テハ其ノ事業年度ノ始ヨリ解散又ハ合併ニ至  
ル迄ノ期間ヲ以テ一事業年度ト看做ス

第九条 本法ニ於テ積立金額トハ積立金其ノ他名義ノ何タル  
ヲ問ハズ法人ノ各事業年度ノ所得中其ノ留保シタル金額ヲ  
謂フ

法人税及臨時利得税トシテ納付スベキ金額ハ前項ノ留保シ  
タル金額ニハ之ヲ算入セズ

第十条 合併後存続スル法人又ハ合併ニ因リテ設立シタル法  
人ハ合併ニ因リテ消滅シタル法人ノ所得及資本ニ付法人税  
ヲ納ムル義務アルモノトス

第十一条 北海道、府県、市町村其ノ他命令ヲ以テ指定スル  
公共団体、神社及民法第三十四条ノ規定ニ依リ設立シタル  
法人ニハ法人税ヲ課セズ

第十二条 命令ヲ以テ指定スル重要物産ノ製造、採掘又ハ採  
取ヲ為ス法人ニハ命令ノ定ムル所ニ依リ製造、採掘又ハ採

### 二 租税に関する主要法令

取ノ事業ヲ開始シタル年及其ノ翌年ヨリ三年間其ノ業務ヨリ生ズル所得ニ付法人税ヲ免除ス

第十三条 第四条ノ規定ニ依リ法人ノ各事業年度ノ所得ヲ計算スル場合ニ於テ法人ガ国債ヲ所有スルトキハ国債ノ利子

額中其ノ国債ヲ所有シタル期間ノ利子額ノ百分ノ七十二相当スル金額ヲ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ所得ヨリ控除ス但シ国債ノ利子ガ外貨債特別税又ハ配当利子特別税ヲ課セラ

ルルモノナルトキハ其ノ控除額ハ其ノ国債ヲ所有シタル期間ノ利子額ヨリ其ノ利子額ニ対スル外貨債特別税相当額又ハ配当利子特別税相当額ヲ控除シタル残額ノ百分ノ七十二相当スル金額トス

第十四条 法人ノ各事業年度分ノ臨時利得税額ハ当該事業年度ノ所得金額ヨリ之ヲ控除ス

法人税ヲ課スベキ所得ト其ノ他ノ所得トヲ有スル法人ノ所得金額ヨリ控除スベキ臨時利得税額ハ命令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ計算ス

第十五条 法人ノ清算期間中ニ於テ生ジ又ハ合併ニ因リ生ジ

第一項ノ規定ニ依リ算出シタル各事業年度ノ資本ニ対スル法人税額ガ年十円ニ満たザルトキハ年十円トス

第四条ノ規定ニ依リ計算シタル所得金額ナキ法人ノ当該事業年度ノ資本ニ対スル法人税ハ之ヲ免除ス第一項及前項ノ規定ニ依リ算出シタル各事業年度ノ資本ニ対スル法人税額ガ其ノ事業年度ノ所得金額ヨリ其ノ事業年度ノ所得ニ対スル法人税額ヲ控除シタル残額ヲ超過スルトキハ其ノ超過額ニ相当スル各事業年度ノ資本ニ対スル法人税ニ付亦同ジ

第十七条 同族会社ガ各事業年度ニ於テ留保シタル金額中左ノ各号ノ一ニ該当スル金額アルトキハ政府ハ其ノ事業年度ノ所得ヲ年額ニ換算シタル金額中五万円以下ノ金額ニ百分ノ二十、五万円ヲ超ユル金額ニ百分ノ三十、十万円ヲ超ユル金額ニ百分ノ四十、五十万円ヲ超ユル金額ニ百分ノ五十、百万円ヲ超ユル金額ニ百分ノ六十五ヲ乗シタル合計金額ノ所得年額ニ対スル割合ヲ求メ之ヲ税率トシテ左ノ各号ノ一ニ該当スル金額(各号共ニ該当スル場合ニハ其ノ多額ナル一方)ニ付適用シテ算出シタル税額ヲ各事業年度ノ所得ニ対スル法人税ニ加算スルコトヲ得

タル所得ニシテ本法其ノ他ノ法律ニ依リ法人税ヲ課セラレザルモノノ金額ハ法人ノ清算所得金額ヨリ之ヲ控除ス

第十六条 法人税ハ左ノ税率ニ依リ之ヲ賦課ス

一 各事業年度ノ所得

本法施行地ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有スル法人  
所得金額ノ百分ノ十八

本法施行地ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有セザル法人  
所得金額ノ百分ノ二十八

二 清算所得

所得金額ノ百分ノ十八

三 各事業年度ノ資本

資本金額ノ千分ノ一・五

法人ガ各事業年度ニ於テ納付シタル所得税法第十条ニ規定スル配当利子所得ニ対スル分類所得税額ハ命令ノ定ムル所ニ依リ当該事業年度ノ所得ニ対スル法人税額ヨリ之ヲ控除ス

前項ノ場合ニ於テ控除スベキ所得税法第十条ニ規定スル配当利子所得ニ対スル分類所得税額ハ法人ノ所得計算上之ヲ損金ニ算入セズ

前二項ノ規定ハ清算所得ニ対スル法人税ニ付之ヲ準用ス

一 各事業年度ノ所得中留保シタル金額ガ其ノ事業年度ニ於ケル所得ノ十分ノ三ニ相当スル金額ヲ超過スルトキハ其ノ超過金額

二 各事業年度ノ所得中留保シタル金額ヨリ其ノ事業年度ニ於ケル所得ノ十分ノ一ニ相当スル金額ヲ控除シタル残額及其ノ事業年度末ニ於ケル積立金額ノ合計ガ其ノ事業年度末ニ於ケル払込株式金額又ハ出資金額ノ二分ノ一ニ相当スル金額ヲ超過スルトキハ其ノ超過金額但シ其ノ事業年度末ニ於ケル積立金額ガ払込株式金額又ハ出資金額ノ二分ノ一ヲ超過スル場合ニ於テハ其ノ超過額ハ之ヲ控除ス

前項ノ各事業年度ノ所得及所得中留保シタル金額ハ其ノ事業年度ノ所得及資本ニ課セラルベキ法人税額(前項ノ規定ニ依リ加算スル税額ヲ含マズ)及第十四条ノ規定ニ依リ控除スベキ臨時利得税額ヲ其ノ事業年度ノ所得及其ノ所得中留保シタル金額ノ双方ヨリ控除シタル残額ニ依リ  
本法ニ於テ同族会社ト称スルハ株主又ハ社員ノ一人及之ト親族、使用人、命令ヲ以テ定ムル出資関係アル法人等特殊

ノ關係アル者ノ株式金額又ハ出資金額ノ合計ガ其ノ法人ノ株式金額又ハ出資金額ノ二分ノ一以上ニ相当スル法人ヲ謂フ

第十八条 納税義務アル法人ハ命令ノ定ムル所ニ依リ財産目録、貸借対照表、損益計算書又ハ清算若ハ合併ニ関スル計算書並ニ第四条乃至第九条ノ規定ニ依リ計算シタル所得金額及資本金額ノ明細書ヲ添附シ其ノ所得金額及資本金額ヲ政府ニ申告スベシ尚本法施行地ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有セザル法人ハ右ノ外本法施行地ニ於ケル資産又ハ營業ニ関スル損益ヲ計算シタル所得金額ノ明細書及本法施行地ニ於ケル資産又ハ營業ニ関スル資本金額ノ明細書ヲ添附スベシ

前項ノ規定ハ第一条ニ規定スル法人ニ法人税ヲ課スベキ所得又ハ資本金額ニ付之ヲ準用ス

第十九条 法人ノ所得金額及資本金額ハ前条ノ申告ニ依リ、申告ナキトキ又ハ申告ヲ不相当ト認ムルトキハ政府ノ調査ニ依リ政府ニ於テ之ヲ決定ス

第二十条 税務署長又ハ其ノ代理官ハ調査上必要アルトキハ

納税義務アル法人又ハ納税義務アリト認ムル法人ニ質問ヲ為シ又ハ其ノ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査スルコトヲ得

第二十一条 税務署長又ハ其ノ代理官ハ調査上必要アルトキハ納税義務アル法人若ハ納税義務アリト認ムル法人ニ金銭若ハ物品ヲ支払フノ義務ヲ有スト認ムル者ニ対シ又ハ納税義務アル法人若ハ納税義務アリト認ムル法人ヨリ金銭若ハ物品ノ支払ヲ受クルノ権利ヲ有スト認ムル者ニ対シ其ノ金額、数量、価格、支払期日等ニ付質問スルコトヲ得

第二十二条 第十九条ノ規定ニ依リ法人ノ所得金額及資本金額ヲ決定シタルトキ又ハ第十七条ノ規定ニ依リ税額加算ヲ決定シタルトキハ政府ハ之ヲ納税義務アル法人ニ通知スベシ

第二十三条 納税義務アル法人前条ノ規定ニ依リ政府ノ通知シタル所得金額、資本金額又ハ加算税額ニ対シ異議アルトキハ通知ヲ受ケタル日ヨリ二十日以内ニ不服ノ事由ヲ具シ政府ニ審査ノ請求ヲ為スコトヲ得

前項ノ請求アリタル場合ト雖モ政府ハ税金ノ徴収ヲ猶予セズ

第二十四条 前条第一項ノ請求アリタルトキハ所得税法ノ所得審査委員会ノ決議ニ依リ政府ニ於テ之ヲ決定ス

所得税法第三十八条及第六十八条第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ付之ヲ準用ス

第二十五条 前条第一項ノ決定ニ対シ不服アル法人ハ訴願ヲ為シ又ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第二十六条 法人税ハ事業年度毎ニ之ヲ徴収ス但シ清算所得ニ対スル法人税ハ清算又ハ合併ノ際之ヲ徴収ス

第二十七条 法人解散シタル場合ニ於テ各事業年度ノ所得若ハ資本ニ対スル法人税又ハ清算所得ニ対スル法人税ヲ納付セズシテ残余財産ヲ分配シタルトキハ其ノ税金ニ付清算人連帯シテ納税ノ義務アルモノトス

第二十八条 同族会社ノ行為又ハ計算ニシテ法人税遁脱ノ目的アリト認メラルモノアル場合ニ於テハ其ノ行為又ハ計算ニ拘ラス政府ハ其ノ認ムル所ニ依リ所得金額及資本金額ヲ計算スルコトヲ得

第二十九条 詐偽其ノ他不正ノ行為ニ依リ法人税ヲ遁脱シタル者ハ其ノ遁脱シタル税金ノ三倍ニ相当スル罰金又ハ科料

二 租税に関する主要法令

ニ処シ直ニ其ノ税金ヲ徴収ス但シ自首シ又ハ税務署長ニ申出デタル者ハ其ノ罪ヲ問ハズ

第三十条 第二十条ノ規定ニ依ル帳簿書類其ノ他ノ物件ノ検査ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ忌避シ又ハ虚偽ノ記載ヲ為シタル帳簿書類ヲ呈示シタル者ハ千円以下ノ罰金ニ処ス

第三十一条 法人ノ所得又ハ資本ノ調査又ハ審査ノ事務ニ従事シ又ハ従事シタル者其ノ調査又ハ審査ニ関シ知得タル秘密ヲ正当ノ事由ナクシテ漏洩シタルトキハ千円以下ノ罰金ニ処ス

第三十二条 第二十九条ノ罪ヲ犯シタル者ニハ刑法第三十八条第三項但書、第三十九条第二項、第四十条、第四十一条、第四十八条第二項、第六十三条及第六十六条ノ規定ヲ適用セズ

第三十三条 北海道、府県、市町村其ノ他ノ公共団体ハ法人税ノ附加税ヲ課スルコトヲ得ズ

附則

第三十四条 本法ハ昭和十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

第三十五条 各事業年度ノ所得及資本ニ対スル法人税ニ付テ

ハ昭和十五年四月一日以後終了スル事業年度分ヨリ、清算所得ニ対スル法人税ニ付テハ昭和十五年四月一日以後ニ於ケル解散又ハ合併ニ因ル分ヨリ本法ヲ適用ス

第三十六条 昭和十五年四月一日ヲ含ム事業年度ノ直前事業年度分ノ第一種所得税、第一種所得税附加税、法人資本税及命令ヲ以テ指定スル第一種所得税附加税ニ相当スル租税ハ之ヲ法人税ト看做シ第四条第二項ノ規定ヲ適用スル法人ガ本法施行前ニ合併ヲ為シタル場合ニ於テ合併後存続スル法人又ハ合併ニ因リテ設立シタル法人ノ合併ノ日ヲ含ム事業年度ガ本法施行後ニ終了スル場合ニ於ケル合併ニ因リ消滅シタル法人ノ最後ノ事業年度分ノ第一種所得税、第一種所得税附加税、法人資本税及命令ヲ以テ指定スル第一種所得税附加税ニ相当スル租税並ニ清算所得ニ対スル第一種所得税及第一種所得税附加税ニ付亦同シ

第三十七条 昭和十五年四月一日ヲ含ム事業年度ノ直前事業年度前ノ各事業年度分ノ臨時利得税ハ第四条第二項ノ規定ニ拘ラズ法人ノ各事業年度ノ所得ノ計算上之ヲ損金ニ算入ス

第三十八条 本法施行後終了スル事業年度ニ於テ又ハ本法施行後ニ於ケル解散ニ因ル清算ノ期間中ニ法人ノ納付シタル

第二種ノ所得ニ対スル所得税額及資本利子税額ハ之ヲ所得税法第十条ニ規定スル配当利子所得ニ対スル分類所得税額ト看做シ第十六条第二項乃至第四項ノ規定ヲ適用ス

第三十九条 本法施行後終了スル事業年度ニ於テ法人ノ納付シタル鉱産税額、特別鉱産税額又ハ取引所営業税額ハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ全部又ハ一部ヲ当該事業年度ノ所得ニ対スル法人税額ヨリ控除ス

第四十条 法人ガ本法施行後終了スル事業年度ニ於テ公債及社債利子税ヲ課セラルル国債ヲ所有スルトキハ其ノ国債ヲ所有シタル期間分ノ利子額ニ対スル公債及社債利子税ヲ配当利子特別税ト看做シ第十三条ノ規定ヲ適用ス

第四十一条 宗教団体法第二十二条中「所得税」ノ下ニ「及法人税」ヲ加フ

宗教団体法第三十五条第一項ノ仏堂ニ対シテハ法人税ヲ課セズ

〔参照〕

昭和十四年四月八日公布法律第七十七号宗教団体法抄録

第二十二條第一項

宗教団体ニハ命令ノ定ムル所ニ依リ所得税ヲ課セズ

(4) 特別法人税法

昭和十五年三月二十九日 法律 第二六号

第一条 本法施行地ニ主タル事務所ヲ有スル特別ノ法人ハ本法ニ依リ特別法人税ヲ納ムル義務アルモノトス

第二条 本法ニ於テ特別ノ法人トハ左ニ掲グル法人ヲ謂フ

一 産業組合及産業組合联合会

二 商業組合及商業組合联合会（所属ノ組合員、組合又ハ

联合会ヲシテ出資ヲ為サシメザルモノヲ除ク）

三 工業組合及工業組合联合会（所属ノ組合員、組合又ハ

联合会ヲシテ出資ヲ為サシメザルモノヲ除ク）

四 貿易組合及貿易組合联合会（所属ノ組合員、組合又ハ

联合会ヲシテ出資ヲ為サシメザルモノヲ除ク）

五 漁業協同組合及漁業組合联合会

六 蚕糸共同施設組合

七 産業組合中央金庫

八 商工組合中央金庫

第三条 特別法人税ハ特別ノ法人ノ剰余金ニ付之ヲ賦課ス

第四条 特別ノ法人ノ剰余金ハ各事業年度ノ総益金ヨリ総損金ヲ控除シタル金額ニ依ル

特別ノ法人ガ取扱ヒタル物ノ数量、価額其ノ他事業ノ分量ニ対シテ配当スベキ金額ハ前項ノ剰余金ノ計算上之ヲ損金ニ算入ス

特別ノ法人ガ各事業年度ニ於テ納付シタル又ハ納付スベキ特別法人税ハ第一項ノ剰余金ノ計算上之ヲ損金ニ算入セズ

特別ノ法人ノ各事業年度開始前三年以内ニ開始シタル事業年度ニ於テ生ジタル損金ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノハ第一項ノ剰余金ノ計算上之ヲ損金ニ算入ス

前三項ニ規定スルモノノ外第一項ノ剰余金ノ計算ニ関シテハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第五条 前条ノ規定ニ依リ特別ノ法人ノ各事業年度ノ剰余金ヲ計算スル場合ニ於テ特別ノ法人ガ国債ヲ所有スルトキハ

二 租税に関する主要法令

国債ノ利子額中其ノ国債ヲ所有シタル期間分ノ利子額ノ百分ノ七十二相当スル金額ヲ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ剰余金ヨリ控除ス

前二項ノ規定ハ合併若ハ分割後存続スル法人又ハ合併若ハ分割ニ因リテ設立シタル法人ガ特別ノ法人ニ非ザル場合ニ付之ヲ準用ス

第六条 特別ノ法人ノ前条ノ規定ニ依ル控除前ノ剰余金額ガ

第九条 特別法人税ノ税率ハ百分ノ六トス

其ノ払込済出資金額ニ対シ年百分ノ三ノ割合ヲ以テ算出シタル金額ヲ超エザルトキハ特別法人税ヲ課セズ

第十条 納税義務アル特別ノ法人ハ命令ノ定ムル所ニ依リ財産目録、貸借対照表、損益計算書並ニ第四条及第六条第二項ノ規定ニ依リ計算シタル剰余金額及払込済出資金額ノ明細書ヲ添附シ其ノ剰余金ヲ政府ニ申告スベシ

前項ノ払込済出資金額ハ命令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ計算ス

前項ノ規定ハ特別ノ法人ニ特別法人税ヲ課スベキ剰余金ナキ場合ニ付之ヲ準用ス

第七条 特別ノ法人ガ事業年度中ニ解散シ又ハ合併ニ因リテ消滅シタル場合ニ於テハ其ノ事業年度ノ始ヨリ解散又ハ合併ニ至ル迄ノ期間ヲ以テ一事業年度ト看做ス

第十一条 特別ノ法人ノ剰余金額ハ前条ノ申告ニ依リ、申告ナキトキ又ハ申告ヲ不相当ト認ムルトキハ政府ノ調査ニ依リ政府ニ於テ之ヲ決定ス

第八条 合併後存続スル特別ノ法人又ハ合併ニ因リテ設立シ

第十二条 税務署長又ハ其ノ代理官ハ調査上必要アルトキハ特別ノ法人ニ質問ヲ為シ又ハ其ノ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査スルコトヲ得

タル特別ノ法人ハ合併ニ因リテ消滅シタル特別ノ法人ノ剰余金ニ付特別法人税ヲ納ムル義務アルモノトス

第十三条 第十一条ノ規定ニ依リ特別ノ法人ノ剰余金額ヲ決定シタルトキハ政府ハ之ヲ特別ノ法人ニ通知スベシ

分割ニ因リテ設立シタル特別ノ法人ハ分割ニ因リテ消滅シ

第十四条 特別ノ法人前条ノ規定ニ依リ政府ノ通知シタル剰余金額ニ対シ異議アルトキハ通知ヲ受ケタル日ヨリ二十日以内ニ不服ノ事由ヲ具シ政府ニ審査ノ請求ヲ為スコトヲ得

タル特別ノ法人ノ剰余金又ハ分割後存続スル特別ノ法人ノ分割前ノ剰余金ニ付分割ニ因リテ設立シタル他ノ特別ノ法人又ハ分割後存続スル特別ノ法人ト連帯シテ特別法人税ヲ

第十五条 前条第一項ノ請求アリタルトキハ所得税法ノ所得審査委員会ノ決議ニ依リ政府ニ於テ之ヲ決定ス

納ムル義務アルモノトス

第十六条 前条第一項ノ決定ニ対シ不服アル特別ノ法人ハ訴願ヲ為シ又ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

前項ノ請求アリタル場合ト雖モ政府ハ税金ノ徴収ヲ猶予セ

第十七条 特別法人税ハ事業年度毎ニ之ヲ徴収ス

合ニ付之ヲ準用ス

第十八条 特別ノ法人解散シタル場合ニ於テ特別法人税ヲ納付セズシテ残余財産ヲ分配シタルトキハ其ノ税金ニ付清算人連帯シテ納税ノ義務アルモノトス

第十九条 詐偽其ノ他不正行為ニ依リ特別法人税ヲ逋脱シタル者ハ其ノ逋脱シタル税金ノ三倍ニ相当スル罰金又ハ科料

第十九条 詐偽其ノ他不正行為ニ依リ特別法人税ヲ逋脱シタル者ハ其ノ逋脱シタル税金ノ三倍ニ相当スル罰金又ハ科料

第二十条 第十二条ノ規定ニ依ル帳簿書類其ノ他物件ノ検査ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ忌避シ又ハ虚偽ノ記載ヲ為シタル帳簿書類ヲ呈示シタル者ハ千円以下ノ罰金又ハ科料ニ処ス

第二十一条 特別ノ法人ノ剰余金ノ調査又ハ審査ノ事務ニ従事シ又ハ従事シタル者其ノ調査又ハ審査ニ関シ知得タル秘密ヲ正当ノ事由ナクシテ漏洩シタルトキハ千円以下ノ罰金ニ処ス

付セズシテ残余財産ヲ分配シタルトキハ其ノ税金ニ付清算

第二十二条 第十九条ノ罪ヲ犯シタル者ニハ刑法第三十八条

人連帯シテ納税ノ義務アルモノトス

第二十三条 第三十九条第二項、第四十条、第四十一条、第四十八条第二項、第六十三条及第六十六条ノ規定ヲ適用ス

第十九条 詐偽其ノ他不正行為ニ依リ特別法人税ヲ逋脱シタル者ハ其ノ逋脱シタル税金ノ三倍ニ相当スル罰金又ハ科料

本法ニ依ル特別法人税ノ賦課ハ支那事変終了ノ年ノ翌年十二

附則

本法ハ昭和十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

本法ハ昭和十五年四月一日以後終了スル事業年度分ヨリ之ヲ適用ス

ル者ハ其ノ逋脱シタル税金ノ三倍ニ相当スル罰金又ハ科料

本法ニ依ル特別法人税ノ賦課ハ支那事変終了ノ年ノ翌年十二

月三十一日迄ニ終了スル事業年度分限リトス  
明治四十年法律第二十一号第一条第一項ニ左ノ一号ヲ加フ  
二十 特別法人税

〔参照〕

明治四十年三月二十号樺太ニ於ケル租税ニ関スル件抄録

第一条第一項

樺太ニ於テハ左ニ掲グル租税ヲ賦課徴収ス

(左記略ス)

(5) 配当利子特別税法

昭和十五年三月二十九日  
法律 第二十七号

第一条 本法施行地ニ本店ヲ有スル法人ヨリ利益ノ配当ヲ受

クル者及本法施行地ニ於テ公債又ハ社債ノ利子ノ支払ヲ受

クル者ニハ本法ニ依リ配当利子特別税ヲ課ス

第二条 配当利子特別税ハ利益ノ配当又ハ公債若ハ社債ノ利

子ニ付之ヲ賦課ス

第三条 利益ノ配当又ハ公債若ハ社債ノ利子ハ其ノ支払ヲ受

クベキ金額ニ依ル

第四条 左ニ掲グル利益ノ配当又ハ公債若ハ社債ノ利子ニハ

配当利子特別税ヲ課セズ

一 所得税法其ノ他ノ法律ニ依リ所得税ヲ課セラレザル者  
ノ受クル利益ノ配当又ハ其ノ所有ニ属スル公債若ハ社債  
ノ利子

二 配当率年一割以下ノ利益ノ配当

三 利率年四分以下ノ国債ノ利子又ハ利率年四分五厘以下

ノ国債以外ノ公債若ハ社債ノ利子

四 外貨債特別税法第一条第二項ニ規定スル外貨債ノ利子

第五条 配当利子特別税ノ税率左ノ如シ

一 利益ノ配当

配当金中配当率年一割ノ割合ヲ以テ算出シタル金

額ヲ超ユル金額ノ百分ノ十五

二 公債又ハ社債ノ利子

甲 国債

利子金額中利率年四分ノ割合ヲ以テ算出シタル金

額ヲ超ユル金額ノ百分ノ十五

乙 国債以外ノ公債又ハ社債

利子金額中利率年四分五厘ノ割合ヲ以テ算出シタ  
ル金額ヲ超ユル金額ノ百分ノ十五

ズ又ハ虚偽ノ陳述ヲ為シタルトキハ百円以下ノ罰金又ハ科  
料ニ処ス

第六条 配当利子特別税ハ配当又ハ利子支払ノ際支払者ニ於

テ徴収シ翌月十日迄ニ之ヲ政府ニ納ムベシ

第七条 前条ノ規定ニ依リ徴収スベキ配当利子特別税ヲ徴収

セザルトキ又ハ其ノ徴収シタル税金ヲ納付セザルトキハ国

税徴収ノ例ニ依リ配当又ハ利子ノ支払者ヨリ之ヲ徴収ス

第八条 税務署長又ハ其ノ代理官ハ調査上必要アルトキハ利

益ノ配当又ハ公債若ハ社債ノ利子ノ支払ヲ受ケ又ハ其ノ支

払ヲ為スト認ムル者ニ対シ質問スルコトヲ得

附則

第九条 所得税法第八十六条ノ規定ハ配当利子特別税ニ付之

ヲ準用ス

第十条 詐偽其ノ他不正ノ行為ニ依リ配当利子特別税ヲ遁脱

シタル者ハ其ノ遁脱シタル税金ノ三倍ニ相当スル罰金又ハ

科料ニ処ス但シ自首シ又ハ税務署長ニ申出デタル者ハ其ノ

罪ヲ問ハズ

〔参照〕

第十一条 配当又ハ利子ノ支払ヲ為スト認ムル者第八条ノ規

定ニ依ル税務署長又ハ其ノ代理官ノ質問ニ対シ答弁ヲ為サ

第一条第二項

昭和十二年三月三十日  
法律第五号外貨債特別税法抄録

二 租税に関する主要法令

本法ニ於テ外貨債ト称スルハ外国通貨ヲ以テ表示スル国債及地方債並ニ日本人ノ発行シタル社債ヲ謂フ

(6) 外貨債特別税法

昭和二年三月三〇日  
法律 第五号

第一条 本法施行地ニ住所ヲ有シ又ハ一年以上居所ヲ有スル者ニシテ外貨債ヲ所有スル者ニハ本法ニ依リ外貨債特別税ヲ課ス

本法ニ於テ外貨債ト称スルハ外国通貨ヲ以テ表示スル国債及地方債並ニ日本人ノ発行シタル社債ヲ謂フ

第二条 外貨債特別税ハ外貨債利子ニ付之ヲ賦課ス

所得税法第三条ノ二第一項(但書ヲ除ク)及第二項ノ規定ハ信託財産タル外貨債ノ利子ニ付之ヲ準用ス

第三条 外貨債利子ハ一月一日ヨリ六月三十日迄及七月一日

ヨリ十二月三十一日迄ノ各期間中ニ於テ収入シタル外貨債ノ利子金額ニ依ル被相続人ノ収入シタル外貨債ノ利子金額ハ之ヲ相続人ノ収入シタル外貨債ノ利子金額ト看做ス

外貨債ニ付元本ノ所有者ニ非ザル者ガ利子ノ支払ヲ受クル

トキハ元本ノ所有者ガ支払ヲ受クルモノト看做ス但シ利子ノ生ズル期間中ニ元本ノ所有者ニ異動アリタルトキハ最後ノ所有者ヲ以テ利子ノ支払ヲ受クル者ト看做ス

第四条 左ニ掲グル利子ニハ外貨債特別税ヲ課セズ

- 一 所得税法其ノ他ノ法律ニ依リ第二種所得税ヲ課セラレザル者ノ所有ニ属スル外貨債ノ利子
- 二 証券ガ本邦(関東州及南洋群島ヲ含ム)内ニ在ラザル外貨債ノ利子
- 三 利率年五分以下ノ外貨債ノ利子
- 四 利率年五分五厘以下ノ外貨債以外ノ外貨債ノ利子
- 五 起債者ガ外貨債利子ニ対スル租税ヲ負担スベキ旨ノ約款アル外貨債ノ利子但シ其ノ約款ガ昭和十二年一月一日前定メラレタルモノニ限ル

第五条 外貨債特別税ハ外貨債利子金額中外貨債ニ在リテハ利率年五分、外貨債以外ノ外貨債ニ在リテハ利率年五分五厘ニ相当スル金額ヲ超ユル金額二十分ノ七ヲ乗シタル金額ヲ以テ其ノ税額トス

第六条 外貨債特別税ニ付納税義務アル者ハ外貨債利子金額件ヲ検査スルコトヲ得

ヲ政府ニ申告スベシ

第七条 外貨債利子金額ハ前条ノ申告ニ依リ、申告ナキトキ又ハ申告ヲ不相当ト認ムルトキハ政府ノ調査ニ依リ政府ニ於テ之ヲ決定ス

第八条 前条ノ規定ニ依リ外貨債利子金額ヲ決定シタルトキハ政府ハ之ヲ納税義務者ニ通知スベシ

第九条 外貨債特別税ハ左ノ納期ニ於テ之ヲ徴収ス  
一月一日ヨリ六月三十日迄ニ収入シタル利子ニ対スル分 其ノ年七月三十一日限  
七月一日ヨリ十二月三十一日迄ニ収入シタル利子ニ対スル分 翌年一月三十一日限

納税義務者納税管理人ノ申告ヲ為サズシテ本法施行地外ニ住所若ハ居所ヲ移ストキ又ハ法人解散シ清算終了セントスルトキハ前項ノ納期ニ拘ラズ直ニ其ノ外貨債特別税ヲ徴収スルコトヲ得

第十条 収税官吏ハ調査上必要アルトキハ外貨債ノ利子ノ支払ヲ受ケ若ハ支払ヲ為スト認ムル者又ハ外貨債ノ利札ノ売却若ハ買入ヲ為スト認ムル者ニ質問ヲ為シ又ハ其ノ帳簿物

件ヲ検査スルコトヲ得

第十一条 前条ノ規定ニ依ル帳簿物件ノ検査ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ忌避シ又ハ虚偽ノ記載ヲ為シタル帳簿書類ヲ呈示シタル者ハ千円以下ノ罰金ニ処ス

第十二条 詐偽其ノ他不正ノ行為ニ依リ外貨債特別税ヲ遁脱シタル者ハ其ノ遁脱シタル税金ノ三倍ニ相当スル罰金又ハ料料ニ処シ直ニ其ノ税金ヲ徴収ス但シ自首シタル者又ハ稅務署長ニ申出デタル者ハ其ノ罪ヲ問ハズ  
第十三条 外貨債特別税ノ調査ノ事務ニ従事シ又ハ従事シタル者其ノ調査ニ関シ知得タル秘密ヲ正当ノ事由ナクシテ漏洩シタルトキハ五百円以下ノ罰金ニ処ス

第十四条 第十二条ノ罪ヲ犯シタル者ニハ刑法第三十八条第三項但書、第三十九条第二項、第四十条、第四十一条、第四十八条第二項、第六十三条及第六十六条ノ規定ヲ適用セズ

第十五条 所得税法第十二条、第七十二条第一項及第七十三条ノ規定ハ外貨債特別税ニ付之ヲ準用ス

第十六条 大正九年法律第十二号第三条ノ規定ハ外貨債特別

税ニ付之ヲ準用ス

朝鮮、台湾、関東州又ハ樺太ニ住所ヲ有シ又ハ一年以上居所ヲ有スル者ニハ命令ノ定ムル所ニ依リ外貨債特別税ヲ課セズ

第十七条 北海道、府県、市町村其ノ他ノ公共団体ハ外貨債特別税ノ附加税ヲ課スルコトヲ得ズ

第十八条 外貨債特別税ヲ課セラルル外貨債ノ利子ニ付所得税(第一種所得税ヲ除ク)又ハ資本利子税ヲ課スル場合ニ於テハ其ノ利子金額ヨリ外貨債特別税相当額ヲ控除シタル残額ヲ以テ其ノ利子金額ト看做ス

附則

本法ハ支払期ガ昭和十二年一月一日以後ニ在ル外貨債ノ利子ニ付之ヲ適用ス

(7) 有価証券移転税法

昭和十二年三月三〇日  
法律 第七七号

第一条 有価証券ノ売買、交換、贈与、遺贈其ノ他ノ原因ニ因ル移転アリタルトキハ本法ニ依リ有価証券移転税ヲ課ス

第二条 本法ニ於テ有価証券トハ国債証券、地方債証券、社債証券、産業債券、商工債券及株券並ニ外国又ハ外国法人ノ発行スル此等ノ性質ヲ有スル証券ヲ謂フ

第三条 甲種国債登録簿ニ登録シタル国債ニ付テノ名義変更及会社ノ社員ノ持分ノ移転ハ之ヲ有価証券ノ移転ト看做ス

第四条 有価証券移転税ハ有価証券ノ取得者之ヲ納ムベシ

第五条 有価証券移転税ハ左ノ區別ニ從ヒ之ヲ納ムベシ  
第一種 有価証券仲買人ヲ買受人トスル売買取引ニ因ル移転

国債証券 取得価額 万分ノ一  
其ノ他ノ有価証券 取得価額 万分ノ二

第二種 第一種以外ノ移転

甲 取引所ノ実物市場ニ於ケル売買取引ニ因ル移転  
国債証券 取得価額 万分ノ二  
其ノ他ノ有価証券 取得価額 万分ノ四  
乙 其ノ他  
国債証券 取得価額 万分ノ四  
其ノ他ノ有価証券 取得価額 万分ノ八

第六条 前条ノ取得価額ハ売買ニ因ル移転ニ付テハ売買価額ニ依リ其ノ他ノ原因ニ因ルモノニ付テハ移転ノ時ノ価格ニ依ル

第七条 有価証券移転税ハ総テ一銭以上トス一銭未満ノ端數ハ一銭トシテ之ヲ計算ス

第八条 營利ヲ目的トセザル法人ニシテ所得税法其ノ他ノ法律ニ依リ所得税ヲ課セラレザル者ハ有価証券移転税ヲ納ムルコトヲ要セズ

第九条 左ニ掲グル有価証券ニ付テハ有価証券移転税ヲ納ムルコトヲ要セズ  
一 一年内ノ期限ヲ以テ発行スル国債証券

二 地方債証券、勸業債券及命令ヲ以テ指定スル社債証券ニシテ額面金額二十円以下ノモノ

第十条 左ノ各号ノ一ニ該当スル有価証券ノ移転ニ付テハ有価証券移転税ヲ納ムルコトヲ要セズ  
一 相続、法人ノ合併又ハ保險業法第十三条ノ五ノ規定ニ依ル保險契約ノ全部ノ移転ニ因ル有価証券ノ移転

二 日本銀行ヲ売買ノ当事者トスル国債証券ノ移転

第十二条 有価証券移転税ハ有価証券ノ移転毎ニ移転当事者

ノ引受ケタル有価証券ノ移転ニ付テハ發行ノ日ヨリ一年ニ限り有価証券移転税ヲ納ムルコトヲ要セズ下引受ヲ為シタル者ヨリ下引受ヲ為シタル有価証券ノ移転ニ付亦同

第十三条 有価証券移転税ハ有価証券ノ移転毎ニ移転当事者ノ引受ケタル有価証券ノ移転ニ付テハ發行ノ日ヨリ一年ニ限り有価証券移転税ヲ納ムルコトヲ要セズ下引受ヲ為シタル者ヨリ下引受ヲ為シタル有価証券ノ移転ニ付亦同

第十四条 有価証券移転税ハ有価証券ノ移転毎ニ移転当事者ノ引受ケタル有価証券ノ移転ニ付テハ發行ノ日ヨリ一年ニ限り有価証券移転税ヲ納ムルコトヲ要セズ下引受ヲ為シタル者ヨリ下引受ヲ為シタル有価証券ノ移転ニ付亦同

第十五条 有価証券移転税ハ有価証券ノ移転毎ニ移転当事者ノ引受ケタル有価証券ノ移転ニ付テハ發行ノ日ヨリ一年ニ限り有価証券移転税ヲ納ムルコトヲ要セズ下引受ヲ為シタル者ヨリ下引受ヲ為シタル有価証券ノ移転ニ付亦同

第十六条 有価証券移転税ハ有価証券ノ移転毎ニ移転当事者ノ引受ケタル有価証券ノ移転ニ付テハ發行ノ日ヨリ一年ニ限り有価証券移転税ヲ納ムルコトヲ要セズ下引受ヲ為シタル者ヨリ下引受ヲ為シタル有価証券ノ移転ニ付亦同

第十七条 有価証券移転税ハ有価証券ノ移転毎ニ移転当事者ノ引受ケタル有価証券ノ移転ニ付テハ發行ノ日ヨリ一年ニ限り有価証券移転税ヲ納ムルコトヲ要セズ下引受ヲ為シタル者ヨリ下引受ヲ為シタル有価証券ノ移転ニ付亦同

第十八条 有価証券移転税ハ有価証券ノ移転毎ニ移転当事者ノ引受ケタル有価証券ノ移転ニ付テハ發行ノ日ヨリ一年ニ限り有価証券移転税ヲ納ムルコトヲ要セズ下引受ヲ為シタル者ヨリ下引受ヲ為シタル有価証券ノ移転ニ付亦同

第十九条 有価証券移転税ハ有価証券ノ移転毎ニ移転当事者ノ引受ケタル有価証券ノ移転ニ付テハ發行ノ日ヨリ一年ニ限り有価証券移転税ヲ納ムルコトヲ要セズ下引受ヲ為シタル者ヨリ下引受ヲ為シタル有価証券ノ移転ニ付亦同

第二十条 有価証券移転税ハ有価証券ノ移転毎ニ移転当事者ノ引受ケタル有価証券ノ移転ニ付テハ發行ノ日ヨリ一年ニ限り有価証券移転税ヲ納ムルコトヲ要セズ下引受ヲ為シタル者ヨリ下引受ヲ為シタル有価証券ノ移転ニ付亦同

第二十一条 有価証券移転税ハ有価証券ノ移転毎ニ移転当事者ノ引受ケタル有価証券ノ移転ニ付テハ發行ノ日ヨリ一年ニ限り有価証券移転税ヲ納ムルコトヲ要セズ下引受ヲ為シタル者ヨリ下引受ヲ為シタル有価証券ノ移転ニ付亦同

第二十二条 有価証券移転税ハ有価証券ノ移転毎ニ移転当事者ノ引受ケタル有価証券ノ移転ニ付テハ發行ノ日ヨリ一年ニ限り有価証券移転税ヲ納ムルコトヲ要セズ下引受ヲ為シタル者ヨリ下引受ヲ為シタル有価証券ノ移転ニ付亦同

第二十三条 有価証券移転税ハ有価証券ノ移転毎ニ移転当事者ノ引受ケタル有価証券ノ移転ニ付テハ發行ノ日ヨリ一年ニ限り有価証券移転税ヲ納ムルコトヲ要セズ下引受ヲ為シタル者ヨリ下引受ヲ為シタル有価証券ノ移転ニ付亦同

第二十四条 有価証券移転税ハ有価証券ノ移転毎ニ移転当事者ノ引受ケタル有価証券ノ移転ニ付テハ發行ノ日ヨリ一年ニ限り有価証券移転税ヲ納ムルコトヲ要セズ下引受ヲ為シタル者ヨリ下引受ヲ為シタル有価証券ノ移転ニ付亦同

第二十五条 有価証券移転税ハ有価証券ノ移転毎ニ移転当事者ノ引受ケタル有価証券ノ移転ニ付テハ發行ノ日ヨリ一年ニ限り有価証券移転税ヲ納ムルコトヲ要セズ下引受ヲ為シタル者ヨリ下引受ヲ為シタル有価証券ノ移転ニ付亦同

第二十六条 有価証券移転税ハ有価証券ノ移転毎ニ移転当事者ノ引受ケタル有価証券ノ移転ニ付テハ發行ノ日ヨリ一年ニ限り有価証券移転税ヲ納ムルコトヲ要セズ下引受ヲ為シタル者ヨリ下引受ヲ為シタル有価証券ノ移転ニ付亦同

ガ命令ノ定ムル所ニ依リ作成スル有価証券移転書ニ印紙ヲ貼用シテ之ヲ納ムベシ

有価証券仲買人ノ取扱ニ依ル有価証券ノ移転ニ付テハ前項ノ規定ニ依ラズ移転ノ際有価証券仲買人其ノ税金ヲ徴収シ

翌月十日迄ニ之ヲ政府ニ納ムベシ有価証券仲買人ヲ移転當事者トスル有価証券ノ移転ニ付亦同ジ

第十三条 前条第二項ノ規定ニ依リ徴収スベキ有価証券移転

税ヲ徴収セザルトキ又ハ其ノ徴収シタル税金ヲ納付セザル

トキハ国税徴収ノ例ニ依リ之ヲ有価証券仲買人ヨリ徴収ス

第十四条 本法ニ於テ有価証券仲買人トハ有価証券ノ売買又

ハ其ノ媒介ヲ為スヲ業トスル者ヲ謂フ

第十五条 有価証券仲買人ノ業ヲ営マントスル者ハ毎營業所

ニ付予メ政府ニ申告スベシ其ノ營業ヲ廃止セントスルトキ

亦同ジ

第十六条 有価証券仲買人ハ營業ニ関スル帳簿ヲ備ヘ命令ノ

定ムル事項ヲ之ニ記載スベシ

第十七条 納税義務者ハ有価証券移転書ニ印紙ヲ貼用スルト

キハ移転書ノ紙面ト印紙ノ彩紋トニカケテ自己ノ印章又ハ

署名ヲ以テ判明ニ之ヲ消スベシ

第十八条 第十二条第一項ニ規定スル有価証券移転書ニ付テ

ハ印紙税法ニ依ル印紙税ヲ納ムルコトヲ要セズ

第十九条 収税官吏ハ有価証券仲買人ニ對シ有価証券ノ移転

ニ関スル事項ニ付質問シ又ハ其ノ帳簿書類ヲ検査スルコトヲ得

第二十条 有価証券移転書ニ有価証券ノ取得価額ニ応ズル相

当印紙ヲ貼用セザル者ハ其ノ脱税高五倍ノ罰金又ハ科料ニ

処ス但シ科料額ガ三円ニ滿タザルトキハ之ヲ三円トス

有価証券移転書ヲ作成セズ因テ有価証券移転税ヲ逋脱シタ

ル者亦前項ニ同ジ

第二十一条 詐偽其ノ他不正ノ行為ニ因リ有価証券移転税ヲ

逋脱シタル有価証券仲買人ハ其ノ脱税高五倍ノ罰金ニ処シ

直ニ其ノ有価証券移転税ヲ徴収ス但シ罰金額ガ二十円ニ滿

タザルトキハ之ヲ二十円トス

第二十二条 第十五条ノ規定ニ違反シ政府ニ申告セズシテ有

価証券仲買人ノ業ヲ営ミタル者ハ百円以下ノ罰金ニ処ス

第二十三条 第十七条ノ規定ニ違反シ有価証券移転書ニ貼用

シタル印紙ヲ消サザル者ハ有価証券移転書毎ニ消サザル貼用印紙額ノ二倍ニ相当スル罰金又ハ科料ニ処ス但シ科料額

ガ一円ニ滿タザルトキハ之ヲ一円トス

第二十四条 左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ百円以下ノ罰金又

ハ科料ニ処ス

一 第十六条ノ規定ニ違反シ帳簿ヲ備ヘズ又ハ之ニ虚偽ノ

記載ヲ為シタル者

二 第十九条ノ規定ニ依ル収税官吏ノ質問ニ對シ答弁ヲ為

サズ若ハ虚偽ノ陳述ヲ為シ又ハ其ノ職務ノ執行ヲ拒ミ、

妨ゲ若ハ忌避シタル者

第二十五条 第二十条又ハ第二十三条ノ罪ヲ犯シタル者ニハ

刑法第三十八条第一項ノ規定ヲ適用セズ

第二十条、第二十一条又ハ第二十三条ノ罪ヲ犯シタル者ニ

ハ刑法第三十八条第三項但書、第三十九条第二項、第四十

条、第四十一条、第四十八条第二項、第六十三条及第六十

六条ノ規定ヲ適用セズ

第二十六条 有価証券ノ移転當事者又ハ有価証券仲買人ノ代

理人、戸主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ従業者ガ有価証

署名ヲ以テ判明ニ之ヲ消スベシ

第十八条 第十二条第一項ニ規定スル有価証券移転書ニ付テ

ハ印紙税法ニ依ル印紙税ヲ納ムルコトヲ要セズ

第十九条 収税官吏ハ有価証券仲買人ニ對シ有価証券ノ移転

ニ関スル事項ニ付質問シ又ハ其ノ帳簿書類ヲ検査スルコトヲ得

第二十条 有価証券移転書ニ有価証券ノ取得価額ニ応ズル相

当印紙ヲ貼用セザル者ハ其ノ脱税高五倍ノ罰金又ハ科料ニ

処ス但シ科料額ガ三円ニ滿タザルトキハ之ヲ三円トス

有価証券移転書ヲ作成セズ因テ有価証券移転税ヲ逋脱シタ

ル者亦前項ニ同ジ

第二十一条 詐偽其ノ他不正ノ行為ニ因リ有価証券移転税ヲ

逋脱シタル有価証券仲買人ハ其ノ脱税高五倍ノ罰金ニ処シ

直ニ其ノ有価証券移転税ヲ徴収ス但シ罰金額ガ二十円ニ滿

タザルトキハ之ヲ二十円トス

第二十二条 第十五条ノ規定ニ違反シ政府ニ申告セズシテ有

価証券仲買人ノ業ヲ営ミタル者ハ百円以下ノ罰金ニ処ス

第二十三条 第十七条ノ規定ニ違反シ有価証券移転書ニ貼用

券ノ移転ニ関シ本法ヲ犯シタルトキハ其ノ有価証券ノ移転當事者又ハ有価証券仲買人ヲ処罰ス

附則

本法ハ昭和十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

本法施行前ヨリ引続キ有価証券ノ売買又ハ其ノ媒介ヲ為スヲ

業トスル者本法施行後一月内ニ其ノ旨ヲ政府ニ申告スルトキ

ハ本法施行ノ日ニ於テ本法ニ依リ申告シタルモノト看做ス

### (8) 相続税法中改正法律

昭和十五年三月二十九日  
法律 第二十九号

第五条ノ二 本法施行地ニ住所ヲ有スル者ノ死亡ニ因ル家督

相続ニシテ其ノ課税価格五万円以下ノモノニ付テハ命令ノ

定ムル所ニ依リ課税価格ヨリ相続開始當時ノ被相続人ノ同

居家族中年齡十八歳未滿若ハ六十歳以上又ハ不具癱疾ノ者

一人ニ付千円ヲ控除ス

本法施行地ニ住所ヲ有スル者ノ死亡ニ因ル遺産相続ニシテ

其ノ課税価格三万円以下ノモノニ付テハ命令ノ定ムル所ニ

依り課税価格ヨリ相続開始当時被相続人ノ親権ニ服シ且被  
 相続人ト同居スル子ノ中年齡十八歳未満又ハ不具癡疾ノ者  
 一人ニ付千円ヲ控除ス  
 第六条中「相続税ヲ課セス」ノ下ニ「前条ノ規定ニ依ル控除  
 前二項ノ規定ニ依リ控除スヘキ金額ハ課税価格ヨリ遺贈ノ  
 ヲ為シタル為課税価格カ家督相続ニ在リテハ五千円、遺産相  
 価額及第三条ノ規定ニ依リ相続財産ノ価額ニ加ヘタル贈与  
 続ニ在リテハ千円ニ滿タサルニ至リタルトキ亦同シ」ヲ加  
 ノ価額ヲ控除シタル残額ニ相当スル金額ヲ超ユルコトナ  
 フ  
 第八条第一項ヲ左ノ如ク改ム  
 相続税ハ課税価格ヲ左ノ各級ニ区分シ其ノ各区分ニ對シ相  
 続人ノ種類ニ從ヒ遞次ニ各税率ヲ適用シテ之ヲ課ス

第一項及第二項ニ規定スル不具癡疾者ハ命令ヲ以テ之ヲ定

続人ノ種類ニ從ヒ遞次ニ各税率ヲ適用シテ之ヲ課ス

課税価格	家督相続		率
	税	相	
一万円以下ノ金額	相続人カ被相続人ノ家族タル直系卑屬ナルトキ	相続人カ被相続人ノ指定シタル者、民法第九百八十二條ノ規定ニ依リ選定セラレタル者、被相続人ノ家族タル直系尊屬又ハ入夫ナルトキ	相続人カ民法第九百八十五條ノ規定ニ依リ選定セラレタル者ナルトキ
一万円ヲ超ユル金額	千分ノ十	千分ノ十五	千分ノ二十
二万円ヲ超ユル金額	千分ノ十五	千分ノ二十	千分ノ三十
三万円ヲ超ユル金額	千分ノ二十	千分ノ三十	千分ノ四十
四万円ヲ超ユル金額	千分ノ二十五	千分ノ四十	千分ノ六十
五万円ヲ超ユル金額	千分ノ三十	千分ノ五十	千分ノ八十
	千分ノ五十	千分ノ七十	千分ノ百

七万円ヲ超ユル金額	千分ノ七十	千分ノ九十	千分ノ百二十
十万円ヲ超ユル金額	千分ノ九十	千分ノ百十	千分ノ百五十
十五万円ヲ超ユル金額	千分ノ百十	千分ノ百三十	千分ノ百八十
二十万円ヲ超ユル金額	千分ノ百三十	千分ノ百五十	千分ノ二百十
三十万円ヲ超ユル金額	千分ノ百五十	千分ノ百七十	千分ノ二百四十
四十万円ヲ超ユル金額	千分ノ百七十	千分ノ百九十	千分ノ二百七十
五十万円ヲ超ユル金額	千分ノ百九十	千分ノ二百二十	千分ノ三百
七十万円ヲ超ユル金額	千分ノ二百二十	千分ノ二百五十	千分ノ三百三十
百万円ヲ超ユル金額	千分ノ二百四十	千分ノ二百八十	千分ノ三百六十
二百万円ヲ超ユル金額	千分ノ二百七十	千分ノ三百十	千分ノ三百九十
三百万円ヲ超ユル金額	千分ノ三百	千分ノ三百四十	千分ノ四百二十
五百万円ヲ超ユル金額	千分ノ三百三十	千分ノ三百七十	千分ノ四百五十

課税価格	遺産相続		率
	税	相	
五千円以下ノ金額	相続人カ直系卑屬ナルトキ	相続人カ配偶者又ハ直系尊屬ナルトキ	相続人カ其ノ他ノ者ナルトキ
五千円ヲ超ユル金額	千分ノ二十	千分ノ三十	千分ノ四十
一万円ヲ超ユル金額	千分ノ三十	千分ノ四十	千分ノ六十
二万円ヲ超ユル金額	千分ノ四十	千分ノ五十	千分ノ八十
三万円ヲ超ユル金額	千分ノ五十	千分ノ七十	千分ノ百
四万円ヲ超ユル金額	千分ノ六十	千分ノ九十	千分ノ百二十
	千分ノ八十	千分ノ百十	千分ノ百四十

二 租税に関する主要法令

五万円ヲ超ユル金額	千分ノ百	千分ノ百三十	千分ノ百六十
七万円ヲ超ユル金額	千分ノ百二十	千分ノ百五十	千分ノ百八十
十万円ヲ超ユル金額	千分ノ百五十	千分ノ百八十	千分ノ二百十
十五万円ヲ超ユル金額	千分ノ百八十	千分ノ二百十	千分ノ二百四十
二十万円ヲ超ユル金額	千分ノ二百十	千分ノ二百四十	千分ノ二百七十
三十万円ヲ超ユル金額	千分ノ二百四十	千分ノ二百七十	千分ノ三百
四十万円ヲ超ユル金額	千分ノ二百七十	千分ノ三百	千分ノ三百三十
五十万円ヲ超ユル金額	千分ノ三百	千分ノ三百三十	千分ノ三百六十
七十万円ヲ超ユル金額	千分ノ三百三十	千分ノ三百六十	千分ノ三百九十
百万円ヲ超ユル金額	千分ノ三百七十	千分ノ四百	千分ノ四百三十
二百万円ヲ超ユル金額	千分ノ四百十	千分ノ四百四十	千分ノ四百七十
三百万円ヲ超ユル金額	千分ノ四百五十	千分ノ四百八十	千分ノ五百十
五百万円ヲ超ユル金額	千分ノ四百九十	千分ノ五百二十	千分ノ五百五十

第十条第一項中「五年以内」ヲ「七年以内」ニ、同条第二項中「七年以内」ヲ「十年以内」ニ改ム

第十二条ノ三 稅務署長又ハ其ノ代理官ハ調査上必要アルト

キハ被相続人、納稅義務者又ハ納稅義務アリト認ムル者ニ

質問スルコトヲ得

第十二条ノ四ニ第一項トシテ左ノ一項ヲ加フ

稅務署長又ハ其ノ代理官ハ調査上必要アルトキハ第十二条

ノ二第一項ノ支払調書ヲ提出スル義務アル者ニ質問スルコトヲ得

第十七条第二項中「前項」ヲ「第二項」ニ改メ同条第一項ノ

次ニ左ノ一項ヲ加フ

相続稅ヲ課スヘキ相続財産ノ価額中不動産及不動産ノ上ニ

存スル權利並ニ信託財産タル不動産ノ元本ノ利益ヲ受クヘ

キ權利ノ価額ノ合計額カ相続財産ノ価額ノ二分ノ一ヲ超ユ

ルトキハ前項但書ノ期間ハ之ヲ十年以内トス

第二十三条第二項中「超過スル金額」ノ下ニ「第一項又ハ」

ヲ、同条第三項中「第一項」ノ下ニ「又ハ第二項」ヲ加ヘ同

条第一項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

前項ノ場合ニ於テ贈与前三年以内ニ同一人ニ對シ為シタル

贈与（朝鮮、台湾又ハ樺太ニ住所ヲ有シタル當時為シタル

贈与ヲ含ム）ニシテ価額千円以上ノモノアルトキハ其ノ贈

与ノ価額ヲ前項ノ贈与ノ価額ニ加算シテ得タル金額ニ對シ

第八条ノ稅率ヲ適用シテ算出シタル金額ヨリ加算シタル贈

与ノ価額（二以上ノ贈与アルトキハ其ノ価額ノ合計額）ニ

對シ同条ノ稅率ヲ適用シテ算出シタル金額ヲ控除シタル金

額ヲ以テ其ノ稅額トス

第二十四条ノ三 第十二条ノ四ノ規定ニ依ル稅務署長又ハ其

ノ代理官ノ質問ニ對シ答弁ヲ為サス又ハ虚偽ノ陳述ヲ為シ

タル者ハ百円以下ノ罰金又ハ科料ニ処ス

附則

本法ハ昭和十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

本法施行前開始シタル相続ニ関シテハ仍従前ノ例ニ依ル但シ

第八条ノ改正規定ハ隱居ニ因リ開始シタル家督相続ニ在リテ

ハ昭和十五年一月一日以後ニ開始シタルモノ、第二十三条第

一項ニ規定スル贈与ニ在リテハ同日以後ニ為シタルモノニ付

之ヲ適用シ第二十三条ノ改正規定ハ同日以後ニ為シタル贈与

ニ付之ヲ適用ス

〔参照〕

明治三十八年一月一日公布法律第十号相続稅法抄録

第六条 課稅價格カ家督相続ニ在リテハ五千円、遺産相続

ニ在リテハ千円ニ滿タサルトキハ相続稅ヲ課セス

第八条第一項

相続稅ハ課稅價格ヲ左ノ各級ニ区分シ其ノ各区分ニ對シ

相続人ノ種類ニ從ヒ遞次ニ各稅率ヲ適用シテ之ヲ課ス

（左表略ス）

第十条 相続稅ヲ課セラルヘキ相続開始シタル後五年以内

ニ於テ更ニ相続開始シタルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ

前ノ相続額ニ對スル相続稅ニ相当スル相続稅ヲ免除ス

相続稅ヲ課セラルヘキ相続開始シタル後七年以内ニ於テ

更ニ相続開始シタルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ前ノ相

続額ニ対スル相続税ノ半額ニ相当スル相続税ヲ免除ス  
 第十二条ノ三 税務署長又ハ其ノ代理官ハ調査上必要アル  
 トキハ被相続人、納税義務者、納税義務アリト認ムル者  
 又ハ前条第一項ノ支払調書ヲ提出スル義務アル者ニ質問  
 スルコトヲ得

第十七条第一項及第二項

相続税ハ一時ニ之ヲ納付スヘシ但シ税金額百円以上ナル  
 トキハ相続税ニ相当スル担保ヲ提供シ七年以内ノ年賦延  
 納ヲ求ムルコトヲ得

納税義務者前項ノ規定ニ依リ年賦延納ヲ求メムトスルト  
 キハ第十三条ノ通知ヲ受ケタル後二十日以内ニ政府ニ申  
 請スヘシ但シ連帯納付ノ責アル納税義務者ニ在リテハ其  
 ノ一人ヨリ申請スルヲ以テ足ル

第二十三条 左ニ掲グル場合ニ於テ贈与ノ価額カ千円以上  
 ナルトキハ遺産相続開始シタルモノト看做シ其ノ財産ノ  
 価額ヲ課税価格トシテ本法ニ依リ相続税ヲ課ス但シ本法  
 施行地ニ住所ヲ有セサル者ノ為シタル贈与ニ在リテハ本  
 法施行地ニ在ル財産ニ付為シタルモノニ限ル

一 親族ニ贈与ヲ為シタルトキ  
 二 分家ヲ為スニ際シ若ハ分家ヲ為シタル後本家ノ戸主  
 又ハ家族カラ分家ノ戸主又ハ家族ニ贈与ヲ為シタルト  
 キ  
 不動産又ハ船舶ノ贈与ニ付登録税ヲ納付シタルトキハ命  
 令ノ定ムル所ニ依リ其ノ登録税カ相続ニ因ル所有権ノ取  
 得ニ付テノ登録税額ヲ超過スル金額ヲ前項ノ相続税額ヨ  
 リ控除ス

第一項ノ規定ニ依リ相続税ヲ課スル場合ニ於テハ第十条  
 ノ規定ヲ適用セス

(9) 建築税法

昭和十五年三月二十九日  
 法律 第三〇号

第一条 本法施行地ニ於テ左ニ掲グル家屋ヲ建築(増築及改  
 造ヲ含ム以下同シ)シタル者ニハ本法ニ依リ建築税ヲ課ス  
 一 居住ノ用ニ供スル家屋  
 二 料理店業、席貸業其ノ他之ニ類スル営業ノ用ニ供スル  
 家屋ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノ

三 演劇、活動写真、演芸又ハ観物(相撲、野球、拳闘其  
 ノ他ノ競技ニシテ公衆ノ観覧ニ供スルコトヲ目的トスル  
 モノヲ含ム)ノ開催ノ用ニ供スル家屋

第二条 建築税ハ家屋(附属工作物ヲ含ム以下同ジ)一構毎

ニ其ノ建築価額ヲ標準トシテ之ヲ賦課ス

前項ノ建築価額ノ算定ニ関シテハ命令ヲ以テ之ヲ定ム  
 一 構ノ家屋ノ一部ガ前条ノ家屋ニ該当スル場合ニ於テハ其  
 ノ部分ヲ以テ一構ノ家屋ト看做ス

第三条 第一条ニ掲グル家屋ヲ新築シタル者新築竣成後一年  
 以内ニ其ノ家屋ト一構ト為ルベキ建築ヲ為シタル場合ニ於  
 テハ前後ノ建築ヲ通ジテ一建築ト看做シ本法ヲ適用ス

前項ノ規定ニ依リ建築税ヲ課スベキ場合ニ於テ既ニ建築税  
 ヲ課シタル部分アルトキハ其ノ建築税ニ相当スル金額ヲ建  
 築税額ヨリ控除ス

第四条 建築税ハ建築価額ヨリ五千円ヲ控除シタル金額ノ百  
 分ノ十二相当スル金額ヲ以テ其ノ税額トス

第五条 左ニ掲グル家屋ヲ建築シタル場合ニ於テハ建築税ヲ  
 課セス

二 租税に関する主要法令

一 建築価額一万円未満ノ家屋  
 二 公用又ハ公共ノ用ニ供スル為北海道、府県、市町村其  
 ノ他命令ヲ以テ指定スル公共団体ガ建築シタル家屋  
 三 其ノ他命令ヲ以テ定ムル家屋  
 第六条 左ニ掲グル家屋ヲ建築シタル場合ニ於テハ命令ノ定  
 ムル所ニ依リ建築税ヲ免除ス  
 一 災害ニ因リ滅失又ハ損壊シタル家屋ニ代ヘテ建築シタ  
 ル家屋  
 二 法令ニ依リ収用又ハ使用セラレタル家屋ニ代ヘテ建築  
 シタル家屋及法令ニ依ル敷地ノ収用又ハ使用ニ因リ取毀  
 シタル家屋ニ代ヘテ建築シタル家屋  
 三 其ノ他命令ヲ以テ定ムル家屋  
 第七条 建築税ニ付納税義務アル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ  
 建築価額ヲ政府ニ申告スベシ  
 第八条 建築価額ハ前条ノ申告ニ依リ、申告ナキトキ又ハ申  
 告ヲ不相当ト認ムルトキハ政府ノ調査ニ依リ政府ニ於テ之  
 ヲ決定ス  
 建築価額ヲ決定シタルトキハ政府ハ之ヲ納税義務者ニ通知

スベシ

第九条 建築税ハ建築竣成ノ際之ヲ徴収ス

第十条 建築税ハ家屋ノ所在地ヲ以テ納税地トス

納税義務者納税地ニ現住セザルトキハ建築価額ノ申告、納

税其ノ他建築税ニ関スル事項ヲ処理セシムル為其ノ地ニ於

テ納税管理人ヲ定メ政府ニ申告スベシ

第十一条 本法ノ適用ニ付テハ被相続人ノ為シタル家屋ノ建

築ハ相続人ノ為シタルモノト看做シ合併ニ因リテ消滅シタ

ル法人ノ為シタル家屋ノ建築ハ合併後存続スル法人又ハ合

併ニ因リテ設立シタル法人ノ為シタルモノト看做ス

第十二条 収税官吏ハ家屋ヲ建築シタル者、建築工事請負

人、建築工事管理者若ハ建築材料供給者ニ対シ質問ヲ為シ

又ハ家屋、建築ニ関スル帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査スル

コトヲ得

第十三条 詐偽其ノ他不正ノ行為ニ依リ建築税ヲ逋脱シタル

者ハ其ノ逋脱シタル税金ノ三倍ニ相当スル罰金又ハ科料ニ

処シ直ニ其ノ税金ヲ徴収ス但シ自首シ又ハ稅務署長ニ申出

デタル者ハ其ノ罪ヲ問ハズ

第十四条 第十二条ノ規定ニ依ル収税官吏ノ質問ニ対シ答弁

ヲ為サズ若ハ虚偽ノ陳述ヲ為シ又ハ其ノ職務ノ執行ヲ拒

ミ、妨ゲ若ハ忌避シタル者ハ百円以下ノ罰金又ハ科料ニ処

ス

第十五条 第十三条ノ罪ヲ犯シタル者ニハ刑法第三十八条第

三項但書、第三十九条第二項、第四十条、第四十一条、第

四十八条第二項、第六十三条及第六十六条ノ規定ヲ適用セ

ズ

附則

本法ハ昭和十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

第三条第二項ノ規定ノ適用ニ付テハ支那事變特別税法ニ依リ

課セラレタル建築税ハ之ヲ本法ニ依リ課セラレタル建築税ト

看做ス

(二) 間接税関係法規

(1) 酒税法

昭和十五年三月二十九日  
法律 第三五号

酒税法目次

第一章 総則

第二章 製造及販売ノ免許

第三章 酒税ノ賦課徴収

第一節 酒税ノ種別及課率

第二節 酒類造石税

第三節 酒類庫出税

第四節 原料用及輸出口酒類

第五節 納税担保

第四章 雜則

第五章 罰則

酒税法

第一章 総則

第一条 酒類ニハ本法ニ依リ酒税ヲ課ス

第二条 本法ニ於テ酒類トハアルコール分一度以上ノ飲料ヲ

謂フ但シアルコール専売法ノ適用ヲ受クルアルコールヲ除

ク

本法ニ於テアルコール分トハ摂氏十五度ノ時ニ於テ原容量

百分中ニ含有スル〇・七九四七ノ比重ヲ有スルアルコール  
ノ容量ヲ謂フ

第三条 酒類ヲ分チテ清酒、合成清酒、濁酒、白酒、味淋、

焼酎、麦酒、果実酒及雜酒トス

第四条 本法ニ於テ清酒トハ左ニ掲グルモノヲ謂フ

一 米、米麴及水ヲ原料トシテ醱酵セシメ之ヲ濾過シタル

モノ

二 米、水及命令ヲ以テ定ムル物品ニシテ其ノ重量ガ米

(麴米ヲ含ム)ノ重量ヲ超エザルモノヲ原料トシテ醱酵

セシメ之ヲ濾過シタルモノ

清酒ヲ清酒粕ニテ粕漉シタルモノハ之ヲ清酒ト看做ス

第五条 本法ニ於テ合成清酒トハアルコール、焼酎又ハ清酒

ト他ノ物品トヲ混和シテ製造シタル酒類ニシテ其ノ香味、

色沢其ノ他ノ性状ガ清酒ニ類似スルモノヲ謂フ

第六条 本法ニ於テ濁酒トハ左ニ掲グルモノヲ謂フ

一 米、米麴及水ヲ原料トシテ醱酵セシメ之ヲ濾過セザル

モノ

二 米、水及命令ヲ以テ定ムル物品ヲ原料トシテ醱酵セシ

メ之ヲ濾過セザルモノ

第七条 本法ニ於テ白酒トハ左ニ掲グルモノヲ謂フ

- 一 米又ハ米麴ト清酒、濁酒、味淋、焼酎又ハアルコールトヲ混和シテ碾碎シタルモノ

- 二 前号ニ掲グル原料ノ外水ヲ混和シテ碾碎シタルモノ

第八条 本法ニ於テ味淋トハ左ニ掲グルモノヲ謂フ

- 一 米及米麴ト焼酎又ハアルコールトヲ混和シテ濾過シタルモノ
- 二 前号ニ掲グル原料ノ外味淋、味淋粕又ハ水ヲ混和シテ濾過シタルモノ

味淋ヲ味淋粕ニテ粕漉シタルモノハ之ヲ味淋ト看做ス

第九条 本法ニ於テ焼酎トハ左ニ掲グルモノヲ謂フ

- 一 清酒粕、合成清酒粕、味淋粕、清酒、合成清酒、濁酒、白酒又ハ味淋ヲ蒸餾シタルモノ
- 二 命令ヲ以テ定ムル物品及水ヲ原料トシテ醱酵セシメタルモノヲ蒸餾シタルモノ

焼酎ヲ蒸餾シタルモノハ之ヲ焼酎ト看做ス

第十条 本法ニ於テ麦酒トハ左ニ掲グルモノヲ謂フ

- 一 麦芽、ホップ及水ヲ原料トシテ醱酵セシメタルモノ
- 二 麦芽、水及命令ヲ以テ定ムル物品ニシテ其ノ重量ガ麦芽ノ重量ノ十分ノ五ヲ超エザルモノヲ原料トシテ醱酵セシメタルモノ

第十一条 本法ニ於テ果実酒トハ左ニ掲グルモノヲ謂フ

- 一 果実ヲ原料トシテ醱酵セシメタルモノ
- 二 果実ニ命令ノ定ムル所ニ依リ糖類ヲ加ヘテ醱酵セシメタルモノ
- 三 果実又ハ果実ニ命令ノ定ムル所ニ依リ糖類ヲ加ヘタルモノニ水又ハ命令ヲ以テ定ムル除酸剤ヲ加ヘテ醱酵セシメタルモノ

第十二条 本法ニ於テ雑酒トハ清酒、合成清酒、濁酒、白酒、味淋、焼酎、麦酒及果実酒以外ノ酒類ヲ謂フ

第十三条 本法ニ於テ保税地域トハ関税法ニ定ムル保税地域ヲ謂フ

第二章 製造及販売ノ免許

第十四条 酒類ヲ製造セントスル者ハ製造スベキ酒類ノ各種

類ニ付製造場一個所毎ニ政府ノ免許ヲ受クベシ

第十五条 毎酒造年度ニ於テ清酒及合成清酒ハ各三百石、濁

酒ハ百石、白酒、味淋及焼酎ハ各五十石、麦酒ハ一万石、

雑酒ハ十石以上ヲ製造スル者ニ非ザレバ製造ノ免許ヲ与ヘ

ズ但シ清酒ノ製造免許ヲ受ケタル者ニハ濁酒、白酒、味淋

又ハ焼酎ニ対スル制限ヲ、焼酎ノ製造免許ヲ受ケタル者ニ

ハ白酒又ハ味淋ニ対スル制限ヲ適用セズ

毎酒造年度ニ於テ清酒及合成清酒ヲ合計シテ三百石以上製

造スル者ニハ前項ノ規定ニ拘ラズ製造ノ免許ヲ与フルコト

ヲ得

試験ノ為ニ製造スル酒類ニ付テハ命令ノ定ムル所ニ依リ第

一項ノ規定ニ拘ラズ製造ノ免許ヲ与フルコトヲ得

酒造年度トハ其ノ年十月一日ヨリ翌年九月三十日迄ノ期間

ヲ謂フ

第十六条 酒母、醪又ハ麴ヲ製造セントスル者ハ製造場一個

所毎ニ政府ノ免許ヲ受クベシ但シ酒類製造ノ免許又ハアル

コール専売法ニ依ルアルコール製造ノ特許、許可若ハ委託

ヲ受ケ酒類又ハアルコールノ製造場ニ於テ製造スル者及自

己又ハ其ノ家族ノ用ニノミ供スル麴ヲ製造スル者ハ此ノ限

ニ在ラズ

第十七条 酒類ノ販売業（販売ノ仲介業ヲ含ム以下同ジ）ヲ

為サントスル者ハ政府ノ免許ヲ受クベシ但シ酒類製造者ガ

其ノ製造場ニ於テ為ス販売業及命令ヲ以テ定ムル販売業ニ

付テハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ免許ハ販売場ヲ有スル者ニ在リテハ販売場一個所毎

ニ之ヲ受クベシ

第十八条 第十四条、第十六条及前条ノ規定ニ依ル免許ノ申

請アリタル場合ニ於テ左ノ各号ノ一ニ該当ストキハ政府

ハ其ノ免許ヲ与ヘザルコトヲ得

一 取締上不適当ト認ムル場所ニ製造場又ハ販売場ヲ設ケ

ントストキ

二 本法ニ違反シ処罰又ハ処分ヲ受ケタル者ガ免許ヲ申請

シタルトキ

三 第二十二条第一項第四号ノ規定ニ依リ免許ヲ取消サレ

タル者ガ免許ヲ申請シタルトキ

四 資力不十分ト認メラレル者ガ酒類ノ製造ノ免許ヲ申請

シタルトキ

二 租税に関する主要法令

五 酒税保全ノ為ニスル製造又ハ販売ノ統制上免許ヲ与フルニ不適當ト認ムルトキ

六 前各号ノ外取締上不適當ト認ムル者ガ免許ヲ申請シタルトキ

第十九条 酒類、酒母、醪若ハ麴ノ製造又ハ酒類ノ販売業ノ免許ヲ受ケタル者其ノ製造場又ハ販売場ヲ移転セントスルトキハ政府ノ許可ヲ受クベシ

第二十条 酒類製造ノ免許ヲ受ケタル者其ノ製造ヲ廃止セントスルトキハ免許ノ取消ヲ申請スベシ

酒母、醪若ハ麴ノ製造又ハ酒類ノ販売業ノ免許ヲ受ケタル者其ノ製造又ハ販売業ヲ廃止シタルトキハ其ノ旨ヲ政府ニ申告スベシ

第二十一条 酒類、酒母、醪若ハ麴ノ製造業又ハ酒類販売業ヲ相統シタル者ハ其ノ製造又ハ販売業ノ免許ヲ受ケタルモノト看做ス

第二十二条 酒類製造者左ノ各号ノ一ニ該当スルトキハ政府ハ酒類製造ノ免許ヲ取消スコトヲ得  
一 本法ニ違反シ処罰又ハ処分セラレタルトキ

二 三年以上引続キ酒類ノ製造ヲ為サザルトキ  
三 三酒造年度以上引続キ其ノ製造石数ガ第十五条第一項又ハ第二項ノ制限石数ニ達セザリントキ

四 第四十三条ノ規定ニ依リ担保ノ提供ヲ命セラレタル場合ニ於テ其ノ提供ヲ為サザルトキ

前項ノ規定ニ依リ免許ヲ取消シタル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ製成其ノ他必要ノ行為ヲ繼續セシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ仍本法ヲ適用ス

第二十三条 酒類製造者ニハ其ノ製造ノ免許ヲ取消サレタル場合ニ於テモ酒税ヲ完納スルニ至ル迄ノ間仍本法ヲ適用ス

第二十四条 第二十二條第一項第一号及第二号並ニ第二項ノ規定ハ酒母、醪若ハ麴ノ製造者ニ付之ヲ準用ス

第二十五条 酒類販売業者左ノ各号ノ一ニ該当スルトキハ政府ハ酒類販売業ノ免許ヲ取消スコトヲ得  
一 本法ニ違反シ処罰又ハ処分セラレタルトキ  
二 二年以上引続キ酒類ノ販売ヲ為サザルトキ

第二十二條第二項ノ規定ハ前項ノ規定ニ依リ免許ヲ取消サレタル者ニ付之ヲ準用ス

第三章 酒税ノ賦課徴収

第一節 酒税ノ種別及課率

第二十六条 酒類ハ之ヲ酒類造石税及酒類庫出税ノ二種トス

第二十七条 各酒類ニ課スベキ酒税及其ノ税率左ノ如シ

- 一 清酒及白酒 造石税 一石ニ付 四十五円  
アルコール分二十度ヲ超ユルトキハアルコール分二十度ヲ超ユル一  
度毎ニ三元八十銭ヲ加フ
- 庫出税 一石ニ付 二十五円
- 二 合成清酒 造石税 一石ニ付 四十八円  
アルコール分二十度ヲ超ユルトキハアルコール分二十度ヲ超ユル一  
度毎ニ四円ヲ加フ

- 三 濁酒 造石税 一石ニ付 四十五円
- 庫出税 一石ニ付 二十五円
- 四 味淋 造石税 一石ニ付 四十五円  
アルコール分二十八度ヲ超ユルト  
キハアルコール分二十八度ヲ超ユ  
ル一度毎ニ二元七十銭ヲ加フ
- 庫出税 一石ニ付 二十五円

五 焼酎

二 租税に関する主要法令

第一種 アルコール分四十五度ヲ超エザルモノ

- 甲 連続式蒸餾機ニ依リ製造シタルモノ  
造石税 一石ニ付 四十八円  
アルコール分三十度ヲ超ユルトキハアルコール分三十度ヲ超ユル一  
度毎ニ二元七十銭ヲ加フ
- 庫出税 一石ニ付 二十五円
- 乙 其ノ他ノモノ  
造石税 一石ニ付 四十五円  
アルコール分三十度ヲ超ユルトキハアルコール分三十度ヲ超ユル一  
度毎ニ二元六十銭ヲ加フ
- 庫出税 一石ニ付 二十五円

第二種 アルコール分四十五度ヲ超ユルモノ

- 造石税 一石ニ付 百五十五円ニアルコ  
ール分四十五度ヲ超  
ユル一度毎ニ四円ヲ  
加ヘタル金額
- 庫出税 一石ニ付 二十五円
- 六 麦酒 庫出税 一石ニ付 五十九円三十銭
- 七 果実酒 庫出税 一石ニ付 二十五円

八 雜酒 造石税 一石ニ付 五十円

アルコール分二十度ヲ超ユルトキ  
ハアルコール分二十度ヲ超ユル一  
度毎ニ四円ヲ加フ

ール分ヲ査定ス  
麦酒及果実酒ニ付テハ命令ノ定ムル所ニ依リ製成ノ時其ノ  
製造石数ヲ検定ス  
第三十条 酒類造石税ハ左ノ納期ニ於テ之ヲ徴収ス

第二節 酒類造石税

庫出税 一石ニ付 三十円

一 清酒

第二十八条 酒類造石税ハ酒類ノ製造石数ニ応シ其ノ製造者  
ヨリ之ヲ徴収ス但シ命令ノ定ムル所ニ依リ清酒ニ付テハ製  
造石数ノ百分ノ七以内、味淋ニ付テハ製造石数ノ百分ノ三  
以内、焼酎ニ付テハ製造石数ノ百分ノ二以内ノ滓引減量又  
ハ貯蔵減量ヲ製造石数ヨリ控除スルコトヲ得

第一期 七月一日ヨリ三十一日限  
前年十月一日ヨリ其ノ年四月三十日迄ニ査定シタル製  
造石数ニ対スル税額ノ四分ノ一

第二期 十月一日ヨリ三十一日限

同上

第三期 翌年二月一日ヨリ末日限

第四条第二項又ハ第八条第二項ノ酒類ニ付テハ粕漉ニ依リ  
増加シタル分ノミヲ以テ前項ノ製造石数ト看做ス但シ粕漉  
前ノ酒類ノ石数ヲ確知スルコト能ハザルトキハ此ノ限ニ在  
ラズ

同上及其ノ年五月一日ヨリ九月三十日迄ニ査定シタル  
製造石数ニ対スル税額ノ二分ノ一

第四期 翌年三月一日ヨリ三十一日限

第二十九条 酒類(麦酒及果実酒ヲ除ク)ノ製造石数及アル

前納額ノ残額

二 濁酒、白酒、味淋及焼酎

コール分ハ命令ノ定ムル所ニ依リ製成ノ時之ヲ査定ス  
犯則其ノ他ノ事由ニ因リ前項ノ規定ニ依リ難キ場合ニ於テ  
ハ現在ノ酒類又ハ証憑物件ニ就キ其ノ製造石数又ハアルコ

第一期 七月一日ヨリ三十一日限

前年十月一日ヨリ其ノ年四月三十日迄ニ査定シタル製

造石数ニ対スル税額ノ二分ノ一

府ノ承認ヲ受ケ酒類トシテ飲用スルコト能ハザル処置ヲ

第二期 十月一日ヨリ三十一日限

施シ又ハ酒類製造ノ原料ニ供シタルトキ

同上

第三期 翌年二月一日ヨリ末日限

其ノ年五月一日ヨリ九月三十日迄ニ査定シタル製造石  
数ニ対スル税額

第三十七条第一項ノ規定ノ適用ヲ受ケテ製造場ヨリ移出シ  
タル酒類ガ移出先ニ到達前又ハ移出先ニ於テ災害其ノ他已  
ムコトヲ得ザル事由ニ因リ亡失シタル場合ニ於テハ命令ノ  
定ムル所ニ依リ其ノ酒類造石税額ニ相当スル金額ヲ交付ス  
ルコトヲ得

三 合成清酒及雜酒

毎月中査定シタル製造石数ニ対スル税額ヲ翌月末日限

前項ノ規定ニ依リ交付金ヲ交付スル場合ニ於テ該酒類ニ

第三十一条 第二十二條第一項ノ規定ニ依リ酒類製造ノ免許

付納付スベキ酒類造石税中未納ニ属スルモノアルトキハ命

ヲ取消シタル場合ニ於テハ未納ニ属スル酒類造石税ノ全部

令ノ定ムル所ニ依リ其ノ税額ニ相当スル担保ノ提供ヲ命ズ  
ルコトヲ得

又ハ一部ヲ直ニ徴収スルコトヲ得第四十三條ノ規定ニ依リ

第三節 酒類庫出税

担保ノ提供ヲ命セラレタル場合ニ於テ其ノ提供ヲ為サザル

トキ亦同シ

第三十三条 酒類庫出税ハ製造場ヨリ移出シタル酒類ノ石数

第三十二条 酒類ガ左ノ各号ノ一ニ該当スル場合ニ於テハ命

ニ応シ製造者ヨリ之ヲ徴収ス但シ保税地域ヨリ引取ル酒類

令ノ定ムル所ニ依リ其ノ酒類造石税ヲ免除スルコトヲ得但

ニ付テハ引取リタル石数ニ応シ引取人ヨリ之ヲ徴収ス

シ製造場外ニ移出シタルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第三十四条 酒類ガ左ノ各号ノ一ニ該当スル場合ニ於テハ酒

一 亡失シタルトキ

類ヲ製造場ヨリ移出シタルモノト看做ス

二 腐敗其ノ他ノ事由ニ因リ飲用ニ供シ難キ場合ニ於テ政

一 製造場ニ於テ飲用セラレタルトキ

二 租税に関する主要法令

二 酒類製造ノ免許ヲ取消サレタル場合ニ於テ製造場ニ現存ストキ但シ命令ヲ以テ定ムル場合ヲ除ク

三 製造場ニ現在スルモノ公売若ハ競売セラレタルトキ又ハ破産手続ニ於テ換価セラレタルトキ

第三十五条 酒類(濁酒ヲ除ク)ノ製造者ハ毎月製造場ヨリ移出シタル酒類ノ種類毎ニ石数ヲ記載シタル申告書ヲ翌月十日迄ニ政府ニ提出スベシ但シ左ノ各号ノ一ニ該当スル場合ニ於テハ直ニ其ノ移出シ又ハ移出シタルモノト看做サレタル酒類ニ付申告書ヲ提出スベシ

一 酒類製造ノ免許ヲ取消サレタルトキ但シ命令ヲ以テ定ムル場合ヲ除ク

二 酒類ガ公売若ハ競売セラレタルトキ又ハ破産手続ニ於テ換価セラレタルトキ

酒類(濁酒ヲ除ク)ヲ保税地域ヨリ引取ル者ハ引取ノ際前項ニ準ズル申告書ヲ政府ニ提出スベシ

申告書ノ提出ナキトキ又ハ政府ニ於テ申告ヲ不相当ト認ムルトキハ政府ハ移出又ハ引取ノ石数ヲ決定ス

第三十六条 酒類庫出税ハ毎月分ヲ翌月末日迄ニ納付スベシ

但シ第三十三条但書ノ場合ニ於テハ引取ノ際之ヲ納付スベシ

前条第一項但書ノ場合ニ於テハ前項ノ規定ニ拘ラズ直ニ其ノ酒類庫出税ヲ徴収ス

前項ノ場合ヲ除クノ外命令ノ定ムル所ニ依リ酒類庫出税ニ付其ノ税額ニ相当スル担保ヲ提供シタルトキハ一月以内其ノ税金ノ徴収ヲ猶予スルコトヲ得

第三十七条 命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ承認ヲ受ケ他ノ製造場又ハ蔵置場ニ移入スル目的ヲ以テ製造場ヨリ移出シ又ハ保税地域ヨリ引取ル酒類ニ付テハ第三十三条ノ規定ヲ適用セズ

前項ノ場合ニ於テハ移出先又ハ引取先ヲ以テ製造場ト看做シ移出先又ハ引取先ノ營業者ヲ以テ製造者ト看做ス

第一項ノ酒類ニシテ政府ノ指定シタル期間内ニ移出先又ハ引取先ニ移入セラレタルコトノ証明ナキモノニ付テハ製造者又ハ引取人ヨリ直ニ酒類庫出税ヲ徴収ス但シ災害其ノ他已ムコトヲ得ザル事由ニ因リ亡失シタルモノニ付テハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ酒類庫出税ヲ免除スルコトヲ得

政府ハ第一項ノ酒類ニ付必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ酒類庫出税額ニ相当スル担保ノ提供ヲ命ズルコトヲ得

第三十八条 製造場ヨリ移出シタル酒類ヲ同一製造場ニ戻入

シ又ハ酒類ヲ製造場外ヨリ移入シタル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ酒類ヲ製造場ヨリ移出スルモ更ニ酒類庫出税ノ徴収ヲ為サズ但シ前条第一項ニ規定スル政府ノ承認ヲ受ケテ移出先又ハ引取先ニ移入シタル酒類ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

#### 第四節 原料用及輸出向酒類

第三十九条 命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ承認ヲ受ケ同一製造場ニ於テ酒類製造ノ原料ニ供スル為製造シタル酒類ニ付テハ其ノ酒類造石税ヲ免除ス

前項ノ原料用酒類ハ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ承認ヲ受ケタル場合ニ限り其ノ用途ヲ変更スルコトヲ得

命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ承認ヲ受ケ第三十七条第一項ノ規定ノ適用ヲ受ケテ製造場ヨリ移出シタル酒類ヲ移出先ニ於テ酒類製造ノ原料ニ供シタル場合ニ於テハ命令ノ定ム

ル所ニ依リ其ノ酒類造石税額ニ相当スル金額ヲ交付ス

第三十二条第三項ノ規定ハ前項ノ交付金ヲ交付スル場合ニ付之ヲ準用ス

第四十条 前条第一項ノ原料用酒類ガ左ノ各号ノ一ニ該当スル場合ニ於テハ直ニ其ノ酒類造石税ヲ徴収ス

一 前条第二項ノ規定ニ依リ其ノ用途ヲ変更シタルトキ  
二 酒類製造ノ免許ヲ取消サレタル場合ニ於テ製造場ニ現存ストキ

三 公売若ハ競売セラレタルトキ又ハ破産手続ニ於テ換価セラレタルトキ

第四十一条 政府ノ承認ヲ受ケ酒類ヲ輸出シタルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ酒類造石税ヲ免除シ又ハ其ノ税額ニ相当スル金額ヲ交付スルコトヲ得

第三十二条第三項ノ規定ハ前項ノ交付金ヲ交付スル場合ニ付之ヲ準用ス

第四十二条 政府ノ承認ヲ受ケ輸出スル目的ヲ以テ製造場ヨリ移出スル酒類ニ付テハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ酒類庫出税ヲ免除スルコトヲ得

#### 二 租税に関する主要法令

第三十七条第三項ノ規定ハ前項ノ酒類ニシテ政府ノ指定シタル期間内ニ輸出セラレタルコトノ証明ナキモノニ付之ヲ準用ス

第一項ノ酒類ハ之ヲ内地、朝鮮、台湾、樺太若ハ南洋群島ニ於テ消費シ又ハ此等ノ地域ニ於テ消費スル目的ヲ以テ譲渡スルコトヲ得ズ但シ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ承認ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ承認ヲ受ケタル酒類ニ付テハ直ニ其ノ酒類庫出税ヲ徴収ス

第三十七条第四項ノ規定ハ第一項ノ酒類庫出税ニ付之ヲ準用ス

第五節 納税担保

第四十三条 政府ハ酒類製造者ニ対シ命令ノ定ムル所ニ依リ酒類造石税ニ付担保ノ提供ヲ命ズルコトヲ得但シ酒類製造者政府ノ承認ヲ受ケ納税ノ担保トシテ酒類造石税額ニ相当スル価額ノ酒類ヲ保存スルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第四十四条 酒類製造者ノ属スル酒造組合ニ於テ納税ヲ保証シタルトキハ其ノ各組合員モ亦連帯シテ保証ノ義務ヲ負フ

押フルコトヲ得

第四十八条 酒類製造者ハ第四十三条但書ノ規定ニ依リ納税ノ担保トシテ保存スル酒類ヲ処分シ又ハ製造場ヨリ移出スルコトヲ得ズ

第四章 雜則

第四十九条 酒類製造者ハ製造石数ノ査定又ハ検定前ニ於テ其ノ酒類ヲ処分シ又ハ製造場ヨリ移出スルコトヲ得ズ

第五十条 製造石数査定後ニ於テ酒類ニ種類ノ異ル酒類又ハ水以外ノ物品ヲ混和シタルトキハ新ニ酒類ヲ製造シタルモノト看做ス但シ左ニ掲グル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

一 命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ承認ヲ受ケ清酒ト合成清酒トヲ混和スルトキ

二 命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ承認ヲ受ケ酒類保存ノ為酒類ニ焼酎若ハアルコール又ハ水以外ノ物品ヲ混和スルトキ

第五十一条 酒母又ハ醪ハ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ承認ヲ受ケタル場合ヲ除クノ外之ヲ処分シ又ハ製造場ヨリ移出スルコトヲ得ズ但シ命令ノ定ムル所ニ依リ酒類製造者ガ酒

第四十五条 本法ニ依リ担保ヲ提供シ又ハ納税ノ担保トシテ酒類ヲ保存シタル場合ニ於テ納税義務者期限内ニ税金ヲ納付セザルトキハ其ノ担保物タル金銭ヲ直ニ税金ニ充テ金銭以外ノ担保物若ハ納税ノ担保トシテ保存スル酒類ヲ公売ニ付シテ税金及公売ノ費用ニ充テ又ハ保証人若ハ納税ヲ保証シタル酒造組合ノ組合員ヲシテ税金ヲ納付セシム

第四十六条 前条ノ場合ニ於テ担保物又ハ納税ノ担保トシテ保存スル酒類ノ価額ガ徴収スベキ税金及公売ノ費用ニ充テ仍不足アリト認ムルトキハ納税義務者ノ他ノ財産ニ就キ滞納処分ヲ行フ

納税義務者ニ対シ滞納処分ヲ執行シタル場合ニ於テ其ノ財産ノ価額ガ徴収スベキ税金、督促手数料、延滞金及滞納処分費ニ充テ仍不足アリト認ムルトキハ保証人又ハ納税ヲ保証シタル酒造組合ノ組合員ニ対シ滞納処分ヲ行フ

前項ノ保証人又ハ酒造組合ノ組合員ハ国税徴収法第三十二条第一項ノ規定ノ適用ニ付テハ之ヲ滞納者ト看做ス

第四十七条 第三十一条又ハ国税徴収法第四条ノ一ノ規定ニ依リ酒税ヲ徴収スル場合ニ於テハ其ノ担保トシテ酒類ヲ差

類製造ノ用ニ供スル場合又ハ酒母ヲ政府ノ交付シタル酒母譲受許可書ヲ有スル者ニ譲渡ス場合ハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ規定ニ依リ政府ノ承認ヲ受ケタル場合ニ於テハ其ノ醪ハ之ヲ濁酒ト看做シ製造者ヨリ直ニ酒類造石税ヲ徴収ス但シ政府ノ承認ヲ受ケ之ニ酒類トシテ飲用スルコト能ハザル処置ヲ施シタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第五十二条 政府ハ取締上必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ酒類、酒母、醪又ハ麴ノ製造者ニ対シ製造又ハ貯蔵ノ設備又ハ方法ニ関シ必要ナル事項ヲ命ズルコトヲ得

第五十三条 政府ハ酒税保全上必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ酒類、酒母、醪若ハ麴ノ製造者又ハ酒類ノ販売業者ニ対シ製造数量又ハ販売ノ数量、価格若ハ方法ニ付必要ナル事項ヲ命ズルコトヲ得

第五十四条 酒類、酒母、醪若ハ麴ノ製造者又ハ酒類若ハ麴ノ販売業者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ製造、貯蔵又ハ販売ニ関スル事実ヲ帳簿ニ記載スベシ

第五十五条 酒類、酒母、醪若ハ麴ノ製造者又ハ酒類ノ販売

業者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ製造、貯蔵又ハ販売ニ関スル事項ヲ政府ニ申告スベシ

第五十六条 酒類、酒母、醪若ハ麴ノ製造者又ハ酒類ノ販売業者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ製造、貯蔵又ハ販売ニ使用スル機械、器具及容器ノ検定ヲ受クベシ

第五十七条 酒類、酒母、醪若ハ麴ノ製造者又ハ酒類ノ販売業者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ製造、貯蔵又ハ販売ニ関スル事項ニ付政府ノ検査又ハ承認ヲ受クベシ

第五十八条 収税官吏ハ酒類、酒母、醪若ハ麴ノ製造者又ハ酒類若ハ麴ノ販売業者ニ対シテ質問ヲ為シ又ハ左ニ掲グル物件ニ付検査ヲ為シ若ハ取締上必要ノ処分ヲ為スコトヲ得

一 製造者ノ所持スル酒類、酒母、醪若ハ麴又ハ販売業者ノ所持スル酒類若ハ麴

二 酒類、酒母、醪又ハ麴ノ製造、貯蔵又ハ販売ニ関スル一切ノ帳簿書類

三 酒類、酒母、醪又ハ麴ノ製造、貯蔵又ハ販売上必要ナル建築物、機械、器具、容器、原料其ノ他ノ物件

収税官吏ハ運搬中ノ酒類、酒母、醪又ハ麴ヲ検査シ又ハ其ノ出所若ハ到達先ヲ質問スルコトヲ得

第五十九条 政府ハ命令ノ定ムル所ニ依リ酒造組合法ニ依リ設立シタル酒造組合又ハ酒造組合中央会ニ対シ徵税上必要ナル設備ヲ為シ若ハ徵收事務ノ補助ヲ為シ又ハ酒税保全上必要ナル措置ヲ為スベキコトヲ命ズルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ酒造組合又ハ酒造組合中央会ニ対シ命令ノ定ムル所ニ依リ交付金ヲ交付スルコトヲ得

第五章 罰則

第六十条 免許ヲ受ケズシテ酒類ヲ製造シタル者ハ五千円以下ノ罰金ニ処シ其ノ製造ニ係ル酒類竝ニ其ノ機械、器具及容器ハ之ヲ没収ス

前項ノ酒類ニ付テハ直ニ其ノ酒類造石税及酒類庫出税ヲ徵収ス

第六十一条 左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ酒類造石税五倍ニ相当スル罰金ニ処ス但シ罰金額ガ二十円ニ滿タザルトキハ之ヲ二十円トス

一 詐偽其ノ他不正ノ行為ニ依リ酒類造石税ヲ逋脱シ又ハ

逋脱セントシタル者

二 詐偽其ノ他不正ノ行為ニ依リ酒類造石税免除ヲ得又ハ得ントシタルモノ

三 詐偽其ノ他不正ノ行為ニ依リ酒類造石税ニ相当スル金額ノ交付ヲ受ケ又ハ受ケントシタル者

前項第一号及第二号ノ場合ニ於テハ直ニ其ノ酒類造石税ヲ徵収ス

第六十二条 左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ酒類庫出税五倍ニ相当スル罰金ニ処ス但シ罰金額ガ二十円ニ滿タザルトキハ之ヲ二十円トス

一 詐偽其ノ他不正ノ行為ニ依リ酒類庫出税ヲ逋脱シ又ハ逋脱セントシタル者

二 詐偽其ノ他不正ノ行為ニ依リ酒類庫出税ノ免除ヲ得又ハ得ントシタル者

前項ノ場合ニ於テハ直ニ其ノ酒類庫出税ヲ徵収ス

第六十三条 第六十一条ノ罰金ト前条ノ罰金トハ之ヲ併科ス

第六十四条 左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ五百円以下ノ罰金ニ処ス

一 第十六条ノ規定ニ違反シ免許ヲ受ケズシテ酒母、醪又ハ麴ヲ製造シタル者

二 第十七条ノ規定ニ違反シ免許ヲ受ケズシテ酒類ノ販売業ヲ為シタル者

三 第三十五条第一項又ハ第二項ニ規定スル申告ヲ怠リ又ハ詐リタル者

四 第三十七条第一項ノ規定ニ依リ承認ヲ受ケテ移出シ又ハ引取リタル酒類ヲ指定ノ場所ニ移入セザル者

五 第三十九条第二項ノ承認ヲ受ケズシテ同条第一項ノ原料用酒類ヲ他ノ用途ニ供シ又ハ之ヲ製造場ヨリ移出シタル者

六 第四十二条第三項ノ承認ヲ受ケズシテ同条第一項ノ規定ニ依リ酒類庫出税ヲ免除セラレタル酒類ヲ内地、朝鮮、台湾、樺太若ハ南洋群島ニ於テ消費シ又ハ此等ノ地域ニ於テ消費スル目的ヲ以テ譲渡シタル者

七 第四十八条又ハ第四十九条ノ規定ニ違反シ酒類ヲ処分シ又ハ製造物ヨリ移出シタル者

八 第五十一条第一項ノ規定ニ違反シ酒母又ハ醪ヲ処分シタル者

二 租税に関する主要法令

又ハ製造場ヨリ移出シタル者

九 第五十二条又ハ第五十三条ノ規定ニ依ル政府ノ命令ニ違反シタル者

前項第一号ニ該当スル場合ニ於テハ製造ニ係ル酒母、醪又ハ麴竝ニ其ノ機械、器具及容器ハ之ヲ没収ス

第一項第一号及第八号ノ酒母及醪ハ之ヲ濁酒ト看做シ製造者ヨリ直ニ酒類造石税ヲ徴収ス

第一項第四号及第六号ノ酒類ニ付テハ直ニ其ノ酒類庫出税ヲ徴収ス此ノ場合ニ於テハ第三十七条第三項(第四十二条第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ規定ハ之ヲ適用セズ

第一項第五号及第七号ノ酒類ニ付テハ直ニ其ノ酒類造石税及酒類庫出税ヲ徴収ス

第六十五条 左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ百円以下ノ罰金又ハ科料ニ処ス

一 第五十四条ノ規定ニ依ル帳簿ノ記載ヲ怠リ若ハ詐リ又ハ帳簿ヲ隠匿シタル者

二 第五十五条ノ規定ニ依ル申告ヲ怠リ又ハ詐リタル者

三 第五十六条ノ規定ニ違反シ検定ヲ受ケザル機械、器具

又ハ容器ヲ使用シタル者

四 第五十七条ノ規定ニ依ル検査又ハ承認ヲ受ケザル者

五 第五十八条ノ規定ニヨル収税官吏ノ質問ニ対シ答弁ヲ為サズ若ハ虚偽ノ陳述ヲ為シ又ハ其ノ職務ノ執行ヲ拒

ミ、妨ゲ若ハ忌避シタル者

第六十六条 第六十条第一項、第六十一条第一項、第六十二条第一項又ハ第六十八条第二項ノ罪ヲ犯シタル者ニハ刑法第三十八条第三項但書、第三十九条第二項、第四十条、第四十一条、第四十八条第二項、第六十三条及第六十六条ノ規定ヲ適用セズ

第六十七条 酒類、酒母、醪若ハ麴ノ製造者又ハ酒類若ハ麴ノ販売業者ノ代理人、戸主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ従業者ガ其ノ業務ニ関シ本法ヲ犯シタルトキハ其ノ製造者又ハ販売業者ヲ処罰ス

第六十八条 本法ヲ施行セザル地ニ於テ製造シタル酒類ハ其ノ地ニ於テ本法ト同等以上ノ税ヲ課スル迄ハ之ヲ本法施行地ニ移入スルコトヲ得ズ

前項ノ規定ニ違反シ酒類ヲ移入シタル者ハ其ノ移入酒類ニ

付第二十七条ノ税率ニ依リ算出シタル酒類造石税及酒類庫

出税ノ税額五倍ニ相当スル罰金ニ処ス但シ罰金額ガ二十円

ニ滿タザルトキハ之ヲ二十円トス

前項ノ酒類及其ノ容器ハ之ヲ没収ス

第六十九条 本法ヲ施行セザル地ニ於テ製造シタル酒母、醪又ハ麴ハ之ヲ本法施行地ニ移入スルコトヲ得ズ

前項ノ規定ニ違反シ酒母、醪又ハ麴ヲ移入シタル者ハ五百円以下ノ罰金ニ処シ其ノ酒母、醪又ハ麴及其ノ容器ハ之ヲ没収ス

附則

第七十条 本法ハ昭和十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

第七十一条 左ノ法律ハ之ヲ廃止ス

第七十二条 第二十二條第一項第三号ノ規定ハ昭和十五年十

一 酒造税法

第七十三条 前条第一項ノ規定ニ依ル清酒ノ製造者ニハ第十

一 酒精及酒精含有飲料税法

第五條第一項及第二項ノ規定ニ拘ラズ合成清酒製造ノ免許ヲ

一 麦酒税法

与フルコトヲ得

一 酒母、醪及麴取締法

第七十二条第一項ノ規定ニ依ル酒類製造者ニ対スル第二十

一 工業用酒精酒類其ノ他酒精含有飲料戻税法

二條第一項第三号ノ規定ノ適用ニ付テハ其ノ制限石数ハ当

二 租税に関する主要法令

分ノ内仍従前ノ例ニ依ル此ノ場合ニ於テハ前条ノ規定ニ依リ免許ヲ受ケ製造シタル合成清酒ノ石数ハ之ヲ清酒ノ製造石数ト看做ス

第七十五条 旧法ニ依リ賦課シ又ハ賦課スベカリシ造石税、出港税及麦酒税ニ関シテハ仍旧法ニ依ル

第三十二条及第四十一条ノ規定ハ前項ノ規定ニ拘ラズ本法施行前ニ査定ヲ受ケタル酒類又ハ酒精ヲ含有スル飲料ニ付之ヲ適用ス此ノ場合ニ於テハ旧法及臨時租税増徴法ニ依ル造石税ハ之ヲ本法ノ酒類造石税ト看做ス

第七十六条 旧法ニ依リ原料用トシテ検定ヲ受ケタル酒類、酒精又ハ酒精ヲ含有スル飲料ニシテ本法施行ノ際現存スルモノハ其ノ検定ノ内容ヲ以テ本法施行ノ際査定セラレ第三十九条第一項ノ規定ニ依リ其ノ酒類造石税ヲ免除セラレタルモノト看做ス

第七十七条 本法施行前ニ査定ヲ受ケタル麦酒ノ酒類庫出税ノ税率ハ第二十七条ノ規定ニ拘ラズ一石ニ付二十四円三十三錢トス

第七十八条 酒類ノ製造者又ハ販売業者ガ本法施行ノ際製造

場又ハ保税地域以外ノ場所ニ於テ各種類ヲ通シ合計十石以上ノ酒類（濁酒ヲ除ク）ヲ所持スル場合ニ於テハ其ノ場所ヲ以テ製造場、其ノ所持者ヲ以テ製造者ト看做シ本法施行ノ日ニ於テ其ノ酒類ヲ製造場ヨリ移出シタルモノト看做シ

其ノ所持スル酒類ニ付命令ノ定ムル所ニ依リ酒類庫出税ヲ徴収ス此ノ場合ニ於テハ麦酒ニ付テハ一石ニ付十四円三十三錢ノ割合ニ依リ算出シタル金額、其ノ他ノ酒類ニ付テハ第二十七条ニ規定スル酒類庫出税ノ税率ニ依リ算出シタル金額ト支那事変特別税法第三十九条ニ規定スル物品税ノ税率ニ依リ算出シタル金額トノ差額ヲ以テ其ノ税額トス

前項ノ製造者又ハ販売業者ハ其ノ所持スル酒類ノ種類毎ニ石数及貯蔵ノ場所ヲ本法施行後一月以内ニ政府ニ申告スベシ

第七十九条 本法施行ノ際製造場ニ現存スル酒類ニシテ戻入又ハ移入シタルモノニ付テハ第三十八条ノ規定ニ拘ラズ酒類庫出税ヲ徴収ス此ノ場合ニ於テハ前条第一項後段ノ規定ヲ準用ス

第八十条 支那事変特別税法第四十八条第一項又ハ第四十九

条第一項第二号ノ規定ノ適用ヲ受ケテ移出シ又ハ引取リタル酒類ハ之ヲ第三十七条第一項ノ規定ノ適用ヲ受ケテ移出シ又ハ引取リタル酒類ト看做シ支那事変特別税法第五十条第一項第一号ノ規定ニ依リ物品税ヲ免除セラレタル酒類ハ之ヲ第四十二条第一項ノ規定ニ依リ酒類庫出税ヲ免除セラレタル酒類ト看做ス

第八十一条 酒造税法第十三条ノ規定ニ依リ提供シタル保証物及同法第十四条ノ規定ニ依リ為シタル納税保証ハ命令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ本法ニ依ル納税ノ担保ト看做ス但シ旧法ニ依ル納税保証タルノ効力ヲ妨ゲズ

第八十二条 本法施行前旧法及支那事変特別税法中酒類ノ物品税ニ関スル規定ニ基キ為シタル申告、申請、検定、検査、承認、認可、命令又ハ監督上ノ処分ニシテ本法中ニ之ニ相当スル規定アルモノハ之ヲ本法ニ依リ為シタル申告、申請、検定、検査、承認、命令又ハ取締上ノ処分ト看做ス

第八十三条 東京府小笠原島及伊豆七島ニ於テ製造スル清酒及焼酎ノ酒税ハ当分ノ内左ノ税率ニ依ル

一 酒類造石税 第二十七条ニ規定スル金額ノ三分ノ一

## 二 租税に関する主要法令

二 酒類庫出税 一石ニ付二十円  
前項ノ酒類ハ之ヲ内地ノ他ノ地方、朝鮮、台湾、樺太又ハ南洋群島ニ移出スルコトヲ得ズ  
前項ノ規定ニ違反シ酒類ヲ移出シタル者ハ其ノ移出酒類ニ付第二十七条ノ税率ニ依リ算出シタル酒類造石税及酒類庫出税ノ合計税額ト第一項ノ税率ニ依リ算出シタル酒類造石税及酒類庫出税ノ合計税額トノ差額ノ五倍ニ相当スル罰金ニ処シ其ノ酒類及容器ハ之ヲ没収ス但シ罰金額が二十円ニ満たザルトキハ之ヲ二十円トス  
第六十六条ノ規定ハ前項ノ場合ニ付之ヲ準用ス

第一項ニ規定スル地方ニ於テ製造シタル清酒及焼酎ニ付第七十八条又ハ第七十九条ノ規定ヲ適用スル場合ニ於テハ一石ニ付十円ノ割合ニ依リ算出シタル金額ヲ以テ其ノ税額トス

第八十四条 沖縄県ニ於テ製造スル焼酎ノ酒類造石税ハ当分ノ内左ノ税率ニ依ル

第一種 アルコール分四十五度ヲ超エザルモノ  
一石ニ付 三十三円

アルコール分三十度ヲ超ユルトキハアルコール分三十度ヲ超ユル一  
度毎ニ二元十銭ヲ加フ

第二種 アルコール分四十五度ヲ超ユルモノ

一石ニ付 百一円ニアルコール  
分四十五度ヲ超ユル  
一度毎ニ二元八十銭  
ヲ加ヘタル金額

本法施行前又ハ施行後沖繩県ニ於テ製造シタル焼酎ヲ内地  
ノ他ノ地方、朝鮮、台湾、樺太又ハ南洋群島ニ移出スルト  
キハ其ノ焼酎ニ付第二十七条ノ税率ニ依リ算出シタル酒類  
造石税ノ税額ト前項ノ税率ニ依リ算出シタル酒類造石税ノ  
税額トノ差額ニ相当スル出港税ヲ課ス

樺太酒類出港税法第三条乃至第十二条ノ規定ハ前項ノ場合  
ニ付之ヲ準用ス

第八十五条 神社ニ於テ古例ニ依リ明治十三年以前ヨリ引続  
キ酒類ヲ製造スルトキハ一酒造年度ノ製造石数一石以下ノ  
場合ニ限り当分ノ内酒税ヲ課セズ

第八十六条 アルコール専売法第十七条中「酒造税法又ハ酒  
精及酒精含有飲料税法ニ依リ製造免許ヲ」ヲ「酒税法ニ依

リ酒類製造ノ免許ヲ」ニ、「酒類又ハアルコール含有飲料  
ノ原料」ヲ「酒類製造ノ原料」ニ改ム

第八十七条 樺太酒類出港税法第一条第一項中「焼酎、酒精  
及酒精含有飲料」ヲ「酒税法ノ焼酎及雜酒」ニ改メ同条第  
二項ヲ削ル  
〔参照〕

明治二十九年三月二十  
八月公布法律第二十八号酒造税法抄録

第十三条 酒類ヲ製造スル者ハ納税保証トシテ一酒造年度  
見込造石数一石ニ付金七円ノ割合ヲ以テ算出シタル金額  
ニ相当スル保証物ヲ予メ提供スヘシ但シ政府ノ許可ヲ受  
ケ造石数査定ノ都度本条ノ割合ヲ以テ保証物ヲ提供スル  
コトヲ得

毎酒造年度ノ見込造石数又ハ査定石数前項ノ見込造石数  
ヨリ十石以上増加シタルトキハ其ノ石数ニ応シ前項ノ割  
合ニ依リ保証物ヲ増補スヘシ

毎酒造年度ノ見込造石数又ハ審査石数第一項ノ見込造石  
数ヨリ十石以上減少シタルトキハ其ノ石数ニ応シ第一項  
ノ割合ニ依リ保証物ノ減少ヲ請フコトヲ得

酒類ヲ製造スル者此ノ法律ヲ犯シテ処罰セラレタルトキ  
又ハ造石税ニ関シテ滞納処分ヲ受ケタルトキハ爾後三年  
間政府ハ造石税全額マテノ保証物提供ヲ命スルコトヲ  
得

前三項ノ場合及保証物ノ価格ニ異動ヲ生シタル場合ヲ除  
クノ外保証物ノ増減ヲ為サス

保証物ニ関スル規程ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十四条 右ノ場合ニ於テハ保証物ヲ免除ス

一 相当ノ納税保証人ヲ供シタルトキ

二 納税保証トシテ造石税額ニ相当スル酒類ヲ保存スル  
トキ

三 造石税ヲ前納シタルトキ

四 酒類ヲ製造スル者ノ属スル酒造組合ニ於テ納税ヲ担  
保シタルトキ

明治三十年三月二十  
九月公布法律第二十一号国税徴収法抄録

第四条ノ一 納税人左ノ場合ニ該当スルトキハ未ダ納期ノ  
到ラザルモ既ニ納税義務ノ確定シタル国税ハ総テ之ヲ徴  
収スルコトヲ得

二 租税に関する主要法令

一 国税ノ滞納ニ因リ滞納処分ヲ受クルトキ

二 府県税其ノ他ノ公課又ハ徴収ノ囑託ヲ受ケタル滿洲  
国ノ国税ニ付滞納処分ヲ受クルトキ

三 強制執行ヲ受クルトキ

四 破産ノ宣告ヲ受ケタルトキ

五 競売ノ開始アリタルトキ

六 法人ガ解散ヲ為シタルトキ

七 納税人脱税又ハ遁脱ヲ謀ルノ所為アリト認ムルトキ

第三十二条第一項

滞納者又ハ滞納者ノ財産ヲ占有スル者其ノ財産ヲ藏匿脱  
漏シ又ハ虚偽ノ契約ヲ為シタルトキハ一月以上二年以下  
ノ重禁錮ニ処ス

大正元年八月十二  
日公布法律第一号樺太酒類出港税法抄録

第一条 本法ニ於テ酒類ト称スルハ焼酎、酒精及酒精含有  
飲料ヲ謂フ

前項ニ於テ焼酎ト称スルハ酒造税法ニ於ケル焼酎ヲ謂ヒ  
酒精及酒精含有飲料ト称スルハ酒精及酒精含有飲料税法  
ニ於テ同法ヲ適用スルモノヲ謂フ

昭和十二年<sup>三月三十日</sup>公布法律第三十二号アルコール専売法抄録

第十七条 酒造税法又ハ酒精及酒精含有飲料税法ニ依リ製造免許ヲ受ケタル者ガ酒類又ハアルコール含有飲料ノ原料トシテ其ノ同一製造場内ニ於テ製造スルアルコールニハ本法ヲ適用セズ

昭和十三年<sup>三月三十日</sup>公布法律第五十一号支那事変特別税法抄録

第四十八条第一項

命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ承認ヲ受ケ他ノ製造場又ハ蔵置場ニ移入スル目的ヲ以テ製造場ヨリ移出シ又ハ保税地域ヨリ引取ル第二種又ハ第三種ノ物品ニ付テハ第四十条ノ規定ヲ適用セズ

第四十九条第一項

命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ承認ヲ受ケ製造場ヨリ移出シ又ハ保税地域ヨリ引取ル物品ニシテ左ノ各号ノ一ニ該当スルモノニ付テハ物品税ヲ免除ス

一 第二種ノ物品ノ製造ノ用ニ供スル第二種ノ物品

二 酒類製造ノ用ニ供スル葡萄酒及果実酒  
第五十条第一項  
左ニ掲グル物品ニ付テハ命令ノ定ムル所ニ依リ物品税ヲ免除ス

一 輸出スルモノ

二 學術研究用ニ供スルモノ

三 其ノ他命令ヲ以テ定ムル用途ニ供スルモノ

明治三十四年<sup>三月三十日</sup>公布法律第十号ハ酒精、酒類其ノ他酒精ヲ含有スル飲料輸出入戻金ニ関スル件、同四十一年<sup>三月二十七日</sup>公布法律第二十四号ハ東京府小笠原島伊豆七島ニ於ケル酒造税ニ関スル件及同四十三年<sup>三月二十日</sup>公布法律第六号ハ酒精造石税徴収猶予及免除ニ関スル件ナリ

(2) 酒税等ノ増徴等ニ関スル法律

昭和一六年一月二一日  
法律 第八八号

第一条 酒税法中左ノ通改正ス

第二十七条 各酒類ニ課スベキ酒税及其ノ税率左ノ如シ

一 清酒 造石税 一石ニ付 四十五円

アルコール分二十度ヲ超ユルトキ  
ハアルコール分二十度ヲ超ユル一  
度毎ニ五円五十銭ヲ加フ

庫出税 一石ニ付 五十五円

二 合成清酒 造石税 一石ニ付 四十八円

アルコール分二十度ヲ超ユルトキ  
ハアルコール分二十度ヲ超ユル一  
度毎ニ五円七十銭ヲ加フ

庫出税 一石ニ付 五十五円

三 濁酒 造石税 一石ニ付 四十五円

庫出税 一石ニ付 十五円

四 白酒 造石税 一石ニ付 四十五円

アルコール分二十度ヲ超ユルトキ  
ハアルコール分二十度ヲ超ユル一  
度毎ニ六円ヲ加フ

庫出税 一石ニ付 六十五円

五 味淋 造石税 一石ニ付 四十五円

アルコール分二十八度ヲ超ユルト  
キハアルコール分二十八度ヲ超ユ  
ル一度毎ニ四円四十銭ヲ加フ

庫出税 一石ニ付 六十五円

六 焼酎

七 麦酒 庫出税 一石ニ付 八十七円八十銭

八 果実酒 庫出税 一石ニ付 五十円

二 租税に関する主要法令

九 雑酒 造石税 一石ニ付 五十円

アルコール分二十度ヲ超ユルトキ  
ハアルコール分二十度ヲ超ユル一  
度毎ニ六円ヲ加フ

庫出税 一石ニ付 七十円

第二十七条ノ二 命令ヲ以テ定ムル清酒、味淋、果実酒及  
雑酒ノ酒類庫出税ニ付テハ命令ヲ以テ定ムル価格ニ左ノ  
割合ヲ乗ジテ算出シタル金額ヲ前条ノ規定ニ依ル酒類庫  
出税額ニ加算ス

一 清酒、味淋及果実酒 百分ノ二十  
二 雑酒 百分ノ三十

第三十五条第一項及第二項中「(濁酒ヲ除ク)」ヲ削リ同条  
第一項及第三項中「石数」ノ下ニ「(第二十七条ノ二ノ規  
定ニ依リ命令ヲ以テ定ムル酒類ニ付テハ数量及価格)」ヲ  
加フ

第五十一条第二項及第六十四条第三項中「酒類造石税」ノ  
下ニ「及酒類庫出税」ヲ加フ  
第六十八条第二項中「第二十七条ノ税率ニ依リ」ヲ「第二

十七条及第二十七条ノ二ノ規定ニ依リ」ニ改ム  
第八十三条第一項第二号中「二十円」ヲ「四十円」ニ改ム  
第八十四条第一項中「二十円十銭」ヲ「三十円二十銭」ニ、「百  
円」ヲ「百六十一円」ニ、「二百八十銭」ヲ「四円八十  
銭」ニ改ム

第二条 清涼飲料税法中左ノ通改正ス  
第二条中「八円五十銭」ヲ「十二円」ニ、「二十円」ヲ「三  
十円」ニ、「六円」ヲ「十一円」ニ改ム  
第三条 砂糖消費税法中左ノ通改正ス

第一条中「糖水」ノ下ニ「(甘蔗又ハ甜菜ヲ原料トシテ製  
造シタル糖汁ヲ含ム)」ヲ加フ  
第三条 消費税ノ税率左ノ如シ

一 砂糖  
第一種 分蜜セサル砂糖

甲 樽入黒糖及樽入白下糖但シ黒糖及白下糖以外ノ  
砂糖ニ加工シテ製造シタルモノ竝ニ全部又ハ一部  
ノ新式機械ニ依リ製造シタルモノヲ除ク  
百斤ニ付 五円

乙 其ノ他ノモノ 百斤ニ付 七円三十銭

第二種 其ノ他ノ砂糖但シ氷砂糖、角砂糖、棒砂糖其  
ノ他類似ノモノヲ除ク

甲 蔗糖ノ重量全重量ノ百分ノ八十六ヲ超エサルモ  
ノ 百斤ニ付 八円

乙 其ノ他ノモノ 百斤ニ付 十二円

第三種 氷砂糖、角砂糖、棒砂糖其ノ他類似ノモノ

甲 氷砂糖 百斤ニ付 十五円  
消費税ヲ課セラレタル第二種乙ノ  
砂糖ヲ以テ製造シタルモノニ在リ  
テハ百斤ニ付二円

乙 其ノ他ノモノ 百斤ニ付 十六円

消費税ヲ課セラレタル第二種乙ノ  
砂糖ヲ以テ製造シタルモノニ在リ  
テハ百斤ニ付四円

二 糖蜜

第一種 氷砂糖ヲ製造スルトキニ生スル糖蜜

百斤ニ付 八円

第二種 其ノ他ノ糖蜜 百斤ニ付 四円五十銭

三 糖水

百斤ニ付 十円

第四条 物品税法中左ノ通改正ス

第一条第一項第一種第十四号中「トランク」ノ下ニ「類竝  
ニ行李」ヲ、同種第十八号中「玩具」ノ下ニ「遊戯具、  
揺籃及乳母車類」ヲ加ヘ同種第十五号中「靴及」ヲ削ル  
同種ニ左ノ如ク加フ

三十二 庭木竝ニ庭園用ノ石材及石工品  
三十三 簾、釣燈籠及提灯類  
三十四 鉄瓶竝ニ茶道及香道用具  
三十五 扇子及団扇  
三十六 花輪及花束類  
三十七 釣用具類

丙類

三十八 靴  
三十九 事務用器具

同項第二種第十七号中「受信用真空管、」ノ下ニ「マイク  
ロホン、」ヲ、同種第二十三号中「紅茶、」ノ下ニ「烏竜  
茶、包種茶、」ヲ加フ  
同種ニ左ノ如ク加フ

二 租税に関する主要法令

- 二十五 煙火類
- 二十六 薫物及線香類
- 二十七 大理石及之ヲ原料トスル擬石竝ニ陶磁器製タイ  
ル

四十一 調味料

同項第三種ニ左ノ一号ヲ加フ

三 サツカリン

同条第二項ヲ左ノ如ク改ム

丙類

- 二十八 電球類
- 二十九 携行用ノ電燈、同ケース及電池
- 三十 魔法瓶、水筒類及同部分品
- 三十一 計算機
- 三十二 タイプライター、同部分品及附屬品
- 三十三 輪転機及同附屬品
- 三十四 金銭登録機
- 三十五 タイムスタンブ及同附屬品
- 三十六 ミシン及ミシン用針
- 三十七 板硝子
- 三十八 紙及セロファン
- 三十九 齒磨
- 四十 緑茶

同一物品ニシテ第一種及第二種ニ該当スルモノハ之ヲ第

二種トシ甲類及乙類若ハ甲類及丙類又ハ甲類、乙類及丙

類ニ該当スルモノハ之ヲ甲類トシ乙類及丙類ニ該当スル

モノハ之ヲ乙類トス

第二条 物品税ノ税率左ノ如シ

第一種

甲類 物品ノ価格百分ノ五十

乙類 物品ノ価格百分ノ二十

第五条ノ規定ニ依ル場合ニ在リテハ百分ノ

三十

丙類 物品ノ価格百分ノ十

第二種

甲類 物品ノ価格百分ノ五十

乙類 物品ノ価格百分ノ二十

丙類 物品ノ価格百分ノ十

第三種

一 燐寸 千本ニ付 五錢

二 飴、葡萄糖及麦芽糖

イ 麦芽糖化ノ方法ニ依リ製造シタル飴

百斤ニ付 二円五十錢

ロ 其ノ他ノ飴竝ニ葡萄糖及麦芽糖

百斤ニ付 三円

三 サツカリン 一疋ニ付 十円

第五条 第一種第十六号ニ掲グル物品ガ入札其ノ他競争ノ

方法ニ依リ売買セラルル場合(強制競売又ハ之ニ準ズベ

キ場合ヲ除ク)ハ其ノ札元又ハ之ニ準ズベキ者ガ小売業

者トシテ当該物品ヲ販売スルモノト看做ス

第六条中「又ハ嗜好飲料」ヲ、「嗜好飲料、薫物類、線香

類、齒磨又ハ調味料」ニ改ム

第五条 遊興飲食税法中左ノ通改正ス

第一条中「及飲食」ヲ、「飲食及宿泊」ニ改メ同条ニ左ノ

一項ヲ加フ

二 租税に関する主要法令

料金ノ百分ノ三十  
 六 旅館ニ於ケル宿泊ノ料金  
 イ 一人一泊十円ニ滿タザルモノ  
 料金ノ百分ノ二十

ロ 一人一泊十円以上ノモノ  
 料金ノ百分ノ三十

前項ノ遊興飲食又ハ宿泊ノ料金ハ前条ニ規定スル場所ノ  
 經營者ガ遊興、飲食又ハ宿泊ヲ為シタル者ヨリ其ノ遊  
 興、飲食又ハ宿泊ニ付領収スベキ金額ヲ謂フ  
 遊興飲食又ハ宿泊ノ料金ノ算定ニ關シテハ命令ヲ以テ之  
 ヲ定ム

第三条 遊興飲食ノ料金ガ一人一回二円五十銭ニ滿タザル  
 場合及旅館ニ於ケル宿泊ノ料金ガ一人一泊五円ニ滿タザ  
 ル場合ニハ遊興飲食税ヲ課セズ但シ左ニ掲グル遊興飲食  
 ノ料金ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ  
 一 芸妓ノ花代  
 二 其ノ他ノ花代  
 三 芸妓ノ花代又ハ其ノ他ノ花代ヲ伴フ遊興飲食ノ料金

四 命令ヲ以テ定ムル料理店ニ於ケル遊興飲食ノ料金  
 第三条ノ二 前二条ノ一人一回ノ遊興飲食ノ料金及一人一  
 泊ノ宿泊ノ料金ノ計算ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ  
 之ヲ定ム

第五条及第七条中「遊興飲食料金」ヲ「遊興飲食又ハ宿泊  
 ノ料金」ニ改ム

第六条 通行税法中左ノ通改正ス

第二条第一項ヲ左ノ如ク改ム

通行税ハ左ノ區別ニ依リ之ヲ課ス

乗車船区間四十軒以下ナルトキ  
 一等 三十銭  
 二等 十五銭  
 乗車船区間八十軒以下ナルトキ  
 一等 五十銭  
 二等 二十五銭  
 三等 五銭  
 乗車船区間百二十軒以下ナルトキ  
 一等 一元五十銭

同条第五項ヲ左ノ如ク改ム

貸切乗車船ノ契約ヲ為シタル場合ニ於テハ通行税ハ左ノ  
 區別ニ依リ之ヲ課ス

一等 貸切運賃ノ百分ノ二十  
 二等 貸切運賃ノ百分ノ十五  
 三等 貸切運賃ノ百分ノ十

第三条第一項ヲ左ノ如ク改ム

急行車船又ハ寝台車船ニ乗車船ノ契約ヲ為シタル場合ニ  
 於テハ前条ノ規定ニ依ルノ外左ノ税率ニ依リ通行税ヲ課  
 ス

一等 急行料金又ハ寝台料金ノ百分ノ三十  
 二等 急行料金又ハ寝台料金ノ百分ノ二十  
 三等 急行料金又ハ寝台料金ノ百分ノ十

第四条中「三等乗客」ノ下ニ「及定期乗車船ノ契約ニ依ル  
 三等乗客」ヲ加フ

第八条中「又ハ急行料金」ヲ、「急行料金又ハ寝台料金」  
 ニ改ム

第七条 入場税法中左ノ通改正ス

二 租税に關する主要法令

第三条第一項ヲ左ノ如ク改ム

入場税ノ税率左ノ如シ

第一種ノ場所

入場料ガ一人一回五十銭未満ナルトキ

入場料ノ百分ノ二十

入場料ガ一人一回一円未満ナルトキ

入場料ノ百分ノ三十

入場料ガ一人一回三円未満ナルトキ

入場料ノ百分ノ四十

入場料ガ一人一回五円未満ナルトキ

入場料ノ百分ノ六十

入場料ガ一人一回五円以上ナルトキ

入場料ノ百分ノ八十

回数、定期又ハ貸切ニテ入場ノ契約ヲ為シタルトキ

入場料ノ百分ノ四十

第二種ノ場所

撞球場、スケート場 入場料ノ百分ノ二十

麻雀場 入場料ノ百分ノ三十

舞踊場、ゴルフ場 入場料ノ百分ノ五十

第十条第一項ヲ左ノ如ク改ム

特別入場税ノ税率左ノ如シ

特別入場料ガ一人一回一円未満ナルトキ

特別入場料ノ百分ノ二十

特別入場料ガ一人一回一円以上ナルトキ

特別入場料ノ百分ノ三十

回数、定期又ハ貸切ニテ入場ノ契約ヲ為シタルトキ

特別入場料ノ百分ノ三十

第八条 建築税法中左ノ通改正ス

第一条ニ左ノ三号ヲ加フ

四 旅館ノ用ニ供スル家屋

五 撞球場、麻雀場其ノ他命令ヲ以テ定ムル遊技場ノ用ニ供スル家屋

六 倶楽部、会館其ノ他名称ノ何タルヲ問ハズ會員其ノ他命令ヲ以テ定ムル者ノ親睦ヲ図リ又ハ其ノ慰安若ハ娛樂ノ用ニ供スル家屋

第四条中「百分ノ十」ヲ「百分ノ二十」ニ改ム

第九条 骨牌税法中左ノ通改正ス

第四条中「五円」ヲ「十円」ニ、「七十銭」ヲ「一円五十銭」ニ改ム

第十条 印紙税法中左ノ通改正ス

第四条第一項第六号中「三銭」ヲ「五銭」ニ、「十銭」ヲ「二十銭」ニ、「三十銭」ヲ「六十銭」ニ、「六十銭」ヲ「一円二十銭」ニ、「九十銭」ヲ「一円八十銭」ニ、「一円五十銭」ヲ「三元」ニ、「三元」ヲ「六円」ニ改ム

第十一条 地方分与税法中左ノ通改正ス

第二条第二項及第六条第一項中「百分ノ五十」ヲ「百分ノ十五・一八」ニ改ム

第四十七条ニ左ノ一項ヲ加フ

第二条第二項中百分ノ十五・一八トアルハ昭和十六年度ニ於テハ百分ノ二十九・三五トス

第四十八条第二項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

第六条第一項中百分ノ十五・一八トアルハ昭和十七年度分ニ付テハ百分ノ五十、昭和十八年度分ニ付テハ百分ノ二十九・三五トス

附 則

第一条 本法ハ昭和十六年十二月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ第六条ノ規定施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第二条 酒類ノ製造者又ハ販売業者ガ本法施行ノ際製造場又ハ保税地域以外ノ場所ニ於テ各種類ヲ通シ合計五石以上ノ酒類ヲ所持スル場合及其ノ所持スル酒類ガ合計五石ニ満たザルモ酒税法第二十七条ノ二ノ改正規定ニ依リ命令ヲ以テ定ムル酒類ガ合計一石以上ナル場合ニ於テハ其ノ場所ヲ以テ製造場、其ノ所持者ヲ以テ製造者ト看做シ其ノ所持スル酒類ニ対シ酒類庫出税ヲ課ス此ノ場合ニ於テハ本法施行ノ日ニ於テ其ノ酒類ヲ製造場ヨリ移出シタルモノト看做シ濁酒ニ付テハ一石ニ付十五円ノ割合ニ依リ算出シタル金額、其ノ他ノ酒類ニ付テハ酒税法第二十七条ノ改正税率ニ依リ算出シタル金額ト従前ノ税率ニ依リ算出シタル金額トノ差額ヲ以テ其ノ税額トシ命令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ徴収ス但シ同法第二十七条ノ二ノ改正規定ニ依リ命令ヲ以テ定ムル酒類ニ付テハ同条ニ規定スル価格ニ同条ニ規定スル割合ヲ乗ジテ算出シタル金額ヲ本文ノ規定ニ依リ算出シタル酒類

庫出税額ニ加算シタルモノヲ以テ其ノ税額トス

東京府小笠原島及伊豆七島ニ於テ製造シタル清酒及焼酎ニ付前項ノ規定ヲ適用スル場合ニ於テハ一石ニ付二十円ノ割合ニ依リ算出シタル金額ヲ以テ其ノ税額トス

第一項ノ製造者又ハ販売業者ハ其ノ所持スル酒類ノ種類毎ニ数量、価格及貯蔵ノ場所ヲ本法施行後一月以内ニ政府ニ申告スベシ

第三条 本法施行ノ際製造場ニ現存スル酒類ニシテ戻入又ハ移入シタルモノニ付テハ酒税法第三十八条ノ規定ニ拘ラズ之ヲ移出シタルトキ酒類庫出税ヲ徴収ス此ノ場合ニ於テハ前条第一項後段及第二項ニ規定スル税額ヲ以テ其ノ税額トス

第四条 本法施行ノ際製造場以外ノ場所ニ於テ同一人ガ五石以上ノ第二種ノ清涼飲料ヲ所持スル場合ニ於テハ其ノ場所ヲ以テ製造場、其ノ所持者ヲ以テ製造者ト看做シ清涼飲料税ヲ課ス此ノ場合ニ於テハ本法施行ノ日ニ於テ其ノ清涼飲料ヲ製造場外ニ移出シタルモノト看做シ一石ニ付十円ノ割合ニ依リ算出シタル金額ヲ其ノ税額トシ命令ノ定ムル所ニ

依リ之ヲ徴収ス

前項ノ清涼飲料ノ所持者ハ其ノ所持スル清涼飲料ノ数量及貯蔵ノ場所ヲ本法施行後一月以内ニ政府ニ申告スベシ

第五条 改正前ノ税率ニ依リ消費税ヲ課セラレタル砂糖、糖蜜又ハ糖水ヲ原料トシテ製造シタル砂糖(第三種ノ砂糖ヲ除ク)、糖蜜又ハ糖水ニシテ本法施行後製造場ヨリ引取ラルモノニ付テハ砂糖消費税法第十二条ノ規定ニ拘ラズ砂糖消費税ヲ徴収ス此ノ場合ニ於テハ同法第三条ノ改正税率ニ依リ算出シタル金額ト従前ノ税率ニ依リ算出シタル金額トノ差額ヲ以テ其ノ税額トス

改正前ノ税率ニ依リ消費税ヲ課セラレタル第二種乙ノ砂糖ヲ以テ製造シタル第三種ノ砂糖ニシテ本法施行後製造場ヨリ引取ラルモノニ付テハ改正後ノ砂糖消費税法第三条ニ規定スル氷砂糖ノ税率百斤ニ付二円ハ之ヲ百斤ニ付四円トシ其ノ他ノモノノ税率百斤ニ付四円ハ之ヲ百斤ニ付六円トス

第六条 本法施行ノ際製造場又ハ保税地域以外ノ場所ニ於テ同一人ガ各種類ヲ通シ合計一万斤以上ノ砂糖、糖蜜又ハ糖

水ヲ所持スル場合ニ於テハ其ノ者ガ本法施行ノ日ニ於テ之ヲ製造場ヨリ引取リタルモノト看做シ砂糖消費税ヲ課ス此ノ場合ニ於テハ砂糖消費税法第三条ノ改正税率ニ依リ算出シタル金額ト従前ノ税率ニ依リ算出シタル金額トノ差額(第三種ノ砂糖ニ在リテハ氷砂糖ハ百斤ニ付二円五十銭、其ノ他ノモノハ百斤ニ付三円五十銭ノ割合ニ依リ算出シタル金額)ヲ以テ其ノ税額トシ命令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ徴収ス

前項ノ砂糖、糖蜜又ハ糖水ノ所持者ハ其ノ所持スル砂糖、糖蜜又ハ糖水ノ種別、数量及貯蔵ノ場所ヲ本法施行後一月以内ニ政府ニ申告スベシ

第七条 本法施行前ヨリ引続キ物品税法第一条ノ改正規定ニ依リ物品税ヲ課スルコトト為リタル第一種ノ物品ノ小売業ヲ営ム者又ハ同第二種ノ物品若ハサッカリンノ製造ヲ為ス者本法施行後一月以内ニ其ノ旨ヲ政府ニ申告スルトキハ本法施行ノ日ニ於テ物品税法第十五条ノ規定ニ依リ申告シタルモノト看做ス

第八条 改正後ノ物品税法第一条ニ掲グル第二種ノ物品又ハ

飴、葡萄糖、麦芽糖若ハサッカリンノ製造者又ハ販売者ガ本法施行ノ際製造場又ハ保税地域以外ノ場所ニ於テ左ノ各号ノ一ニ該当スル物品ヲ所持スル場合ニ於テハ其ノ場所ヲ以テ製造場、其ノ所持者ヲ以テ製造者ト看做シ之ニ物品税ヲ課ス此ノ場合ニ於テハ本法施行ノ日ニ於テ其ノ物品ヲ製造場ヨリ移出シタルモノト看做シ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ物品税ヲ徴収ス但シ従前ノ規定ニ依リ物品税ヲ課セラレタル物品ニ付テハ其ノ課セラレタル税額ニ相当スル金額ヲ控除シタル金額ヲ以テ其ノ税額トス

一 改正後ノ物品税法第一条ニ掲グル第二種ノ物品ニシテ同条各号ニ掲グル品名毎ニ価格二千元以上ノモノ  
二 飴、葡萄糖又ハ麦芽糖ニシテ合計一万斤以上ノモノ  
三 三十瓩以上ノサッカリン  
前項ノ製造者又ハ販売者ハ同項第一号ノ物品ニ付テハ其ノ品名毎ニ数量、価格及貯蔵ノ場所、第二号ノ物品又ハサッカリンニ付テハ其ノ品名毎ニ数量及貯蔵ノ場所ヲ本法施行後一月以内ニ政府ニ申告スベシ

第九条 改正後ノ建築税法第一条第四号乃至第六号及第四条

ノ規定ハ本法施行後竣成スル家屋ノ建築ニ付之ヲ適用ス  
 本法施行前新築竣成シタル建築税法第一条第一号乃至第三号ニ掲グル家屋ニシテ建築価額一万円未満ノモノニ関シ同法第三条第一項ノ規定ニ依リ建築税ヲ課スル場合ニ於テハ前ノ建築価額ヨリ五千円ヲ控除シタル金額ノ百分ノ十二相当スル金額ヲ其ノ建築税額ヨリ控除ス

本法施行前新築竣成シタル建築税法第一条第一号乃至第三号ニ掲グル家屋ニシテ建築価額一万元以上ノモノニ関シ同法第三条ノ規定ニ依リ建築税ヲ課スル場合ニ於テハ従前ノ規定ニ依リ課セラレタル建築税額ノ二倍ニ相当スル金額ヲ其ノ建築税額ヨリ控除ス

建築税法第三条ノ規定ハ改正後ノ同法第一条第四号乃至第六号ニ掲グル家屋ノ新築ガ本法施行前竣成シタル場合ニハ之ヲ適用セズ

第十条 本法施行ノ際骨牌ノ製造又ハ販売ヲ為ス者ノ所持ニ係ル骨牌ニハ製造又ハ販売ヲ為ス者ニ於テ骨牌税法第四条ノ改正規定ニ依ル税額ト従前ノ規定ニ依ル税額トノ差額ニ相当スル印紙ヲ増貼スベシ

(3) 揮発油税法

昭和十二年三月三〇日  
 法律 第六 号

第一条 揮発油ニハ本法ニ依リ揮発油税ヲ課ス但シ石炭、亜炭、油母頁岩又ハ天然瓦斯ヲ原料トシテ製造シタル揮発油ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第二条 本法ニ於テ揮発油トハ摂氏十五度ニ於ケル比重〇・八〇一七ヲ超エザル礦油ヲ謂フ

第三条 揮発油税ノ税率ハ一キロリットルニ付十三円二十銭トス

第四条 揮発油ヲ製造セントスル者ハ製造場一個所毎ニ政府ニ申告スベシ其ノ製造ヲ廃止セントスルトキ亦同シ

第五条 揮発油ノ販売業ヲ営マントスル者ハ販売場一個所毎ニ政府ニ申告スベシ其ノ販売業ヲ廃止セントスルトキ亦同シ

第六条 揮発油税ハ製造場又ハ保税地域ヨリ揮発油ヲ引取ルトキ引取人ヨリ之ヲ徴収ス但シ命令ノ定ムル所ニ依リ揮発油税額ニ相当スル担保ヲ提供シタルトキハ二月内其ノ徴収

ヲ猶予スルコトヲ得

前項但書ノ規定ニ依リ担保ヲ提供シタル者期限内ニ税金ヲ納付セザルトキハ担保ヲ以テ之ニ充ツ但シ金錢以外ノ担保ハ之ヲ公売ニ付シ税金及公売ノ費用ニ充テ不足金アルトキハ之ヲ追徴シ殘金アルトキハ之ヲ還付ス

第七条 政府ノ承認ヲ受ケ他ノ製造場又ハ蔵置場ニ移入スル目的ヲ以テ製造場又ハ保税地域ヨリ引取ル揮発油ニ付テハ前条ノ規定ヲ適用セズ

前項ノ場合ニ於テハ引取先ヲ以テ製造場ト看做シ引取人ヲ以テ製造者ト看做ス

第一項ノ揮発油ニシテ政府ノ指定シタル期間内ニ引取先ニ移入セラレザルモノニ付テハ引取人ヨリ直ニ其ノ揮発油税ヲ徴収ス但シ災害其ノ他已ムコトヲ得ザル事由ニ因リ亡失シタルモノニ付政府ノ承認ヲ受ケタルトキハ揮発油税ヲ免除ス

第八条 政府ノ承認ヲ受ケ輸出ノ目的ヲ以テ製造場ヨリ引取ル揮発油ニ付テハ命令ノ定ムル所ニ依リ揮発油税ヲ免除ス

前項ノ揮発油ニシテ引取後六月内ニ輸出セラレタルコトノ証明ナキモノニ付テハ引取人ヨリ直ニ其ノ揮発油税ヲ徴収ス但シ災害其ノ他已ムコトヲ得ザル事由ニ因リ亡失シタルモノニ付政府ノ承認ヲ受ケタルトキハ揮発油税ヲ免除ス

第九条 前条第一項ノ揮発油ハ之ヲ本法施行地ニ於テ消費シ又ハ本法施行地ニ於テ消費スル目的ヲ以テ譲渡スルコトヲ得ズ但シ政府ノ承認ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ承認ヲ受ケタル揮発油ニ付テハ直ニ其ノ揮発油税ヲ徴収ス

第十条 政府ハ第七条第一項又ハ第八条第一項ノ揮発油ニ付必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ引取人ヲシテ其ノ揮発油税額ニ相当スル担保ヲ提供セシムルコトヲ得

第六條第二項ノ規定ハ前項ノ担保ニ付之ヲ準用ス

第十一条 揮発油税ヲ納付シ又ハ其ノ徴収ノ猶予ヲ受ケ製造場ヨリ引取リタル揮発油ヲ同一製造場ニ戻入シタル場合ニ於テ予メ政府ノ承認ヲ受ケタルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ揮発油ヲ製造場ヨリ引取ルモ更ニ揮発油税ノ徴収ヲ

為サズ

第十二条 揮発油ハ第六条第一項但書、第七条第一項、第八条第一項又ハ前条ノ場合ヲ除クノ外揮発油税納付前之ヲ製造場又ハ保税地域ヨリ引取ルコトヲ得ズ

第十三条 揮発油ハ第六条第一項但書ノ場合ヲ除クノ外揮発油税納付前之ヲ消費スルコトヲ得ズ

第十四条 第六条第一項但書ノ場合ヲ除クノ外揮発油税納付前ニ於テ揮発油ニ礦油以外ノ物ヲ混和シタルトキハ第二条ノ規定ニ拘ラズ其ノ混和ニ因リ製成シタル物ヲ以テ揮発油ト看做ス

前項ノ場合ニ於テ政府ノ指定スル物ヲ混和シタルトキハ其ノ混和ニ因リ増量シタル分ニ対スル揮発油税ヲ免除ス

第十五条 揮発油税ヲ納付シ又ハ其ノ徴収ノ猶予ヲ受ケタル揮発油ニハ揮発油以外ノ礦油ヲ混和スルコトヲ得ズ但シ混和ニ依リ摂氏十五度ニ於ケル比重〇・八〇一七ヲ超ユル礦油ヲ製成スルハ此ノ限ニ在ラズ

第十六条 揮発油ノ製造者又ハ販売業者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ揮発油ノ製造、貯蔵又ハ販売ニ関スル事実ヲ帳簿ニ記

載スベシ

第十七条 収税官吏ハ揮発油ノ製造者若ハ販売業者ニ対シテ質問ヲ為シ又ハ左ニ掲グル物件ニ付検査ヲ為シ若ハ監督上必要ノ処分ヲ為スコトヲ得

一 製造者又ハ販売業者ノ所持スル揮発油  
二 揮発油ノ製造、貯蔵又ハ販売ニ関スル一切ノ帳簿書類  
三 揮発油ノ製造、貯蔵又ハ販売上必要ナル建設物、機械、器具、容器、原料其ノ他ノ物件

第十八条 前二条ノ規定ハ揮発油以外ノ礦油ノ製造者又ハ販売業者ニ付之ヲ準用ス

第十九条 左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ揮発油税五倍ニ相当スル罰金ニ処シ直ニ其ノ揮発油税ヲ徴収ス但シ罰金額ガ二十円ニ滿タザルトキハ之ヲ二十円トス

一 政府ニ申告セズシテ第一条但書以外ノ揮発油ヲ製造シタル者

二 第九条第一項ノ規定ニ違反シ揮発油ヲ消費シ又ハ消費ノ目的ヲ以テ讓渡シタル者

三 第十二条ノ規定ニ違反シ揮発油ヲ引取リタル者

四 第十三条ノ規定ニ違反シ揮発油ヲ消費シタル者

五 第十五条ノ規定ニ違反シ揮発油ニ揮発油以外ノ礦油ヲ混和シタル者

六 前各号ノ外詐偽其ノ他不正ノ行為ヲ以テ揮発油税ヲ逋脱シ又ハ逋脱セントシタル者

前項第五号ニ該当スル者ニ付テハ其ノ揮発油税額ハ混和ニ因リ製成セラレタル物ノ数量ニ依リ之ヲ計算ス

第二十条 左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ百円以下ノ罰金又ハ科料ニ処ス

一 第十六条ノ規定ニ依ル帳簿ノ記載ヲ怠リ若ハ詐リ又ハ帳簿ヲ隠匿シタル者

二 政府ニ申告セズシテ第一条但書ノ揮発油ヲ製造シタル者

三 第十七条ノ規定ニ依ル収税官吏ノ質問ニ対シ答弁ヲ為サズ若ハ虚偽ノ陳述ヲ為シ又ハ其ノ職務ノ執行ヲ拒ミ、妨ケ若ハ忌避シタル者

第二十一条 第十九条ノ罪ヲ犯シタル者ニハ刑法第三十八条第三項但書、第三十九条第二項、第四十条、第四十一条、

第四十八条第二項、第六十三条及第六十六条ノ規定ヲ適用セズ

第二十二条 揮発油ノ製造者又ハ販売業者ノ代理人、戸主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ従業者ガ其ノ業務ニ関シ本法ヲ犯シタルトキハ其ノ製造者又ハ販売業者ヲ処罰ス

第二十三条 本法ニ於テ保税地域ト称スルハ関税法ノ定ムル所ニ依ル

附則

本法ハ昭和十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

本法施行前ヨリ引続キ揮発油ヲ製造シ又ハ其ノ販売業ヲ営ム者本法施行後一月内ニ其ノ旨ヲ政府ニ申告スルトキハ本法施行ノ日ニ於テ本法ニ依リ申告シタルモノト看做ス

前項ノ揮発油製造者又ハ販売業者ガ本法施行ノ際製造場又ハ保税地域以外ノ場所ニ於テ十キロリットル以上ノ揮発油ヲ所持スル場合ニ於テハ其ノ者ニ於テ本法施行ノ日ニ之ヲ製造場ヨリ引取リタルモノト看做シ昭和十二年五月三十一日限其ノ揮発油税ヲ徴収ス

前項ノ揮発油ニ付テハ其ノ数量及貯蔵ノ場所ヲ第二項ノ申告

ト同時ニ政府ニ申告スベシ

明治四十四年法律第四十五号第一条中「砂糖消費税法、」及

「石油消費税法」ヲ削リ同法第二条中「石油消費税法」ヲ

「揮発油税法」ニ、同法第三条中「石油消費税法」ヲ「揮発

油税法」ニ、「石油」ヲ「揮発油」ニ改ム

大正九年法律第五十一号中「織物製品、」ノ下ニ「揮発油、」

ヲ加フ

〔参照〕

明治四十四年三月二十日法律第四十五号 砂糖消費税、織物消費  
税等ノ徴収ニ関スル件

抄録

第一条 砂糖消費税法、織物消費税法、石油消費税法又ハ

骨牌税法ニ於テ税関、保税倉庫トアルハ関税法ニ於テ称

スル保税地域ヲ謂フ

第二条 関税法第三十九条ノ規定ニ依ル運送ハ砂糖消費税

法、織物消費税法、石油消費税法又ハ骨牌税法ノ引取ト

看做サス但シ其ノ運送ニ付必要アリト認ムルトキハ税金

ニ相当スル担保ヲ提供セシムルコトヲ得

第三条 砂糖消費税法、織物消費税法、石油消費税法又ハ

骨牌税法ニ依リ税金ヲ徴収スル場合ノ外砂糖、糖蜜、糖  
水、織物、石油又ハ骨牌ニ付関税ヲ徴収スル場合ニ於テ  
勅令ノ定ムル所ニ依リ関税納付義務者ヨリ其ノ税金ヲ徴  
収ス但シ骨牌税法ニ依リ骨牌ヲ没収スル場合ハ此ノ限ニ  
在ラス

大正九年八月七法律第五十一号抄録

左ニ掲クル物品ニシテ内地、台湾又ハ樺太ヨリ朝鮮ニ移出  
スルモノニ関シテハ命令ノ定ムル所ニ依リ内国税ヲ免除若  
ハ払戻シ又ハ交付金ヲ交付スルコトヲ得

酒類、麦酒、酒精、酒精含有飲料、清涼飲料、砂糖、  
糖蜜、糖水、織物、織物製品、骨牌

#### (4) 物品税法

昭和十五年三月二十九日  
法律 第四〇号

第一条 左ニ掲グル物品ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノニハ本

法ニ依リ物品税ヲ課ス

第一種

甲類

一 貴石若ハ半貴石又ハ之ヲ用ヒタル製品

二 真珠又ハ真珠ヲ用ヒタル製品

三 貴金屬製品又ハ金若ハ白金ヲ用ヒタル製品

四 籠甲製品

五 珊瑚製品、琥珀製品、象牙製品及七宝製品

六 毛皮又ハ毛皮製品

七 羽毛製品又ハ羽毛ヲ用ヒタル製品

乙類

八 時計

九 文房具

十 身辺用細貨類

十一 化粧用具

十二 喫煙用具

十三 帽子、杖、鞭及傘

十四 靴及トランク

十五 靴及履物

十六 書画及骨董

十七 家内裝飾用品

十八 玩具

十九 運動具

二十 照明器具

二十一 電氣器具及瓦斯器具

二十二 囲碁及將棋用具

二十三 家具

二十四 漆器、陶磁器及硝子製器具ニシテ別号ニ掲ゲ

ザルモノ

二十五 貴金屬ヲ鍍シ又ハ張りタル製品ニシテ別号ニ

掲ゲザルモノ

二十六 皮革製品ニシテ別号ニ掲ゲザルモノ

二十七 織物、メリヤス、レース、フェルト及同製品

並ニ組物

二十八 果物

二十九 菓子

三十 盆栽、盆石及鉢植類

三十一 愛玩用動物及同用品

第二種

二 租税に関する主要法令

八六七

甲類

- 一 写真機、写真引伸機、映写機、同部分品及附属品
- 二 写真用ノ乾板、フィルム及感光紙
- 三 蓄音器及同部分品
- 四 蓄音器用レコード
- 五 楽器、同部分品及附属品
- 六 雙眼鏡及隻眼鏡
- 七 銃及同部分品
- 八 藥莖及彈丸
- 九 ゴルフ用具、同部分品及附属品
- 十 娯楽用ノモーターボート、スカール及ヨット
- 十一 撞球用具
- 十二 ネオン管及同変圧器
- 十三 喫煙用ライター
- 十四 乗用自動車
- 十五 化粧品
- 乙類
- 十六 ラヂオ聴取機及同部分品
- 十七 受信用真空管、拡声用増幅器及拡声器
- 十八 扇風機及同部分品
- 十九 暖房用ノ電気、瓦斯又ハ礦油ストーブ
- 二十 冷蔵庫及同部分品
- 二十一 金庫及鋼鉄製品具
- 二十二 シャンプー及洗粉
- 二十三 紅茶、珈琲及其ノ代用物並ニココア
- 二十四 嗜好飲料但シ酒類及清涼飲料ヲ除ク
- 第三種
- 一 燐寸
- 二 飴、葡萄糖及麦芽糖

甲類 物品ノ価格百分ノ二十  
乙類 物品ノ価格百分ノ十  
第三種

一 燐寸

千本ニ付 五錢

二 飴、葡萄糖及麦芽糖

イ 麦芽糖化ノ方法ニ依リ製造シタル飴

百斤ニ付 二円

ロ 其ノ他ノ飴並ニ葡萄糖及麦芽糖

百斤ニ付 二円五十錢

第三条 前条ノ価格ハ第一種ノ物品ニ付テハ小売業者ノ販売  
価格、第二種ノ物品ニ付テハ製造場ヨリ移出スル時ノ價格  
トス但シ保稅地域ヨリ引取ラルル第一種又ハ第二種ノ物品  
ニシテ引取人ヨリ税金ヲ徴収スルモノニ付テハ引取ノ際ニ  
於ケル價格トス

前項ノ價格及燐寸ノ本数ノ計算ニ関シ必要ナル事項ハ命令  
ヲ以テ之ヲ定ム

第四条 物品税ハ第一種ノ物品ニ付テハ販売セラレタル物品  
ノ價格ニ応ジ小売業者ヨリ、第二種又ハ第三種ノ物品ニ付

二 租税に関する主要法令

テハ製造場ヨリ移出セラレタル物品ノ價格又ハ数量ニ応ジ  
製造者ヨリ之ヲ徴収ス但シ保稅地域ヨリ引取ラルル物品ニ  
付テハ命令ヲ以テ定ムル場合ヲ除クノ外引取ラレタル物品  
ノ價格又ハ数量ニ応ジ引取人ヨリ之ヲ徴収ス

第五条 物品税ハ第一種第十六号及第三十号ニ掲グル物品ニ  
付テハ其ノ物品ガ入札其ノ他競争ノ方法ニ依リ売買セラル  
ル場合ニシテ命令ヲ以テ定ムル場合ニ限り之ヲ課ス  
前項ノ場合ニ於テハ其ノ札元又ハ之ニ準ズベキ者ガ小売業  
者トシテ当該物品ヲ販売スルモノト看做ス

第六条 製造場以外ノ場所ニ於テ販売ノ為化粧品、シャン  
プー、洗粉又ハ嗜好飲料ヲ容器ニ充填シ又ハ改装スルトキハ  
之ヲ化粧品、シャンプー、洗粉又ハ嗜好飲料ノ製造ト看做  
ス

第七条 左ニ掲グル場合ニ於テハ嗜好飲料、飴、葡萄糖又ハ  
麦芽糖ハ之ヲ製造場ヨリ移出シタルモノト看做ス

- 一 嗜好飲料ヲ製造場内ニ於テ飲用シタルトキ
- 二 飴、葡萄糖又ハ麦芽糖ヲ製造場内ニ於テ飴、葡萄糖又  
ハ麦芽糖以外ノ製品ノ原料トシテ使用シタルトキ

第八条 第一種ノ物品ノ小売業者ハ毎月其ノ販売シタル物品ニ付其ノ品名毎ニ数量及価格ヲ記載シタル申告書ヲ、第二種ノ物品ノ製造者ハ毎月其ノ製造場ヨリ移出シタル物品ニ付其ノ品名毎ニ数量及価格ヲ記載シタル申告書ヲ、第三種ノ物品ノ製造者ハ毎月其ノ製造場ヨリ移出シタル物品ニ付其ノ品名毎ニ数量ヲ記載シタル申告書ヲ翌月十日迄ニ政府ニ提出スベシ

第一種、第二種、又ハ第三種ノ物品ヲ保税地域ヨリ引取ル者ハ命令ヲ以テ定ムル場合ヲ除クノ外引取ノ際其ノ物品ニ付前項ニ準ズル申告書ヲ政府ニ提出スベシ  
申告書ノ提出ナキトキ又ハ政府ニ於テ申告ヲ不相当ト認めタルトキハ政府ハ其ノ課税標準額ヲ決定ス

第九条 小売業者ガ其ノ販売シタル第一種ノ物品ノ返還ヲ受ケタル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ返還ヲ受ケタル月分以降ノ税額ヨリ其ノ物品ニ課セラレタル物品税ニ相当スル金額ヲ控除ス製造場ヨリ移出シタル第二種ノ物品ヲ同一製造場内ニ戻入シタル場合亦同ジ  
製造場ヨリ移出シタル第三種ノ物品ヲ同一製造場内ニ戻入

引取先ニ移入セラレタルコトノ証明ナキモノニ付テハ製造者又ハ引取人ヨリ直ニ其ノ物品税ヲ徴収ス但シ災害其ノ他已ムコトヲ得ザル事由ニ因リ減失シタルモノニ付政府ノ承認ヲ受ケタルトキハ物品税ヲ免除ス

第十二条 命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ承認ヲ受ケ製造場ヨリ移出シ又ハ保税地域ヨリ引取ル物品ニシテ左ノ各号ノ一ニ該当スルモノニ付テハ物品税ヲ免除ス  
一 第二種ノ物品ノ製造ノ用ニ供スル第二種ノ物品  
二 飴、葡萄糖又ハ麦芽糖ノ製造ノ用ニ供スル飴、葡萄糖又ハ麦芽糖

三 輸出スル菓子、糖果其ノ他命令ヲ以テ定ムル物品ノ製造ノ用ニ供スル飴、葡萄糖又ハ麦芽糖  
前条第三項ノ規定ハ前項ノ物品ニシテ政府ノ指定シタル期間内ニ移出先若ハ引取先ニ移入セラレタルコトノ証明ナキモノ又ハ移出先若ハ引取先ニ移入前其ノ用途ヲ変更セラレタルモノニ付之ヲ準用ス

第一項ノ物品ヲ移出先又ハ引取先ニ移入後其ノ用途ヲ変更シタル場合ニ於テハ其ノ場所ヲ以テ製造場ト看做シ移出先

二 租税に関する主要法令

シタル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ物品ヲ製造場ヨリ移出スルモ更ニ物品税ノ徴収ヲ為サズ

第十条 物品税ハ毎月分ヲ翌月末日迄ニ納付スベシ但シ第四条但書ノ場合ニ於テハ引取ノ際之ヲ納付スベシ  
命令ノ定ムル所ニ依リ第二種又ハ第三種ノ物品ニ付物品税額ニ相当スル担保ヲ提供シタルトキハ一月以内物品税ノ徴収ヲ猶予スルコトヲ得

関税法第三十四条但書ノ規定ニ依リ課税地域ヨリ引取ル物品ニ付テハ第一項但書ノ規定ニ拘ラズ輸入免許ヲ受ケタル際物品税ヲ納付スベシ此ノ場合ニ於テハ引取ノ際其ノ税金ノ担保ヲ提供スルコトヲ要ス

第十一条 命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ承認ヲ受ケ他ノ製造場又ハ蔵置場ニ移入スル目的ヲ以テ製造場ヨリ移出シ又ハ保税地域ヨリ引取ル第二種又ハ第三種ノ物品ニ付テハ第四条ノ規定ヲ適用セズ  
前項ノ場合ニ於テハ移出先又ハ引取先ヲ以テ製造場ト看做シ移出先又ハ引取先ノ營業者ヲ以テ製造者ト看做ス

第一項ノ物品ニシテ政府ノ指定シタル期間内ニ移出先又ハ

又ハ引取先ノ營業者ヲ以テ製造者ト看做ス

第一項第三号ノ規定ニ依リ物品税ノ免除ヲ受ケタル飴、葡萄糖又ハ麦芽糖ヲ使用シテ菓子、糖果其ノ他命令ヲ以テ定ムル物品ヲ製造シタル者ガ之ヲ政府ノ指定シタル期間内ニ輸出シタルコトヲ証明セザル場合ニ於テハ製造者ヨリ直ニ其ノ物品税ヲ徴収ス但シ災害其ノ他已ムコトヲ得ザル事由ニ因リ減失シタルモノニ付政府ノ承認ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第十三条 左ニ掲グル物品ニ付テハ命令ノ定ムル所ニ依リ物品税ヲ免除ス

一 輸出スルモノ  
二 学術研究用ニ供スルモノ  
三 其ノ他命令ヲ以テ定ムル用途ニ供スルモノ  
第十一条第三項ノ規定ハ前項ノ物品ニシテ政府ノ指定シタル期間内ニ輸出シ又ハ其ノ用途ニ供セラレタルコトノ証明ナキモノニ付之ヲ準用ス

第十四条 物品税ヲ課セラレタル飴、葡萄糖又ハ麦芽糖ヲ原料トシテ製造シタル菓子、糖果其ノ他命令ヲ以テ定ムル物

品ヲ輸出シタルトキハ輸出者ニ対シ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ原料トシテ使用シタル飴、葡萄糖又ハ麦芽糖ニ付課セラレタル物品税ニ相当スル金額以下ノ交付金ヲ交付スルコトヲ得

第十五条 第一種ノ物品ノ小売業ヲ営マントスル者又ハ第二種若ハ第三種ノ物品ヲ製造セントスル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ニ申告スベシ其ノ小売業又ハ製造ヲ廃止セントスルトキ亦同ジ

第十六条 第一種、第二種又ハ第三種ノ物品ノ製造者又ハ販売者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ製造、貯蔵又ハ販売ニ関スル事実ヲ帳簿ニ記載スベシ

第一種ノ物品ノ小売業者又ハ第二種若ハ第三種ノ物品ノ製造者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ製造又ハ販売ニ関シ必要ナル事項ヲ政府ニ申告スベシ

第十七条 収税官吏ハ第一種、第二種又ハ第三種ノ物品ノ製造者又ハ販売者ニ対シ質問ヲ為シ又ハ左ニ掲グル物件ニ付検査ヲ為シ若ハ監督上必要ノ処分ヲ為スコトヲ得

一 第一種、第二種又ハ第三種ノ物品ニシテ製造者又ハ販

売者ノ所持スルモノ

二 第一種、第二種又ハ第三種ノ物品ノ製造、貯蔵又ハ販売ニ関スル一切ノ帳簿書類

三 第一種、第二種又ハ第三種ノ物品ノ製造、貯蔵又ハ販売上必要ナル建築物、機械、器具、材料其ノ他ノ物件

第十八条 詐偽其ノ他不正ノ行為ニ依リ物品税ヲ通脱シ又ハ通脱セントシタル者ハ其ノ通脱シ又ハ通脱セントシタル税金ノ五倍ニ相当スル罰金ニ処シ直ニ其ノ税金ヲ徴収ス但シ罰金額ガ二十円ニ滿タザルトキハ之ヲ二十円トス

第十九条 左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ三百円以下ノ罰金又ハ科料ニ処ス

一 第八条第一項又ハ第二項ノ規定ニ依ル申告ヲ怠リ又ハ詐リタル者

二 政府ニ申告セズシテ第一種ノ物品ノ小売業ヲ営ミ又ハ第二種若ハ第三種ノ物品ヲ製造シタル者

前項第二号ニ規定スル者ニ付テハ直ニ其ノ小売シタル第一種ノ物品又ハ製造シタル第二種若ハ第三種ノ物品ニ対スル物品税ヲ徴収ス

第二十条 左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ百円以下ノ罰金又ハ

科料ニ処ス

一 第十六条第一項ノ規定ニ依ル帳簿ノ記載ヲ怠リ若ハ詐リ又ハ帳簿ヲ隠匿シタル者

二 第十六条第二項ノ規定ニ依ル申告ヲ怠リ又ハ詐リタル者

三 第十七条ノ規定ニ依ル収税官吏ノ質問ニ対シ答弁ヲ為サズ若ハ虚偽ノ陳述ヲ為シ又ハ其ノ職務ノ執行ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ忌避シタル者

第二十一条 第十八条ノ罪ヲ犯シタル者ニハ刑法第三十八条

第三項但書、第三十九条第二項、第四十条、第四十一条、

第四十八条第二項、第六十三条及第六十六条ノ規定ヲ適用セズ

第二十二条 第一種、第二種又ハ第三種ノ物品ノ製造者又ハ販売者ノ代理人、戸主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ従業者ガ其ノ業務ニ関シ本法ヲ犯シタルトキハ其ノ製造者又ハ販売者ヲ処罰ス

第二十三条 本法ニ於テ保税地域トハ関税法ニ定ムル保税地

二 租税に関する主要法令

域ヲ謂フ

第二十四条 関稅定率法第七号第十七号ノ規定ハ第十二条第

一項第三号ノ規定ニ依リ物品税ヲ免除セラレタル飴、葡萄糖若ハ麦芽糖ヲ原料トシテ製造シ又ハ第十四条ノ規定ニ依リ交付金ヲ交付セラレタル菓子、糖果其ノ他命令ヲ以テ定ムル物品ニ対シテハ之ヲ適用セズ

第二十五条 自己又ハ其ノ家族ノ用ニノミ供スル第二種ノ物品又ハ飴ヲ製造スル者ニハ当該物品ニ付本法ヲ適用セズ

附則

第二十六条 本法ハ昭和十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ

第十四条ノ規定ハ昭和十五年四月三十日以前ノ輸出ニ係ル菓子、糖果其ノ他命令ヲ以テ定ムル物品ニ付テハ之ヲ適用セズ

第二十七条 第九条ノ適用ニ付テハ支那事變特別税法ニ依リ課セラレタル物品税ハ之ヲ本法ニ依リ課セラレタル物品税ト看做ス

第二十八条 支那事變特別税法第四十八条第一項、第四十九条第一項又ハ第五十条第一項ノ規定ノ適用ヲ受ケタル物品

ハ各第十一条第一項、第十二条第一項又ハ第十三条第一項ノ規定ノ適用ヲ受ケタルモノト看做ス

第二十九条 支那事変特別税法第三十八条ニ掲グル第一種ノ物品ノ小売業ヲ営ム者又ハ同第二種若ハ第三種ノ物品ノ製造ヲ為ス者ニシテ同法ニ依リ其ノ旨ヲ申告シタルモノハ本法施行ノ日ニ於テ本法ニ依リ申告シタルモノト看做ス

第三十条 本法施行前ヨリ引続キ琥珀製品、象牙製品、七宝製品、菓子、盆栽盆石及鉢植類竝ニ愛玩用動物及日用品ノ小売業ヲ営ム者本法施行後一月以内ニ其ノ旨ヲ政府ニ申告スルトキハ本法施行ノ日ニ於テ本法ニ依リ申告シタルモノト看做ス

第三十一条 第一条ニ掲グル第二種又ハ第三種ノ物品ノ製造者又ハ販売者ガ本法施行ノ際製造場又ハ保税地域以外ノ場所ニ於テ左ノ各号ノ一ニ該当スル物品ヲ所持スル場合ニ於テハ其ノ場所ヲ以テ製造場、其ノ所持者ヲ以テ製造者ト看做シ之ニ物品税ヲ課ス此ノ場合ニ於テハ本法施行ノ日ニ於テ其ノ物品ヲ製造場ヨリ移出シタルモノト看做シ第一号ノ物品ニ付テハ第一条各号ニ掲グル品名毎ニ価格三千元、

飴、葡萄糖又ハ麦芽糖ニ付テハ一万斤ヲ超ニル部分ニ付第二条ニ規定スル税率ニ依リ算出シタル税額ト支那事変特別税法第三十九条ニ規定スル税率ニ依リ算出シタル税額トノ差額ヲ以テ其ノ税額トシ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ物品税ヲ徴収ス

一 第一条ニ掲グル第二種第一号乃至第十五号ノ物品ニシテ同条各号ニ掲グル品名毎ニ価格三千元ヲ超ユルモノ  
二 飴、葡萄糖又ハ麦芽糖ニシテ合計斤数一万斤ヲ超ユルモノ

前項ノ製造者又ハ販売者ハ第二種ノ物品ニ付テハ其ノ品名毎ニ数量、価格及貯蔵ノ場所、飴、葡萄糖又ハ麦芽糖ニ付テハ其ノ品名毎ニ数量及貯蔵ノ場所ヲ本法施行後一月以内ニ政府ニ申告スベシ

〔参照〕

明治三十二年<sup>三月十四日</sup>法律第六十一号関税法抄録

第三十四条 輸入貨物ハ輸入免許ヲ受ケタル後ニ非サレハ之ヲ引取ルコトヲ得ス但シ当該官吏ノ認許ヲ得税金ノ担保トシテ金錢ヲ提供シタルトキハ輸入貨物ノ引取ヲ為ス

コトヲ得

明治四十三年<sup>四月十五日</sup>法律第五十四号関稅定率法抄録

第七条 左ノ物品ニハ輸入税ヲ免ス

十七 輸出シタル物品ニシテ五年以内ニ輸入セラレ輸出ノ時ノ性質及形状ヲ変セサルモノ但シ酒精、酒類、砂糖及第八条又ハ第九条ニ依リ輸入税ノ免除又ハ払戻ヲ受ケタル物品ヲ除ク

昭和十三年<sup>三月三十日</sup>法律第五十一号支那事変特別税法抄録

録

第三十八条 物品税ハ左ニ掲グル物品ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノニ之ヲ課ス

第一種

甲類

(左記略ス)

乙類

(左記略ス)

第二種

甲類

二 租税に関する主要法令

(左記略ス)

乙類

(左記略ス)

第三種

(左記略ス)

同一物品ニシテ第一種及第二種ニ該当スルモノハ之ヲ第一種トシ、甲類及乙類ニ該当スルモノハ之ヲ甲類トス

(5) 電気瓦斯税法

昭和十七年二月二一日  
法律第五八号

第一条 左ニ掲グル電気又ハ瓦斯ニハ其ノ使用者ニ対シ本法

ニ依リ電気瓦斯税ヲ課ス

一 住宅ノ用ニ使用スルモノ

二 旅館業、料理店業、席貸業其ノ他此等ニ類スル営業ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノノ用ニ使用スルモノ

三 劇場、映画館、演芸場、観物場(相撲、野球、拳闘其ノ他ノ競技ニシテ公衆ノ観覽ニ供スルコトヲ目的トスル

モノヲ開催スル場所ヲ含ム)其ノ他一定ノ催物又ハ設備ヲ為シ公衆ノ観覧又ハ遊戯ニ供スル場所ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノノ用ニ使用スルモノ

四 撞球場、麻雀場其ノ他命令ヲ以テ定ムル遊技場ノ用ニ使用スルモノ

五 倶楽部、会館其ノ他名称ノ何タルヲ問ハズ会員其ノ他命令ヲ以テ定ムル者ノ親睦ヲ図リ又ハ其ノ慰安若ハ娯楽ノ用ニ供スル場所ノ用ニ使用スルモノ

六 前各号ノ外照明ノ用又ハ命令ヲ以テ定ムル機械、器具若ハ装置ノ用ニ使用スルモノ

第二条 共同住宅又ハ貸事務所ノ經營者其ノ他家屋ノ全部又ハ一部ヲ他人ニ貸付スル者ガ電気事業者又ハ瓦斯事業者ヨリ供給ヲ受クル電気又ハ瓦斯ヲ家屋ノ借主ニ使用セシムルトキハ其ノ電気又ハ瓦斯ハ之ヲ其ノ借主ガ使用スル用途ニ当該貸主ガ使用スルモノト看做ス

電気事業者ガ料金ヲ領収セズシテ他人ニ電気ヲ使用セシムルトキ又ハ瓦斯事業者ガ料金ヲ領収セズシテ他人ニ瓦斯ヲ使用セシムルトキハ其ノ電気又ハ瓦斯ハ之ヲ其ノ他人ガ使

用スル用途ニ当該電気事業者又ハ瓦斯事業者ガ使用スルモノト看做ス

電気事業者ニ非ザル者ガ自ラ発電スル電気ヲ電気事業者ニ非ザル者ニ使用セシムルトキハ其ノ電気ハ之ヲ其ノ電気事業者ニ非ザル者ガ使用スル用途ニ当該発電者ガ使用スルモノト看做ス

第三条 組合又ハ共同事業ニ依リ組合員又ハ共同事業者ニ対シ電気ヲ供給スル事業又ハ瓦斯ヲ導管ニ依リ供給スル事業ハ本法ノ適用ニ付テハ之ヲ電気事業者又ハ瓦斯事業者ト看做ス但シ組合員又ハ共同事業者ヨリ料金ヲ領収セザルモノハ此ノ限ニ在ラズ

第四条 左ニ掲グル者ニハ電気瓦斯税ヲ課セズ

一 国、北海道、府県、市町村其ノ他命令ヲ以テ指定スル公共団体

二 神社及法人タル宗教団体

第五条 左ニ掲グル電気又ハ瓦斯ニハ電気瓦斯税ヲ課セズ

一 農業(畜産業、養蚕業及林業ヲ含ム)、水産業、鉱業(砂鉄業及土石採取業ヲ含ム)、工業(土木建築業、電気

毎年十二円

供給業、瓦斯供給業及水道業ヲ含ム)、交通業又ハ倉庫業ヲ営ム者ガ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ業務ノ用ニ使用スルモノ

二 私立ノ幼稚園又ハ学校ガ保育又ハ教育ノ用ニ使用スルモノ

三 公衆ノ用ニ使用スルモノ

四 其ノ他命令ヲ以テ定ムル用途ニ使用スルモノ

第六条 電気瓦斯税ハ左ノ區別ニ依リ之ヲ課ス  
一 電気事業者又ハ瓦斯事業者ニ非ザル者ガ電気事業者又ハ瓦斯事業者ヨリ供給ヲ受クル電気又ハ瓦斯ヲ使用スル場合

料金ノ百分ノ十

二 電気事業者ガ電気ヲ使用スル場合又ハ瓦斯事業者ガ瓦斯ヲ使用スル場合

其ノ使用スル電気又ハ瓦斯ニ対シ通常支払フベキ料金ノ百分ノ十

三 電気事業者ニ非ザル者ガ自ラ発電スル電気ヲ使用スル場合 発電機ノ出力一キロワット又ハ其ノ端数ニ付

二 租税に関する主要法令

用スル用途ニ当該電気事業者又ハ瓦斯事業者ガ使用スルモノト看做ス

電気事業者ニ非ザル者ガ自ラ発電スル電気ヲ電気事業者ニ非ザル者ニ使用セシムルトキハ其ノ電気ハ之ヲ其ノ電気事業者ニ非ザル者ガ使用スル用途ニ当該発電者ガ使用スルモノト看做ス

第三条 組合又ハ共同事業ニ依リ組合員又ハ共同事業者ニ対シ電気ヲ供給スル事業又ハ瓦斯ヲ導管ニ依リ供給スル事業ハ本法ノ適用ニ付テハ之ヲ電気事業者又ハ瓦斯事業者ト看做ス但シ組合員又ハ共同事業者ヨリ料金ヲ領収セザルモノハ此ノ限ニ在ラズ

第四条 左ニ掲グル者ニハ電気瓦斯税ヲ課セズ

一 国、北海道、府県、市町村其ノ他命令ヲ以テ指定スル公共団体

二 神社及法人タル宗教団体

第五条 左ニ掲グル電気又ハ瓦斯ニハ電気瓦斯税ヲ課セズ

一 農業(畜産業、養蚕業及林業ヲ含ム)、水産業、鉱業(砂鉄業及土石採取業ヲ含ム)、工業(土木建築業、電気

前項ノ料金又ハ出力ノ算定ニ関シテハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第七条 本法ニ於テ料金トハ電気料、瓦斯料、基本料其ノ他名義ノ何タルヲ問ハズ電気又ハ瓦斯ノ使用ニ付電気事業者又ハ瓦斯事業者ニ支払フベキ金額ヲ謂フ

第八条 左ノ各号ノ一ニ該当スル場合ハ電気瓦斯税ヲ課セズ  
一 同一ノ需用場所ニ於テ使用スル電気ノ料金ガ一月三円ニ滿タザルトキ

二 同一ノ需用場所ニ於ケル定額制ニ依ル電燈又ハラジオノ取付数ガ四個以下ニシテ其ノ総燭光数又ハ其ノ総容量ガ命令ヲ以テ定ムル燭光数又ハ容量以下ナルトキ但シ定額制ニ依ル電燈又ハラジオ以外ノ用途ニ電気ヲ使用スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

三 同一ノ場合ニ於テ使用スル発電機ノ出力ガ十分ノ三キロワットニ滿タザルトキ

四 同一ノ需用場所ニ於テ使用スル瓦斯ノ料金ガ一月三円ニ滿タザルトキ

五 同一ノ需用場所ニ於ケル瓦斯器具取付用ノカラン又ハ

八七七

コックノ孔口数ガ二個以下ニシテ其ノ口径ガ各八分ノ三吋以下ナル場合ニ於テ瓦斯ヲ専ラ住宅ノ炊事用ニ使用スルトキ但シ命令ヲ以テ定ムル器具ニ依リ瓦斯ヲ使用スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

料金ガ一月ニ滿タザル期間又ハ一月ヲ超ユル期間ニ依リ支払ハルル場合ニ於ケル一月ノ料金ノ算定ニ関シテハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第九条 電気事業者又ハ瓦斯事業者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ毎月分ノ電気又ハ瓦斯ノ使用料ヲ記載シタル申告書ヲ翌月十日迄ニ政府ニ提出スベシ

電気事業者ニ非ザル者ニシテ自ラ発電スル電気ヲ使用スルモノハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ発電機ノ出力ヲ記載シタル申告書ヲ毎年一月末日迄ニ政府ニ提出スベシ

申告書ノ提出ナキトキ又ハ政府ニ於テ申告ヲ不相当ト認メタルトキハ政府ハ其ノ課税標準額ヲ決定ス

第十条 第六条第一項第一号ニ該当スル場合ノ電気瓦斯税ハ電気事業者又ハ瓦斯事業者料金領収ノ際之ヲ徴収シ翌月末日迄ニ政府ニ納ムベシ

第六条第一項第二号ニ該当スル場合ノ電気瓦斯税ハ電気事業者又ハ瓦斯事業者毎月使用シタル電気又ハ瓦斯ニ対スル分ヲ翌月末日迄ニ政府ニ納ムベシ

第六条第一項第三号ニ該当スル場合ノ電気瓦斯税ハ其ノ年分ヲ電気事業者ニ非ザル者ニシテ自ラ発電スル電気ヲ使用スルモノ毎年二月末日迄ニ政府ニ納ムベシ

第十一条 電気事業者又ハ瓦斯事業者料金ヲ領収セザル為命令ヲ以テ定ムル期間内ニ電気瓦斯税ヲ徴収セザルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ政府ニ申告スベシ

第十二条 本法ノ適用ニ付テハ被相続人ノ使用シタル電気又ハ瓦斯ハ之ヲ相続人ノ使用シタルモノト看做シ合併ニ因リテ消滅シタル法人ノ使用シタル電気又ハ瓦斯ハ之ヲ合併後存続スル法人又ハ合併ニ因リテ設立シタル法人ノ使用シタルモノト看做ス

第十三条 電気事業又ハ瓦斯事業ノ許可ヲ受ケタル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ旨ヲ政府ニ申告スベシ其ノ事業ヲ廃止シタルトキ亦同シ

第十四条 電気事業者又ハ瓦斯事業者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ業務ニ関スル事項ヲ帳簿ニ記載スベシ

電気事業者又ハ瓦斯事業者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ業務ニ関スル事項ヲ政府ニ申告スベシ

第十五条 第十条第一項ノ規定ニ依リ徴収スベキ電気瓦斯税ヲ徴収セザルトキ又ハ其ノ徴収シタル税金ヲ納付セザルトキハ国税徴収ノ例ニ依リ之ヲ其ノ徴収義務者ヨリ徴収ス

第十六条 収税官吏ハ調査上必要アルトキハ電気事業者又ハ瓦斯事業者ニ対シ質問ヲ為シ又ハ其ノ業務ニ関スル帳簿書類ヲ検査スルコトヲ得

収税官吏ハ調査上必要アルトキハ納税義務者又ハ納税義務アリト認ムル者ニ対シ質問ヲ為シ又ハ電気事業者ニ非ザル者ニシテ自ラ発電スル電気ヲ使用スルモノノ発電機ヲ検査スルコトヲ得

第十七条 左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ百円以下ノ罰金又ハ科料ニ処ス

- 一 第十四条第一項ノ規定ニ依ル帳簿ノ記載ヲ怠リ若ハ詐リ又ハ帳簿ヲ隠匿シタル者

二 租税に関する主要法令

二 第十一条第一項又ハ第十四条第二項ノ規定ニ依ル申告ヲ怠リ又ハ詐リタル者

三 前条ノ規定ニ依ル収税官吏ノ質問ニ対シ答弁ヲ為サズ若ハ虚偽ノ陳述ヲ為シ又ハ其ノ職務ノ執行ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ忌避シタル者

第十八条 詐偽其ノ他不正ノ行為ニ依リ電気瓦斯税ヲ遁脱シタル者ハ其ノ遁脱シタル税金ノ三倍ニ相当スル罰金又ハ科料ニ処シ直ニ其ノ税金ヲ徴収ス但シ自首シ又ハ税務署長ニ申出デタル者ハ其ノ罪ヲ問ハズ

第十九条 前条ノ罪ヲ犯シタル者ニハ刑法第三十八条第三項但書、第三十九条第二項、第四十条、第四十一条、第四十条第二項、第六十三条及第六十六条ノ規定ヲ適用セズ

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム但シ第六条第二項ノ規定ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第六条第一項第一号又ハ第二号ニ該当スル場合ノ電気瓦斯税ハ本法施行後使用スル電気又ハ瓦斯ニ対スル分ヨリ之ヲ徴収ス

昭和十七年ニ限り第六条第一項第三号中十二円トアルハ九円、第九条第二項中毎年一月末日迄トアルハ本法施行後一月以内、第十条第三項中毎年二月末日迄トアルハ五月底迄トス

ムルモノニ依ル広告  
第二種  
一 立看板、掛看板、幟、旗又ハ此等ニ類スルモノニ依ル広告但シ第一種第二号ニ該当スルモノヲ除ク

本法施行前ヨリ引続キ電気事業又ハ瓦斯事業ヲ営ム者ハ本法施行後一月以内ニ其ノ旨ヲ政府ニ申告スベシ

二 ポスターニ依ル広告但シ第一種第二号ニ該当スルモノヲ除ク

(6) 広告税法

昭和十七年二月二一日  
法律 第五九号

三 チラシ其ノ他ノ命令ヲ以テ定ムルモノニ依ル広告  
四 建植看板、野立看板、額面広告又ハ此等ニ類スルモノ其ノ他命令ヲ以テ定ムルモノニ依ル広告但シ第一種第二号ニ該当スルモノヲ除ク

第一条 左ニ掲グル広告ニハ本法ニ依リ広告税ヲ課ス

第一種

一 新聞紙、雑誌、書籍其ノ他ノ出版物ニ依ル広告但シ第二号、第三号又ハ第二種第一号乃至第三号ニ該当ス

第二条 広告税ノ税率左ノ如シ  
第一種ノ広告 広告ノ料金ノ百分ノ十  
第二種ノ広告

ルモノヲ除ク

第一号ノ広告 一個ニ付

二十銭

二 汽車、電車、自動車、汽船其ノ他ノ交通運輸機関又ハ交通運輸業ノ設備ニ依ル広告但シ第二種第三号ニ該当スルモノヲ除ク

広告ノ面積一坪ヲ超ユルトキハ一個ニ付五十銭

当スルモノヲ除ク

第二号ノ広告 一個ニ付

十銭

三 映画、入場券、乗車船券、気球其ノ他命令ヲ以テ定

第三号ノ広告

チラシ 千個又ハ其ノ端数ニ付 二十銭

五 其ノ他命令ヲ以テ定ムルモノ

其ノ他 千個又ハ其ノ端数ニ付 五十銭

第五条 第一種ノ広告ニ対スル広告税ハ広告ヲ為ス者ヨリ、

第四号ノ広告 広告ノ面積一坪又ハ其ノ端数ニ付毎年  
二円

第二種第三号ノ広告ニ対スル広告税ハ同号ニ掲グルモノヲ作製スル者ヨリ、第二種第四号ノ広告ニ対スル広告税ハ廣告主ヨリ之ヲ徴収ス

年ノ中途ニ於テ第二種第四号ノ広告ヲ開始シタル場合ニ於テハ其ノ年分ノ広告税ハ月割ヲ以テ之ヲ計算ス

第六条 第一種ノ広告ヲ為ス者ハ毎月其ノ為シタル広告ニ付

第三条 前条ノ広告ノ料金トハ広告料、印刷料、揭示料、使用料、手数料其ノ他名義ノ何タルヲ問ハズ広告ヲ為ス者ガ広告ノ対価トシテ取得スベキ金額ヲ謂フ

其ノ種類毎ニ広告ノ料金ヲ記載シタル申告書ヲ、第二種第三号ニ掲グルモノヲ作製スル者ハ毎月其ノ作製シタルモノニ付其ノ種類毎ニ数量ヲ記載シタル申告書ヲ翌月十日迄ニ政府ニ提出スベシ

自己ノ為ニ広告ヲ為ス場合又ハ他人ノ為無料若ハ特ニ低額ノ料金ヲ以テ広告ヲ為ス場合ニ於ケル広告ノ料金ハ其ノ広告ノ対価トシテ通常取得シ得ベキ金額ニ依ル

第二種第四号ノ広告ヲ為サントスル廣告主ハ其ノ広告ニ付一個毎ニ広告ノ面積ヲ記載シタル申告書ヲ予メ政府ニ提出スベシ

第四条 左ニ掲グル広告ニハ広告税ヲ課セズ

一 国、北海道、府県、市町村其ノ他命令ヲ以テ指定スル公共団体ガ広告主タルモノ

第二種第四号ノ広告ヲ翌年ニ亘リ継続セントスル廣告主ハ其ノ広告ニ付一個毎ニ広告ノ面積ヲ記載シタル申告書ヲ其ノ年十二月末日迄ニ政府ニ提出スベシ

二 神社及法人タル宗教団体ガ広告主タルモノ

申告書ノ提出ナキトキ又ハ政府ニ於テ申告ヲ不相当ト認メタルトキハ政府ハ其ノ課税標準額ヲ決定ス

三 法令ニ依ルモノ

タルトキハ政府ハ其ノ課税標準額ヲ決定ス

四 公ノ選挙ニ関スルモノ

二 租税に関する主要法令

第七条 第一種及第二種第三号ノ広告ニ対スル広告税ハ毎月分ヲ翌月末日迄ニ納付スベシ

第二種第四号ノ広告ニ対スル広告税ハ広告主方前条第二項ノ規定ニ依リ申告ヲ為ス際其ノ年分ヲ、同条第三項ノ規定ニ依リ申告ヲ為ス際翌年分ヲ納付スベシ

第八条 第二種第一号又ハ第二号ノ広告ニ対スル広告税ハ広告主ノ印紙ヲ貼用シテ之ヲ納ムベシ但シ広告税額ニ相当スル現金ヲ政府ニ納付シテ納税済証印ノ押捺ヲ受ケ印紙貼用ニ代フルコトヲ得

第九条 第一種若ハ第二種ノ広告ヲ為ス業ヲ営マントスル者、第一種若ハ第二種ノ広告ニ付取次ヲ為ス業ヲ営マントスル者又ハ第二種第三号ニ掲グルモノノ作製ヲ為ス業ヲ営マントスル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ營業所毎ニ政府ニ申告スベシ其ノ營業ヲ廢止セントスルトキ亦同ジ

第十条 第一種若ハ第二種ノ広告ヲ為ス業ヲ営ム者、第一種若ハ第二種ノ広告ニ付取次ヲ為ス業ヲ営ム者又ハ第二種第三号ニ掲グルモノノ作製ヲ為ス業ヲ営ム者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ營業ニ関スル事項ヲ帳簿ニ記載シ又ハ必要ナル事項ヲ政府ニ申告スベシ

ル事項ヲ政府ニ申告スベシ

第二種第四号ノ広告ノ広告主ハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ広告ニ付必要ナル事項ヲ政府ニ申告スベシ

第十一条 収税官吏ハ第一種若ハ第二種ノ広告ヲ為ス業ヲ営ム者、第一種若ハ第二種ノ広告ニ付取次ヲ為ス業ヲ営ム者、第二種第三号ニ掲グルモノノ作製ヲ為ス業ヲ営ム者又ハ第三種第四号ノ広告ノ広告主ニ対シ廣告ニ関シ質問ヲ為シ又ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査スルコトヲ得  
収税官吏ハ廣告ノ検査ヲ為スコトヲ得

第十二条 廣告主第八号ノ規定ニ依リ廣告ニ印紙ヲ貼用スルトキハ廣告面ト印紙ノ彩紋トニカケテ自己ノ印章又ハ署名ヲ以テ判明ニ之ヲ消スベシ

第十三条 詐偽其ノ他不正ノ行為ニ依リ廣告税(第二種第一号又ハ第二号ノ廣告ニ対スル廣告税ヲ除ク)ヲ通脱シ又ハ通脱セントシタル者ハ其ノ通脱シ又ハ通脱セントシタル税金ノ五倍ニ相当スル罰金ニ処シ直ニ其ノ税金ヲ徴収ス但シ罰金額ガ二十円ニ滿タザルトキハ之ヲ二十円トス

第十四条 第二種第一号又ハ第二号ノ廣告ニ相当印紙ヲ貼用

セズ又ハ第八条但書ノ規定ニ依リ納税済証印ノ押捺ヲ受ケザル者ハ廣告一個毎ニ脱税高二十倍ノ科料ニ処ス但シ科料額ガ五円ニ滿タザルトキハ之ヲ五円トス

第十五条 左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ三百円以下ノ罰金又ハ科料ニ処ス

- 一 第六条第一項乃至第三項ノ規定ニ依ル申告ヲ怠リ又ハ詐リタル者
- 二 政府ニ申告セズシテ第一種ノ廣告ヲ為ス業ヲ営ミ又ハ第二種第三号ニ掲グルモノノ作製ヲ為ス業ヲ営ミタル者
- 三 政府ニ申告セズシテ第二種ノ廣告ヲ為ス業ヲ営ミ又ハ第一種若ハ第二種ノ廣告ニ付取次ヲ為ス業ヲ営ミタル者

前項第二号ニ規定スル者ニ付テハ直ニ其ノ廣告税ヲ徴収ス  
第十六条 左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ百円以下ノ罰金又ハ科料ニ処ス

- 一 第十条第一項ノ規定ニ依ル帳簿ノ記載ヲ怠リ若ハ詐リ又ハ帳簿ヲ隱匿シタル者
- 二 第十条ノ規定ニ依ル申告ヲ怠リ又ハ詐リタル者

二 租税に関する主要法令

三 第十一条ノ規定ニ依ル収税官吏ノ質問ニ対シ答弁ヲ為サズ若ハ虚偽ノ陳述ヲ為シ又ハ其ノ職務ノ執行ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ回避シタル者

第十七条 第十二号ノ規定ニ違反シ廣告ニ貼用シタル印紙ヲ消サザル者ハ廣告一個毎ニ四円ノ科料ニ処ス

第十八条 第十四条又ハ前条ノ罪ヲ犯シタル者ニハ刑法第三十八条第一項ノ規定ヲ適用セズ

第十三条、第十四条又ハ前条ノ罪ヲ犯シタル者ニハ刑法第三十八条第三項但書、第三十九条第二項、第四十条、第四十一条、第四十八条第二項、第六十三条及第六十六条ノ規定ヲ適用セズ

第十九条 第一種若ハ第二種ノ廣告ニ付納税ノ義務アル者、第二種ノ廣告ヲ為ス業ヲ営ム者又ハ第一種若ハ第二種ノ廣告ニ付取次ヲ為ス業ヲ営ム者ノ代理人、戸主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ従業者ガ其ノ業務ニ関シ本法ヲ犯シタルトキハ其ノ第一種若ハ第二種ノ廣告ニ付納税ノ義務アル者、第二種ノ廣告ヲ為ス業ヲ営ム者又ハ第一種若ハ第二種ノ廣告ニ付取次ヲ為ス業ヲ営ム者ヲ処罰ス

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム  
 本法施行前ヨリ引続キ第一種若ハ第二種ノ広告ヲ為ス業ヲ営ム者、第一種若ハ第二種ノ広告ニ付取次ヲ為ス業ヲ営ム者又ハ第二種第三号ニ掲グルモノノ作製ヲ為ス業ヲ営ム者本法施行後一月以内ニ其ノ旨ヲ政府ニ申告スルトキハ本法施行ノ日ニ於テ本法ニ依リ申告シタルモノト看做ス  
 本法施行前ヨリ引続キ為ス第二種第一号又ハ第二号ノ広告ニ付テハ本法施行ノ日ヨリ十日以内ニ広告ニ相当印紙ヲ貼用スベシ  
 本法施行前ヨリ引続キ為ス第二種第四号ノ広告ノ廣告主ハ命令ノ定ムル所ニ依リ本法施行後二月以内ニ其ノ旨ヲ政府ニ申告シ昭和十七年分ノ広告税ヲ納付スベシ  
 前項ノ場合ニ於テ第二種第四号ノ広告ニ対スル広告税ハ第二条ニ規定スル税額ノ四分ノ三トス

(7) 特別行為税法

昭和十八年三月一五日  
 法律 第七一 号

第一条 左ニ掲グル行為ニハ本法ニ依リ特別行為税ヲ課ス

- 一 写真ノ撮影、現像、焼付及複写
- 二 調髪及整容
- 三 織物及被服類ノ染色（描繪ヲ含ム）及刺繡
- 四 被服類其ノ他命令ヲ以テ定ムルモノノ仕立（編上ヲ含ム）

五 書画ノ表装

六 印刷及製本

第二条 特別行為税ノ税率ハ料金ノ百分ノ三十トス但シ前条第六号ニ掲グル行為ニ付テハ料金ノ百分ノ二十トス  
 第三条 前条ノ料金トハ名義ノ何タルヲ問ハズ第一条ニ掲グル行為ヲ為ス業ヲ営ム者ガ其ノ行為ノ対価トシテ取得スベキ金額ヲ謂フ

第七条ニ規定スル場合ニ於ケル料金ハ第一条第六号ニ掲グル行為ノ対価トシテ通常取得シ得ベキ金額ニ依ル

第一項ノ料金ノ計算ニ関シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第四条 左ニ掲グル行為ニハ特別行為税ヲ課セズ

一 写真ノ撮影ニシテ写真一組ノ料金ガ一元五十銭ニ満たザルモノ

二 第一条第二号ニ掲グル行為ニシテ一回ノ料金ガ一元ニ満たザルモノ

三 第一条第三号ニ掲グル行為ニシテ一件ノ料金ガ五円（染替ニ付テハ十円）ニ満たザルモノ

四 第一条第四号ニ掲グル行為ニシテ其ノ料金ガ命令ヲ以テ定ムル金額ニ満たザルモノ

第五条 左ニ掲グル行為ニハ特別行為税ヲ課セズ

一 国、北海道、府県、市町村其ノ他命令ヲ以テ指定スル公共団体ノ為ニ為スモノ

二 織物、被服類其ノ他命令ヲ以テ定ムルモノノ製造又ハ販売ヲ為ス業ヲ営ム者ノ当該商品ニ付為ス第一条第三号又ハ第四号ニ掲グル行為

三 書画ノ販売ヲ為ス業ヲ営ム者ノ当該商品ニ付為ス第一条第五号ニ掲グル行為

四 教科用図書及新聞紙法ニ依ル新聞紙ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノニ付為ス第一条第六号ニ掲グル行為

二 租税に関する主要法令

五 其ノ他命令ヲ以テ定ムルモノ

第六条 特別行為税ハ第一条ニ掲グル行為ヲ為ス業ヲ営ム者ヨリ之ヲ徴収ス

第七条 出版業者其ノ他印刷又ハ製本シタル物品ノ製造又ハ販売ヲ為ス業ヲ営ム者ガ自ラ印刷又ハ製本ヲ為ス場合ニ於テハ之ヲ当該行為ヲ為ス業ヲ営ム者ト看做ス

第八条 第一条ニ掲グル行為ニ付取次ヲ為ス業ヲ営ム者ノ取次ニ依リテ為サレタル行為ハ之ヲ当該取次ヲ為ス業ヲ営ム者ガ同条ニ掲グル行為ヲ為ス業ヲ営ム者トシテ自ラ為シタルモノト看做ス

第九条 第一条ニ掲グル行為ヲ為ス業ヲ営ム者ハ毎月其ノ為シタル同条ニ掲グル行為ニ付其ノ種類毎ニ料金ヲ記載シタル申告書ヲ翌月十日迄ニ政府ニ提出スベシ但シ其ノ業ヲ廢シタル場合ニ於テハ直ニ之ヲ提出スベシ

前項ノ申告書ノ提出ナキトキ又ハ政府ニ於テ申告ヲ不相当ト認メタルトキハ政府ハ其ノ課税標準額ヲ決定ス

第十条 特別行為税ハ毎月分ヲ翌月末迄ニ納付スベシ但シ前条第一項但書ノ場合ニ於テハ直ニ之ヲ納付スベシ

第十一条 第一条ニ掲グル行為ヲ為ス業ヲ営ムントスル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ニ申告スベシ之ヲ廢止セントスルトキ亦同シ

前項第二号ニ規定スル者ニ付テハ直ニ其ノ特別行為税ヲ徵収ス

第十二条 第一条ニ掲グル行為ヲ為ス業ヲ営ム者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ業務ニ関スル事項ヲ帳簿ニ記載シ又ハ必

第十六条 左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ百円以下ノ罰金又ハ科料ニ処ス

要ナル事項ヲ政府ニ申告スベシ

一 第十二条ノ規定ニ依ル帳簿ノ記載若ハ申告ヲ怠リ若ハ詐リ又ハ帳簿ヲ隠匿シタル者

第十三条 収税官吏ハ第一条ニ掲グル行為ヲ為ス業ヲ営ム者

二 第十三条ノ規定ニ依ル収税官吏ノ質問ニ対シ答弁ヲ為

ニ対シ其ノ業務ニ関シ質問ヲ為シ又ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査スルコトヲ得

妨ケ若ハ忌避シタル者

第十四条 詐偽其ノ他不正ノ行為ニ依リ特別行為税ヲ逋脱シ

第十七条 第十四条ノ罪ヲ犯シタル者ニハ刑法第三十八条第

又ハ逋脱セントシタル者ハ其ノ逋脱シ又ハ逋脱セントシタル税金ノ五倍ニ相当スル罰金ニ処シ直ニ其ノ税金ヲ徵収ス

三項但書、第三十九条第二項、第四十条、第四十一条、第四

但シ罰金額ガ二十円ニ滿タザルトキハ之ヲ二十円トス

第十八条 第二項、第六十三条及第六十六条ノ規定ヲ適用セズ

第十五条 左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ三百円以下ノ罰金又

第十八条 第一条ニ掲グル行為ヲ為ス業ヲ営ム者ノ代理人、

ハ科料ニ処ス

戸主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ従業者ガ其ノ業務ニ関シ本法ヲ犯シタルトキハ其ノ第一条ニ掲グル行為ヲ為ス業

一 第九条第一項ノ規定ニ依ル申告ヲ怠リ又ハ詐リタル者

ヲ営ム者ヲ処罰ス

二 政府ニ申告セズシテ第一条ニ掲グル行為ヲ為ス業ヲ営

第十九条 政府ハ第一条ニ掲グル行為ヲ為ス業ヲ営ム者ノ組織スル団体ニ対シ徵稅上必要ナル施設ヲ為シ又ハ徵収事務

ミタル者

ミタル者

ノ補助ヲ為スベキコトヲ命ズルコトヲ得

第二条 遊興飲食税ノ稅率ハ遊興飲食ノ料金ノ百分ノ十五ト

前項ノ場合ニ於テハ前項ノ団体ニ対シ命令ノ定ムル所ニ依

ス但シ芸妓ノ花代ニ付テハ料金ノ百分ノ三十トス

リ交付金ヲ交付スルコトヲ得

前項ノ遊興飲食ノ料金ハ前条ニ規定スル場所ノ經營者ガ遊

附則

興又ハ飲食ヲ為シタル者ヨリ其ノ遊興又ハ飲食ニ付領収ス

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

ベキ金額ヲ謂フ

本法施行前ヨリ引続キ第一条ニ掲グル行為ヲ為ス業ヲ営ム者

遊興飲食ノ料金ノ算定ニ関シテハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

本法施行後一月以内ニ其ノ旨ヲ政府ニ申告スルトキハ本法施行ノ日ニ於テ本法ニ依リ申告シタルモノト看做ス

第三条 遊興飲食ノ料金ガ一人一回三元ニ滿タザル場合ニハ遊興飲食税ヲ課セズ但シ左ニ掲グル料金ニ付テハ此ノ限ニ

明治四十年法律第二十一号第一条第一項ニ左ノ一号ヲ加フ

在ラズ

二十三 特別行為税

一 芸妓ノ花代及芸妓ノ花代ヲ伴フ遊興飲食ノ料金

〔参照〕

二 芸妓ノ花代ニ類スル料金ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノ

明治四十年<sup>三月二十七日公布</sup>法律第二十一号ハ「樺太ニオケル租

三 命令ヲ以テ定ムル料理店ニ於ケル遊興飲食ノ料金

税ニ関スル件」ナリ

前項ノ一人一回ノ料金ノ計算ニ関シ必要ナル事項ハ命令ヲ

(8) 遊興飲食税法

以テ之ヲ定ム

昭和十五年三月二十九日  
法律第四一號

第四条 遊興飲食税ハ第一条ニ規定スル場所ノ經營者ヨリ之ヲ徵収ス

第一条 料理店、貸席、旅館其ノ他命令ヲ以テ定ムル類似ノ場所ニ於ケル遊興及飲食ニハ本法ニ依リ遊興飲食税ヲ課ス

第五条 第一条ニ規定スル場所ノ經營者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ毎月分ノ遊興飲食料金ヲ記載シタル申告書ヲ翌月十日

二 租税に関する主要法令

迄ニ政府ニ提出スベシ但シ経営ヲ廃止シタル場合ニ於テハ直ニ之ヲ提出スベシ

申告書ノ提出ナキトキ又ハ政府ニ於テ申告ヲ不相当ト認めタルトキハ政府ハ其ノ課税標準額ヲ決定ス

第六条 遊興飲食税ハ毎月分ヲ翌月末日迄ニ納付スベシ但シ経営ヲ廃止シタル場合ニ於テハ直ニ之ヲ納付スベシ

第七条 第一条ニ規定スル場所ノ経営者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ毎月分ノ遊興飲食料金中其ノ月ニ於テ領収セザルモノニ対スル税金ヲ其ノ料金ヲ領収シタル月ノ翌月末日迄ニ納付スルコトヲ得但シ其ノ経営ヲ廃止シタル場合ニ於テ未ダ納付セザル税金アルトキハ直ニ之ヲ納付スベシ

前項ノ規定ニ依リ未ダ税金ヲ納付セザル料金ニシテ領収スルコト能ハザルニ至リタルモノニ付テハ命令ノ定ムル所ニ依リ遊興飲食税ヲ免除ス

第八条 第一条ニ規定スル場所ヲ経営セントスル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ旨ヲ予メ政府ニ申告スベシ之ヲ廃止セントスルトキ亦同ジ

第九条 第一条ニ規定スル場所ノ経営者及経営者ト経営上取

引関係アル者ニ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ業務ニ関スル事項ヲ帳簿ニ記載スベシ

前項ニ規定スル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ業務ニ関スル必要ナル事項ヲ政府ニ申告スベシ

第十条 収税官吏ハ前条第一項ニ規定スル者ニ対シ質問ヲ為シ又ハ其ノ業務ニ関スル帳簿書類ヲ検査スルコトヲ得

第十一条 詐偽其ノ他不正行為ニ依リ遊興飲食税ヲ遁脱シ又ハ遁脱セントシタル者ハ其ノ遁脱シ又ハ遁脱セントシタル税金ノ五倍ニ相当スル罰金ニ処シ直ニ其ノ税金ヲ徴収ス但シ罰金額ガ二十円ニ滿タザルトキハ之ヲ二十円トス

第十二条 左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ三百円以下ノ罰金又ハ科料ニ処ス

一 第五条第一項ノ規定ニ依ル申告ヲ怠リ又ハ詐リタル者

二 政府ニ申告セズシテ第一条ニ規定スル場所ヲ経営シタル者

前項第二号ニ規定スル者ニ付テハ直ニ其ノ遊興飲食税ヲ徴収ス

第十三条 左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ百円以下ノ罰金又ハ

科料ニ処ス

- 一 第九条第一項ノ規定ニ依ル帳簿ノ記載ヲ怠リ若ハ詐リ又ハ帳簿ヲ隠匿シタル者
- 二 第九条第二項ノ規定ニ依ル申告ヲ怠リ又ハ詐リタル者
- 三 第十条ノ規定ニ依ル収税官吏ノ質問ニ対シ答弁ヲ為サズ若ハ虚偽ノ陳述ヲ為シ又ハ其ノ職務ノ執行ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ忌避シタル者

第十四条 第十一条ノ罪ヲ犯シタル者ニハ刑法第三十八条第三項但書、第三十九条第二項、第四十条、第四十一条、第四十八条第二項、第六十三条及第六十六条ノ規定ヲ適用セズ

第十五条 第一条ニ規定スル場所ノ経営者又ハ経営者ト経営上取引関係アル者ノ代理人、戸主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ従業者ガ其ノ業務ニ関シ本法ヲ犯シタルトキハ其ノ経営者又ハ経営者ト経営上取引関係アル者ヲ処罰ス

第十六条 北海道、府県、市町村其ノ他ノ公共団体ハ遊興飲

食税ノ課税標準タル料金ニ対シ地方税ヲ課スルコトヲ得ズ

第十七条 政府ハ第一条ニ規定スル場所ノ経営者ノ組織スル団体ニ対シ徴税上必要ナル設備ヲ為シ又ハ徴収事務ノ補助

二 租税に関する主要法令

ヲ為スベキコトヲ命ズルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ前項ノ団体ニ対シ命令ノ定ムル所ニ依リ交付金ヲ交付スルコトヲ得

附則

本法ハ昭和十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

支那事変特別税法第五十二条ノ二ニ規定スル場所ヲ経営スル者ニシテ同法ニ依リ其ノ旨ヲ申告シタルモノハ本法施行ノ日ニ於テ本法ニ依リ申告シタルモノト看做ス

支那事変特別税法第六十二条ノ二第一項ノ規定ニ依リ為シタル命令ハ之ヲ第十七条第一項ノ規定ニ依リ為シタル命令ト看做ス

〔参照〕

昭和十三年三月三十日法律第五十一号支那事変特別税法抄

録

第五十二条ノ二 遊興飲食税ハ料理店、貸席、旅館其ノ他命

令ヲ以テ定ムル類似ノ場所ニ於ケル遊興飲食ニ之ヲ課ス

第六十二条ノ二第一項

政府ハ当分ノ内第五十二条ノ二ニ規定スル場所ノ経営者

ノ組織スル団体ニ対シ遊興飲食税ニ付徵税上必要ナル設備ヲ為シ又ハ徵収事務ノ補助ヲ為スベキコトヲ命ズルコトヲ得

一 舞踏場、麻雀場、撞球場  
二 ゴルフ場、スケート場

第三条 入場税ノ税率左ノ如シ

(9) 入場税法

昭和十五年三月二十九日  
法律 第四四号

第一種ノ場所

入場料ガ一人一回一円未満ナルトキ

入場料ノ百分ノ十

入場料ガ一人一回一円以上三円未満ナルトキ

入場料ノ百分ノ二十

入場料ガ一人一回三円以上ナルトキ

入場料ノ百分ノ三十

回数、定期又ハ貸切ニテ入場ノ契約ヲ為シタルトキ

入場料ノ百分ノ二十

第二種ノ場所

撞球場 入場料ノ百分ノ十

其ノ他 入場料ノ百分ノ二十

本法ニ於テ入場料トハ名義ノ何タルヲ問ハズ第一種ノ場所ニ入場シ又ハ第二種ノ場所ノ設備ヲ利用スル為ニ支払フベキ金額ヲ謂フ

第一条 本法ニ依リ入場税及特別入場税ヲ課ス  
第二条 入場税ハ左ニ掲グル第一種ノ場所ニ入場スル者又ハ第二種ノ場所ノ設備ヲ利用スル者ニ之ヲ課ス

第一種

一 演劇、活動写真、演芸又ハ観物（相撲、野球、拳闘  
其ノ他ノ競技ニシテ公衆ノ観覧ニ供スルコトヲ目的ト  
スルモノヲ含ム）ヲ催ス場所

二 競馬場

三 前二号ニ掲グルモノヲ除クノ外一定ノ催物又ハ設備  
ヲ為シ公衆ノ観覧又ハ遊戯ニ供スル場所ニシテ命令ヲ  
以テ定ムルモノ

第二種

前項ノ入場料ノ算定ニ関シテハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第四条 第一種ノ場所ノ入場料ガ一人一回十九銭ニ滿タザル  
場合ニハ入場税ヲ課セズ

前項ノ規定ハ回数、定期又ハ貸切ニテ入場ノ契約ヲ為シタ  
ル場合ニハ之ヲ適用セズ

第五条 第一種ノ催物（第一種ノ場所ニ於ケル演劇、活動写  
真、演芸、観物、競馬其ノ他ノ催物ヲ謂フ以下同ジ）若ハ  
設備ノ主催者若ハ経営者又ハ第二種ノ場所ノ経営者ガ命令  
ノ定ムル所ニ依リ其ノ入場料又ハ収益ノ総額ヲ慈善事業其  
ノ他命令ヲ以テ定ムル目的ニ充ツル場合ニ於テハ入場税ヲ  
免除ス

第六条 入場税ハ第一種ノ催物若ハ設備ノ主催者若ハ経営者  
又ハ第二種ノ場所ノ経営者入場料領収ノ際之ヲ徴収シ翌月  
十日迄ニ政府ニ納ムベシ但シ常時開設ニ非ザルモノニ付テ  
ハ命令ヲ以テ定ムル場合ヲ除クノ外終了後直ニ政府ニ納ム  
ベシ

第七条 第一種ノ催物若ハ設備ヲ開催若ハ経営シ又ハ第二種  
ノ場所ヲ経営セントスル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ旨

二 租税に関する主要法令

ヲ予メ政府ニ申告スベシ之ヲ廃止セントスルトキ亦同ジ

第八条 第一種ノ催物若ハ設備ノ主催者若ハ経営者又ハ第二  
種ノ場所ノ経営者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ業務ニ関ス  
ル事項ヲ帳簿ニ記載スベシ

第一種ノ催物若ハ設備ノ主催者若ハ経営者又ハ第二種ノ場  
所ノ経営者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ業務ニ関シ必要ナ  
ル事項ヲ政府ニ申告スベシ

第九条 特別入場税ハ運動競技ニシテ学生生徒又ハ該競技ヲ  
為スコトヲ業トセザル者ノ行フモノニ付観覧ノ為競技ニ入  
場スル者ヨリ料金ヲ徴スル場合ニ於テ其ノ入場者ニ之ヲ課  
ス

第十条 特別入場税ノ税率ハ特別入場料ノ百分ノ十トス  
本法ニ於テ特別入場料トハ名義ノ何タルヲ問ハズ前条ノ競  
技場ニ入場スル為ニ支払フベキ金額ヲ謂フ

第三条第三項ノ規定ハ特別入場税ニ付之ヲ準用ス

第十一条 特別入場料ガ一人一回十九銭ニ滿タザル場合ニハ  
特別入場税ヲ課セズ

第四条第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ付之ヲ準用ス

第十二条 特別入場税ハ運動競技ノ主催者特別入場料徴収ノ際之ヲ徴収シ競技終了後直ニ政府ニ納ムベシ但シ命令ヲ以テ定ムル場合ニ於テハ翌月十日迄ニ之ヲ政府ニ納ムベシ

第十三条 第五条、第七条及第八条ノ規定ハ特別入場税ニ付之ヲ準用ス

又ハ帳簿ヲ隠匿シタル者

二 第八条第二項ノ規定ニ依ル申告ヲ怠リ又ハ詐リタル者

三 第十五条第一項ノ規定ニ依ル収税官吏ノ質問ニ対シ答弁ヲ為サズ若ハ虚偽ノ陳述ヲ為シ又ハ其ノ職務ノ執行ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ忌避シタル者

第十四条 第六条又ハ第十二条ノ規定ニ依リ徴収スベキ税金ヲ徴収セザルトキ又ハ其ノ徴収シタル税金ヲ納付セザルトキハ国税徴収ノ例ニ依リ之ヲ各其ノ徴収義務者ヨリ徴収ス

第十五条 収税官吏ハ第一種ノ催物若ハ設備ノ主催者若ハ經營者又ハ第二種ノ場所ノ經營者ニ対シ質問ヲ為シ又ハ其ノ業務ニ関スル帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査スルコトヲ得

第十八条 北海道、府県、市町村其ノ他ノ公共団体ハ第一種ノ場所ノ入場者又ハ第二種ノ場所ノ設備利用者ニ対シ入場税ノ課税標準タル入場料ヲ標準トシテ地方税ヲ課スルコトヲ得ズ

前項ノ規定ハ特別入場税ニ付之ヲ準用ス

第十六条 政府ニ申告セズシテ第一種ノ催物若ハ設備ヲ開催若ハ經營シ又ハ第二種ノ場所ヲ經營シタル者ハ三百円以下ノ罰金又ハ科料ニ処ス

本法ハ昭和十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

支那事變特別税法第二十六条ニ規定スル第一種ノ催物若ハ設備ヲ開催若ハ經營スル者又ハ同第二種ノ場所ヲ經營スル者ニシテ同法ニ依リ其ノ旨ヲ申告シタルモノハ本法施行ノ日ニ於テ本法ニ依リ申告シタルモノト看做ス

第十七条 左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ百円以下ノ罰金又ハ科料ニ処ス

一 第八条第一項ノ規定ニ依ル帳簿ノ記載ヲ怠リ若ハ詐リ

前項ノ規定ハ支那事變特別税法第三十三条ニ規定スル運動競技ヲ開催スル者ニシテ同法ニ依リ其ノ旨ヲ申告シタルモノニ

付之ヲ準用ス

〔参照〕

昭和十三年三月三十日公布法律第五十一号支那事變特別税法抄録

第二十六条 入場税ハ左ニ掲グル第一種ノ場所ニ入場スル者又ハ第二種ノ場所ノ設備ヲ利用スル者ニ之ヲ課ス

競技ヲ為スコトヲ業トセザル者ノ行フモノニ付観覧ノ為競技場ニ入場スル者ヨリ料金ヲ徴スル場合ニ於テ其ノ入場者ニ之ヲ課ス

第一種

一 演劇、活動写真、演芸又ハ観物（相撲、野球、拳闘其ノ他ノ競技ニシテ公衆ノ観覧ニ供スルコトヲ目的トスルモノヲ含ム）ヲ催ス場所

二 競馬場

三 前二号ニ掲グルモノヲ除クノ外一定ノ催物又ハ設備ヲ為シ公衆ノ観覧又ハ遊戯ニ供スル場所ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノ

第二種

一 舞踏場、麻雀場、撞球場

二 ゴルフ場、スケート場

第三十三条 特別入場税ハ運動競技ニシテ学生生徒又ハ該

二 租税に関する主要法令

(10) 通行税法

昭和十五年三月二十九日法律第四三三号

第一条 汽車、電車、乗合自動車及汽船ノ乗客ニハ本法ニ依リ通行税ヲ課ス

第二条 通行税ハ左ノ區別ニ依リ之ヲ課ス

乗車船区間四十料以下ナルトキ

一等 十銭

二等 五銭

乗車船区間八十料以下ナルトキ

一等 二十銭

二等 十銭

三等 二銭

乗車船区間百二十料以下ナルトキ

一等 三十銭

〔参照〕

昭和十三年三月三十日公布法律第五十一号支那事變特別税法抄録

第二十六条 入場税ハ左ニ掲グル第一種ノ場所ニ入場スル者又ハ第二種ノ場所ノ設備ヲ利用スル者ニ之ヲ課ス

第一種

一 演劇、活動写真、演芸又ハ観物（相撲、野球、拳闘其ノ他ノ競技ニシテ公衆ノ観覧ニ供スルコトヲ目的トスルモノヲ含ム）ヲ催ス場所

二 競馬場

三 前二号ニ掲グルモノヲ除クノ外一定ノ催物又ハ設備ヲ為シ公衆ノ観覧又ハ遊戯ニ供スル場所ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノ

第二種

一 舞踏場、麻雀場、撞球場

二 ゴルフ場、スケート場

第三十三条 特別入場税ハ運動競技ニシテ学生生徒又ハ該

二 租税に関する主要法令

(10) 通行税法

昭和十五年三月二十九日法律第四三三号

第一条 汽車、電車、乗合自動車及汽船ノ乗客ニハ本法ニ依リ通行税ヲ課ス

第二条 通行税ハ左ノ區別ニ依リ之ヲ課ス

乗車船区間四十料以下ナルトキ

一等 十銭

二等 五銭

乗車船区間八十料以下ナルトキ

一等 二十銭

二等 十銭

三等 二銭

乗車船区間百二十料以下ナルトキ

一等 三十銭

乗車船区間百六十料以下ナルトキ  
 二等 十五銭  
 三等 五銭

乗車船区間八百料ヲ超ユルトキ  
 一等 三円  
 二等 一円五十銭  
 三等 五十銭

乗車船区間三百料以下ナルトキ  
 一等 六十銭  
 二等 三十銭  
 三等 十銭

乗車船区間五百料以下ナルトキ  
 一等 一円二十銭  
 二等 六十銭  
 三等 二十銭

乗車船区間八百料以下ナルトキ  
 一等 一円八十銭  
 二等 九十銭  
 三等 三十銭

回数乗車船ノ契約ヲ為シタル場合ニ於テハ通行税ハ左ノ区  
 別ニ依リ之ヲ課ス  
 回数二十回以下ナルトキ 前項税額ノ五倍  
 回数五十回以下ナルトキ 前項税額ノ十倍  
 回数五十回ヲ超ユルトキ 前項税額ノ二十倍  
 定期乗車船ノ契約ヲ為シタル場合ニ於テハ通行税ハ左ノ区  
 別ニ依リ之ヲ課ス  
 契約期間一月以内ナルトキ 第一項税額ノ五倍  
 契約期間三月以内ナルトキ 第一項税額ノ十倍  
 契約期間六月以内ナルトキ 第一項税額ノ二十倍  
 契約期間六月ヲ超ユルトキ 第一項税額ノ三十倍  
 団体乗車船ノ契約ヲ為シタル場合ニ於テハ通行税ハ左ノ区  
 別ニ依リ之ヲ課ス  
 人員五十人以下ナルトキ 第一項税額ノ五倍

人員百人以下ナルトキ 第一項税額ノ十倍  
 人員二百人以下ナルトキ 第一項税額ノ二十倍  
 人員二百人ヲ超ユルトキ 第一項税額ノ三十倍  
 貸切乗車船ノ契約ヲ為シタル場合ニ於テハ通行税ハ左ノ区  
 別ニ依リ之ヲ課ス  
 一等及二等 貸切運賃ノ百分ノ十  
 三等 貸切運賃ノ百分ノ五

前条第八項ノ規定ハ前項ノ規定ニ依リ算出シタル税額ニ付  
 之ヲ準用ス  
 第四条 乗車船区間四十料以下ノ三等乗客ニハ通行税ヲ課セ  
 ズ但シ前条ノ規定ニ依ル通行税ハ此ノ限ニ在ラズ  
 第五条 陸海軍ノ団体トシテノ乗車船ニシテ命令ノ定ムルモ  
 ノニハ通行税ヲ課セズ

前項ノ規定ニ依ル税額ハ第一項税額ニ乗客定員数ヲ乗シタ  
 ル金額ヲ超ユルコトヲ得ズ  
 第一項乃至第三項ノ規定スル通行税ハ十二歳未満ノ乗客ニ  
 付テハ其ノ半額トス  
 前項ノ税額二十銭ニ滿タザル端数アル場合ニ於テハ其ノ端  
 数ガ五銭以上ナルトキハ之ヲ五銭トシ五銭ニ滿タザルトキ  
 ハ之ヲ切捨ツ但シ其ノ金額五銭ニ滿タザルトキハ此ノ限ニ  
 在ラズ

第六条 左ノ各号ノ一ニ該当スルトキハ第二条第一項及第四  
 条ノ乗車船区間ノ料程ノ計算ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム  
 一 往復乗車船又ハ廻遊乗車船ノ契約ヲ為シタルトキ  
 二 運賃ガ均一制又ハ区間制ニ依リ定メラレタルトキ  
 第七条 汽車、電車、乗合自動車又ハ汽船ニシテ其ノ等級ヲ  
 一等、二等及三等ニ分タザルモノニ付テハ第二条第一項、  
 第五項及第四条ノ等級ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム乗客定員数ノ  
 定ナキ車船ニ付貸切乗車船ノ契約ヲ為シタル場合ニ於ケル  
 第二条第六項ノ乗客定員数ニ付亦同ジ

第三条 急行車船ニ乗車船ノ契約ヲ為シタル場合ニ於テハ前  
 条ノ規定ニ依ルノ外急行料金ノ百分ノ十ノ税率ニ依リ通行  
 税ヲ課ス

第八条 通行税ハ汽車、電車、乗合自動車又ハ汽船ニ依ル運  
 輸業ヲ営ム者(以下運輸業者ト称ス)運賃又ハ急行料金領  
 収ノ際之ヲ徴収シ翌月末迄ニ政府ニ納ムベシ

第九条 汽車、電車、乗合自動車又ハ汽船ニ依ル運輸業ヲ営マントスル者及運輸業者ニ代リテ乗車船券ヲ販売セントスル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ旨ヲ予メ政府ニ申告スベシ之ヲ廃止セントスルトキ亦同シ

第十条 運輸業者又ハ運輸業者ニ代リテ乗車船券ヲ販売スル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ業務ニ関スル事項ヲ帳簿ニ記載スベシ

運輸業者又ハ運輸業者ニ代リテ乗車船券ヲ販売スル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ業務ニ関シ必要ナル事項ヲ政府ニ申告スベシ

第十一条 第八条ノ規定ニ依リ徴収スベキ通行税ヲ徴収セザルトキ又ハ其ノ徴収シタル税金ヲ納付セザルトキハ国税徴収ノ例ニ依リ之ヲ其ノ徴収義務者ヨリ徴収ス

第十二条 収税官吏ハ運輸業者又ハ運輸業者ニ代リテ乗車船券ヲ販売スル者ニ対シ質問ヲ為シ又ハ其ノ業務ニ関スル帳簿書類ヲ検査スルコトヲ得

第十三条 左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ百円以下ノ罰金又ハ科料ニ処ス

一 第十条第一項ノ規定ニ依ル帳簿ノ記載ヲ怠リ若ハ詐リ又ハ帳簿ヲ隠匿シタル者  
二 第十条第二項ノ規定ニ依ル申告ヲ怠リ又ハ詐リタル者  
三 前条ノ規定ニ依ル収税官吏ノ質問ニ対シ答弁ヲ為サズ若ハ虚偽ノ陳述ヲ為シ又ハ其ノ職務ノ執行ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ忌避シタル者

附則

本法ハ昭和十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

運輸業者又ハ運輸業者ニ代リテ乗車船券ヲ販売スル者ニシテ支那事変特別税法第二十四条又ハ第二十五条第二項ノ規定ニ依リ申告シタルモノハ本法施行ノ日ニ於テ本法ニ依リ申告シタルモノト看做ス

〔参照〕

昭和十三年<sup>三月三十日</sup>公布法律第五十一号支那事変特別税法抄

録

第二十四条 汽車、電車、乗合自動車又ハ汽船ニ依ル運輸業ヲ営マントスル者及運輸業者ニ代リテ乗車船券ヲ販売セントスル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ旨ヲ予メ政府

ニ申告スベシ之ヲ廃止セントスルトキ亦同シ

第二十五条第二項

運輸業者又ハ運輸業者ニ代リテ乗車船券ヲ販売スル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ業務ニ関シ必要ナル事項ヲ政府ニ申告スベシ

(11) 馬券税法

昭和十七年二月二一日  
法律 第六〇号

第一条 競馬法ニ依ル競馬又ハ軍馬資源保護法ニ依ル鍛錬馬競走ヲ開催スル者ニハ本法ニ依リ馬券税ヲ課ス

第二条 馬券税ハ競馬法ニ依ル勝馬投票券又ハ軍馬資源保護法ニ依ル優等馬票ノ発行ニ依リ得タル金額及其ノ勝馬投票券又ハ優等馬票ノ購買者ニ払戻スベキ金額ヨリ命令ヲ以テ定ムル金額ヲ控除シタル金額ニ付之ヲ課ス

第三条 馬券税ノ税率左ノ如シ

一 勝馬投票券ノ発行ニ依リ得タル金額ノ百分ノ七

優等馬票ノ発行ニ依リ得タル金額ノ百分ノ四

二 勝馬投票券ノ購買者ニ払戻スベキ金額ヨリ命令ヲ以テ

二 租税に関する主要法令

定ムル金額ヲ控除シタル金額ノ百分ノ二十

優等馬票ノ購買者ニ払戻スベキ金額ヨリ命令ヲ以テ定ムル金額ヲ控除シタル金額ノ百分ノ十

第四条 競馬法ニ依ル競馬又ハ軍馬資源保護法ニ依ル鍛錬馬競走ヲ開催スル者ハ競馬又ハ鍛錬馬競走終了後直ニ第二条ノ金額ヲ記載シタル申告書ヲ政府ニ提出スベシ

申告書ノ提出ナキトキ又ハ政府ニ於テ申告ヲ不相当ト認めタルトキハ政府ハ其ノ課税標準額ヲ決定ス

第五条 馬券税ハ競馬又ハ鍛錬馬競走終了後二十日以内ニ納付スベシ

第六条 競馬法ニ依ル競馬又ハ軍馬資源保護法ニ依ル鍛錬馬競走ヲ開催スル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ業務ニ関スル事項ヲ帳簿ニ記載シ又ハ必要ナル事項ヲ政府ニ申告スベシ

第七条 収税官吏ハ競馬法ニ依ル競馬又ハ軍馬資源保護法ニ

依ル鍛錬馬競走ヲ開催スル者ニ対シ業務ニ関シ質問ヲ為シ又ハ帳簿書類ヲ検査スルコトヲ得

第八条 詐偽其ノ他不正ノ行為ニ依リ馬券税ヲ遁脱シ又ハ通

脱セントシタル者ハ其ノ通脱シ又ハ通脱セントシタル税金ノ五倍ニ相当スル罰金ニ処シ直ニ其ノ税金ヲ徴収ス但シ罰金額ガ二十円ニ滿タザルトキハ之ヲ二十円トス

第九条 第四条第一項ノ規定ニ依ル申告ヲ怠リ又ハ詐リタル者ハ三百円以下ノ罰金又ハ科料ニ処ス

第十条 左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ百円以下ノ罰金又ハ科料ニ処ス

一 第六条ノ規定ニ依ル帳簿ノ記載ヲ怠リ若ハ詐リ又ハ帳簿ヲ隠匿シタル者

二 第六条ノ規定ニ依ル申告ヲ怠リ又ハ詐リタル者

三 第七条ノ規定ニ依ル収税官吏ノ質問ニ対シ答弁ヲ為サズ若ハ虚偽ノ陳述ヲ為シ又ハ其ノ職務ノ執行ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ忌避シタル者

第十一条 第八条ノ罪ヲ犯シタル者ニハ刑法第三十八条第三項但書、第三十九条第二項、第四十条、第四十一条、第四十条第二項、第六十三条及第六十六条ノ規定ヲ適用セズ

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

明治四十年法律第二十一号第一条第一項ニ左ノ二号ヲ加フ

二十一 馬券税

二十二 広告税

〔参照〕

明治四十年三月二十日法律第二十一号樺太ニ於ケル租税ニ関スル件抄録

第一条第一項

樺太ニ於テハ左ニ掲クル租税ヲ賦課徴収ス

(左記略ス)

(三) 戦時臨時税制関係法規

(1) 臨時租税増徴法

昭和二年三月三〇日法律第三三〇号

第一条 当分ノ内本法ニ依リ所得税、法人ノ營業収益税、資本利子税、相続税、釐産税、酒税、砂糖消費税、取引所税及臨時利得税ヲ増徴シ金釐及銀釐ニ特別釐産税ヲ課ス

第二条 所得税中法人ノ普通所得及清算所得ニ対スル所得税ニ付テハ所得税法第二十一条ニ規定スル税率百分ノ五ヲ百

分ノ十、百分ノ十ヲ百分ノ二十トシタル場合ノ差増額ニ相当スル税額ヲ増徴ス

第三条 所得税法第四条ノ規定ニ依リ法人ノ普通所得ヲ計算スル場合ニ於テハ国債ノ利子額中其ノ国債ヲ所有シタル期間ノ利子額百分ノ七十二相当スル金額ヲ申請ニ依リ其ノ普通所得ヨリ控除ス

前項ノ申請ハ所得税法第二十四条ノ申告ト同時ニ控除ニ関スル明細書ヲ添附シテ之ヲ為スベシ

前二項ノ規定ハ法人ノ清算所得ノ計算ニ付之ヲ準用ス

第四条 所得税中同族会社ノ普通所得ニ対スル所得税ニ加算スル税額ニ付テハ所得税法第二十一条ノ二ノ規定ニ依リ算出シタル税額ノ百分ノ五十二相当スル税額ヲ増徴ス

前項ノ規定ニ依ル増徴税額ハ普通所得ノ百分ノ四十二相当スル金額ヨリ普通所得及超過所得ニ対スル所得税額(所得税法第二十一条ノ二ノ規定ニ依リ普通所得ニ対スル所得税ニ加算スル税額ヲ含ム)ト第二条ノ規定ニ依ル増徴税額トノ合計金額ヲ控除シタル残額ヲ超ユルコトヲ得ズ

二 租税に関する主要法令

税法第二十二条第一項ノ規定ニ拘ラズ左ノ税率ニ依リ之ヲ賦課ス

甲 国債ノ利子	百分ノ二
国債以外ノ公債ノ利子	百分ノ六
其ノ他	百分ノ七・五
乙	百分ノ十

第六条 所得税中第三種ノ所得ニ対スル所得税ニ付テハ所得金額ノ階級ニ從ヒ左ノ割合ノ税額ヲ増徴ス

所得金額二千円以下ナル所得	所得税額ノ百分ノ二十
同 三千円以下ナル所得	所得税額ノ百分ノ三十
同 七千円以下ナル所得	所得税額ノ百分ノ三十五
同 一万五千円以下ナル所得	所得税額ノ百分ノ四十
同 十万円以下ナル所得	所得税額ノ百分ノ四十五
同 五十万円以下ナル所得	所得税額ノ百分ノ五十五
同 百万円以下ナル所得	所得税額ノ百分ノ六十
同 百万円ヲ超ユル所得	所得税額ノ百分ノ七十

所得金額ガ二千円ヲ超エ三千円以下ナル所得ニ付テハ之ニ対スル所得税額及増徴税額ノ合計金額ヨリ所得金額二千円

ノ所得ニ対スル所得税額及増徴税額ノ合計金額ヲ控除シタル残額ガ所得金額中二千円ヲ超ユル金額ヲ超過スルトキハ該超過額ニ相当スル金額ヲ其ノ増徴税額ヨリ控除ス

第八条 法人ノ営業収益税ニ付テハ営業収益税法第十条ニ規定スル税率百分ノ三・四ヲ百分ノ四トシタル場合ノ差増額ニ相当スル税額ヲ増徴ス

前項ノ規定ハ所得金額ガ三千円ヲ超エ七千円以下ナル所得、同七千円ヲ超エ一万五千円以下ナル所得、同一万五千円ヲ超エ十万円以下ナル所得、同十万円ヲ超エ五十万円以下ナル所得、同五十万円ヲ超エ百万円以下ナル所得及同百万円ヲ超エル所得ノ各同様ノ場合ニ付之ヲ準用ス  
山林ノ所得ト山林以外ノ所得トハ之ヲ区分シ各別ニ前三項ノ規定ヲ適用ス

第九条 資本利子税ニ付テハ資本利子税法第六条ニ規定スル税率百分ノ二ヲ百分ノ四トシタル場合ノ差増額ニ相当スル税額ヲ増徴ス但シ貯蓄銀行ノ所有スル国債ノ利子ニ対スル資本利子税ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ  
第十条 相続税ニ付テハ課税価格ノ階級ニ従ヒ左ノ割合ノ税額ヲ増徴ス

戸主及其ノ同居家族ノ所得ハ之ヲ合算シ其ノ総額ニ付前四項ノ規定ヲ適用ス戸主ト別居スル二人以上ノ同居家族ノ所得ニ付亦同ジ

課税価格一万円以下ナルトキ 相続税額ノ百分ノ二十  
同 三万円以下ナルトキ 相続税額ノ百分ノ三十  
同 五万円以下ナルトキ 相続税額ノ百分ノ五十  
同 十万円以下ナルトキ 相続税額ノ百分ノ八十  
同 十万円ヲ超ユルトキ 相続税額ノ百分ノ百

第七条 法人ヨリ受クル利益若ハ利息ノ配当又ハ剰余金ノ分配ニ付テハ所得税法第十四条第一項第四号ノ規定ニ拘ラズ前年三月一日ヨリ其ノ年二月末日迄ノ収入金額（無記名株式ノ配当ニ付テハ支払ヲ受ケタル金額）ヨリ其ノ十分ノ二ヲ控除シタル金額ニ依リ第三種ノ所得ヲ算出ス

第六条 第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ付之ヲ準用ス  
第十一条 相続税ヲ課スベキ相続財産ノ価格中不動産及不動産ノ上ニ存スル権利並ニ信託財産タル不動産ノ元本ノ利益ヲ受クベキ権利ノ価額ノ合計ガ相続財産ノ価額ノ二分ノ一

ヲ超ユルトキハ相続税法第十七条第一項但書ノ期間ハ之ヲ十年内トス

第十二条 釐産税ニ付テハ釐業法第八十五条ニ規定スル税率千分ノ五ヲ千分ノ六トシタル場合ノ差増額ニ相当スル税額ヲ増徴ス

三 酒精分二十三度ヲ超ユル清酒及白酒、酒精分三十度ヲ超ユル味淋並ニ酒精分四十五度ヲ超ユル焼酎  
一度毎ニ一円七十銭ヲ加ヘタル金額但シ連続式蒸餾機ニ依リ製造シタルモノニ付テハ四十七円ニ酒精分三十度ヲ超エル一度毎ニ一円八十銭ヲ加エタル金額

第十三条 金釐及銀釐ニハ釐産物ノ価格ノ千分ノ十三ノ税率ニ依リ特別釐産税ヲ課ス

超ユル味淋並ニ酒精分四十五度ヲ超ユル焼酎  
一石ニ付 酒精分一度毎ニ二円十五銭

釐業法中釐産税ニ関スル規定ハ第八十八条ノ規定ヲ除クノ外前項ノ特別釐産税ニ付之ヲ準用ス

第十四条 酒税中清酒、白酒、味淋及焼酎ノ造石税ハ酒造税法第四条ノ規定ニ拘ラズ左ノ税率ニ依ル

第十五条 酒税中麦酒税ニ付テハ麦酒税法第十三条ニ規定スル税率一石ニ付二十五円ヲ三十五円トシタル場合ノ差増額ニ相当スル税額ヲ増徴ス  
第十六条 酒税中酒精及酒精ヲ含有スル飲料ノ造石税ニ付テハ酒精及酒精含有飲料税法第二条ニ規定スル税率中一円八十銭ヲ二円十五銭、四十二円ヲ五十円トシタル場合ノ差増額ニ相当スル税額ヲ増徴ス

一 酒精分二十三度以下ノ清酒及白酒並ニ酒精分三十度以下ノ味淋及焼酎  
一石ニ付 四十五円但シ連続式蒸餾機ニ依リ製造シタル焼酎ニ付テハ一石ニ付二円ヲ加ヘタル金額

一 砂糖  
第一種 砂糖色相和蘭標本第十一号未滿ノ砂糖

二 酒精分三十度ヲ超エ四十五度以下ノ焼酎  
一石ニ付 四十五円ニ酒精分三十度ヲ超ユル

一石ニ付 四十五円ニ酒精分三十度ヲ超ユル

二 租税に関する主要法令

甲 樽入黒糖及樽入白下糖但シ分蜜シタルモノ、黒糖及白下糖以外ノ砂糖ニ加工シテ製造シタルモノ並ニ全部又ハ一部ノ新式機械ニ依リ製造シタルモノヲ除ク

乙 其ノ他ノモノ  
糖分ヲ蔗糖トシテ計算シタル重量百斤ニ付 八円

百斤ニ付 一円

第二種 其ノ他ノ糖蜜

乙 其ノ他ノモノ

百斤ニ付 二円七十銭

甲 糖分ヲ蔗糖トシテ計算シタル重量全重量ノ百分ノ六十ヲ超エザルモノ  
百斤ニ付 一円

第二種 砂糖色相和蘭標本第二十二号未満ノ砂糖

百斤ニ付 六円五十銭

乙 其ノ他ノモノ

第三種 砂糖色相和蘭標本第二十二号以上ノ砂糖

百斤ニ付 八円

三 糖水 百斤ニ付 六円五十銭

第四種 氷砂糖、角砂糖、棒砂糖其ノ他類似ノモノ

百斤ニ付 十円

二 糖蜜

第一種 氷砂糖ヲ製造スルトキニ生ズル糖蜜

甲 糖分ヲ蔗糖トシテ計算シタル重量全重量ノ百分ノ七十ヲ超エザルモノ

百斤ニ付 三円五十銭

二 第二種有価証券ノ売買取引ニ対スル取引税ニ付テハ取引所税法第五条ニ規定スル税率万分ノ一・五ヲ万分ノ二・七、万分ノ二・五ヲ万分ノ四・五トシタル場合ノ差

相当スル税額

乙 糖分ヲ蔗糖トシテ計算シタル重量全重量ノ百分ノ七十ヲ超エザルモノ

百斤ニ付 三円五十銭

二・七、万分ノ二・五ヲ万分ノ四・五トシタル場合ノ差

増額ニ相当スル税額

第十九条 臨時利得税ニ付テハ臨時利得税法第十四条ニ規定スル税率百分ノ十ヲ百分ノ十五、百分ノ八ヲ百分ノ十トシタル場合ノ差増額ニ相当スル税額ヲ増徴ス

第二十条 北海道、府県、市町村其ノ他ノ公共団体ハ本法ニ依リ増徴スル税額（第七条及第二十二条ノ規定ニ依リ増額ト為ル部分ヲ含マズ）又ハ本法ニ依リ課スル特別釐産税ニ付附加税ヲ課スルコトヲ得ズ

第二十一条 本法ハ昭和十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

第二十二条 左ノ法律ハ之ヲ廃止ス

一 明治三十八年法律第十九号

一 明治四十二年法律第七号

附 則

第二十三条 所得税中第一種ノ所得税ニ付テハ普通所得ニ対スル所得税ハ本法施行後ニ終了スル事業年度分、清算所得ニ対スル所得税ハ本法施行後ニ於ケル解散又ハ合併ニ因ル分ヨリ、第三種ノ所得税ニ付テハ昭和十二年分ヨリ本法ヲ適用ス

一 明治三十八年法律第十九号

一 明治四十二年法律第七号

第二十三条 所得税中第一種ノ所得税ニ付テハ普通所得ニ対スル所得税ハ本法施行後ニ終了スル事業年度分、清算所得ニ対スル所得税ハ本法施行後ニ於ケル解散又ハ合併ニ因ル分ヨリ、第三種ノ所得税ニ付テハ昭和十二年分ヨリ本法ヲ適用ス

一 明治三十八年法律第十九号

一 明治四十二年法律第七号

第二十三条 所得税中第一種ノ所得税ニ付テハ普通所得ニ対スル所得税ハ本法施行後ニ終了スル事業年度分、清算所得ニ対スル所得税ハ本法施行後ニ於ケル解散又ハ合併ニ因ル分ヨリ、第三種ノ所得税ニ付テハ昭和十二年分ヨリ本法ヲ適用ス

一 明治三十八年法律第十九号

一 明治四十二年法律第七号

第二十三条 所得税中第一種ノ所得税ニ付テハ普通所得ニ対スル所得税ハ本法施行後ニ終了スル事業年度分、清算所得ニ対スル所得税ハ本法施行後ニ於ケル解散又ハ合併ニ因ル分ヨリ、第三種ノ所得税ニ付テハ昭和十二年分ヨリ本法ヲ適用ス

二 租税に関する主要法令

乙 其ノ他ノモノ

糖分ヲ蔗糖トシテ計算シタル重量百斤ニ付 八円

第二種 其ノ他ノ糖蜜

甲 糖分ヲ蔗糖トシテ計算シタル重量全重量ノ百分ノ六十ヲ超エザルモノ

百斤ニ付 一円

乙 其ノ他ノモノ

百斤ニ付 二円七十銭

三 糖水 百斤ニ付 六円五十銭

第十八条 取引所税ニ付テハ左ノ各号ニ定ムル税額ヲ増徴ス

一 取引所營業税ニ付テハ取引所税法第一条ニ規定スル税率百分ノ十五ヲ百分ノ十六・五トシタル場合ノ差増額ニ

相当スル税額

二 第二種有価証券ノ売買取引ニ対スル取引税ニ付テハ取引所税法第五条ニ規定スル税率万分ノ一・五ヲ万分ノ二・七、万分ノ二・五ヲ万分ノ四・五トシタル場合ノ差

相当スル税額

二 第二種有価証券ノ売買取引ニ対スル取引税ニ付テハ取引所税法第五条ニ規定スル税率万分ノ一・五ヲ万分ノ二・七、万分ノ二・五ヲ万分ノ四・五トシタル場合ノ差

相当スル税額

二・七、万分ノ二・五ヲ万分ノ四・五トシタル場合ノ差

第七条ノ規定ニ依リ第三種ノ所得ニ付新ニ納税義務ヲ有スルに至リタル者ハ昭和十二年四月十五日迄ニ其ノ所得金額ヲ申告スベシ

前項ノ場合ニ於テハ所得金額ノ申告ト同時ニ所得税法第十

六条又ハ第十六条ノ三ノ規定ニ依リ控除ヲ申請スルコトヲ

得

第二十四条 法人ノ營業収益税ニ付テハ本法施行後ニ終了ス

ル事業年度分ヨリ本法ヲ適用ス

第二十五条 資本利子税中乙種ノ資本利子税ニ付テハ昭和十

二年分ヨリ本法ヲ適用ス

第二十三条第二項ノ規定ハ乙種ノ資本利子税ニ付之ヲ準用

ス

第二十六条 本法施行前ニ開始シタル相続ニ付テハ本法ヲ適

用セズ

第二十七条 釐産税ニ付テハ昭和十二年分ヨリ本法ヲ適用ス

第二十八条 本法施行前ニ産出シタル金鉱及銀鉱ニハ本法ヲ

適用セズ

第二十九条 沖繩県ニ於テ製造シタル濁酒以外ノ酒類ヲ帝国

適用ス

内ノ他ノ地方へ移出スルトキハ大正十五年法律第十四号附則第三項ノ規定ニ拘ラズ其ノ造石税ト第十四条ニ規定スル造石税トノ差額ノ税率ニ依リ出港税ヲ課ス

第三十条 臨時利得税ニ付テハ法人ノ臨時利得税ハ本法施行後ニ終了スル事業年度分ヨリ、個人ノ臨時利得税ハ昭和十二年分ヨリ本法ヲ適用ス

第三十一条 臨時利得税法附則第二項中「昭和十二年十二月三十一日」ヲ「昭和十三年十二月三十一日」ニ、「昭和十二年分」ヲ「昭和十三年分」ニ改ム

第三十二条 大正九年法律第十二号第三条ノ二乃至第六条中「台湾」ノ下ニ「、閩東州」ヲ、第八条乃至第十条中「朝鮮」ノ下ニ「、台湾又ハ樺太」ヲ加フ

(2) 北支事件特別税法

昭和十二年八月一日  
法律 第六六号

第一条 北支事件特別税ハ之ヲ左ノ五種トス

- 一 所得特別税
- 二 臨時利得特別税

- 三 利益配当特別税
- 四 公債及社債利子特別税
- 五 物品特別税

第二条 所得特別税ハ所得税ヲ納ムル者ニ之ヲ課ス

第三条 第一種所得税ヲ納ムル者ノ所得特別税ハ法人ノ本法施行後一年内ニ終了スル各事業年度ノ所得（清算所得ヲ除ク）ニ付之ヲ賦課シ其ノ所得ニ対スル第一種所得税額（臨時租税増徴法ニ依ル増徴税額ヲ含ム）ノ百分ノ十二相当スル金額ヲ以テ其ノ税額トス

第四条 第二種所得税ヲ納ムル者ノ所得特別税ハ本法施行後一年内ニ支払ヲ受クル第二種所得（国債ノ利子ヲ除ク）ニ付之ヲ賦課シ其ノ所得ニ対スル第二種所得税額ノ百分ノ五ニ相当スル金額ヲ以テ其ノ税額トス

第五条 第三種所得税ヲ納ムル者ノ所得特別税ハ昭和十二年分第三種所得ニ付之ヲ賦課シ其ノ所得ニ対スル第三種所得税額（臨時租税増徴法ニ依ル増徴税額ヲ含ム）ノ百分ノ七・五ニ相当スル金額ヲ以テ其ノ税額トス

第六条 第一種所得税ヲ納ムル者ノ所得特別税ハ事業年度毎

ニ之ヲ徴収ス

第二種所得税ヲ納ムル者ノ所得特別税ハ第二種所得金額支払ノ際支払者ニ於テ徴収シ翌月十日迄ニ之ヲ政府ニ納ムベシ

第三種所得税ヲ納ムル者ノ所得特別税ハ其ノ税額ヲ三分シ左ノ三期ニ於テ之ヲ徴収ス

第一期 昭和十二年十月一日ヨリ三十一日限

第二期 昭和十三年一月一日ヨリ三十一日限

第三期 昭和十三年三月一日ヨリ三十一日限

第七条 臨時利得特別税ハ臨時利得税ヲ納ムル者ニ之ヲ課ス

第八条 法人ノ臨時利得特別税ハ本法施行後一年内ニ終了スル各事業年度ノ利得ニ付之ヲ賦課シ其ノ利得ニ対スル臨時利得税額（臨時租税増徴法ニ依ル増徴税額ヲ含ム）ノ百分ノ十五ニ相当スル金額ヲ以テ其ノ税額トス

第九条 個人ノ臨時利得特別税ハ昭和十二年分利得ニ付之ヲ賦課シ其ノ利得ニ対スル臨時利得税額（臨時租税増徴法ニ依ル増徴税額ヲ含ム）ノ百分ノ十五ニ相当スル金額ヲ以テ其ノ税額トス

二 租税に関する主要法令

第十条 法人ノ臨時利得特別税ハ事業年度毎ニ之ヲ増徴ス

個人ノ臨時利得特別税ハ其ノ税額ヲ三分シ左ノ三期ニ於テ之ヲ徴収ス

第一期 昭和十二年十月一日ヨリ三十一日限

第二期 昭和十三年一月一日ヨリ三十一日限

第三期 昭和十三年三月一日ヨリ三十一日限

第十一条 利益配当特別税ハ本法施行地ニ本店ヲ有スル法人ヨリ利益ノ配当ヲ受クル者ニ之ヲ課ス  
所得税法其ノ他ノ法律ニ依リ第二種所得税ヲ課セラレザル者ニハ利益配当特別税ヲ課セズ

第十二条 利益配当特別税ハ本法施行後一年内ニ前条ノ法人ヨリ支払ヲ受クル利益ノ配当ニ付之ヲ賦課シ配当金中配当率年七分ノ割合ヲ以テ算出シタル金額ヲ超ユル金額ノ百分ノ十二相当スル金額ヲ以テ其ノ税額トス

第十三条 利益配当特別税ハ配当金支払ノ際支払者ニ於テ徴収シ翌月十日迄ニ之ヲ政府ニ納ムベシ

第十四条 公債及社債利子特別税ハ本法施行地ニ於テ公債又ハ社債ノ利子ノ支払ヲ受クル者ニ之ヲ課ス

所得税法其ノ他ノ法律ニ依リ第二種所得税ヲ課セラレザル者ニハ公債及社債利子特別税ヲ課セズ

納ムル者ノ所得特別税及個人ノ臨時利得特別税ニ付之ヲ準用ス

第十五条 公債及社債利子特別税ハ本法施行後一年内ニ支払ヲ受クル公債又ハ社債(外貨債特別税法第一条第二項ニ規定スル外貨債ヲ除ク)ノ利子ニ付之ヲ賦課シ利子金額中国債ニ在リテハ利率年四分、国債以外ノ公債及社債ニ在リテハ利率年四分五厘ノ割合ヲ以テ算出シタル金額ヲ超ユル金額ノ百分ノ十二相当スル金額ヲ以テ其ノ税額トス

第十九条 利益配当特別税ヲ課セラルル利益ノ配当又ハ公債及社債利子特別税ヲ課セラルル公債又ハ社債ノ利子ニ付所得税(第一種所得税ヲ除ク)又ハ資本利子税ヲ課スル場合ニ於テハ其ノ利益配当金額又ハ利子金額ヨリ利益配当特別税又ハ公債及社債利子特別税相当額ヲ控除シタル残額ヲ以テ其ノ配当金額又ハ利子金額ト看做ス

第十六条 公債及社債利子特別税ハ利子金額支払ノ際支払者ニ於テ徴収シ翌月十日迄ニ之ヲ政府ニ納ムベシ

第二十条 物品特別税ハ左ニ掲グル物品ニシテ命令ノ定ムルモノニ之ヲ課ス

第十七条 第六条第二項、第十三条又ハ前条ノ規定ニ依リ徴収スベキ税金ヲ徴収セザルトキ又ハ其ノ徴収シタル税金ヲ納付セザルトキハ国税徴収ノ例ニ依リ之ヲ支払者ヨリ徴収ス

第一種

一 貴石若ハ半貴石又ハ之ヲ用ヒタル製品

第十八条 所得税法第十二条及大正九年法律第十二号第三条ノ規定ハ第一種所得税ヲ納ムル者ノ所得特別税及法人ノ臨時利得特別税ニ付之ヲ準用ス

二 真珠又ハ真珠ヲ用ヒタル製品

三 蓄音器用レコード

三 貴金屬製品又ハ貴金屬ヲ用ヒタル製品

四 蓄音器用レコード

四 籠甲製品

五 楽器及同部分品

五 珊瑚製品

第二十一条 物品特別税ノ税率ハ価格百分ノ二十トス前項ノ価格ハ第一種ノ物品ニ付テハ小売業者ノ販売価格、第二種ノ物品ニ付テハ製造場ヨリ移出スル時ノ価格トス但シ保税地域ヨリ引取ラルル物品ニシテ引取人ヨリ税金ヲ徴収スルモノニ付テハ引取ノ際ニ於ケル価格トス

第二種  
一 写真機、写真引伸機、映写機、同部分品及附属品

二 写真用乾板、フィルム及感光紙

三 蓄音器及同部分品

以テ定ムル場合ヲ除クノ外引取ノ際其ノ物品ニ付前項ニ準ズル申告書ヲ政府ニ提出スベシ

四 蓄音器用レコード

五 楽器及同部分品

申告書ノ提出ナキトキ又ハ政府ニ於テ申告ヲ不相当ト認めタルトキハ政府ハ其ノ課税標準額ヲ決定ス

第二十一条 物品特別税ノ税率ハ価格百分ノ二十トス

第二十四条 物品特別税ハ毎月分ヲ翌月末日迄ニ納付スベシ

前項ノ価格ハ第一種ノ物品ニ付テハ小売業者ノ販売価格、

但シ第二十一条但書ノ場合ニ於テハ引取ノ際之ヲ納付スベシ

第二種ノ物品ニ付テハ製造場ヨリ移出スル時ノ価格トス但シ保税地域ヨリ引取ラルル物品ニシテ引取人ヨリ税金ヲ徴収スルモノニ付テハ引取ノ際ニ於ケル価格トス

第二十五条 左ニ掲グル物品ニ付テハ命令ノ定ムル所ニ依リ物品税ヲ免除ス

第二十二条 物品特別税ハ第一種ノ物品ニ付テハ小売業者ヨリ、第二種ノ物品ニ付テハ製造者ヨリ之ヲ徴収ス但シ保税地域ヨリ引取ラルル物品ニ付テハ命令ヲ以テ定ムル場合ヲ除クノ外引取人ヨリ之ヲ徴収ス

一 輸出スルモノ

第二十三条 第一種ノ物品ノ小売業者ハ毎月其ノ販売シタル物品ニ付、第二種ノ物品ノ製造者ハ毎月其ノ製造場ヨリ移出シタル物品ニ付其ノ品名毎ニ数量及価格ヲ記載シタル申告書ヲ翌月十日迄ニ政府ニ提出スベシ

二 第一種又ハ第二種ノ物品ノ製造ノ用ニ供スルモノ

第二十三条 第一種ノ物品ノ小売業者ハ毎月其ノ販売シタル物品ニ付、第二種ノ物品ノ製造者ハ毎月其ノ製造場ヨリ移出シタル物品ニ付其ノ品名毎ニ数量及価格ヲ記載シタル申告書ヲ翌月十日迄ニ政府ニ提出スベシ

第二十六条 第一種ノ物品ノ小売業ヲ営マントスル者又ハ第二種ノ物品ヲ製造セントスル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ニ申告スベシ其ノ小売業又ハ製造ヲ廃止セントスルトキ亦同シ

第二十三条 第一種ノ物品ノ小売業者ハ毎月其ノ販売シタル物品ニ付、第二種ノ物品ノ製造者ハ毎月其ノ製造場ヨリ移出シタル物品ニ付其ノ品名毎ニ数量及価格ヲ記載シタル申告書ヲ翌月十日迄ニ政府ニ提出スベシ

第二十七条 第一種又ハ第二種ノ物品ノ製造者又ハ販売者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ製造、貯蔵又ハ販売ニ関スル事

第一種又ハ第二種ノ物品ヲ保税地域ヨリ引取ル者ハ命令ヲ

命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ製造、貯蔵又ハ販売ニ関スル事

実ヲ帳簿ニ記載スベシ

第一種ノ物品ノ小売業者又ハ第二種ノ物品ノ製造者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ製造又ハ販売ニ関シ必要ナル事項ヲ政府ニ申告スベシ

第二十八条 収税官吏ハ第一種又ハ第二種ノ物品ノ製造者又ハ販売者ニ対シ質問ヲ為シ又ハ左ニ掲グル物件ニ付検査ヲ為シ若ハ監督上必要ノ処分ヲ為スコトヲ得

一 第一種又ハ第二種ノ物品ニシテ製造者又ハ販売者ノ所持スルモノ

二 第一種又ハ第二種ノ物品ノ製造、貯蔵又ハ販売ニ関スル一切ノ帳簿書類

三 第一種又ハ第二種ノ物品ノ製造、貯蔵又ハ販売上必要ナル建築物、機械、器具、材料其ノ他ノ物件

第二十九条 詐偽其ノ他不正ノ行為ニ依リ所得特別税、臨時利得特別税、利益配当特別税又ハ公債及社債利子特別税ヲ

通脱シタル者ハ其ノ通脱シタル税金ノ三倍ニ相当スル罰金又ハ科料ニ処シ直ニ其ノ税金ヲ徴収ス但シ自首シタル者又ハ税務署長ニ申出デタル者ハ其ノ罪ヲ問ハズ

第三十条 詐偽其ノ他不正ノ行為ニ依リ物品特別税ヲ通脱シ

又ハ通脱セントシタル者ハ其ノ通脱シ又ハ通脱セントシタル税額ノ五倍ニ相当スル罰金ニ処シ直ニ其ノ税金ヲ徴収ス但シ罰金額ガ二十円ニ滿タザルトキハ之ヲ二十円トス

第三十一条 左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ三百円以下ノ罰金又ハ科料ニ処ス

一 第二十三条ノ規定ニ依ル申告ヲ怠リ又ハ詐リタル者

二 政府ニ申告セズシテ第一種ノ物品ノ小売業ヲ営ミ又ハ第二種ノ物品ヲ製造シタル者

第三十二条 左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ百円以下ノ罰金又ハ科料ニ処ス

一 第二十七条第一項ノ規定ニ依ル帳簿ノ記載ヲ怠リ若ハ詐リ又ハ帳簿ヲ隠匿シタル者

二 第二十七条第二項ノ規定ニ依ル申告ヲ怠リ又ハ詐リタル者

三 第二十八条ノ規定ニ依ル収税官吏ノ質問ニ対シ答弁ヲ為サズ若ハ虚偽ノ陳述ヲ為シ又ハ其ノ職務ノ執行ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ忌避シタル者

第三十三条 第二十九条又ハ第三十条ノ罪ヲ犯シタル者ニハ刑法第三十八条第三項但書、第三十九条第二項、第四十条、第四十一条、第四十八条第二項、第六十三条及第六十六条ノ規定ヲ適用セズ

第三十四条 第一種又ハ第二種ノ物品ノ製造者又ハ販売者ノ代理人、戸主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ従業者ガ其ノ業務ニ関シ本法中物品特別税ニ関スル規定ニ違反シタルトキハ其ノ製造者又ハ販売者ヲ処罰ス

第三十五条 北海道、府県、市町村其ノ他ノ公共団体ハ北支事件特別税ニ付附加税ヲ課スルコトヲ得ズ

第三十六条 本法ニ於テ保税地域ト称スルハ関税法ノ定ムル所ニ依ル

附則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

物品特別税ニ関スル規定ハ昭和十三年三月三十一日以前ニ於テ物品特別税ヲ課セラルベキ販売、製造場ヨリノ移出又ハ保税地域ヨリノ引取ヲ為シタル第一種又ハ第二種ノ物品ニ付之ヲ適用ス

二 租税に関する主要法令

本法施行前ヨリ引続キ第一種ノ物品ノ小売業ヲ営ム者又ハ第二種ノ物品ノ製造ヲ為ス者本法施行後一月内ニ其ノ者ヲ政府ニ申告スルトキハ本法施行ノ日ニ於テ本法ニ依リ申告シタルモノト看做ス

明治四十年法律第二十一号第一条第一項ニ左ノ一号ヲ加フ

十一 北支事件特別税

明治四十四年法律第四十五号第二条中「又ハ骨牌税法」ヲ「骨牌税法又ハ北支事件特別税法」ニ改メ同法第三条中「又ハ骨牌税法」ヲ「骨牌税法又ハ北支事件特別税法」ニ、「又ハ骨牌」ヲ「骨牌又ハ北支事件特別税法第二十条ニ掲グル物品」ニ改ム

大正九年法律第五十一号中「骨牌」ノ下ニ「北支事件特別税法第二十条ニ掲グル第二種ノ物品」ヲ加フ

〔参照〕

明治四十年三月二十日法律第二十一号 樺太ニ於ケル租税ニ関スル件 抄録

第一条第一項

樺太ニ於テハ左ニ掲グル租税ヲ賦課徴収ス

(左記略ス)

明治四十四年三月二十日法律第四十五号 砂糖消費税、織物消費税等ノ徴収ニ関スル件

大正九年七月三十日法律第十二号ハ所得税法ノ施行ニ関スル件ナリ

抄録  
第二条 関税法第三十九条ノ規定ニ依ル運送ハ砂糖消費税法、織物消費税法、揮発油税法又ハ骨牌税法ノ引取ト看做サス但シ其ノ運送ニ付必要アリト認ムルトキハ税金ニ相当スル担保ヲ提供セシムルコトヲ得

(3) 支那事変特別税法

昭和十三年三月三〇日法律第五一號

第三条 砂糖消費税法、織物消費税法、揮発油税法又ハ骨牌税法ニ依リ税金ヲ徴収スル場合ノ外砂糖、糖蜜、糖水、織物、揮発油又ハ骨牌ニ付関税ヲ徴収スル場合ニ於テ勅令ノ定ムル所ニ依リ関税納付義務者ヨリ其ノ税金ヲ徴収ス但シ骨牌税法ニ依リ骨牌ヲ没収スル場合ハ此ノ限ニ在ラス

大正九年八月七日公布法律第五十一号抄録  
左ニ掲クル物品ニシテ内地、台湾又ハ樺太ヨリ朝鮮ニ移出スルモノニ関シテハ勅令ノ定ムル所ニ依リ内国税ヲ免除若ハ払戻シ又ハ交付金ヲ交付スルコトヲ得

第一条 当分ノ内本法ニ依リ所得税、法人資本税、砂糖消費税及取引所税ヲ増徴シ利益配当税、公債及社債利子税、通行税、入場税、特別入場税及物品税ヲ課ス

酒類、麦酒、酒精、酒精含有飲料、清涼飲料、砂糖、糖蜜、糖水、織物、織物製品、揮発油、骨牌

大正九年八月七日公布法律第五十一号抄録

第二条 所得税中法人ノ普通所得及清算所得ニ対スル所得税ニ付テハ臨時租税増徴法第二条ノ規定ニ拘ラズ所得税法第二十一条ニ規定スル税率百分ノ五ヲ百分ノ十二・二五、百分ノ十ヲ百分ノ二十二・五トシタル場合ノ差増額ニ相当スル税額ヲ増徴ス

所得及超過所得ニ対スル所得税額(所得税法第二十一条ノ二ノ規定ニ依リ普通所得ニ対スル所得税ニ加算スル税額ヲ含マズ)ト臨時利得税トノ合計金額ヲ控除シタル残額ヲ超ユルコトヲ得ズ

第三条 所得税中同族会社ノ普通所得ニ対スル所得税ニ加算スル税額ニ付テハ臨時租税増徴法第四条ノ規定ニ拘ラズ所得税法第二十一条ノ二ノ規定ニ依リ算出シタル税額ノ百分ノ八十三・七五ニ相当スル税額ヲ増徴ス

第三条 所得税中第三種ノ所得ニ対スル所得税ニ付テハ所得相当スル金額ヨリ第三種ノ所得ニ対スル所得税額ヲ控除シタル残額ヲ超ユルコトヲ得ズ

同族会社ノ普通所得ニ対スル所得税ニ加算スル税額ハ普通所得ノ百分ノ六十ニ相当スル金額ヨリ普通所得及超過所得ニ対スル所得税額(所得税法第二十一条ノ二ノ規定ニ依リ普通所得ニ対スル所得税ニ加算スル税額ヲ含マズ)、臨時利得税額及前条ノ規定ニ依ル増徴税額ノ合計金額ヲ控除シタル残額ヲ超ユルコトヲ得ズ

定ニ拘ラズ左ノ税率ニ依リ之ヲ賦課ス  
甲 国債ノ利子  
利率年四分以下ノモノ 百分ノ二  
利率年四分ヲ超ユルモノ 百分ノ二・五  
国債以外ノ公債ノ利子  
利率年四分五厘以下ノモノ 百分ノ六・五  
利率年四分五厘ヲ超ユルモノ 百分ノ七・五  
社債ノ利子  
利率年四分五厘以下ノモノ 百分ノ八  
利率年四分五厘ヲ超ユルモノ 百分ノ九・五  
其ノ他 百分ノ八

第四条 所得税中第二種甲及乙ノ所得ニ対スル所得税ニ付テハ所得税法第二十二條第一項及臨時租税増徴法第五條ノ規定ニ依ル増徴ニ因リ之ヲ超ユルニ至ルトキハ其ノ増徴税額ニ付亦同シ

第五条 所得税中第三種ノ所得ニ対スル所得税ニ付テハ前項ノ規定ニ依ル増徴税額ハ第三種所得ノ百分ノ五十五ニ相当スル金額ヨリ第三種ノ所得ニ対スル所得税額ヲ控除シタル残額ヲ超ユルコトヲ得ズ

第六条 所得税法第二十条ノ規定ニ拘ラズ第三種ノ所得千円以上ナルトキハ所得税ヲ課ス

ニ相当スル税額ヲ増徴ス

前項ノ所得ハ所得税法第十五条、第十六条及第十六条ノ三ノ規定ニ依ル控除ヲ為シタル残額ニ依リ、戸主及其ノ同居

第九条 砂糖消費税ハ砂糖消費税法第三条及臨時租税増徴法

第十七条ノ規定ニ拘ラズ左ノ税率ニ依ル

一 砂糖

第一種 砂糖色相和蘭標本第十一号未滿ノ砂糖

家族ノ所得又ハ戸主ト別居スル二人以上ノ同居家族ノ所得ハ其ノ合算総額ニ依ル

甲 樽入黒糖及樽入白下糖但シ分蜜シタルモノ、黒糖

前条ノ規定ハ第一項ノ規定ニ依リ課セラルル所得税ニ付テ

及白下糖以外ノ砂糖ニ加工シテ製造シタルモノ竝ニ

ハ之ヲ適用セズ

全部又ハ一部ノ新式機械ニ依リ製造シタルモノヲ除

第七条 第三種ノ所得ニ付所得金額決定後翌年所得金額決定

乙 其ノ他ノモノ 百斤ニ付 一円二十銭

前ニ於テ營業ヲ法人ニ継続セシメタル者ノ当該營業ノ實際

第二種 砂糖色相和蘭標本第二十二号未滿ノ砂糖

所得額ガ決定所得額ヲ超過スルトキハ其ノ超過額ハ之ヲ所

百斤ニ付 七円十銭

得金額ノ決定ニ付脱漏アリタルモノト看做シ翌年ニ於ケル

第三種 砂糖色相和蘭標本第二十二号以上ノ砂糖

所得調査委員会ノ調査ニ依リ政府ニ於テ其ノ所得金額ヲ決

百斤ニ付 八円六十銭

定スルコトヲ得

第四種 氷砂糖、角砂糖、棒砂糖其ノ他類似ノモノ

前項ノ場合ニ於テ当該營業ノ實際所得額ハ其ノ年ニ於ケル

百斤ニ付 十一円

収入金額ヨリ必要ノ経費ヲ控除シタル金額ニ依ル

二 糖蜜

第八条 法人資本税ニ付テハ法人資本税法第八条第一項ニ規

第一種 氷砂糖ヲ製造スルトキニ生ズル糖蜜

定スル税率千分の一ヲ千分の一・二トシタル場合ノ差増額

甲 糖分ヲ蔗糖トシテ計算シタル重量全重量ノ百分ノ

利益ノ配当ヲ受クル者ニ之ヲ課ス

七十ヲ超エザルモノ 百斤ニ付 三円九十銭

所得税法其ノ他ノ法律ニ依リ第二種所得税ヲ課セラレザル

乙 其ノ他ノモノ

者ニハ利益配当税ヲ課セズ

糖分ヲ蔗  
糖トシテ  
計算シタ  
ル重量百  
斤ニ付

八円六十銭

第十三条 利益配当税ハ前条ノ法人ヨリ支払ヲ受クル利益ノ

第二種 其ノ他ノ糖蜜

甲 糖分ヲ蔗糖トシテ計算シタル重量全重量ノ百分ノ

配当ニ付之ヲ賦課シ配当金中配当率年七分ノ割合ヲ以テ算

六十ヲ超エザルモノ 百斤ニ付 一円二十銭

出シタル金額ヲ超ユル金額ノ百分ノ十二相当スル金額ヲ以

乙 其ノ他ノモノ 百斤ニ付 三円三十銭

テ其ノ税額トス

第十条 砂糖消費税ニ付増徴ヲ猶予シ得ル期間ハ砂糖消費税

第十四条 利益配当税ハ配当金支払ノ際支払者ニ於テ徴収シ

法第四条第一項但書ノ規定ニ拘ラズ之ヲ三月内トス

第十五条 公債及社債利子税ハ本法施行地ニ於テ公債又ハ社

第十一条 取引所税中第二種有価証券ノ売買取引ニ対スル取

債ノ利子ノ支払ヲ受クル者ニ之ヲ課ス

引税ニ付テハ臨時租税増徴法第十八条第二号ノ規定ニ拘ラ

所得税法其ノ他ノ法律ニ依リ第二種所得税ヲ課セラレザル

ズ取引所税法第五条ニ規定スル税率万分の一・五ヲ万分ノ

者ニハ公債及社債利子税ヲ課セズ

四、万分ノ二・五ヲ万分ノ六トシタル場合ノ差増額ニ相当

第十六条 公債及社債利子税ハ本法施行地ニ於テ支払ヲ受ク

スル税額ヲ増徴ス

ル公債又ハ社債（外貨債特別税法第一条第二項ニ規定スル

第十二条 利益配当税ハ本法施行地ニ本店ヲ有スル法人ヨリ

外貨債ヲ除ク）ノ利子ニ付之ヲ賦課シ利子金額中国債ニ在

二 租税に関する主要法令

分ノ十二相当スル金額ヲ以テ其ノ税額トス

百斤以上

第十七条 公債及社債利子税ハ利子金額支払ノ際支払者ニ於

一等 三十銭

テ徴収シ翌月十日迄ニ之ヲ政府ニ納ムベシ

二等 十五銭

第十八条 利益配当税ヲ課セラルル利益ノ配当又ハ公債及社

三等 五銭

債利子税ヲ課セラルル公債又ハ社債ノ利子ニ付所得税(第

百五十斤以上

一種所得税ヲ除ク)又ハ資本利子税ヲ課スル場合ニ於テハ

一等 六十銭

其ノ利益配当金額又ハ利子金額ヨリ利益配当税又ハ公債及

二等 三十銭

社債利子税相当額ヲ控除シタル残額ヲ以テ其ノ配当金額又

三等 十銭

ハ利子金額ト看做ス

三百斤以上

第十九条 通行税ハ汽車、電車、乗合自動車及汽船ノ乗客ニ

一等 一円二十銭

左ノ區別ニ依リ之ヲ課ス

二等 六十銭

五十斤未満

三等 二十銭

一等 六銭

五百斤以上

二等 三銭

一等 一円八十銭

五十斤以上

二等 九十銭

一等 十銭

三等 三十銭

二等 五銭

八百斤以上

三等 二銭

一等 二円四十銭

二等 一円二十銭

三等 四十銭

回数乗車船ノ契約ヲ為シタル場合ニ於テハ通行税ハ左ノ区

貸切乗車船ノ契約ヲ為シタル場合ニ於テハ通行税ハ左ノ区

別ニ依リ之ヲ課ス

別ニ依リ之ヲ課ス

回数二十回以下ナルトキ 前項税額ノ五倍

一等及二等 貸切運賃ノ百分ノ十

回数五十回以下ナルトキ 前項税額ノ十倍

三等 貸切運賃ノ百分ノ五

回数五十回ヲ超ユルトキ 前項税額ノ二十倍

前項ノ規定ニ依ル税額ハ第一項税額ニ乗客定員数ヲ乗シタル金額ヲ超ユルコトヲ得ズ

定期乗車船ノ契約ヲ為シタル場合ニ於テハ通行税ハ左ノ区

第一項乃至第三項ニ規定スル通行税ハ十二歳未満ノ乗客ニ付テハ其ノ半額トス

別ニ依リ之ヲ課ス

第二十条 左ノ場合ニ於テハ通行税ヲ課セズ

契約期間一月内ナルトキ 第一項税額ノ五倍

一 三等乗客ニシテ其ノ乗車船区間五十斤未満ナルトキ

契約期間三月内ナルトキ 第一項税額ノ十倍

二 陸海軍ノ団体トシテノ乗車船ニシテ命令ノ定ムルモノナルトキ

契約期間六月内ナルトキ 第一項税額ノ二十倍

第二十一条 左ノ各号ノ一ニ該当スルトキハ第十九条第一項

契約期間六月ヲ超ユルトキ 第一項税額ノ三十倍

及前条第一号ノ乗車船区間ノ料程ノ計算ハ命令ヲ以テ之ヲ

定ム

定ム

人員百人以下ナルトキ 第一項税額ノ五倍

一 往復乗車船又ハ廻遊乗車船ノ契約ヲ為シタルトキ

人員二百人以下ナルトキ 第一項税額ノ十倍

二 運賃均一制又ハ区間制ニ依リ定メラレタルトキ

人員二百人ヲ超ユルトキ 第一項税額ノ二十倍

第二十二条 汽車、電車、乗合自動車又ハ汽船ニシテ其ノ等

二 租税に関する主要法令

級ヲ一等、二等及三等ニ分タザルモノニ付テハ第十九条第二項、第五項及第二十条第一号ノ等級ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム乗客定員数ノ定ナキ車船ニ付貸切乗車船ノ契約ヲ為シタル場合ニ於ケル第十九条第六項ノ乗客定員数ニ付亦同シ

申告スベシ  
第二十六条 入場税ハ左ニ掲グル第一種ノ場所ニ入場スル者又ハ第二種ノ場所ノ設備ヲ利用スル者ニ之ヲ課ス  
第一種

第二十三条 通行税ハ汽車、電車、乗合自動車又ハ汽船ニ依ル運輸業ヲ営ム者（以下運輸業者ト称ス）運賃領収ノ際之ヲ徴収シ翌月十日迄ニ政府ニ納ムベシ

一 演劇、活動写真、演芸又ハ観物（相撲、野球、拳闘其ノ他ノ競技ニシテ公衆ノ観覧ニ供スルコトヲ目的トスルモノヲ含ム）ヲ催ス場所  
二 競馬場

特別ノ事情アル運輸業者ニ付テハ前項ノ納期限ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

三 前二号ニ掲グルモノヲ除クノ外一定ノ催物又ハ設備ヲ為シ公衆ノ観覧又ハ遊戯ニ供スル場所ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノ

第二十四条 汽車、電車、乗合自動車又ハ汽船ニ依ル運輸業ヲ営マントスル者及運輸業者ニ代リテ乗車船券ヲ販売セントスル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ旨ヲ予メ政府ニ申告スベシ之ヲ廃止セントスルトキ亦同シ

第二種  
一 舞踏場、麻雀場、撞球場  
二 ゴルフ場、スケート場

第二十五条 運輸業者又ハ運輸業者ニ代リテ乗車船券ヲ販売スル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ業務ニ関スル事項ヲ帳簿ニ記載スベシ

第二十七条 入場税ハ入場料ノ百分ノ十トス  
本法ニ於テ入場料トハ名義ノ何タルヲ問ハズ第一種ノ場所ニ入場シ又ハ第二種ノ場所ノ設備ヲ利用スル為ニ支払フベキ金額ヲ謂フ

運輸業者又ハ運輸業者ニ代リテ乗車船券ヲ販売スル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ業務ニ関シ必要ナル事項ヲ政府ニ

前項ノ入場料ノ算定ニ関シテハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

ジ

第二十八条 第一種ノ場所ノ入場料ガ一人一回二十三銭ニ滿タザル場合ニハ入場税ヲ課セズ

第三十二条 第一種ノ催物若ハ設備ノ主催者若ハ經營者又ハ第二種ノ場所ノ經營者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ業務ニ関スル事項ヲ帳簿ニ記載スベシ

前項ノ規定ハ回数、定期又ハ貸切ニテ入場ノ契約ヲ為シタル場合ニハ之ヲ適用セズ

第一種ノ催物若ハ設備ノ主催者若ハ經營者又ハ第二種ノ場所ノ經營者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ業務ニ関シ必要ナル事項ヲ政府ニ申告スベシ

第二十九条 第一種ノ場所（第一種ノ場所ニ於ケル演劇、活動写真、演芸、観物、競馬其ノ他ノ催物ヲ謂フ以下同シ）若ハ設備ノ主催者若ハ經營者又ハ第二種ノ場所ノ經營者ガ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ入場料又ハ収益ノ総額ヲ慈善事業其ノ他命令ヲ以テ定ムル目的ニ充ツル場合ニ於テハ入場税ヲ免除ス

第三十三条 特別入場税ハ運動競技ニシテ学生生徒又ハ該競技ヲ為スコトヲ業トセザル者ノ行フモノニ付観覧ノ為競技場ニ入場スル者ヨリ料金ヲ徴スル場合ニ於テ其ノ入場者ニ之ヲ課ス

第三十条 入場税ハ第一種ノ催物若ハ設備ノ主催者若ハ經營者又ハ第二種ノ場所ノ經營者入場料領収ノ際之ヲ徴収シ翌月十日迄ニ政府ニ納ムベシ但シ常時開設ニ非ザルモノニ付テハ命令ヲ以テ定ムル場合ヲ除クノ外終了後直ニ納ムベシ

第三十四条 特別入場税ハ特別入場料ノ百分ノ十トス  
本法ニ於テ特別入場料トハ名義ノ何タルヲ問ハズ前条ノ競技場ニ入場スル為ニ支払フベキ金額ヲ謂フ

第三十一条 第一種ノ催物若ハ設備ヲ開催若ハ經營シ又ハ第二種ノ場所ヲ經營セントスル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ旨ヲ予メ政府ニ申告スベシ之ヲ廃止セントスルトキ亦同

第三十五条 特別入場料ガ一人一回二十三銭ニ滿タザル場合ニハ特別入場税ヲ課セズ  
第二十八条第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ付之ヲ準用ス

二 租税に関する主要法令

第三十六条 特別入場税ハ運動競技ノ主催者特別入場料領収

ノ際之ヲ徴収シ競技終了後直ニ政府ニ納ムベシ但シ命令ヲ

以テ定ムル場合ニ於テハ翌月十日迄ニ之ヲ政府ニ納ムベシ

第三十七条 第二十九条、第三十一条及第三十二条ノ規定ハ

特別入場税ニ付之ヲ準用ス

第三十八条 物品税ハ左ニ掲グル物品ニシテ命令ヲ以テ定ム

ルモノニ之ヲ課ス

第一種

甲類

一 貴石若ハ半貴石又ハ之ヲ用ヒタル製品

二 真珠又ハ真珠ヲ用ヒタル製品

三 貴金屬製品又ハ金若ハ白金ヲ用ヒタル製品

四 籠甲製品

五 珊瑚製品

乙類

六 時計

七 万年筆、金ペン及シャープペンシル

八 身辺用細貨類

九 化粧用具

十 喫煙用具

十一 帽子、杖、鞭及傘

十二 皮革製又ハ金屬製ノ靴及トランク

十三 靴及履物

十四 書画及骨董

十五 室内裝飾用品

十六 照明器具

十七 囲碁及将棋用具

十八 家具

十九 漆器、陶磁器及硝子製器具ニシテ別号ニ掲ゲザ

ルモノ

二十 貴金屬ヲ鍍シ又ハ張りタル製品ニシテ別号ニ掲

ゲザルモノ

二十一 毛皮又ハ毛皮製品

二十二 羽毛製品又ハ羽毛ヲ用ヒタル製品

二十三 皮革製品ニシテ別号ニ掲ゲザルモノ

二十四 メリヤス、レース、フェルト及同製品

第二種

甲類

一 写真機、写真引伸機、映写機、同部分品及附屬品

二 写真用ノ乾板、フィルム及感光紙

三 蓄音器及同部分品

四 蓄音器用レコード

五 楽器、同部分品及附屬品

六 雙眼鏡及隻眼鏡

七 銃及同部分品

八 薬莖及弾丸

九 ゴルフ用具、同部分品及附屬品

十 娯楽用ノモーターボート、スケール及ヨット

十一 撞球用具

十二 ネオン管及同変圧器

十三 喫煙用ライター

乙類

十四 ラヂオ聴取機及同部分品

十五 受信用真空管及拡声器

二 租税に関する主要法令

第三種

一 燐寸

二 酒類但シ濁酒及果実酒（酒精及酒精含有飲料税法第

三条ノ三ニ規定スルモノ）ヲ除ク

同一物品ニシテ第一種及第二種ニ該当スルモノハ之ヲ第二

種トシ、甲類及乙類ニ該当スルモノハ之ヲ甲類トス

第三十九条 物品税ノ税率左ノ如シ

第一種

甲類 物品ノ価格百分ノ十五

乙類 物品ノ価格百分ノ十

第二種

甲類 物品ノ価格百分ノ十五

乙類 物品ノ価格百分ノ十五

乙類 物品ノ価格百分ノ十

第三種

一 燐寸 千本ニ付 五錢

二 酒類

イ 清酒、白酒、味淋、焼酎及麦酒

一石ニ付 五円

ロ 葡萄酒（酒精及酒精含有飲料税法第三条ノ二ニ規定スルモノ以下同ジ）

一石ニ付 十円

ハ 其ノ他ノ酒類ニシテ酒精及酒精含有飲料税法ノ適用ヲ受クルモノ

一石ニ付 七円

第四十条 前条ノ価格ハ第一種ノ物品ニ付テハ小売業者ノ販売価格、第二種ノ物品ニ付テハ製造場ヨリ移出スル時ノ價格トス但シ保税地域ヨリ引取ラルル第一種又ハ第二種ノ物品ニシテ引取人ヨリ税金ヲ徴収スルモノニ付テハ引取ノ際ニ於ケル價格トス  
前項ノ價格及燐寸ノ本数ノ計算ニ関シ必要ナル事項ハ命令

ヲ以テ之ヲ定ム

第四十一条 物品税ハ第一種ノ物品ニ付テハ販売セラレタル物品ノ価格ニ応ジ小売業者ヨリ、第二種又ハ第三種ノ物品ニ付テハ製造場ヨリ移出セラレタル物品ノ價格又ハ数量ニ応ジ製造者ヨリ之ヲ徴収ス但シ保税地域ヨリ引取ラルル物品ニ付テハ命令ヲ以テ定ムル場合ヲ除クノ外引取ラレタル物品ノ價格又ハ数量ニ応ジ引取人ヨリ之ヲ徴収ス

第四十二条 物品税ハ第一種第十四号ニ掲グル物品ニ付テハ其ノ物品ガ入札其ノ他競争ノ方法ニ依リ売買セラルル場合ニシテ命令ヲ以テ定ムル場合ニ限り之ヲ課ス  
前項ノ場合ニ於テハ其ノ札元又ハ之ニ準ズベキ者ガ小売業者トシテ当該物品ヲ販売スルモノト看做ス

第四十三条 製造場以外ノ場所ニ於テ販売ノ為化粧品ヲ容器ニ充填シ又ハ改装スルトキハ之ヲ化粧品ノ製造ト看做ス

第四十四条 酒類ヲ製造場内ニ於テ飲用シタルトキハ之ヲ製造場ヨリ移出シタルモノト看做ス  
第四十五条 第一種ノ物品ノ小売業者ハ毎月其ノ販売シタル物品ニ付其ノ品名毎ニ数量及價格ヲ記載シタル申告書ヲ、

第二種ノ物品ノ製造者ハ毎月其ノ製造場ヨリ移出シタル物品ニ付其ノ品名毎ニ数量及價格ヲ記載シタル申告書ヲ、

第三種ノ物品ノ製造者ハ毎月其ノ製造場ヨリ移出シタル物品ニ付其ノ品名毎ニ数量ヲ記載シタル申告書ヲ翌月十日迄ニ

政府ニ提出スベシ

第一種、第二種又ハ第三種ノ物品ヲ保税地域ヨリ引取ル者ハ命令ヲ以テ定ムル場合ヲ除クノ外取引ノ際其ノ物品ニ付前項ニ準ズル申告書ヲ政府ニ提出スベシ  
申告書ノ提出ナキトキ又ハ政府ニ於テ申告ヲ不相当ト認めタルトキハ政府ハ其ノ課税標準額ヲ決定ス

第四十六条 小売業者ガ其ノ販売シタル第一種ノ物品ノ返還ヲ受ケタル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ返還ヲ受ケタル月分以降ノ課税標準額ヨリ其ノ物品ノ價格ヲ控除ス製造場ヨリ移出シタル第二種ノ物品ヲ同一製造場内ニ戻入シタル場合亦同ジ

製造場ヨリ移出シタル第三種ノ物品ヲ同一製造場内ニ戻入シ又ハ酒類ヲ製造場外ヨリ移入シタル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ物品ヲ製造場ヨリ移出スルモ更ニ物品

税ノ徴収ヲ為サズ

第四十七条 物品税ハ毎月分ヲ翌月末日迄ニ納付スベシ但シ

第四十一条但書ノ場合ニ於テハ引取ノ際之ヲ納付スベシ  
命令ノ定ムル所ニ依リ第二種又ハ第三種ノ物品ニ付物品税額ニ相当スル担保ヲ提供シタルトキハ一月内物品税ノ徴収

ヲ猶予スルコトヲ得

第四十八条 命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ承認ヲ受ケ他ノ製造場又ハ蔵置場ニ移入スル目的ヲ以テ製造場ヨリ移出シ又ハ保税地域ヨリ引取ル第二種ノ物品又ハ燐寸ニ付テハ第四十一条ノ規定ヲ適用セズ

前項ノ場合ニ於テハ移出先又ハ引取先ヲ以テ製造場ト看做シ移出先又ハ引取先ノ營業者ヲ以テ製造者ト看做ス  
第一項ノ物品ニシテ政府ノ指定シタル期間内ニ移出先又ハ引取先ニ移入セラレタルコトノ証明ナキモノニ付テハ製造者又ハ引取人ヨリ直ニ其ノ物品税ヲ徴収ス但シ災害其ノ他已ムコトヲ得ザル事由ニ因リ滅失シタルモノニ付政府ノ承認ヲ受ケタルトキハ物品税ヲ免除ス

第四十九条 命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ承認ヲ受ケ製造場

ヨリ移出シ又ハ保税地域ヨリ引取ル物品ニシテ左ノ各号ノ

一ニ該当スルモノニ付テハ物品税ヲ免除ス

一 第二種ノ物品ノ製造ノ用ニ供スル第二種ノ物品

二 酒類製造ノ用ニ供スル葡萄酒

前条第三項ノ規定ハ前項ノ物品ニシテ政府ノ指定シタル期

間内ニ移出先若ハ引取先ニ移入セラレタルコトノ証明ナキ

モノ又ハ其ノ用途ヲ変更セラレタルモノニ付之ヲ準用ス

第五十条 左ニ掲グル物品ニ付テハ命令ノ定ムル所ニ依リ物

品税ヲ免除ス

一 輸出スルモノ

二 學術研究用ニ供スルモノ

三 其ノ他命令ヲ以テ定ムル用途ニ供スルモノ

第四十八条第三項ノ規定ハ前項ノ物品ニシテ政府ノ指定シ

タル期間内ニ輸出シ又ハ其ノ用途ニ供セラレタルコトノ証

明ナキモノニ付之ヲ準用ス

第五十一条 第一種ノ物品ノ小売業ヲ営マントスル者又ハ第

二種ノ物品若ハ燐寸ヲ製造セントスル者ハ命令ノ定ムル所

ニ依リ政府ニ申告スベシ其ノ小売業又ハ製造ヲ廃止セント

スルトキ亦同ジ

第五十二条 第一種、第二種又ハ第三種ノ物品ノ製造者又ハ

販売者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ製造、貯蔵又ハ販売ニ

関スル事実ヲ帳簿ニ記載スベシ

第一種ノ物品ノ小売業者又ハ第二種若ハ第三種ノ物品ノ製

造者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ製造又ハ販売ニ関シ必要

ナル事項ヲ政府ニ申告スベシ

第五十三条 第十四条、第十七条、第二十三条、第三十条又

ハ第三十六条ノ規定ニ依リ徴収スベキ税金ヲ徴収セザルト

キ又ハ其ノ徴収シタル税金ヲ納付セザルトキハ国税徴収ノ

例ニ依リ之ヲ各其ノ徴収義務者ヨリ徴収ス

第五十四条 収税官吏ハ通行税ニ付運輸業者又ハ運輸業者ニ

代リテ乗車船券ヲ販売スル者ニ対シ質問ヲ為シ又ハ其ノ業

務ニ関スル帳簿書類ヲ検査スルコトヲ得

収税官吏ハ入場税ニ付第一種ノ催物若ハ設備ノ主催者若ハ

経営者又ハ第二種ノ場所ノ経営者ニ対シ質問ヲ為シ又ハ其

ノ業務ニ関スル帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査スルコトヲ

得

前項ノ規定ハ特別入場税ニ付之ヲ準用ス

収税官吏ハ物品税ニ付第一種、第二種又ハ第三種ノ物品ノ

製造者又ハ販売者ニ対シ質問ヲ為シ又ハ左ニ掲グル物件ニ

付検査ヲ為シ若ハ監督上必要ノ処分ヲ為スコトヲ得

一 第一種、第二種又ハ第三種ノ物品ニシテ製造者又ハ販

売者ノ所持スルモノ

二 第一種、第二種又ハ第三種ノ物品ノ製造、貯蔵又ハ販

売ニ関スル一切ノ帳簿書類

三 第一種、第二種又ハ第三種ノ物品ノ製造、貯蔵又ハ販

売上必要ナル建築物、機械、器具、材料其ノ他ノ物件

第五十五条 詐偽其ノ他不正ノ行為ニ依リ利益配当税又ハ公

債及社債利子税ヲ通脱シタル者ハ其ノ通脱シタル税金ノ三

倍ニ相当スル罰金又ハ科料ニ処シ直ニ其ノ税金ヲ徴収ス但

シ自首シタル者又ハ税務署長ニ申出デタル者ハ其ノ罪ヲ問

ハズ

第五十六条 詐偽其ノ他不正ノ行為ニ依リ物品税ヲ通脱シ又

ハ通脱セントシタル者ハ其ノ通脱シ又ハ通脱セントシタル

税金ノ五倍ニ相当スル罰金ニ処シ直ニ其ノ税金ヲ徴収ス但

シ罰金額ガ二十円ニ満たザルトキハ之ヲ二十円トス

第五十七条 左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ三百円以下ノ罰金

又ハ科料ニ処ス

一 政府ニ申告セズシテ第一種ノ催物若ハ設備ヲ開催若ハ

経営シ又ハ第二種ノ場所ヲ経営シタル者

二 第四十五条ノ規定ニ依ル申告ヲ怠リ又ハ詐リタル者

三 政府ニ申告セズシテ第一種ノ物品ノ小売業ヲ営ミ又ハ

第二種ノ物品若ハ燐寸ヲ製造シタル者

第五十八条 左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ百円以下ノ罰金又

ハ科料ニ処ス

一 第二十五条第一項、第三十二条第一項又ハ第五十二条

第一項ノ規定ニ依ル帳簿ノ記載ヲ怠リ若ハ詐リ又ハ帳簿

ヲ隠匿シタル者

二 第二十五条第二項、第三十二条第二項又ハ第五十二条

第二項ノ規定ニ依ル申告ヲ怠リ又ハ詐リタル者

三 第五十四条第一項、第二項又ハ第四項ノ規定ニ依ル収

税官吏ノ質問ニ対シ答弁ヲ為サズ若ハ虚偽ノ陳述ヲ為シ

又ハ其ノ職務ノ執行ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ忌避シタル者

第五十九条 第五十五条及第五十六条ノ罪ヲ犯シタル者ニハ  
刑法第三十八条第三項但書、第三十九条第二項、第四十  
条、第四十一条、第四十八条第二項、第六十三条及第六十  
六条ノ規定ヲ適用セズ

第六十条 第一種、第二種又ハ第三種ノ物品ノ製造者又ハ販  
売者ノ代理人、戸主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ従業者  
ガ其ノ業務ニ関シ本法中物品税ニ関スル規定ニ違反シタル  
トキハ其ノ製造者又ハ販売者ヲ処罰ス

第六十一条 北海道、府県、市町村其ノ他ノ公共団体ハ本法  
ニ依リ増徴スル税額(第七条ノ規定ニ依リ増額ト為ル部分  
ヲ含マズ)又ハ本法ニ依リ課スル利益配当税、公債及社債  
利子税、通行税、入場税、特別入場税及物品税ニ付附加税  
ヲ課スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情アル市町村ニ限り内務  
大臣及大蔵大臣ノ許可ヲ受ケタルトキハ第六条ノ規定ニ依  
リ課スル所得税ノ附加税ヲ課スルコトヲ得

北海道、府県、市町村其ノ他ノ公共団体ハ第一種ノ場所ノ  
入場者又ハ第二種ノ場所ノ設備利用者ニ対シ入場税ノ課税  
標準タル入場料ヲ標準トシテ地方税ヲ課スルコトヲ得ズ

前項ノ規定ハ特別入場税ニ付之ヲ準用ス

第六十二条 政府ハ当分ノ内酒造組合法ニ依リ設立シタル酒  
造組合中央会ニ対シ徵税上必要ナル設備ヲ為シ又ハ徵收事  
務ノ補助ヲ為スベキコトヲ命ズルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ酒造組合中央会ニ対シ命令ノ定ムル所  
ニ依リ交付金ヲ交付スルコトヲ得

第六十三条 本法ニ於テ保稅地域ト称スルハ関稅法ノ定ムル  
所ニ依ル

附 則

第六十四条 本法ハ昭和十三年四月一日ヨリ之ヲ施行ス  
第六十五条 北支事件特別税法ハ之ヲ廃止ス

法人ノ昭和十三年三月三十一日以前ニ終了シタル各事業年  
度分ノ所得特別税及臨時利得特別税、昭和十三年三月三十  
一日以前ニ販売、製造場ヨリノ移出又ハ保稅地域ヨリノ引  
取ヲ為シタル北支事件特別税法第二十条ニ掲グル第一種又  
ハ第二種ノ物品ニ対スル物品特別税其ノ他昭和十三年三月  
三十一日以前ニ於テ賦課シ若ハ賦課スベカリシ又ハ徵收シ  
若ハ徵收スベカリシ北支事件特別税ニ関シテハ仍舊法ニ依

ル

前項ノ規定ニ依ル北支事件特別税ノ收入ハ之ヲ臨時軍事費  
特別会計ノ歳入トス

第六十六条 所得税中第一種ノ所得税ニ付テハ普通所得及超  
過所得ニ対スル所得税ハ昭和十三年四月一日以後ニ終了ス  
ル事業年度分、清算所得ニ対スル所得税ハ昭和十三年四月  
一日以後ニ於ケル解散又ハ合併ニ因ル分ヨリ、第三種ノ所  
得税ニ付テハ昭和十三年分ヨリ本法ヲ適用ス但シ第七条ノ  
規定ハ昭和十二年分所得税ヨリ之ヲ適用ス

第六十七条 法人資本税ニ付テハ昭和十三年四月一日以後ニ  
終了スル事業年度分ヨリ本法ヲ適用ス

第六十八条 昭和十三年六月三十日迄ニ製造場又ハ保稅地域  
ヨリ引取ラルル砂糖、糖蜜及糖水ノ消費税ニ付テハ第十条  
ノ規定ニ拘ラズ命令ヲ以テ特別ノ徵收猶予期間ヲ定ムルコ  
トヲ得

第六十九条 本法施行ノ際製造場又ハ保稅地域以外ノ場所ニ  
於テ同一人が二万斤ヲ超ユル数量ノ砂糖、糖蜜又ハ糖水ヲ  
所持スル場合ニ於テハ其ノ者ニ於テ本法施行ノ日ニ之ヲ製  
造場ヨリ引取リタルモノト看做シ砂糖消費税ヲ課ス此ノ場  
合ニ於テハ二万斤ヲ超ユル数量ニ付第九条ニ規定スル税率  
ニ依リ算出シタル税額ト臨時租税増徴法第十七条ニ規定ス  
ル税率ニ依リ算出シタル税額トノ差額ヲ以テ其ノ税額トシ  
命令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ徵收ス

二 租税に関する主要法令

糖蜜又ハ糖水ノ糖別、数量及貯蔵ノ場所ヲ本法施行後一月内ニ政府ニ申告スベシ

第七十条 本法施行前ヨリ引続キ汽車、電車、乗合自動車又ハ汽船ニ依リ運輸業ヲ営ム者又ハ運輸業者ニ代リテ乗車船券ヲ販売スル者本法施行後一月内ニ其ノ旨ヲ政府ニ申告スルトキハ本法施行ノ日ニ於テ本法ニ依リ申告シタルモノト看做ス

本法施行前ヨリ引続キ第二十六条ニ規定スル第一種ノ催物若ハ設備ヲ開催若ハ経営スル者、同第二種ノ場所ヲ経営スル者又ハ運動競技ヲ開催スル者本法施行後一月内ニ其ノ旨ヲ政府ニ申告スルトキハ本法施行ノ日ニ於テ本法ニ依リ申告シタルモノト看做ス

本法施行前ヨリ引続キ第三十八条ニ掲グル第一種ノ物品ノ小売業ヲ営ム者又ハ同第二種ノ物品若ハ燐寸ノ製造ヲ為ス者本法施行後一月内ニ其ノ旨ヲ政府ニ申告スルトキハ本法施行ノ日ニ於テ本法ニ依リ申告シタルモノト看做ス  
北支事件特別税法第二十条ニ掲グル第一種ノ物品ノ小売ヲ営ム者又ハ同第二種ノ物品ノ製造ヲ為ス者ニシテ同法ニ依

リ其ノ旨ヲ申告シタルモノハ第五十一条前段ノ申告ヲ要セズ  
第七十一条 第三十八条ニ掲グル第二種ノ物品ノ製造者又ハ販売者ガ本法施行ノ際製造場又ハ保税地域以外ノ場所ニ於テ同条各号ニ掲グル品名毎ニ価格三千円ヲ超ユル第二種ノ物品(第一号乃至第五号ニ掲グル物品ヲ除ク)ヲ所持スル場合ニ於テハ其ノ場所ヲ以テ製造場、其ノ所持者ヲ以テ製造者ト看做シ之ニ物品税ヲ課ス此ノ場合ニ於テハ本法施行ノ日ニ於テ其ノ物品ヲ製造場ヨリ移出シタルモノト看做シ其ノ價格中三千円ヲ超ユル部分ニ付命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ物品税ヲ徴収ス

前項ノ規定ハ同第三種ノ物品ノ製造者又ハ販売者ガ本法施行ノ際製造場又ハ保税地域以外ノ場所ニ於テ千万本ヲ超ユル数量ノ燐寸又ハ三十石ヲ超ユル数量ノ酒類ヲ所持スル場合ニ付之ヲ準用ス

前二項ノ製造者又ハ販売者ハ第二種ノ物品ニ付テハ其ノ品名毎ニ数量、價格及貯蔵ノ場所、第三種ノ物品ニ付テハ其ノ品名毎ニ数量及貯蔵ノ場所ヲ本法施行後一月内ニ政府ニ申告スベシ

第七十二条 明治四十年法律第二十一条第一項ニ左ノ六号ヲ加フ

十二 利益配当税

十三 公債及社債利子税

十四 通行税

十五 入場税

十六 特別入場税

十七 物品税

第七十三条 明治四十四年法律第四十五号第二条中「骨牌税法」ノ下ニ「支那事変特別税法」ヲ加ヘ同法第三条中「骨牌税法」ノ下ニ「支那事変特別税法」ヲ加ヘ「骨牌又ハ」ヲ「骨牌、支那事変特別税法第三十八条ニ掲グル物品又ハ」ニ改メ同法ニ左ノ一条ヲ加フ

第四条 樺太ニ於テハ本法ノ施行ニ関シ必要アルトキハ勅令ヲ以テ別段ノ定ヲ為スコトヲ得

第七十四条 大正九年法律第五十一号中「北支事件特別税法第三十条ニ掲グル第二種ノ物品」ヲ「燐寸、支那事変特別税法第三十八条ニ掲グル第二種ノ物品」ニ改ム

二 租税に関する主要法令

第七十五条 樺太酒類出港税法第二条中「焼酎ニ付テハ酒造税法、酒精又ハ酒精含有飲料ニ付テハ酒精及酒精含有飲料税法ノ造石税」ヲ「移出先ニ於ケル内国税ノ税率」ニ改ム  
第七十六条 本法ハ支那事変終了後其ノ翌年十二月三十一日迄ニ之ヲ廢止スルモノトス

(4) 臨時租税措置法

昭和十三年三月三〇日  
法律 第五二号

第一条 当分ノ内本法ニ依リ 田畑地租、營業収益税、釐産税、特別釐産税及織物消費税ヲ輕減又ハ免除シ砂金以外ノ砂鉄ニ付特別砂鉄区税ヲ課ス

第二条 個人ノ田畑自作ノ所得ガ平常所得ニ対シ二割五分以上減少シタルトキハ其ノ納付スル田畑地租ヲ輕減ス

第三条 田畑地租ノ輕減額ハ田畑自作ノ所得ガ平常所得ニ対シ減少シタル割合ニ從ヒ左ノ割合ノ金額トス  
減少割合ガ二割五分以上三割五分未満ナルトキ

田畑地租額ノ二割

同三割五分以上五割未満ナルトキ 田畑地租額ノ三割

同五割以上七割未満ナルトキ 田畑地租額ノ四割  
 同七割以上ナルトキ 田畑地租額ノ五割  
 前項ノ軽減額ハ自作ノ田畑ニ対スル其ノ年分ノ地租額ニ付  
 之ヲ計算ス

第四条 平常所得ハ昭和十一年以前三年ノ田畑自作ノ平均所  
 得ニ依ル但シ昭和十二年一月一日ヨリ新ニ田畑自作ヲ開始  
 シタル者ニ付テハ昭和十二年ノ所得ニ依ル  
 前項ニ規定スルモノヲ除クノ外平常所得ノ算定ニ関シ必要  
 ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第五条 田畑地租ノ軽減ヲ受ケントスル者ハ命令ノ定ムル所  
 ニ依リ其ノ旨ヲ政府ニ申請スベシ  
 第六条 田畑地租ノ軽減ヲ申請シタル者ノ田畑自作ノ所得ハ  
 政府ノ調査ニ依リ其ノ年第三種ノ所得金額ヲ決定スル時期  
 ニ於テ政府之ヲ確定ス

第七条 所得税法第十四条第一項第六号ノ規定及同条第三項  
 中相続シタル資産ノ所得計算ニ関スル規定ハ本法ニ依ル田  
 畑自作ノ所得ノ計算ニ付之ヲ準用ス

第八条 法人又ハ個人ノ営業(個人ニ付テハ營業収益税法第

二条ニ掲グル營業ヲ謂フ以下同シ)ノ純益ガ平常純益ニ対  
 シ二割五分以上減少シタルトキハ其ノ納付スル營業収益税  
 ヲ軽減ス

第九条 營業収益税ノ軽減額ハ營業ノ純益ガ平常純益ニ対シ  
 減少シタル割合ニ從ヒ左ノ割合ノ金額トス  
 減少割合ガ二割五分以上三割五分未満ナルトキ  
 營業収益税額ノ二割  
 同三割五分以上五割未満ナルトキ  
 營業収益税額ノ三割

同五割以上七割未満ナルトキ 營業収益税額ノ四割  
 同七割以上ナルトキ 營業収益税額ノ五割

第十条 法人ノ平常純益ハ昭和十一年以前三年内ニ終了シタ  
 ル各事業年度ノ平均純益ニ依ル但シ第一次ノ事業年度ガ昭  
 和十二年中ニ終了シタル法人ニ付テハ昭和十二年中ニ終了  
 シタル各事業年度ノ平均純益ニ依ル  
 個人ノ平常純益ハ昭和十一年前三年ノ平均純益ニ依ル但シ  
 昭和十二年一月一日ヨリ新ニ營業ヲ開始シタル個人ニ付テ  
 ハ昭和十二年ノ純益ニ依ル

前二項ニ規定スルモノヲ除クノ外法人又ハ個人ノ平常純益  
 ノ算定ニ関シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十一条 營業収益税ノ軽減ヲ受ケントスル者ハ命令ノ定ム  
 ル所ニ依リ其ノ旨ヲ政府ニ申請スベシ

第十二条 左ノ各号ノ一ニ該当スル場合ニ於テハ營業収益税  
 ヲ軽減セズ

一 法人ノ營業ノ純益ガ年六千円以上ナルトキ又ハ資本金  
 額ニ対シ年百分ノ七ノ割合ヲ以テ算出シタル金額ヲ超ユ  
 ルトキ

二 個人ノ營業ノ純益ガ六千円以上ナルトキ

三 法人ノ資本金額ガ二十万円以上ナルトキ

第十三条 營業収益税法第四条第一項ノ規定ハ本法ニ依ル法  
 人ノ營業ノ純益ノ計算ニ付、同法第六条ノ規定ハ本法ニ依  
 ル個人ノ營業ノ純益ノ計算ニ付之ヲ準用ス

第十四条 田畑自作ノ所得又ハ個人ノ營業ノ純益ニ付当初確  
 定額ニ比シ減損アル場合ニ於テハ政府ハ申請ニ依リ第二条

乃至第四条又ハ第八条乃至第十条及第十二条ノ規定ニ準ジ  
 田畑地租又ハ營業収益税ヲ軽減シ又ハ其ノ軽減税額ヲ変更  
 スルコトヲ得

前項ノ規定ハ田畑自作ノ所得ガ所得確定後相続又ハ贈与ニ  
 因リ減損シタル場合又ハ營業ノ純益ガ純益金額決定後營業  
 継続ニ因リ減損シタル場合ニハ之ヲ適用セズ

第十五条 前条ノ場合ニ於テ營業ノ純益金額ガ当初決定額ニ  
 比シ四分ノ一以上ノ減損ト為ルトキハ其ノ實際純益額ニ基  
 キ計算シタル營業収益税額ニ付前条ノ規定ニ依ル軽減又ハ  
 変更ヲ為ス

第十六条 個人ノ營業収益税ニ付純益金額決定後翌年純益金  
 額決定前ニ於テ營業ヲ法人ニ継続セシメタル者ノ当該營業  
 ノ實際純益額ガ決定純益額ヲ超過スルトキハ其ノ超過額ハ  
 之ヲ純益金額ノ決定ニ付脱漏アリタルモノト看做シ翌年ニ  
 於ケル所得調査委員会ノ調査ニ依リ政府ニ於テ其ノ純益金  
 額ヲ決定スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ當該營業ノ實際純益額ハ其ノ年ニ於ケル

収入金額ヨリ必要ノ経費ヲ控除シタル金額ニ依ル

第十七条 第十四条第一項ノ申請アリタルトキハ政府ハ其ノ処分ノ確定スルニ至ル迄税金ノ徴収ヲ猶予スルコトヲ得

第十八条 昭和十三年一月一日以後鉱区ノ合併、分割又ハ分合ニ依ラズシテ設定セラレタル採掘権ニ基キ其ノ鉱区ヨリ産出シタル鉱物ニシテ命令ヲ以テ指定スルモノニハ鉱産税又ハ特別鉱産税ヲ課セズ

第十九条 命令ヲ以テ指定スル鉱物又ハ其ノ産物ノ毎年ノ産出数量ガ昭和十二年ニ於ケル産出数量ヲ超過シタル鉱業ノ鉱業権者ニハ其ノ超過部分（鉱物及産物ノ産出数量ガ何レモ超過シタルトキハ其ノ超過割合ノ大ナル一方ノ超過部分）ニ付鉱産税又ハ特別鉱産税ヲ免除ス

自己ノ採掘シタル鉱物ト他人ヨリ取得シタル鉱物トヲ合併シ製錬スル場合ニ於テ其ノ取得鉱物ヨリ産出シタル産物ノ数量ハ前項ノ産物ノ産出数量ニ之ヲ算入セズ但シ其ノ取得鉱物ノ数量ガ自己ノ採掘シタル産物ノ数量ヲ超過スルトキハ其ノ超過部分ノ産物ヨリ産出スル産物ノ数量ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

昭和十二年以後鉱業ノ全部又ハ一部ノ継続アリタル場合ニ

於テハ当該部分ヨリ昭和十二年中ニ産出シタル鉱物又ハ其ノ産物ノ数量ハ之ヲ継続者ノ昭和十二年中ノ産物又ハ其ノ産物ノ産出数量ニ加算シ被継続者ノ昭和十二年中ノ産物又ハ其ノ産物ノ産出数量ヨリ除算シ第一項ノ超過部分ヲ計算ス

前項ノ継続アリタル場合ニ於テハ被継続者ガ当該部分ヨリ其ノ年ニ於テ産出シタル産物又ハ其ノ産物ノ数量ハ之ヲ継続者ノ其ノ年ニ於ケル産物又ハ其ノ産物ノ産出数量ト看做ス

第二十条 砂金以外ノ砂鉱ノ採取ヲ目的トスル砂鉱権者ニハ左ノ税率ニ依リ毎年特別砂鉱区税ヲ課ス

河床 砂鉱区域一町毎ニ 金三十銭

河床ニ非ザルモノ 砂鉱区域千坪毎ニ 金三十銭

前項ノ場合ニ於テ一町未満又ハ千坪未満ノ端数ハ之ヲ一町又ハ千坪トシテ計算ス

特別砂鉱区税ノ賦課徴収ニ関シテハ鉱区税ノ賦課徴収ニ関スル規定ヲ準用ス

北海道、府県、市町村其ノ他ノ公共団体ハ特別砂鉱区税ニ

付附加税ヲ課スルコトヲ得ズ

第二十一条 命令ヲ以テ定ムル混紡糸ハ之ヲ織物消費税法第一条及第一条ノ二ニ規定スル綿又ハ綿糸ト看做ス

第二十二条 綿糸又ハ前条ノ規定ニ依リ綿糸ト看做シタル織物ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノハ織物消費税法第一条ノ二ノ規定ニ拘ラズ之ヲ綿織物ト看做ス

第二十三条 本法ニ依リ軽減又ハ免除セラレル租税ハ法令上ノ納税資格要件ニ関シテハ軽減又ハ免除セラレザルモノト看做ス

附則

第二十四条 本法ハ昭和十三年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

第二十五条 田畑地租ニ付テハ昭和十三年分ヨリ、営業収益税中法人ノ営業収益税ニ付テハ昭和十三年一月一日以後ニ終了スル事業年度分、個人ノ営業収益税ニ付テハ昭和十三年分ヨリ本法ヲ適用ス但シ第十六条ノ規定ハ昭和十二年分営業収益税ヨリ之ヲ適用ス

第二十六条 鉱産税及特別鉱産税ニ付テハ昭和十三年分ヨリ

本法ヲ適用ス

第二十七条 昭和十三年分ノ特別砂鉱区税ニ付テハ昭和十三年四月以後ノ月割ヲ以テ其ノ税額ヲ計算シ同年五月三十一日迄ニ之ヲ納付セシム

第二十八条 左ニ掲グル織物又ハ之ヲ以テ製造シタル物品ニ付テハ仍従前ノ例ニ依ル

- 一 本法施行前消費税ヲ課スベカリシモノ
- 二 本法施行前輸出若ハ朝鮮移出ノ目的ヲ以テ又ハ織物消費税法第七条ノ規定ニ依リテ消費税ヲ納付セズシテ製造場又ハ保税地域ヨリ引取リタルモノ
- 三 本法施行前消費税ノ徴収ヲ猶予シタルモノ
- 四 本法施行前消費税ヲ納付シテ輸出シ又ハ朝鮮ニ移出シタルモノ

第二十九条 本法施行前消費税ヲ納付シタル織物ニシテ本法ニ依リ消費税ヲ課セザルコトト為リタルモノ又ハ之ヲ以テ製造シタル物品ヲ本法施行後輸出シ又ハ朝鮮ニ移出スルモノ織物消費税法第三条第二項ノ規定及大正九年法律第五十一号ヲ適用セズ

二 租税に関する主要法令

第三十条 本法ハ支那事変終了後其ノ年ノ翌年十二月三十一日迄ニ之ヲ廃止スルモノトス

〔参照〕

大正九年<sup>八月七</sup>法律第五十一号ハ内地台湾又ハ樺太ヨリ朝鮮ニ移出スル物品ノ内国税免除ニ関スル件ナリ

臨時租税措置法中改正

昭和十七年二月二一日  
法律第五六号

第一条中「營業税、」ノ下ニ「酒税、」ヲ加ヘ「又ハ免除ス」ヲ「若ハ免除シ又ハ其ノ課税標準ノ計算ニ関スル特例ヲ設ク」ニ改ム

第一条ノ二中「十分ノ三」ヲ「十分ノ一」ニ、「百分ノ三・六」ヲ「百分ノ七・五」ニ改ム

第一条ノ四ニ左ノ一号ヲ加フ

四 命令ヲ以テ指定スル価格平衡資金ヘノ繰入金

第一条ノ八中「百分ノ十」ヲ「百分ノ十五」ニ、「百分ノ六」ヲ「百分ノ十」ニ改ム

第一条ノ九 命令ヲ以テ定ムル預金、貯金、公債若ハ社債又

ハ合同運用信託ノ利子又ハ利益ニシテ個人ノ受クルモノニ付テハ命令ノ定ムル所ニ依リ利子又ハ利益金額ノ百分ノ一乃至百分ノ五ニ相当スル甲種ノ配当利子所得ニ対スル分類所得税ヲ軽減ス

第一条ノ十 元本ノ償還及利息ノ支払ニ付政府ノ保証アル社債ノ利子ニ付テハ所得税法第二十一条ニ規定スル税率百分ノ十五ヲ百分ノ十四、同法第二十二条ニ規定スル税率百分ノ二十二ヲ百分ノ二十一トシタル場合ノ差減額ニ相当スル甲種ノ配当利子所得ニ対スル分類所得税ヲ軽減ス

第一条ノ十一 金融機関ニ対スル金融機関ノ預金ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノノ利子ニ付テハ命令ノ定ムル所ニ依リ甲種ノ配当利子所得ニ対スル分類所得税ヲ免除ス

第一条ノ十二 貯蓄銀行法第九条第一項ノ規定ニ依リ貯蓄銀行ノ供託シタル公債及社債ノ利子ニ付テハ命令ノ定ムル所ニ依リ第一条ノ十及所得税法第二十一条第一項ノ規定ニ拘ラス左ノ税率ニ依リ分類所得税ヲ賦課ス

- 一 国債ノ利子ニ付テハ百分ノ三
- 二 国債以外ノ公債ノ利子ニ付テハ百分ノ十一

三 社債ノ利子ニ付テハ百分ノ十二但シ第一条ノ十二ニ規定スル社債ノ利子ニ付テハ百分ノ十一

第一条ノ十三 明治三十九年法律第三十四号又ハ社債等登録

法ニ依リ銀行（日本銀行ヲ除ク）其ノ他命令ヲ以テ定ムル金融機関ノ登録シタル公債及社債ノ利子ニ付テハ命令ノ定ムル所ニ依リ第一条ノ十及所得税法第二十一条第一項ノ規定ニ拘ラス左ノ税率ニ依リ分類所得税ヲ賦課ス

一 国債ノ利子ニ付テハ百分ノ五但シ命令ヲ以テ定ムル銀行ノ登録シタル国債ノ利子ニ付テハ百分ノ四

二 国債以外ノ公債ノ利子ニ付テハ百分ノ十二

三 社債ノ利子ニ付テハ百分ノ十三但シ第一条ノ十二ニ規定スル社債ノ利子ニ付テハ百分ノ十二

第一条ノ十四 所得税法施行地ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有スル法人ヨリ受クル利益若ハ利息ノ配当又ハ剰余金ノ分配ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノニ付テハ命令ノ定ムル所ニ依リ所得税法第二十一条ニ規定スル税率百分ノ十五ヲ百分ノ十三、同法第二十二条ニ規定スル税率百分ノ二十二ヲ百分ノ二十トシタル場合ノ差減額ニ相当スル甲種ノ配当利子所

二 租税に関する主要法令

得ニ対スル分類所得税ヲ軽減ス

第一条ノ十五 甲法人ガ国家総動員法其ノ他ノ法令ニ依リ當該法令ニ基キテ設立セラレタル乙法人ト為リ又ハ之ニ吸収セラレタルトキハ所得税法、法人税法、營業税法及臨時利得税法ノ適用ニ関シテハ甲法人ハ合併ニ因リテ消滅シタル法人ト看做シ乙法人ハ合併ニ因リテ設立シタル法人ト看做ス

第一条ノ十六 法人ノ為シタル寄附金（命令ヲ以テ定ムルモノヲ除ク）中命令ノ定ムル所ニ依リ計算シタル金額ヲ超過スル部分ノ金額ニ付テハ法人税法ニ依ル所得、營業税法ニ依ル純益及臨時利得税法ニ依ル利益ノ計算上之ヲ損金ニ算入セズ

政府ニ於テ必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ寄附金審査委員会ノ諮問ヲ經テ前項ノ超過金額ニ対シテ課セラルベキ所得ニ対スル法人税ヲ免除スルコトヲ得

寄附金審査委員会ニ関スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム  
第一条ノ十七 法令、法令ニ基ク命令又ハ行政官庁ノ指導若ハ斡旋ニ依リ昭和十六年十一月一日以後昭和十八年三月三



ラズ左ノ額ニ依ル但シ登録税法ニ依リ算出シタル登録税ノ額ガ左ノ額ヨリ少キトキハ其ノ額ニ依ル

一 会社ノ設立

金銭出資ニ依ル払込株金額及金銭ヲ目的トスル株金以外ノ出資ノ価格ノ千分ノ五ト金銭以外ノ財産ノ出資ニ依ル払込株金額及金銭以外ノ財産ヲ目的トスル株金以外ノ出資ノ価格ノ千分ノ一トノ合計額

二 会社資本ノ増加

金銭出資ニ依ル増資払込株金額及金銭ヲ目的トスル株金以外ノ出資ノ価格ノ千分ノ五ト金銭以外ノ財産ノ出資ニ依ル増資払込株金額及金銭以外ノ財産ヲ目的トスル株金以外ノ出資ノ価格ノ千分ノ一トノ合計額

三 第二回以後ノ株金払込

毎回ノ金銭ニ依ル払込株金額ノ千分ノ五ト金銭以外ノ財産ノ出資ニ依ル払込株金額ノ千分ノ一トノ合計額

四 会社ノ設立資本増加若ハ第二回以後ノ株金払込又ハ事

業ノ設備若ハ事業ノ譲受ノ場合ニ於ケル不動産又ハ船舶ニ関スル権利ノ取得  
不動産又ハ船舶ノ価格ノ千分ノ三

附則

本法ハ昭和十七年四月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ第一条ノ十五ノ規定ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行シ第二十一条ノ二ノ規定施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム  
各事業年度ノ所得ニ対スル法人税、法人ノ各事業年度ノ純益ニ対スル営業税及法人ノ臨時利得税ニ付テハ昭和十七年一月一日以後ニ終了スル事業年度分ヨリ、清算所得ニ対スル法人税及法人ノ清算純益ニ対スル営業税ニ付テハ第一条ノ十七ニ規定スル場合ヲ除クノ外同日以後ニ於テハ解散又ハ合併ニ因ル分ヨリ本法ヲ適用ス

昭和十七年一月一日前ニ支出シタル寄附金及同日以後ニ支出スル寄附金ニシテ同日前ノ約束ニ係ルモノニ付テハ第一条ノ十六第一項ノ規定ニ拘ラズ寄附金審査委員会ノ諮問ヲ經テ法人税法ニ依ル所得、営業税法ニ依ル純益及臨時利得税法ニ依ル利益ノ計算上其ノ全部又ハ一部ヲ損金ニ算入スルコトヲ

得

〔参照〕

昭和十三年三月三十日法律第五十二号臨時租税措置法抄録

第一条 当分ノ内本法ニ依リ所得税、法人税、田畑地租、営業税、砂糖消費税、織物消費税、登録税及臨時利得税ヲ軽減又ハ免除ス

第一条ノ二第一項

法人ノ各事業年度ノ所得中留保シタル金額ガ其ノ事業年度ニ於ケル所得ノ十分ノ三ニ相当スル金額ヲ超過スル場合ニ於テ其ノ超過部分ノ全部又ハ一部ニ相当スル金額ヲ命令ヲ以テ定ムル方法ニ依リ運用スルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ運用金額ニ百分ノ三・六ヲ乗シテ算出シタル金額ニ相当スル法人税ヲ軽減ス

第一条ノ四 左ニ掲グル事項ニ付テハ所得税法ニ依ル所得、法人税法ニ依ル所得、営業税法ニ依ル純益及臨時利得税法ニ依ル利益ノ計算ニ関シ命令ヲ以テ特例ヲ設クルコトヲ得

(左記略ス)

二 租税に関する主要法令

第一条ノ八 本法施行地ニ本店又ハ主たる事務所ヲ有スル

生命保険会社ノ甲種ノ配当利子所得ニ付テハ命令ノ定ム

ル所ニ依リ昭和十四年十二月三十一日以前ヨリ引続キ所有スル株式ニ対スル利益又ハ利息ノ配当ニ限り所得税法

第二十一条ニ規定スル税率百分ノ十ヲ百分ノ六トシタル

場合ノ差減額ニ相当スル分類所得税ヲ軽減ス

明治三十九年四月十一日法律第三十四号ハ国債ニ関スル件ナリ

(5) 戦時緊急措置法ニ基ク税制ノ

適正化ニ関スル件

昭和二〇年七月二〇日 勅令第四二三号

第一条 戦時緊急措置法第一条ノ規定ニ基ク税制ノ適正化ニ関スル措置ニ付テハ本令ノ定ムル所ニ依ル

第二条 配当利子特別税、外貨債特別税、建築税、有価証券移転税、電気瓦斯税、広告税、馬券税及印紙税ハ之ヲ課セズ

第三条 税務署長ハ其ノ年中ノ営業ノ所得、純益又ハ利益金額ガ前年中ノ営業ノ所得、純益又ハ利益金額ニ対シ五割以

上増加スト認ムル者ニ付テハ其ノ年ノ予算ニ依リ所得、純益又ハ利益金額ヲ計算シ甲種ノ事業所得ニ対スル分類所得税、營業税又ハ營業利得ニ対スル臨時利得税ヲ賦課スルコトヲ得

其ノ年一月一日以後新ニ營業ヲ有スルニ至リタル者ニ付亦同シ

前項ノ規定ハ稅務署長ニ於テ其ノ年中ノ不動産所得又ハ乙種ノ事業所得ノ金額ガ前年中ノ不動産所得又ハ乙種ノ事業所得ノ金額ニ対シ五割以上増加スト認ムル者及其ノ年一月一日以後新ニ資産又ハ事業ヲ有スルニ至リタル者ノ不動産所得又ハ乙種ノ事業所得ニ対スル分類所得税ニ付之ヲ準用ス

第四条 稅務署長ハ其ノ年分ノ所得、純益又ハ利得金額ノ決定後其ノ年ノ予算ニ依リ計算シタル其ノ年中ノ營業ノ所得、純益又ハ利益金額ガ其ノ年分ノ營業ノ所得若ハ純益ノ決定金額又ハ利得ノ決定金額ノ基礎タル利益金額ニ対シ五割以上増加スト認ムル者ニ付テハ所得調査委員会ノ調査ニ依ラズシテ其ノ増加スト認ムル所得、純益又ハ利得金額ヲ決定スルコトヲ得

額ヲ決定スルコトヲ得

前項ノ規定ハ稅務署長ニ於テ其ノ年分ノ不動産所得又ハ乙種ノ事業所得ノ金額決定後其ノ年ノ予算ニ依リ計算シタル其ノ年中ノ不動産所得又ハ乙種ノ事業所得ノ金額ガ其ノ年分ノ不動産所得又ハ乙種ノ事業所得ノ決定金額ニ対シ五割以上増加スト認ムル者ニ付之ヲ準用ス

前二項ノ規定ニ依リ所得、純益又ハ利得金額ヲ決定シタルトキハ稅務署長ハ之ヲ納稅義務者ニ通知スベシ  
所得税法第六十七条、第六十八条及第七十一条ノ規定ハ前項ノ規定ニ依リ通知シタル所得、純益又ハ利得金額ニ異議アル場合ニ付之ヲ準用ス

第五条 第三条又ハ前条ノ規定ノ適用ヲ受ケタル者ノ翌年分ノ不動産所得若ハ事業所得ニ対スル分類所得税、營業税又ハ營業利得ニ対スル臨時利得税ノ賦課ニ付テハ第三条ニ該當セザル場合ト雖モ其ノ年ノ予算ニ依リ所得、純益又ハ利益金額ヲ計算スルコトヲ得

第六条 前三条ノ規定ニ依リ決定シタル所得若ハ純益金額又ハ利得金額ノ計算ノ基礎タル利益金額ニ対シ其ノ年中ノ所

得、純益又ハ利益金額ガ三割以上減少シタルトキハ所得、純益又ハ利得金額ヲ更訂ス

前項ノ規定ハ相続、増与又ハ營業繼續ニ因ル所得、純益又ハ利益金額ノ減少ニハ之ヲ適用セズ

第一項ノ規定ノ適用ヲ受ケントスル者ハ所得、純益又ハ利益ニ關スル計算書ヲ添附シ翌年一月三十一日迄ニ其ノ旨所轄稅務署ニ申請スベシ

臨時租稅措置法第一条ノ二十六ノ規定ハ第一項ノ規定ニ依リ所得、純益又ハ利得金額ヲ更訂シタル場合ニ於テハ之ヲ適用セズ

第七条 前四条ノ規定ハ不動産所得又ハ甲種若ハ乙種ノ事業所得ニ該當スル所得ニ対スル綜合所得税ノ賦課ニ付之ヲ準用ス此ノ場合ニ於テハ不動産所得ニ該當スル所得、甲種ノ事業所得ニ該當スル所得及乙種ノ事業所得ニ該當スル所得ノ金額ハ各別ニ之ヲ計算ス

第八条 所得税法第二十四条第一項ノ控除ハ毎月一日現在ノ扶養家族ニ付之ヲ為ス

第九条 甲種ノ勤勞所得ニ対スル分類所得税ノ徵收ニ付テハ

徵收税額二十錢未満ノ端數アルトキハ其ノ端數ヲ切捨ツ

第十条 甲種ノ勤勞所得ニ対スル分類所得税ハ支払者稅務署長ノ承認ヲ受ケ三月分以内ヲ取纏メ納付スルコトヲ得

第十一条 酒税法第三十五条第一項本文、清涼飲料税法第六条第一項本文、砂糖消費税法第七条ノ四第一項本文、物品税法第八条第一項、遊興飲食税法第五条第一項本文、入場税法第六条ノ二第一項本文若ハ第十四条第一項但書又ハ特別行為税法第九条第一項本文ノ申告ノ期限ハ之ヲ翌月末日迄トス

第十二条 酒税、清涼飲料税、砂糖特別消費税、物品税、遊興飲食税、入場税、特別入場税又ハ特別行為税ヲ納付スベキ時期ハ前条、酒税法第三十五条第一項但書若ハ第二項、清涼飲料税法第六条第一項但書、砂糖消費税法第七条ノ四第一項但書、物品税法第八条第二項、遊興飲食税法第五条第一項但書、入場税法第六条ノ二第一項但書若ハ第十四条第一項本文又ハ特別行為税法第九条第一項但書ノ規定ニ依リ申告ト同時トス

第十三条 徵收補助団体ノ代表者ガ第十一条ノ申告書ヲ取纏

メ提出スルトキハ当該団体ノ団員ノ納付スベキ砂糖特別消費税、物品税、遊興飲食税、入場税又ハ特別行為税ヲ取纏メ納付スルコトヲ得

第十四条 遊興飲食税法第二条第三項ノ規定及同法中納税切符ニ関スル規定ハ之ヲ適用セズ

第十五条 大蔵大臣又ハ稅務署長ハ已ムコトヲ得ザル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ國稅ニ付納期若ハ納稅ノ告知ニ關スル特例ヲ設ケ又ハ其ノ徵收ヲ猶予スルコトヲ得

第十六条 本令中配当利子特別稅トアルハ樺太ニ在リテハ利益配當稅及公債及社債利子稅トシ大蔵大臣又ハ稅務署長トアルハ台灣ニ在リテハ台灣總督又ハ州知事若ハ庁長、樺太ニ在リテハ樺太庁長官又ハ樺太庁支庁長トス

附則

本令ハ昭和二十年八月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ台灣ニ在リテハ昭和二十年九月一日ヨリ之ヲ施行ス

第三条及第四条(第七条ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ規定ハ昭和二十年分ノ所得稅、營業稅及臨時利得稅ヨリ之ヲ適用ス

稅務署長ハ分類所得稅、營業稅又ハ營業利得ニ對スル臨時利得稅ノ賦課ニ付昭和二十年分ノ不動產所得、甲種若ハ乙種ノ事業所得、純益又ハ利益金額ガ前年中ノ不動產所得、甲種若ハ乙種ノ事業所得、純益又ハ利益金額ニ對シ五割以上増加スト認ムル者ニシテ第四条ノ規定ニ該當セザルモノノ昭和二十年分ノ不動產所得、甲種若ハ乙種ノ事業所得、純益又ハ利益金額ヲ決定スルコトヲ得

第七條後段及前項ノ規定ハ稅務署長ニ於テ昭和二十年分ノ不動產所得又ハ甲種若ハ乙種ノ事業所得ニ該當スル所得ガ前年中ノ不動產所得又ハ甲種若ハ乙種ノ事業所得ニ該當スル所得ニ對シ五割以上増加スト認ムル者ニシテ第七条ニ於テ準用スル第四条ノ規定ニ該當セザルモノノ昭和二十年分ノ不動產所得又ハ甲種若ハ乙種ノ事業所得ニ該當スル所得ニ對スル綜合所得稅及昭和二十年一月一日以後新ニ資産又ハ事業ヲ有スル

一 滿洲國ニ於ケル事業ヨリ生ズル所得稅法第十条ニ規定スル事業所得ニシテ同國ニ於ケル法令ニ依リ事業所得稅ヲ課スルモノ  
二 滿洲國ニ於テ支払ヲ受クル俸給、給料、年金、恩給(一時金タル恩給ヲ除ク)及賞与並ニ此等ノ性質ヲ有スル給与ニシテ同國ニ於ケル法令ニ依リ勤勞所得稅ヲ課スルモノ  
三 滿洲國ニ於テ支払ヲ受クル一時恩給及退職給与並ニ此等ノ性質ヲ有スル給与ニシテ同國ニ於ケル法令ニ依リ勤勞所得稅ヲ課スルモノ

ニ至リタル者ノ当該資産又ハ事業ヨリ生ズル昭和二十年分ノ不動產所得又ハ甲種若ハ乙種ノ事業所得ニ該當スル所得ニ對スル綜合所得稅ノ賦課ニ付之ヲ準用ス  
第四条第三項及第四項、第五條並ニ第六條ノ規定ハ前二項ノ場合ニ付之ヲ準用ス  
本令施行前ニ課シ又ハ課スベカリシ配當利子特別稅、外貨債特別稅、建築稅、有価証券移轉稅、電氣瓦斯稅、廣告稅、馬券稅、印紙稅及遊興飲食稅ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

(四) 國稅徵收關係法規

(1) 昭和十七年法律第七十四号所得稅等ノ日滿二重課稅防止ニ關スル法律施行ニ關スル件

昭和十七年四月二十八日 勅令 第四五七号

第一条 所得稅法施行地ニ住所ヲ有シ又ハ一年以上居所ヲ有スル個人ノ所得ニシテ左ノ各号ノ一ニ該當スルモノニ付テハ所得稅法ニ依ル分類所得稅ヲ課セズ

二 租稅に關する主要法令

前項ノ規定ニ依リ分類所得税ノ軽減ヲ受ケントスル者ハ所得税法第三十四条ノ規定ニ依ル申告ト同時ニ其ノ旨所轄稅務署ニ申請スベシ

第四条 法人税法施行地ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有スル法人ガ滿洲国ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有スル法人ヨリ受クル利益ノ配当又ハ剰余金ノ分配ニ付各事業年度ニ於テ同国ニ於ケル法令ニ依リ納付シタル資本所得税ニ相当スル金額

第三条 法人税法施行地ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有スル法人ノ各事業年度ノ所得中ニ滿洲国ニ於ケル資産又ハ營業ヨリ生ズル所得アルトキハ其ノ部分ノ所得ニ付テハ臨時租稅措置法第一条ノ五第一項ノ規定ニ拘ラズ法人税法第十六条

(其ノ金額ガ配当金額又ハ分配金額ノ百分ノ六ヲ超ユルトキハ百分ノ六ニ相当スル金額)ハ当該事業年度ノ所得ニ対スル法人稅額ヨリ之ヲ控除ス

第一項ニ規定スル稅率百分ノ二十五ヲ百分ノ十三トシタル場合ノ差減額ニ相当スル法人稅ヲ軽減ス

前項ノ場合ニ於テ控除スベキ金額ハ法人税法ニ依ル所得、營業稅法ニ依ル純益及臨時利得稅法ニ依ル利益ノ計算上之ヲ損金ニ算入セズ

前項ノ規定ニ依ル軽減稅額算出ノ基礎タル法人ノ滿洲国ニ於ケル資産又ハ營業ヨリ生ズル所得金額ニハ法人税法其ノ他ノ法律ニ依リ法人稅ヲ課セラレザルモノノ金額ハ之ヲ算入セズ

前項ノ規定ニ依リ清算所得ニ対スル法人稅額ヨリ控除スベキ金額ハ法人ノ清算純益ノ計算上之ヲ損金ニ算入セズ

第一項ノ規定ニ依リ法人稅ノ軽減ヲ受ケントスル法人ハ法人税法第十八条ノ規定ニ依ル申告ト同時ニ其ノ旨所轄稅務署ニ申請スベシ

法人税法施行規則第十二条ノ規定ハ第一項又ハ第三項ノ場合ニ付之ヲ準用ス

前項ノ場合ニ於テハ滿洲国ニ於ケル資産又ハ營業ヨリ生ズル所得ト其ノ他ノ所得トヲ區別シタル計算書ヲ添附スベシ

第一項又ハ第三項ノ規定ニ依リ控除ヲ受ケントスル法人ハ法人税法第十八条ノ規定ニ依ル申告ト同時ニ其ノ旨所轄稅務署ニ申請スベシ

務署ニ申請スベシ

法人税法施行規則第十三条第二項及第十四条ノ規定ハ前項ノ場合ニ付之ヲ準用ス

第五条 滿洲国ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有スル法人ノ臨時利得稅法施行地ニ於ケル資産又ハ營業ヨリ生ズル利得ニ付テハ臨時利得稅ヲ課セズ

ハ本令施行前ニ合併ヲ為シ若ハ清算ニ着手シタル法人ノ清算所得ニ対スル法人稅ノ第三条第三項及第四条第六項ノ規定ニ依ル申請ハ本令施行ノ日ヨリ十五日以内ニ之ヲ為スベシ

附則

(2) 納稅施設法

昭和一八年三月一五日  
法律 第六四号

第一章 納稅団体

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス  
乙種ノ配当利子所得、事業所得、乙種ノ勤勞所得及乙種ノ退職所得ニ対スル分類所得税ニ付テハ昭和十七年分ヨリ、各事業年度ノ所得ニ対スル法人稅、法人ノ各事業年度ノ純益ニ対スル營業稅及法人ノ臨時利得稅ニ付テハ昭和十七年一月一日以後ニ終了スル事業年度分ヨリ、清算所得ニ対スル法人稅及法人ノ清算純益ニ対スル營業稅ニ付テハ同日以後ノ解散又ハ合併ニ因ル分ヨリ本令ヲ適用ス

第一条 本法ニ於テ納稅団体トハ団体員ノ命令ヲ以テ定ムル租稅公課ノ納付ヲ容易確實ナラシムル為當該租稅公課ノ納付又ハ其ノ納付資金(納稅資金ト称ス以下同シ)ノ管理及當該租稅公課ノ納付ニ関シ必要ナル事業ヲ行フ町内会部落会其ノ他ノ団体ヲ謂フ

第二条第二項ノ規定ニ依ル申請ハ昭和十七年分ニ限り本令施行ノ日ヨリ十五日以内ニ之ヲ為スベシ

本令施行前ニ決算確定シタル法人ノ各事業年度分ノ法人稅又

第二条 町内会部落会以外ノ納稅団体(納稅組合ト称ス以下同シ)ヲ組織シタルトキ又ハ町内会部落会ガ前条ニ規定スル事業ヲ行ハントスルトキハ団体ノ代表者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ規約ヲ稅務署長又ハ市町村長ニ届出ヅベシ規約ヲ變更シタルトキ亦同ジ

二 租稅に関する主要法令

第三条 納税団体ノ管理スル納税資金ハ納税準備金又ハ郵便貯金ヲ以テ之ヲ保有スベシ

第四条 納税団体ノ代表者ハ其ノ事業ニ関スル帳簿ヲ備ヘ命令ヲ以テ定ムル事項ヲ之ニ記載スベシ

第五条 政府ハ予算ノ範囲内ニ於テ納税団体ニ補助金又ハ奨励金ヲ交付スルコトヲ得

第六条 税務署長若ハ其ノ代理官又ハ市町村長必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ納税団体ノ代表者ニ対シ其ノ事業ニ関シ質問ヲ為シ若ハ報告ヲ為サシメ又ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査スルコトヲ得

税務署長又ハ市町村長必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ納税団体ノ代表者ニ対シ規約ノ変更其ノ他監督上必要ナル命令ヲ為スコトヲ得

第二章 法人納税積立金

第七条 法人ハ毎事業年度ノ利益金又ハ剰余金ノ処分ニ当リ法人税其ノ他命令ヲ以テ定ムル租税ニ付命令ノ定ムル所ニ依リ納税積立金ヲ積立ツベシ

納税積立金ハ当該事業年度分ノ前項ニ規定スル租税ノ納付

ニ充ツル場合ヲ除クノ外之ヲ使用スルコトヲ得ズ但シ命令ノ定ムル所ニ依リ税務署長ノ承認アリタル場合又ハ納税積立金ガ前項ニ規定スル租税ノ額ヲ超過スル場合ニ於ケル其ノ超過額ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第八条 納税積立金ハ命令ノ定ムル所ニ依リ納税準備預金ヲ以テ之ヲ保有スベシ

納税積立金中納税準備預金ヲ以テ保有スベキ割合ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第九条 税務署長ハ命令ノ定ムル所ニ依リ前条ノ規定ニ依リ義務ノ全部又ハ一部ヲ免除スルコトヲ得

第三章 納税準備預金

第十条 本法ニ於テ納税準備預金トハ命令ヲ以テ定ムル租税公課ノ納付ニ充ツル為命令ヲ以テ定ムル金融機関（指定金融機関ト称ス以下同シ）ニ預入レタル預金又ハ貯金ヲ謂フ

第十一条 指定金融機関ハ他ノ法律ニ拘ラズ納税準備預金ヲ受入ルルコトヲ得

第十二条 納税準備預金ハ第十条ニ規定スル租税公課ノ納付ニ充ツル場合其ノ他命令ヲ以テ定ムル場合ヲ除クノ外之ヲ

引出スコトヲ得ズ

第十三条 納税準備預金ヲ引出シ第十条ニ規定スル租税公課ノ納付ニ充テントストキハ納税告知書其ノ他納付ニ必要ナル書類ヲ指定金融機関ニ提出シ租税公課ノ納付ヲ委託スベシ

指定金融機関ハ正当ノ事由ナクシテ前項ノ委託ヲ拒ムコトヲ得ズ

第十四条 納税準備預金ハ之ヲ譲渡スルコトヲ得ズ

第十五条 納税準備預金ハ命令ヲ以テ定ムル場合ヲ除クノ外之ヲ差押フルコトヲ得ズ

第十六条 納税準備預金ノ利子ニ付テハ命令ノ定ムル所ニ依リ甲種ノ配当利子所得ニ対スル分類所得税ヲ免除ス

第四章 租税ノ貯蓄納付

第十七条 命令ヲ以テ定ムル租税ノ納税者命令ノ定ムル所ニ依リ当該租税額ノ百分ノ三百以内ノ金額ヲ貯蓄シタルトキハ当該租税ノ納付アリタルモノトス

第十八条 前条ノ貯蓄（戦時納税貯蓄ト称ス以下同シ）ハ政府之ヲ管掌ス

二 租税に関する主要法令

第十九条 戦時納税貯蓄ヲ為シタル者ニ対シテハ戦時納税貯蓄証書ヲ交付ス

第二十条 戦時納税貯蓄ハ命令ノ定ムル所ニ依リ当該貯蓄ヲ為シタル日ノ属スル日ノ始ヨリ起算シ二十年以内ニ之ヲ払戻スモノトス

第二十一条 戦時納税貯蓄ハ之ヲ譲渡スルコトヲ得ズ但シ命令ノ定ムル所ニ依リ日本銀行ニ譲渡スルハ此ノ限ニ在ラズ

第二十二条 戦時納税貯蓄ノ払戻請求権ノ消滅時効ハ十年ヲ以テ完成ス

第二十三条 政府ハ命令ノ定ムル所ニ依リ戦時納税貯蓄ニ関スル事務ヲ市町村、日本銀行其ノ他命令ヲ以テ定ムル者ヲシテ取扱ハシムルコトヲ得

国税徴収法第五条第一項及第八条ノ規定ハ市町村ノ収納スル戦時納税貯蓄ノ収入金ニ付之ヲ準用ス

政府ハ第一項ノ規定ニ依リ事務ノ取扱ヲ為ス者ニ対シ其ノ費用トシテ命令ノ定ムル所ニ依リ交付金ヲ交付スルコトヲ得

第二十四条 戦時納税貯蓄ノ収入金ハ第十七条ノ当該租税額

ニ相当スル金額ニ付テハ之ヲ当該租税収入トス  
戦時納税貯蓄ノ収入金ハ前項ノ租税収入タルモノヲ除クノ  
外之ヲ公債ノ発行ニ依ル収入金ト看做シ大東亞戦争ニ関ス  
ル臨時軍事費ノ財源ニ充ツルモノトス

二 第八条ノ規定ニ違反シ納税積立金ヲ納税準備預金ヲ以  
テ保有セザルトキ  
第二十八条 左ノ場合ニ於テハ納税団体ノ代表者ヲ三百円以  
下ノ過料ニ処ス

第二十五条 戦時納税貯蓄ノ収入金額ハ之ヲ昭和十二年法律  
第八十四号ニ依ル公債ノ発行額ト看做ス此ノ場合ニ於テハ  
第十七条ノ当該租税額ニ相当スル金額ハ之ヲ公債ノ発行価  
格差減額ト看做ス

一 第三条ノ規定ニ違反シ納税資金ヲ納税準備預金又ハ郵  
便貯金ヲ以テ保有セザルトキ  
二 第六条第二項ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタルトキ  
第二十九条 左ノ場合ニ於テハ納税団体ノ代表者ヲ百円以下  
ノ過料ニ処ス

国債整理基金特別会計法ノ適用ニ付テハ戦時納税貯蓄ハ之  
ヲ国債ト看做ス但シ同法第二条第二項ノ規定ノ適用ニ付テ  
ハ此ノ限ニ在ラズ

一 本法ニ依ル届出ヲ為サザルトキ  
二 第四条ノ規定ニ依ル帳簿ノ記載ヲ為サズ又ハ虚偽ノ記  
載ヲ為シタルトキ

第五章 雜則

第二十六条 納税団体ノ業務、納税準備預金及戦時納税貯蓄  
ニ関スル書類ニハ印紙税ヲ課セズ

三 第六条第一項ノ規定ニ依ル稅務署長若ハ其ノ代理官又  
ハ市町村長ノ質問ニ対シ答弁ヲ為サズ又ハ虚偽ノ陳述ヲ  
為シタルトキ

第二十七条 左ノ場合ニ於テハ法人ノ代表者ヲ千円以下ノ過  
料ニ処ス

四 第六条第一項ノ規定ニ違反シ報告ヲ為サズ若ハ虚偽ノ  
報告ヲ為シ又ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ノ検査ヲ拒ミ、妨  
ゲ若ハ忌避シタルトキ

一 第七条ノ規定ニ違反シ納税積立金ヲ積立テズ又ハ納税  
積立金ヲ使用シタルトキ

第三十条 市制第六条又ハ第八十二条第三項ノ市ニ於テハ本  
法中市長ニ関スル規定ハ区長ニ之ヲ適用ス

(3) 戦時災害国税減免法

昭和十七年二月二十六日  
法律第七三三號

町村制ヲ施行セザル地ニ於テハ本法中町村ニ関スル規定ハ  
町村ニ準ズベキモノニ、町村長ニ関スル規定ハ町村長ニ準  
ズベキモノニ之ヲ適用ス

第三十一条 本法ニ規定スルモノノ外納税団体、法人納税積  
立金、納税準備預金及戦時納税貯蓄ニ関シ必要ナル事項ハ  
命令ヲ以テ之ヲ定ム

附則

本令施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム  
法人納税積立金ニ付テハ昭和十八年十月一日以後終了スル事  
業年度分ヨリ本法ヲ適用ス

第二条 政府ハ戦時災害ニ因ル被害者ノ納付スベキ国税ニ付  
勅令ノ定ムル所ニ依リ課税標準ノ計算ニ関スル特例ヲ設ク  
ルコトヲ得

本法施行ノ際現ニ第一条ニ規定スル事業ヲ行フ町内会部落会  
其ノ他ノ団体ノ代表者ハ本法施行ノ日ヨリ二月以内ニ命令ノ  
定ムル所ニ依リ規約ヲ稅務署長又ハ市町村長ニ届出ヅベシ

第三条 政府ハ戦時災害アリタル地方ニ於テ納付スベキ国税  
竝ニ戦時災害ニ因ル被害者ノ納付スベキ国税及戦時災害ニ  
因ル被害物件ニ対シ課セラルベキ国税ニ付勅令ノ定ムル所  
ニ依リ課税ニ関スル申告及申請竝ニ納期ニ関スル特例ヲ設  
クルコトヲ得

第四条 政府ハ戦時災害アリタル地方ニ於テ納付スベキ国税

竝ニ戦時災害ニ因ル被害者ノ納付スベキ国税及戦時災害ニ  
因ル被害物件ニ対シ課セラルベキ国税ニ付勅令ノ定ムル所  
ニ依リ其ノ徴収ヲ猶予スルコトヲ得

第五条 第一条ノ規定ニ依リ軽減又ハ免除セラルル国税ハ法  
令上ノ納税資格要件ニ関シテハ軽減又ハ免除セラレザルモ  
ノト看做ス

第六条 樺太ニ於テハ本法ノ施行ニ関シ必要アルトキハ勅令  
ヲ以テ別段ノ定ヲ為スコトヲ得

附則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(五) 関税関係法規

(1) 関税法戦時特例

昭和一八年四月二三日  
勅令第三九六号

第一条 戦時行政特例法及許可認可等臨時措置法ニ基ク関税  
法ノ特例ハ本令ノ定ムル所ニ依ル

第二条 外国貿易船開港ニ入港シタル場合ニ於テハ関税法第

十条ノ規定ニ依ル艀口申告書及船用品目録ノ提出竝ニ船舶  
国籍証書及仕出港ノ出港免状又ハ之ニ代ルベキ書類ノ預入  
ハ之ヲ為スヲ要セズ

第三条 外国貨物ヲ積載セル船舶積荷目録又ハ運送目録ノ提  
出前貨物ノ積卸ヲ為サントスル場合ニ於テハ関税法第十二  
条ノ規定ニ依ル税関長ノ認許ハ之ヲ受クルヲ要セズ

第四条 外国貨物ヲ積載セル船舶日没ヨリ日出迄ノ間又ハ税  
関ノ休日ニ貨物ノ積卸ヲ為サントスル場合ニ於テ予メ税関  
ニ其ノ旨ノ届出ヲ為シタルトキハ関税法第十七条ノ規定ニ  
依ル税関長ノ特許ハ之ヲ受クルヲ要セズ

第五条 日没ヨリ日出迄ノ間又ハ税関ノ休日ニ貨物ヲ保税地  
域ニ搬入シ若ハ保税地域ヨリ搬出シ又ハ保税地域内ニ於テ  
貨物ノ取扱ヲ為サントスル場合ニ於テ予メ税関ニ其ノ旨ノ  
届出ヲ為シタルトキハ関税法第二十六条ノ規定ニ依ル税関  
長ノ特許ハ之ヲ受クルヲ要セズ

第六条 外国貨物ハ関税法第三十九条第一項ニ規定スル場合  
ノ外税関官署ノ所在地間ニ之ヲ運送スルコトヲ得此ノ場合  
ニ於テハ税関ニ其ノ旨ノ申告ヲ為シ免許ヲ受クベシ

(2) 関税定率法中改正

大正一五年三月二九日  
法律第三六号

第七条 関税法第三十九条ノ二及第三十九条ノ五第一項但書  
ノ規定ハ之ヲ適用セズ

第四条 本邦ノ船舶、生産品若ハ輸出品又ハ本邦ヲ通過シタ  
ル物品ニ対シ他国ノ船舶、生産品若ハ輸出品又ハ他国ヲ通

第八条 内国貨物ハ関税法第四十条第一項ニ規定スル場合ノ  
外外国貿易船ニ積載シ之ヲ運送スルコトヲ得此ノ場合ニ於  
テハ税関ニ其ノ旨ノ申告ヲ為シ免許ヲ受クベシ

過シタル物品ヨリモ不利益ナル取扱ヲ為ス国ノ生産品若ハ  
輸出品又ハ其ノ国ヲ通過シタル物品ニ対シテハ勅令ヲ以テ

第九条 第六条及前条ノ運送貨物運送先ニ到達シタル時ハ船  
長又ハ陸路運送人ハ直ニ運送目録ヲ税関ニ提出スベシ

物品ヲ指定シ別表ニ定メタル関税ノ外其ノ物品ノ價格ト同  
額以下ノ関税ヲ課スルコトヲ得

第十条 外国貿易船ハ関税法第九十八条ニ規定スル場合ノ外  
税関長ノ特許ヲ得テ不開港ニ出入スルコトヲ得

第七条中第六号、第十号、第十一号、第十五号、第二十号及  
第二十二号ヲ左ノ如ク改ム

第十一条 税関長ノ承認ヲ受ケタル外国貿易船命令ヲ以テ定  
ムル不開港ニ出入セントスル場合ニ於テ予メ税関ニ其ノ旨  
ノ届出ヲ為シタルトキハ関税法第九十八条及前条ノ規定ニ  
依ル税関長ノ特許ヲ得ズシテ当該不開港ニ出入スルコトヲ  
得

附則

本令ハ昭和十八年五月一日ヨリ之ヲ施行ス

六 本邦ニ派遣セラレタル外国ノ大使、公使其ノ他之ニ準  
スヘキ使節ニ属スル自用品及在本邦外国大使館又ハ公使  
館ニ属スル公用品但シ本邦ヨリ派遣シタル大使、公使其  
ノ他之ニ準スヘキ使節ニ属スル自用品又ハ本邦大使館若  
ハ公使館ニ属スル公用品ニ対シ免税ニ制限ヲ附スル国ニ  
付テハ相互条件ニ依ル

十 官立、公立ノ学校、博物館、物品陳列所等ノ营造物及

命令ヲ以テ指定シタル私立ノ学校ニ陳列スル標本又ハ参  
考品ニシテ大蔵大臣ノ認許シタルモノ

十一 慈善又ハ救恤ノ為ニ寄贈セラレタル給与品及孤児

院、養老院、施療病院等ノ慈善団体ニ寄贈セラレタル物

品ニシテ直接慈善ノ用ニ供スルモノ

十五 在外軍隊、軍艦又ハ公館ヨリ返還シタル物品

二十 外国航行ノ艦船ニ船用ノ為引渡ス物品但シ第十条ニ

掲クル物品ヲ除ク

二十二 本邦ヨリ出港シタル船舶ニ搭載シタル輸出貨物ニ

シテ該船舶難破シタル為積戻リタルモノ但シ第八条又ハ

第九条ニ依リ輸入税ノ免除又ハ払戻ヲ受ケタル物品ヲ除

ク

第七条第十一号ノ次ニ左ノ一号ヲ加フ

十一ノ二 社寺、教会又ハ礼拝堂ニ寄贈セラレタル式典用

具及礼拝用具

第八条第六号ノ次ニ左ノ一号ヲ加フ

六ノ二 製作見本品トシテ輸入スルモノ

第九条第二項ヲ左ノ如ク改ム

輸入原料品ニシテ茶鉛、厚〇・一七ミリメートルヲ超エサ

ル亜鉛薄板又ハ命令ヲ以テ指定シタル油又ハ油槽ノ製造ニ

使用スルモノニハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ輸入税ノ全部

又ハ一部ノ免除又ハ払戻ヲ為スコトヲ得

別表ヲ左ノ如ク改ム

(別表)(略)

〔明治大正財政史第八卷関税四六六一五二七頁参照〕

関税率法中改正

昭和二年八月一〇日  
法律 第五五号

第七条第四号ノ二ヲ削リ同条第十二号ヲ左ノ如ク改ム

十二 政府ノ専売品又ハ酒精ノ製造ニ供スル原料品ニシテ

政府ノ輸入ニ係ルモノ

第七条ニ左ノ一号ヲ加フ

二十四 命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ認許ヲ受ケ輸入スル

航空機又ハ航空機用ノ発動機若ハプロペラ

第九条第二項中「輸入原料品ニシテ」ノ下ニ「纖維素バル

ブ、」ヲ加フ

別表輸入税表中左ノ如ク改ム  
第一百十二号ヲ左ノ如ク改ム

一二三 砒油	一 石炭又ハ油母頁岩ヨリ 製造シタルモノ	無	税
	二 其ノ他		
	甲 原油及重油		
	撰氏十五度ニ於ケル比		
	重		
	イ 〇・九三四ヲ超エ タルモノ	毎キロリ ツトル	六・七五
	ロ 〇・九〇四ヲ超エ タルモノ	毎キロリ ツトル	一〇・三〇
	ハ 〇・八六〇ヲ超エ タルモノ	毎キロリ ツトル	一八・〇〇
	ニ 其ノ他	毎キロリ ツトル	二二・四〇
	但シ蒸餾法ニ依リ 撰氏二百十五度迄 ニ餾出スル油液ノ 原液ノ容量ニ対ス ル百分率四十ヲ超 エタルモノハ四十		

以上一ヲ増ス毎ニ 一キロリツトルニ 付三十銭ヲ加フ	乙 其ノ他(動植物性ノ 油及脂、石鹼、酒精 等ヲ含有スルモノヲ 含ム)		
撰氏十五度ニ於ケル比	重		
乙ノ一 〇・八〇一七 ヲ超エサルモ ノ	乙ノ二 〇・八四九八 ヲ超エサルモ ノ	毎キロリ ツトル	四六・二〇
乙ノ三 其ノ他	イ 融解点撰氏十五 度ヲ超エサルモ ノ	毎キロリ ツトル	四一・〇〇
ロ 其ノ他	ノ	毎キロリ ツトル	七一・二〇
第二百七号ノ次ニ左ノ一号ヲ加フ	二〇七 ノ二 石炭ガス	毎百キロ グラム	八・三〇

第十一類中「製紙用パルプ」ヲ「纖維素パルプ」ニ改ム  
 第三百六十二号第二項乙イ中「毎百斤」ヲ削リ「一・〇〇」ヲ  
 「無税」ニ改ム

第四百七十二号ノ二ヲ削ル

第五百六十三号中「五割」ヲ「七割」ニ改ム

第五百六十四号ヲ左ノ如ク改ム

五六四 自動車部分品(原動力機ヲ除ク)

一 シヤン	甲 輪距二百五十七センチメートルヲ超エサルモノ	毎百斤	一五四・五
乙 其ノ他	二 車枠、車輪、前部撥条及後部撥条	毎百斤	四四・四二
三 機関覆、燃料槽、昇降段(エプロン付ノモノヲ含ム)及緩衝器	毎百斤	一四・七	
四 前車軸(ハツブ付ノモノヲ含ム)、消音器及タイヤーリム	毎百斤	二四・六一	
			三〇・二六

五 後車軸(ハツブ付ノモノヲ含ム)、車体用型付鉄板、前扉及後扉	毎百斤	四一・三〇
六 変速装置、轉向輪、換向齒車及計器盤(計器ヲ附シタルモノヲ除ク)	毎百斤	六三・九九
七 自在接手及振動減器	毎百斤	八六・〇八
八 差動齒車	毎百斤	九二・九二
九 変速齒車	毎百斤	一三八・三〇
十 其ノ他	從 價	六 割

第五百七十七号第二項ヲ第三項トシ第一項ヲ左ノ如ク改ム

一 自動車用ノモノ	毎百斤	四八・〇〇
二 自転車用ノモノ	從 價	三割五分

第六百五号第八項ヲ左ノ如ク改ム

八 針布	甲 皮革ヲ用キタルモノ	毎百斤	一一〇・〇〇
乙 其ノ他	毎百斤	六〇・六〇	

同第十四項ヲ左ノ如ク改ム

十四 軸受及同部分品	甲 軸受	從 價	三 割
乙 ペアリングボール	毎百斤	三七・〇〇	

丙 其ノ他  
 十五 其ノ他  
 第六百七号ノ二中「〇・六〇」ヲ「一・六五」ニ改ム  
 第六百四十六号ノ次ニ左ノ一号ヲ加フ  
 六四六  
 二 変性糖蜜  
 從 價 二 割  
 從 價 五 分

附則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本法施行前第七条第四号ノ二ノ規定ニ依リ輸入税ノ免除ヲ受ケタル物品ニ付テハ仍従前ノ例ニ依ル

〔参照〕

明治四十三年四月十五 法律第五十四号関稅定率法抄録

第七条 左ノ物品ニハ輸入税ヲ免ス

四ノ二 直接燃料ニ供スル砒油ニシテ撰氏十五度ニ於ケル比重〇・九〇四ヲ超エタルモノ但シ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ許可ヲ受ケ輸入スルモノニ限ル

十二 政府ノ輸入ニ係ル政府ノ専売品

第九条第二項

輸入原料品ニシテ機械用若ハ工業用ニ供スル為形ツクリ

二 租税に関する主要法令

タル貴石、茶鉛、厚〇・一七ミリメートルヲ超エサル亜鉛薄板又ハ命令ヲ以テ指定シタル油又ハ油槽ノ製造ニ使用スルモノニハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ輸入税ノ全部又ハ一部ノ免除又ハ払戻ヲ為スコトヲ得

関稅定率法中改正

昭和十三年三月三十一日 法律第六十三号

第九条第二項中「輸入原料品ニシテ」ノ下ニ「製帽用兔毛、」ヲ加フ

別表輸入税表中左ノ如ク改ム

第五百五十号ノ二ヲ左ノ如ク改ム

五五〇 金錢登録機、計算機其ノ他類ノ二 似ノモノ及同部分品	從 價	五 割
第六百十二号第一項己ノ四ヲ左ノ如ク改ム		

己ノ四	モミ属(トドマツ等)、タウヒ属(エゾマツ、スプル)
-----	---------------------------

九五三

ス等)、マツ属 (紅松等)及 カラマツ属 (落葉松等)		
イ マツ属(紅松等)		無 税
ロ 其ノ他		
ロノ一 厚二百ミ		
リメートル		
ルヲ超エ	毎立方メ	四・四五
サルモノ		
ロノ二 其ノ他		
(丸太及 割材ヲ含ム)	毎立方メ	二・七〇

第六百二十号中「ヴァナヂウム」ヲ「ワナヂウム、鉄」ニ改ム

附 則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〔参照〕

明治四十三年<sup>四月十五</sup>日公布 法律第五十四号関稅定率法抄録

第九条第二項

輸入原料品ニシテ纖維素バルブ、機械用若ハ工業用ニ供

スル為テツクリタル貴石、茶鉛、厚〇・一七ミリメートル  
ルヲ超エサル亜鉛薄板又ハ命令ヲ以テ指定シタル油又ハ  
油槽ノ製造ニ使用スルモノニハ命令ノ定ムル所ニ依リ其  
ノ輸入税ノ全部又ハ一部ノ免除又ハ払戻ヲ為スコトヲ得

関稅定率法中改正

昭和一四年三月三一日  
法律第五六号

関稅定率法別表輸入税表中左ノ通改正ス

第十七号ノ二ヲ左ノ如ク定ム

一七ノ二 粟、黍及稗	每百斤	〇・五〇
一 粟		無 税
二 其ノ他		無 税

第二十一号第四項中「每百斤」ヲ削リ「〇・六五」ヲ「無 税」

ニ改ム

第二十三号中「每百斤」ヲ削リ「〇・五〇」ヲ「無 税」ニ

改ム

第二十四号中「每百斤」ヲ削リ「〇・五〇」ヲ「無 税」ニ

改ム

第二十七号ノ二中「從 價」ヲ削リ「一 割」ヲ「無 税」ニ改ム

第九十七号中「蓖麻子油」ヲ「ヒマシ油」ニ改メ同号第一項中「每百斤」ヲ削リ「二・二〇」ヲ「無 税」ニ改ム

第三百号中「每百斤」ヲ削リ「二・二五」ヲ「無 税」ニ改ム

附 則

本法施行ノ期日ハ各規定ニ付勅令ヲ以テ之ヲ定ム

関稅定率法中改正

昭和一六年三月二五日  
法律第七六号

第三条ノ二 本邦ニ近接スル地域ノ生産品ニ対シ必要アルト  
キハ勅令ヲ以テ地域及物品ヲ指定シ關稅ヲ低減又ハ免除ス  
ルコトヲ得

第五条ノ二第一項中「不当廉売審査委員会ノ審査ヲ經テ」ヲ  
削ル

第七条第四号中「燃料用砒油」ヲ「炭化水素油」ニ改ム

第九条第二項中「命令ヲ以テ指定シタル」ノ下ニ「酒精、」

別表輸入税表中左ノ如ク改ム

第四十号ヲ左ノ如ク改ム

四〇 砂糖

一 蔗糖ノ重量全重量ノ百分ノ八十六ヲ超エサルモノ	每百斤	三・三五
二 蔗糖ノ重量全重量ノ百分ノ九十九・五ヲ超エサルモノ	每百斤	三・九五
三 其ノ他	每百斤	五・三〇

第一百十二号ヲ左ノ如ク改ム

一二二 炭化水素油(別号ニ掲ケサルモノ)		
一 原油、重油及粗油		
撰氏十五度ニ於ケル比重		
甲 〇・九三四ヲ超エタルモノ	毎キロリ	七・〇〇
乙 〇・九〇四ヲ超エタルモノ	毎キロリ	一・〇〇

二 租税に関する主要法令

丙	〇・八六〇ヲ超エタルモノ	毎キロリ ツトル	二〇・〇〇
丁	其ノ他 但シ蒸餾法ニ依リ撰氏二百十五度迄ニ餾出スル油液ノ原液ノ容量ニ対スル百分率四十ヲ超エタルモノ ハ四十以上一ヲ増ス 毎ニ一キロリツトル ニ付三十銭ヲ加フ	毎キロリ ツトル	二四・〇〇
二	其ノ他(動植物性ノ油及脂、石鹼、酒精等ヲ含有スルモノヲ含ム) 撰氏十五度ニ於ケル比重 甲 〇・八〇一七ヲ超エサルモノ 乙 〇・八四九八ヲ超エサルモノ 丙 其ノ他 イ 融解点撰氏十五度ヲ超エサルモノ ロ 其ノ他	毎キロリ ツトル 毎キロリ ツトル 毎キロリ ツトル 毎キロリ ツトル 毎百キログラム	四七・〇〇 四二・〇〇 七二・〇〇 九・〇〇

附則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス但シ第七条第四号及別表輸入税表番号百十二号ノ改正規定並ニ附則第二項及第三項後段ノ規定施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム  
大正十四年法律第五十一号ハ之ヲ廃止ス  
昭和七年法律第四号別表輸入税表番号第四十号ノ項中「二和蘭標本色相第二十二号未満ノモノ」ヲ削リ同第百十二号ノ項ヲ左ノ如ク改ム

一一二 炭化水素油(別号ニ掲ケサルモノ)

(参照)

明治四十三年四月十五日公布 法律第五十四号関稅定率法抄録

第五条ノ二第一項

不当廉売品ノ輸入又ハ輸入品ノ不当廉売ニ因リ本邦ニ於ケル主要産業カ危害ヲ被ルノ虞アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ不当廉売審査委員会ノ審査ヲ經テ当該物品ヲ指定シ之ニ対シ期間ヲ定メ別表ニ定ムル関稅ノ外其ノ正当價格ト同額以下ノ関稅ヲ課スルコトヲ得

第七条 左ノ物品ニハ輸入税ヲ免ス

四 政府ノ輸入ニ係ル燃料用砒油

第九条第二項

輸入原料品ニシテ製帽用兎毛、纖維素バルブ、機械用若ハ工業用ニ供スル為形ツクリタル貴石、茶鉛、厚〇・一七ミリメートルヲ超エサル亜鉛薄板又ハ命令ヲ以テ指定シタル油又ハ油槽ノ製造ニ使用スルモノニハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ輸入税ノ全部又ハ一部ノ免除又ハ払戻ヲ為スコトヲ得

大正十四年六月十八日公布 法律第五十一号ハ関東州ノ生産ニ係ル物品ノ輸入税免除等ニ関スル件及昭和七年六月十六日公布 法律第四号ハ輸入税ノ従量税率ニ関スル件ナリ

(3) 関稅法及関稅定率法等ノ朝鮮ニ於ケル

特例ニ關スル法律中改正

昭和二年八月一二日 法律第六七号

第二条第一号中「面」ヲ「邑面」ニ改メ同条第六号ヲ第九号トシ同条第五号ノ次ニ左ノ三号ヲ加フ

六 第四号ノ車輛ニシテ破損シタルモノ並ニ其ノ解体材料及

二 租稅に關する主要法令

備品、附屬品

七 朝鮮總督ノ定ムル陸接国境隣接地域内ノ住民カ朝鮮總督ノ定ムル所ニ依リ加工又ハ修繕ノ為輸出シタル物品ニシテ輸出ノ日ヨリ六月内ニ再輸入スルモノ

八 朝鮮ニ於テ揮發油ニ混入スヘキアルコールノ製造ニ供スル原料品但シ朝鮮總督ノ定ムル所ニ依リ其ノ認可ヲ受ケ輸入スルモノニ限ル

第二条ノ二 陸接国境ヲ經テ朝鮮ニ輸入シタル左ノ物品ニシテ輸入ノ日ヨリ一年内ニ再輸出スルモノニハ輸入税ヲ免除ス但シ輸入ノ際税金ニ相当スル担保ヲ提供セシムルコトヲ得

一 鐵道車輛及其ノ備品、附屬品但シ朝鮮總督ノ認可ヲ受ケ輸入スルモノニ限ル

二 朝鮮總督ノ定ムル陸接国境隣接地域内ニ於テ使用スル物品但シ朝鮮總督ノ指定シタルモノニ限ル

第三条第一項中「三万五千吨」ヲ「十万吨」ニ改メ「製鉄事業」ノ下ニ「又ハ砂鉄若ハ朝鮮總督ノ定ムル鉄鉱ノ製鍊ヲ目的トスル特殊ノ設備ヲ以テ営ム製鉄事業」ヲ加フ

第七条ノ二 雄基港、羅津港及清津港ニ於テ税関長カ外国貨物ヲ藏置シ得ヘキ場所トシテ指定シタル場所ニ於テハ朝鮮總督ノ定ムル所ニ依リ税関長ノ許可ヲ得テ貨物ノ改装仕分及混合ヲ為スコトヲ得

第八条中「面事務所」ヲ「邑面事務所」ニ、「面」ヲ「邑面」ニ改ム

附則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〔参照〕

大正九年八月七日法律第五十三号 關稅法及關稅定率法等ノ朝抄録

第二条 朝鮮ニ輸入スル左ノ物品ニハ輸入税ヲ免除ス

- 一 国、道、府、面其ノ他ノ公共団体又ハ朝鮮總督ノ指定スル産業ニ關スル法人ノ輸入スル播種用ノ種子
- 四 旅客又ハ貨物ヲ運搬スル為國境ヲ出入スル車輛其ノ他ノ運搬具及其ノ備品、附屬品

第三条第一項

一ノ場所ニ於テ一年三万五千疋以上ノ製銃能力及一年三万五千疋以上ノ製鋼能力ヲ有スル設備ヲ以テ營ム製銃事

業ノ為必要ナル器具、機械其ノ他ノ材料ヲ朝鮮總督ノ認可ヲ受ケ朝鮮ニ輸入スルトキハ朝鮮總督ノ定ムル所ニ依リ輸入税ヲ免除ス

第八条 朝鮮ニ於テハ關稅法又ハ關稅定率法中大藏大臣トアルハ朝鮮總督、市町村役場トアルハ府庁又ハ面事務所、市町村吏員トアルハ府ノ官吏若ハ吏員又ハ面ノ吏員、國稅徵收法トアルハ國稅徵收令トス

(4) 輸入税ノ從量税率ニ關スル法律

昭和七年六月一日 法律 第四号

關稅定率法別表輸入税表ニ定メタル從量税率ハ当分ノ内之ヲ其ノ百分ノ百三十五トス但シ同輸入税表ニ掲グル物品ニシテ本法ノ別表ニ掲グルモノノ從量税率ハ此ノ限ニ在ラズ前項ノ規定ニ依ル從量税率ニ一錢未滿ノ端數アルトキハ其ノ端數ハ之ヲ切捨ツ

附則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(別表)

輸入税表 番号 品名

- 一六 小麦
- 一八 高粱
- 一九 玉蜀黍
- 二二 穀粉及澱粉類
  - 一 小麦粉
- 五三 バター、人造バター及ギー
- 五五 コンデンスドミルク
- 一一四 パラフィン
  - 一 融解点摂氏四十五度ヲ超ニサルモノ
  - 乙 其ノ他

- 一四九 黄燐、赤燐、及硫化燐
- 一七六 クロール酸加里
- 二五五 カーボンブラック
- 二五九 ピッチ及アスファルト
- 二五九ノ二 コールタール、ピッチ又ハアスファルトノ製品
- ニシテ道路修築用ノモノ
- 三六二 印刷料紙
  - 二 其ノ他
  - 乙 其ノ他

二 租税に關する主要法令

- 四一八 石絨及別号ニ掲ケサル石絨製品
  - 二 絲
  - 三板
    - 甲 謄謨入ノモノ
    - 四 其ノ他

- 四六二 鉄(別号ニ掲ケタル特殊鋼ヲ除ク)
  - 一 塊及錠
  - 甲 銑鉄
  - 四 ワイヤロッド(巻キタルモノ)
- 四六三ノ二 マグネシウム
- 四九九 刃物(別号ニ掲ケサルモノ)
  - 二 其ノ他
  - 丙 剃刀
    - ロ 其ノ他
    - ロノ一 安全剃刀用ノ刃

- 五二七 懐中時計部分品
  - 八 其ノ他
  - 乙 其ノ他
  - イ 地板

- ロ 調整輪
- ハ 制動杆
- ニ 受板
- ホ 撓条匣

五四九 医療器、オーソペチックインストルメント及同部分品(別号ニ掲ケサルモノ)

一 陶歯

甲 金属製ノ釘ヲ用キタルモノ

六〇五 機械部分品(別号ニ掲ケサルモノ)

二 ロール及ローラー

甲 鉄製ノモノ

甲ノ二 其ノ他

ホ 其ノ他

十 箎(金属製ノモノ)

六一二 木材

一 単ニ切り、挽キ又ハ割りタルモノ

己 パイン、ファー、シダー其ノ他ノ針葉樹

己ノ五 其ノ他(ドクラスファー等)

イ 厚六十ミリメートルヲ超エサルモノ

ロ 厚二百ミリメートルヲ超エサルモノ

ハ 厚二百ミリメートルヲ超エタルモノ

ニ 丸太及割材  
 ニノ二 其ノ他  
 六三二ノ二 層及故ノセリユロイド(改造用ノミニ適スルモノ)

(5) 昭和十六年勅令第八百五号関稅定率法

第三条ノ二ノ規定ニ依ル輸入税ノ免除

等ニ關スル件中改正

昭和一八年六月二十九日  
 勅令第五四四号

第二条中「免除シ本令別表丙号ニ掲グルモノノ輸入税ハ関稅定率法別表輸入稅表ニ依ラズ本令別表丙号ニ依ル」ヲ「免除ス」ニ改ム

第三条中「前二条」ヲ「前三条」ニ改メ同条ヲ第四条トス

第三条 関稅定率法別表輸入稅表ニ掲グル物品ニシテ中華民國ノ生産ニ依リ本令別表丙号ニ掲グルモノノ輸入税ハ之ヲ

免除シ本令別表丁号ニ掲グルモノノ輸入税ハ大正十三年法律第二十四号及関稅定率法別表輸入稅表ニ依ラズ本令別表

丁号ニ依ル

附則第二項ヲ削ル

別表甲号中左ノ如ク改ム

輸入稅表番号第二十一号ノ項ヲ左ノ如ク改ム

二二 豆類

一 大豆

二 小豆

三 蚕豆

五 豌豆

六 落花生

鳥獸肉類

一 生鮮ナルモノ

丙 豚肉

一〇〇 落花生油

同第一百一号ノ項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

一〇二 棉子油

同第一百十二号ノ項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

一四一ノ二 甘草越幾斯

同第二百二十九号ノ内ノ項ヲ左ノ如ク改ム

二二九ノ内

黄耆、黄芩、牛膝、延胡索、蟾酥其ノ他類似ノ生薬、アルミナ及苦汁

二 租稅に關する主要法令

同第四百六十三号ノ二ノ項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ  
 五六八 船舶

別表乙号中左ノ如ク改ム

輸入稅表番号第二十一号ノ項ヲ左ノ如ク改ム

二二 豆類

一 大豆

二 小豆

六 落花生

同第三十一号ノ内ノ項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

五二 鳥獸肉類

一 生鮮ナルモノ

甲 牛肉

丙 豚肉

同第一百一号ノ項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

一〇二 棉子油

別表丙号ヲ左ノ如ク改ム

丙号

輸入税表番号	品名
一九	玉蜀黍
二一	豆類
	二 小豆
	三 蚕豆
	五 豌豆
	六 落花生
二五	菜子及芥子
五二	鳥獸肉類
	一 生鮮ナルモノ
	甲 牛肉
	丙 豚肉
五九	鳥卵(生鮮ナルモノ)
五九ノ二	鳥卵液及鳥卵粉
一〇〇	落花生油
一〇二	棉子油
一〇八	獸脂
一二〇ノ内	菜種油
一四一ノ二	甘草越幾斯
一四五	阿膠
二二九ノ内	黄耆、黄芩、牛膝、延胡索、蟾酥其ノ他類似ノ生薬及苦汁

ヲ免除シ本令別表丙号ニ掲グルモノノ輸入税ハ関稅定率法別表輸入税表ニ依ラズ本令別表丙号ニ依ル

附則第二項

本令中別表甲号及乙号ニ掲グル玉蜀黍、蕎麥、豆類及大豆油ノ輸入税免除ニ関スル規定ハ本令施行後三年間ヲ限り其ノ効力ヲ有ス

(6) 関稅定率法第三条ノ二ノ規定ニ依ル輸入税ノ免除等ニ関スル件

昭和一九年四月二八日 勅令第三二二一号

第一条 関稅定率法別表輸入税表ニ掲グル物品ニシテ滿洲国又ハ關東州ノ生産ニ係ルモノノ輸入税ハ之ヲ免除ス

第二条 関稅定率法別表輸入税表ニ掲グル物品ニシテ中華民国ノ生産ニ係リ本令別表甲号ニ掲グルモノノ輸入税ハ之ヲ免除シ本令別表乙号ニ掲グルモノノ輸入税ハ大正十三年法律第二十四号及関稅定率法別表輸入税表ニ依ラズ本令別表乙号ニ依ル

第三条 前二条ノ規定ニ依リ輸入税ノ免除又ハ低減ヲ受ケ

二 租税に関する主要法令

輸入税表番号	品名	単位	税率
二五六	漆		
五六八	船舶		
六一二	木材		
六一六	一 単ニ切り、挽キ又ハ割リタルモノ 木炭		

丁号

輸入税表番号	品名	単位	税率
三一	蔬菜、果実及核子		
	二 其ノ他		
	乙 其ノ他		
	乙ノ四 其ノ他		
	ハノ内 栗		
九四ノ内	ヘアネット	従価	三割
		従価	四割

附則

本令ハ昭和十八年七月十日ヨリ之ヲ施行ス

(参照)

昭和十六年八月六日勅令第八百五号抄録

第二条 関稅定率法別表輸入税表ニ掲グル物品ニシテ關東州ノ生産ニ係リ本令別表乙号ニ掲グルモノノ輸入税ハ之

ントスル者ハ当該物品ガ滿洲国、關東州又ハ中華民國ノ生産品ナルコトヲ証明スベシ但シ当該官吏ニ於テ其ノ必要ナント認ムルトキハ此ノ限ニ在ラズ

関稅法施行規則第二条ノ規定ハ前項ノ証明ニ付之ヲ準用ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十六年勅令第八百五号ハ之ヲ廢止ス

本令ハ中華民國ノ生産ニ係ル物品ニ関スル規定ヲ除クノ外大東亞戰爭終了後一年以内ニ之ヲ廢止スルモノトス

(別表)

甲号

輸入税表番号	品名
一九	玉蜀黍
二一	豆類
	二 小豆
	三 蚕豆
	五 豌豆

二五	六 落花生
五二	菜子及芥子
	鳥獸肉類
	一 生鮮ナルモノ
	甲 牛肉
	丙 豚肉
五九	鳥卵(生鮮ナルモノ)
五九ノ二	鳥卵液及鳥卵粉
一〇〇	落花生油
一〇二	棉子油
一〇八	獸脂
一二〇ノ内	菜種油
一四一ノ二	甘草越幾斯
一四五	阿膠
二二九ノ内	黄耆、黄芩、牛膝、延胡索、蟾酥其ノ他
二五六	類似ノ生薬及苦汁
五六八	漆
六一二	船舶
六一二	木材
六一二	一 単ニ切り、挽キ又ハ割リタルモノ
六一六	木炭

乙号

輸入税表番号	品名	単位	税率
三二	蔬菜、果実及核子 ニ 其ノ他 乙 其ノ他		
	乙ノ四 其ノ他		
	ハノ内 栗		
九四ノ内	ヘアネット	従価	四割
		従価	三割

〔参照〕

大正十三年七月三十日法律第二十四号ハ贅沢品等ノ輸入税ニ  
関スル件及昭和十六年八月六日勅令第八百五号ハ本号ト同  
件ナリ

(7) 昭和十九年勅令第三百二十一号關稅定  
率法第三条ノ二ノ規定ニ依ル輸入税ノ  
免除等ニ関スル件中改正

昭和二十年四月二十四日  
勅令第二三九号

昭和十九年勅令第三百二十一号中左ノ通改正ス

別表甲号中左ノ如ク改ム  
輸入税表番号第二百五十六号ノ項ノ次ニ左ノ三項ヲ加フ

四九六	工匠具、農具及同部分品(別号ニ掲ゲザルモノ)
四九七	ドリル、ビット、リーマー及スクリユータップ(柄又ハ棒ヲ有セザルモノ)
五五一	理化学器及同部分品(別号ニ掲ゲザルモノ)

同第五百六十八号ノ項ノ次ニ左ノ十二項ヲ加フ

五六九	汽罐(メカニカルストーカーニ付テハ分離シテ第五百七十一号ヲ適用ス)
五七〇	汽罐部分品及同附属品(別号ニ掲ゲザルモノ)
五八四	キャプスタン、ウインチ、ウインドラス其ノ他別号ニ掲ゲザルウインジングマシン
五八六	パワーハムマー
五八七	気体圧縮機
五九一	唧筒(別号ニ掲ゲザルモノ)
五九三	送風機
五九四	水圧機
五九五	ニウマチックツール及ニウマチックマシン
五九六	別号ニ掲ゲザル金属工及木工機械(ロー

二 租税に関する主要法令

リングマシン、ドロイイングマシン、ネー  
ルメイキングマシン、モールドングマシ  
ン、フランヂングマシン、ペンヂングマシ  
ン、リヴェッチングマシン等ヲ含ム  
別号ニ掲ゲザル機械  
機械部分品(別号ニ掲ゲザルモノ)

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(8) 鉄ノ輸入税免除ニ関スル法律

昭和十二年八月一〇日  
法律第五七号

關稅定率法別表輸入税表第四百六十二号ニ掲グル鉄(別号ニ  
掲ゲタル特殊鋼ヲ除ク)ノ輸入税ハ本法施行ノ日ヨリ昭和十  
四年六月三十日迄之ヲ免除ス  
前項ノ期間ハ政府特ニ必要アリト認ムルトキハ勅令ニ依リ物  
品ヲ指定シ之ヲ短縮スルコトヲ得

附則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十二年勅令第三百三十号ハ之ヲ廢止ス

〔参照〕

昭和十二年四月十五日勅令第三百三十号ハ鉄ノ輸入税免除ニ関スル件ナリ

昭和九年四月六日  
法律 第四五号

(9) 関東州ノ生産ニ係ル物品ノ輸入税免除  
等ニ関スル件改正

昭和十二年八月一日  
法律 第五八号

別表甲号輸入税表番号第七十二号ノ内ノ項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

一二〇ノ内大豆硬化油(関東州ノ生産ニ係ル大豆油ヲ原料トシタルモノ)

同第二百二十九号ノ内ノ項ヲ左ノ如ク改ム

二二九ノ内硫酸マグネシア及硝酸アンモン

別表乙号輸入税表番号第二百二十号ノ内ノ項ヲ削ル

附則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(10) 貿易調節及通商擁護ニ関スル法律

第一条 政府ハ外国ノ執リ又ハ執ラントスル措置ニ対応シテ

貿易ヲ調節シ又ハ通商ヲ擁護スル為ニ必要アリト認ムルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ関税調査委員会ノ議ヲ経テ期間及物品ヲ指定シ関税率法別表輸入税表ニ定ムル輸入税

ノ外其ノ物品ノ価格ト同額以下ノ輸入税ヲ課シ若ハ輸入税ヲ減免シ又ハ輸出若ハ輸入ノ禁止若ハ制限ヲ為スコトヲ得

第二条 政府ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ前条ノ規定ニ依リテ為ス禁止又ハ制限ニ関係アル事項ニ付報告ヲ徴シ又ハ帳簿其ノ他ノ検査ヲ行フコトヲ得

第三条 第一条ノ規定ニ依リテ為ス禁止又ハ制限ニ違反シテ輸出若ハ輸入ヲ為シ又ハ為サントシタル者ハ二年以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ七千円以下ノ罰金ニ処ス但シ犯罪ニ係ル物品ノ価格ノ三倍ガ七千円ヲ超ニルトキハ罰金ハ当該価格ノ三倍以下トス

前条ノ規定ニ基キテ発スル勅令ニ違反シ報告ヲ為サズ、虚テハ本法ノ罰則ハ前項ノ期間經過後ト雖モ仍之ヲ適用ス

(11) 昭和九年法律第四十五号第一条ノ規定

ニ依ル輸入税増課ニ関スル件

昭和一〇年七月一九日  
勅令 第二〇八号

第一条 昭和九年ニ於テ外国貿易上本邦ガ輸入超過ノ関係ニ在リタル国ニシテ本邦ノ産出又ハ製造ニ係ル物品ニ対シ本令施行ノ際輸入税ノ賦課ニ付専断ナル課税標準価格ヲ用ヒ且一般ノ輸入税ノ外特別ニ租税ヲ課スルモノノ産出又ハ製造ニ係ル物品ニハ昭和九年法律第四十五号第一条ノ規定ニ依リ本令施行ノ日ヨリ一年間関税率法別表輸入税表ニ定

ムル輸入税ノ外従価五割ノ輸入税ヲ課ス保稅工場ニ於テ該物品ヲ原料トシテ製造シタル物品ニ付亦同ジ  
前項ノ物品ハ関税率法別表輸入税表ニ掲グル物品ニシテ本令ノ別表ニ掲グルモノニ限ル

第一項ニ規定スル国ハ主務大臣之ヲ告示ス  
第二条 関税率法別表輸入税表ニ掲グル物品ニシテ本令ノ別表ニ掲グルモノヲ輸入セントスル者ハ輸入申告書ニ製産

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

本法ハ施行後三年間ヲ限り其ノ効力ヲ有ス

前項ノ期間内ニ為サレタル本法ニ依リ処罰セラルル行為ニ付

二 租税に関する主要法令

原地証明書ヲ添附スベシ但シ郵便物ナルトキ又ハ物品ノ原価百円ヲ超エザルトキハ此ノ限ニ在ラズ

二二 穀粉及澱粉類

前項ノ製産原地証明書ニハ物品ノ記号、番号、品名、箇數、

一 小麦粉

數量及産出又ハ製造ノ地域ヲ記載シ物品ノ産出地、製造

三六一 製紙用バルブ

地、仕入地又ハ積出地ノ帝国領事館、帝国領事館ナキトキ

三六七 包装用紙及燐寸用紙(チツシューペーパーヲ除ク)

ハ其ノ他ノ税関其ノ他ノ官庁、公署又ハ商工会議所ノ証明

六〇五 機械部分品(別号ニ掲ゲザルモノ)

アルヲ要ス但シ条約ニ別段ノ規定アルトキハ其ノ規定ニ從

十一 製紙用フェルト(エンドレスノモノ)

フ

六二二 木材

第三条 本令中主務大臣トアルハ朝鮮ニ在リテハ朝鮮總督、

一 単ニ切り、挽キ又ハ割リタルモノ

台湾ニアリテハ台湾總督トス

己 パイン、ファー、シダー其ノ他ノ針葉樹

附則

己ノ二 ヒノキ属(ホワイトシダー及イエロ

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

ーシダー等)

本令施行ノ際現ニ本邦ニ向ケ輸送ノ途ニ在ル物品若ハ保税地

己ノ三 ネヅコ属(レッドシダー等)及ツガ

域ニ蔵置中ノ物品又ハ之ヲ原料トシテ保税工場ニ於テ製造ス

属(ヘムロック等)

ル物品ニハ本令ヲ適用セズ

己ノ四 モミ属(トドマツ等)、タウヒ属(エ

(別表)

ゾマツ、スプルス等)、マツ属(紅

輸入税 品 名

松等)及カラマツ属(落葉松等)

一六 小麦

己ノ五 其ノ他(ドグラスファー等)

- イ 厚六十ミリメートルヲ超エザルモノ
- ロ 厚二百ミリメートルヲ超エザルモノ
- ハ 厚二百ミリメートルヲ超エタルモノ
- ニ 丸太及割材
  - ニノ二 長十メートルヲ超エ、末口ノ直徑三十センチメートルヲ超エザルモノ

二 其ノ他

戊 其ノ他ノ内 パイン、ファー、シダー其ノ

他ノ針葉樹(広葉杉ヲ除ク)

六四七 別号ニ掲ゲザル物品

一 未製品ノ内 鉄素

資 料 II

統 計

## 統計表目次

第一表	国民所得と租税負担の累年比較	3
第二表	一人当り租税負担額の累年比較	4
第三表	租税収入額調	5
第四表	税目別租税収入(含専売局益金)一覧	6
第五表	直接税,間接税,その他の区分調	11
第六表	所得税の納税人員,総所得金額および所得税額の累年比較	12
第七表	所得税の所得種類別比較(昭和5,10,14年度)	13
第八表	所得階級別所得金額および所得税額分布調(昭和5,14年度)	15
第九表	道府県別所得税額調	16
第十表	法人税の納税人員,所得金額および税額の累年比較	18
第十一表	法人の資本金額,利益金額等の趨勢	19
第十二表	営業収益税調(個人)	20
第十三表	営業収益税調(法人)	22
第十四表	臨時利得税調(法人)	22
第十五表	臨時利得税調(個人,営業利得)	23
第十六表	相続税累年比較	25
第十七表	酒税累年比較	26
第十八表	清涼飲料税累年比較	27
第十九表	砂糖消費税累年比較	28
第二十表	織物消費税累年比較	29
第二十一表	物品税額累年比較	31
第二十二表	税種別国税滞納調	32
第二十三表	所得階級別,種類別所得構成(昭和14年度)	43
第二十四表	昭和6~15年家計調査	44
第二十五表	農家の租税公課調	45
第二十六表	規模別農家租税公課負担額(昭和19年度)	47
第二十七表	農業者と商工業者の負担に関する調査	48

第一表 国民所得と租税負担の累年比較 (単位 百万円)

年 度	(A) 国民所得	租 税			租 税 負 担 率 (%)		
		(B) 国 税	(C) 地 方 税	(D) 合 計	$\frac{B}{A}$	$\frac{C}{A}$	$\frac{D}{A}$
大正 9	8,284	938	533	1,491	11.3	6.7	18.0
10	10,855	1,001	596	1,598	9.2	5.5	14.7
11	13,389	1,114	653	1,767	8.3	4.9	13.2
12	13,252	1,004	602	1,606	7.6	4.5	12.1
13	12,904	1,128	621	1,749	8.7	4.9	13.6
14	13,382	1,139	636	1,775	8.5	4.8	13.3
昭和 1	12,503	1,137	654	1,791	9.1	5.2	14.3
2	11,637	1,153	628	1,781	9.9	5.4	15.3
3	11,434	1,180	658	1,838	10.3	5.8	16.1
4	11,510	1,151	668	1,818	10.0	5.8	15.8
5	10,828	1,103	602	1,705	10.2	5.5	15.7
6	9,993	992	530	1,522	9.9	5.3	15.2
7	10,732	940	522	1,462	8.8	4.8	13.6
8	11,799	1,002	558	1,560	8.5	4.7	13.2
9	12,263	1,114	596	1,710	9.1	4.8	13.9
10	13,528	1,202	634	1,837	8.9	4.7	13.6
11	14,604	1,361	672	2,033	9.3	4.6	13.9
12	16,807	1,821	659	2,480	10.8	4.0	14.8
13	19,026	2,374	704	3,078	12.5	3.7	16.2
14	23,825	2,933	763	3,696	12.3	3.2	15.5
15	27,162	4,219	784	5,003	15.5	2.9	18.4
16	30,813	4,931	899	5,830	16.0	2.9	18.9
17	35,353	7,529	934	8,463	21.3	2.6	23.9
18	41,564	9,960	992	10,952	23.9	2.4	26.3
19	45,996	12,863	861	13,724	28.0	1.8	29.8

備考：大蔵省主税局『税制関係基本統計資料集』（昭和25年）による。国民所得は5年以降は経済安定本部推計（歴年）による。4年以前は内閣統計調査（年度分）による。租税は決算額，地方税19年度だけ予算額，印紙収入，専売局益金を含む。地方分与税は国税中に合算。

第二表 一人当り租税負担額の累年比較

年 度	租 税 額 (単位 千円)			人 口 (単位 千人)	一人当り負担額 (単位 円)		
	国 税	地方税	合 計		国税	地方税	合計
大正 9	938,057	533,347	1,491,404	55,963	17	10	27
10	1,001,556	596,292	1,597,848	56,787	17	11	28
11	1,113,845	653,278	1,767,123	57,656	19	12	31
12	1,003,883	602,023	1,605,906	58,482	16	11	27
13	1,128,317	620,656	1,748,973	59,139	19	11	30
14	1,139,455	635,972	1,775,427	59,737	19	11	30
昭和 1	1,136,751	654,322	1,791,073	60,522	19	11	30
2	1,153,382	627,886	1,781,268	61,317	18	11	29
3	1,179,717	658,233	1,837,950	62,122	19	11	30
4	1,150,566	667,546	1,818,112	62,938	18	11	29
5	1,103,085	601,535	1,704,618	64,450	17	9	26
6	991,407	530,313	1,521,720	65,366	15	8	23
7	940,378	521,732	1,462,110	66,296	14	8	22
8	1,001,584	558,283	1,559,867	67,239	15	8	23
9	1,113,782	595,968	1,709,750	68,195	16	9	25
10	1,202,288	634,376	1,836,664	69,254	17	10	27
11	1,360,752	672,018	2,032,770	70,258	19	10	29
12	1,821,226	658,581	2,479,807	71,253	26	9	35
13	2,374,427	703,734	3,078,160	72,223	33	10	43
14	2,932,495	763,132	3,695,626	72,876	40	11	51
15	4,218,935	783,896	5,002,830	73,114	58	10	68
16	4,931,335	899,043	5,830,377	74,067	67	12	79
17	7,529,102	933,830	8,462,932	75,114	100	12	112
18	9,960,082	991,908	10,951,990	76,464	130	13	143
19	12,862,829	861,324	13,724,153	73,064	176	12	188

備考：大蔵省主税局『税制関係基本統計資料集』（昭和25年）、『国の歳入一覧』、内務省地方局『地方財政概要』による。租税は決算額、19年度地方税は予算額。人口は総理府統計局調。

第三表 租 税 収 入 額 調 (単位 千円)

年 度	一般会計 歳入総額 (A)	租 税 収 入				B A	北支事件 特別税
		租 税	印紙収入	専売局益金	合 計 (B)		
大正9	2,000,652	696,257	83,379	124,125	903,761	45.2%	
10	2,065,711	785,852	86,328	124,290	996,470	48.2	
11	2,087,345	896,404	86,855	129,670	1,112,929	53.3	
12	2,045,298	787,203	86,388	130,158	1,003,749	49.1	
13	2,127,391	887,238	92,720	148,231	1,128,189	53.0	
14	2,071,372	894,809	91,530	153,029	1,139,368	55.0	
昭和1	2,056,361	886,999	82,328	167,403	1,136,730	55.3	
2	2,062,755	898,673	81,434	173,258	1,153,365	55.9	
3	2,005,691	915,910	86,579	177,202	1,179,691	58.8	
4	1,826,445	893,505	79,258	177,803	1,150,566	63.0	
5	1,596,972	835,041	69,704	198,339	1,103,084	69.1	
6	1,531,082	735,512	65,434	190,461	991,407	64.8	
7	2,045,276	695,837	66,634	177,907	940,378	46.0	
8	2,331,760	748,567	73,750	179,267	1,001,584	43.0	
9	2,246,982	843,184	78,027	192,571	1,113,782	49.6	
10	2,259,321	926,085	78,641	197,562	1,202,288	53.2	
11	2,372,099	1,051,762	93,823	215,167	1,360,752	57.4	
12	2,914,470	1,431,892	93,284	257,587	1,782,763	61.2	38,463
13	3,594,978	1,984,061	91,440	261,308	2,336,809	65.0	37,618
14	4,969,858	2,495,303	112,453	320,219	2,927,975	58.9	4,519
15	6,444,988	3,729,564	135,607	352,170	4,217,341	65.4	1,593
16	8,601,695	4,369,896	145,699	414,930	4,930,525	57.3	809
17	9,191,608	6,806,129	154,328	568,440	7,528,897	81.9	205
18	14,009,735	8,639,887	203,595	1,116,585	9,960,067	71.1	15
19	21,040,389	11,437,367	227,779	1,197,682	12,862,828	61.1	1

備考：大蔵省主税局『税制関係基本統計資料集』（昭和25年），その他による。税額は決算額、15～18年度分には地方分与税分与金特別会計の歳入を含み、19年度分には還付税収入を含む。北支事件特別税は他の租税収入と区別して別掲した。

第四表 税目別租税収入

	大正9年度	10	11	12	13
租 税	730,553	790,938	897,320	787,337	887,365
地 租	73,945	74,131	74,326	73,134	71,970
所 得 税	190,344	200,939	229,132	163,846	209,993
营 業 税	62,092	68,453	77,132	55,838	61,943
酒 税	163,896	176,086	222,585	221,497	221,577
醬 油 税	5,658	6,398	6,547	6,857	7,171
砂糖消費税	40,395	54,966	72,906	64,755	80,201
織物消費税	41,333	61,737	61,190	62,591	63,837
石油消費税	977	823	918	139	
売薬営業税	311	335	354	190	1
鈷 業 税	9,226	6,465	5,966	5,834	5,298
取引所税	13,306	14,407	12,574	12,803	11,804
兌換銀行券発行税	8,334	209	1,307	6,844	6,973
通 行 税	9,184	9,609	10,485	11,139	11,319
相 続 税	7,032	9,312	11,788	11,151	14,183
戦時利得税	34,296	5,087	916	134	127
関 税	69,372	100,941	108,045	89,310	119,638
噸 税	852	1,042	1,150	1,276	1,330
營業収益税					
資本利子税					
清涼飲料税					
印 紙 収 入	83,379	86,328	86,855	86,388	92,720
専売局益金	124,125	124,290	129,670	130,158	148,232
合 計	938,057	1,001,556	1,113,845	1,003,883	1,128,317

備考：大蔵省，各年度『歳入歳出総決算』による。単位未満は4捨5入。以下

(含 専 売 局 益 金) 一 覧

(単位 千円)

14	15 昭和1	昭和 2	3	4	5
894,895	887,020	898,690	915,937	893,505	835,041
74,614	68,728	67,577	67,821	67,485	68,035
234,972	209,578	215,070	206,742	199,852	200,616
65,791	62,146	400	194	83	57
212,639	216,583	242,037	235,750	242,563	218,855
6,931	1,039	—	—		
76,726	82,440	79,286	83,216	82,244	77,889
56,093	35,926	37,492	40,267	36,792	33,884
—	—	—	—		
5,465	5,244	5,560	5,591	5,418	4,998
14,149	14,857	11,671	10,610	8,648	9,124
5,137	3,286	8,764	5,650	5,615	7,440
12,565	1,369	1	—		
17,134	18,410	21,082	29,224	29,721	32,905
87	21	17	27	—	—
111,161	150,612	140,601	150,944	136,097	105,380
1,431	1,538	1,529	1,600	2,354	2,281
	7	48,050	57,871	56,049	54,286
	12,279	15,427	16,204	16,158	15,652
	2,955	4,127	4,224	4,428	3,640
91,530	82,328	81,434	86,579	79,258	69,704
153,029	167,403	173,258	177,202	177,803	198,339
1,139,455	1,136,751	1,153,382	1,179,717	1,150,566	1,103,085

各表同じ。一は4捨5入によっても，なお単位未満となるものを示す。



第四表 税目別租税収入（含専売局益金）一覧（続き） (単位 千円)

	昭和16年度	17	18	19
租 税	4,369,896	6,806,128	8,639,887	11,437,366
所 得 税	1,401,363	2,236,191	2,604,097	4,040,581
法 人 税	530,782	765,846	978,121	1,312,275
特 別 法 人 税	4,125	10,100	15,495	14,239
配 当 利 子 特 別 税	10,123	8,343	8,809	5,647
外 貨 債 特 別 税	9,430	7,362	6,335	59
相 建 統 税	64,612	86,137	117,551	145,613
建 築 区 税	1,992	5,801	13,975	13,739
釧 酒 税	9,991	9,394	10,088	10,278
清 涼 飲 料 税	359,340	433,791	720,177	883,943
砂 糖 消 費 税	11,988	17,155	16,642	5,007
織 物 消 費 税	119,836	143,843	141,665	70,115
揮 発 油 税	130,049	197,803	188,114	139,306
遊 興 品 食 税	11,954	6,192	3,270	
取 引 所 税	180,763	441,846	799,006	970,061
有 価 証 券 移 転 税	200,426	482,400	750,821	553,670
通 入 行 場 税	27,588	36,952	18,771	10,585
兌 換 銀 行 券 發 行 税	3,197	6,285	5,010	4,162
地 業 収 益 租 税	29,068	75,961	89,765	143,562
營 業 本 人 利 子 本 税	33,385	66,370	91,703	117,383
利 益 配 当 子 利 子 特 別 税	11,062	2,756		
公 債 及 社 債 利 得 税	25	13	6	5
臨 時 利 得 税	14,490	2,649	2,224	418
戰 時 利 得 税	—	—	—	—
噸 電 氣 瓦 斯 稅	88	25	17	26
廣 告 券 行 為 稅	4,629	585	485	103
馬 特 別 行 為 稅	674	190	272	92
* 地 業 租 稅	7	2	1	—
* 營 業 稅	997,905	1,484,392	1,698,740	2,591,731
* 家 屋 稅	1	2		
印 紙 収 入	87,425	56,043	44,688	15,469
專 売 局 益 金	993	623	346	165
合 計	14,490	2,649	2,224	418
	88	25	17	26
	4,629	585	485	103
	674	190	272	92
	7	2	1	—
	997,905	1,484,392	1,698,740	2,591,731
	1	2		
	87,425	56,043	44,688	15,469
	993	623	346	165
	14,490	2,649	2,224	418
	88	25	17	26
	4,629	585	485	103
	674	190	272	92
	7	2	1	—
	997,905	1,484,392	1,698,740	2,591,731
	1	2		
	87,425	56,043	44,688	15,469
	993	623	346	165
	14,490	2,649	2,224	418
	88	25	17	26
	4,629	585	485	103
	674	190	272	92
	7	2	1	—
	997,905	1,484,392	1,698,740	2,591,731
	1	2		
	87,425	56,043	44,688	15,469
	993	623	346	165
	14,490	2,649	2,224	418
	88	25	17	26
	4,629	585	485	103
	674	190	272	92
	7	2	1	—
	997,905	1,484,392	1,698,740	2,591,731
	1	2		
	87,425	56,043	44,688	15,469
	993	623	346	165
	14,490	2,649	2,224	418
	88	25	17	26
	4,629	585	485	103
	674	190	272	92
	7	2	1	—
	997,905	1,484,392	1,698,740	2,591,731
	1	2		
	87,425	56,043	44,688	15,469
	993	623	346	165
	14,490	2,649	2,224	418
	88	25	17	26
	4,629	585	485	103
	674	190	272	92
	7	2	1	—
	997,905	1,484,392	1,698,740	2,591,731
	1	2		
	87,425	56,043	44,688	15,469
	993	623	346	165
	14,490	2,649	2,224	418
	88	25	17	26
	4,629	585	485	103
	674	190	272	92
	7	2	1	—
	997,905	1,484,392	1,698,740	2,591,731
	1	2		
	87,425	56,043	44,688	15,469
	993	623	346	165
	14,490	2,649	2,224	418
	88	25	17	26
	4,629	585	485	103
	674	190	272	92
	7	2	1	—
	997,905	1,484,392	1,698,740	2,591,731
	1	2		
	87,425	56,043	44,688	15,469
	993	623	346	165
	14,490	2,649	2,224	418
	88	25	17	26
	4,629	585	485	103
	674	190	272	92
	7	2	1	—
	997,905	1,484,392	1,698,740	2,591,731
	1	2		
	87,425	56,043	44,688	15,469
	993	623	346	165
	14,490	2,649	2,224	418
	88	25	17	26
	4,629	585	485	103
	674	190	272	92
	7	2	1	—
	997,905	1,484,392	1,698,740	2,591,731
	1	2		
	87,425	56,043	44,688	15,469
	993	623	346	165
	14,490	2,649	2,224	418
	88	25	17	26
	4,629	585	485	103
	674	190	272	92
	7	2	1	—
	997,905	1,484,392	1,698,740	2,591,731
	1	2		
	87,425	56,043	44,688	15,469
	993	623	346	165
	14,490	2,649	2,224	418
	88	25	17	26
	4,629	585	485	103
	674	190	272	92
	7	2	1	—
	997,905	1,484,392	1,698,740	2,591,731
	1	2		
	87,425	56,043	44,688	15,469
	993	623	346	165
	14,490	2,649	2,224	418
	88	25	17	26
	4,629	585	485	103
	674	190	272	92
	7	2	1	—
	997,905	1,484,392	1,698,740	2,591,731
	1	2		
	87,425	56,043	44,688	15,469
	993	623	346	165
	14,490	2,649	2,224	418
	88	25	17	26
	4,629	585	485	103
	674	190	272	92
	7	2	1	—
	997,905	1,484,392	1,698,740	2,591,731
	1	2		
	87,425	56,043	44,688	15,469
	993	623	346	165
	14,490	2,649	2,224	418
	88	25	17	26
	4,629	585	485	103
	674	190	272	92
	7	2	1	—
	997,905	1,484,392	1,698,740	2,591,731
	1	2		
	87,425	56,043	44,688	15,469
	993	623	346	165
	14,490	2,649	2,224	418
	88	25	17	26
	4,629	585	485	103
	674	190	272	92
	7	2	1	—
	997,905	1,484,392	1,698,740	2,591,731
	1	2		
	87,425	56,043	44,688	15,469
	993	623	346	165
	14,490	2,649	2,224	418
	88	25	17	26
	4,629	585	485	103
	674	190	272	92
	7	2	1	—
	997,905	1,484,392	1,698,740	2,591,731
	1	2		
	87,425	56,043	44,688	15,469
	993	623	346	165
	14,490	2,649	2,224	418
	88	25	17	26
	4,629	585	485	103
	674	190	272	92
	7	2	1	—
	997,905	1,484,392	1,698,740	2,591,731
	1	2		
	87,425	56,043	44,688	15,469
	993	623	346	165
	14,490	2,649	2,224	418
	88	25	17	26
	4,629	585	485	103
	674	190	272	92
	7	2	1	—
	997,905	1,484,392	1,698,740	2,591,731
	1	2		
	87,425	56,043	44,688	15,469
	993	623	346	165
	14,490	2,649	2,224	418
	88	25	17	26
	4,629	585	485	103
	674	190	272	92
	7	2	1	—
	997,905	1,484,392	1,698,740	2,591,731
	1	2		
	87,425	56,043	44,688	15,469
	993	623	346	165
	14,490	2,649	2,224	418
	88	25	17	26
	4,629	585	485	103
	674	190	272	92
	7	2	1	—
	997,905	1,484,392	1,698,740	2,591,731
	1	2		
	87,425	56,043	44,688	15,469
	993	623	346	165
	14,490	2,649	2,224	418
	88	25	17	26
	4,629	585	485	103
	674	190	272	92
	7	2	1	—
	997,905	1,484,392	1,698,740	2,591,731
	1	2		
	87,425	56,043	44,688	15,469
	993	623	346	165
	14,490	2,649	2,224	418
	88	25	17	26
	4,629	585	485	103
	674	190	272	92

第六表 所得税の納税人員、総所得金額および所得税額の累年比較

年度	納税人員		総所得金額		所得税額		C/A	C/B
	人員(A)	増加率	金額(B)	増加率	税額(C)	増加率		
			千円		千円		円	%
大正9	1,314,701	100.0	1,872,656	100.0	55,187	100.0	41.98	3.0
10	1,575,307	119.8	2,516,432	134.4	94,356	171.0	59.87	3.7
11	1,749,084	133.0	2,823,441	150.8	107,442	194.7	61.43	3.8
12	1,880,326	143.0	3,120,721	166.6	123,854	224.4	65.87	4.0
13	1,850,017	140.7	3,033,200	162.0	115,776	209.8	62.58	3.8
14	1,898,621	144.4	3,150,683	168.2	122,423	221.8	64.48	3.9
昭和1	1,104,191	84.0	2,541,543	135.7	116,978	212.0	105.94	4.6
2	1,002,616	76.3	2,405,678	128.5	116,637	211.3	116.33	4.8
3	946,688	72.0	2,309,889	123.3	111,678	202.4	117.97	4.8
4	957,046	72.8	2,365,516	126.3	116,090	210.4	121.30	4.9
5	938,925	71.4	2,469,104	131.9	110,270	199.8	117.44	4.4
6	782,814	59.5	2,023,416	108.1	85,525	155.0	109.25	4.2
7	732,934	55.7	1,835,036	98.0	73,760	133.7	100.64	4.0
8	796,840	60.6	2,007,424	107.2	83,447	151.2	104.72	4.0
9	876,917	66.7	2,283,120	121.9	101,033	183.1	115.21	4.4
10	941,604	71.6	2,489,580	132.9	109,517	198.4	116.31	4.4
11	1,030,360	78.4	2,765,239	147.7	124,286	225.2	120.62	4.5
12	1,131,096	86.0	3,202,707	171.0	230,830	418.3	204.08	6.9
13	1,657,609	126.1	4,222,248	225.5	359,683	651.8	216.99	8.5
14	1,880,368	143.0	5,044,498	269.4	441,896	800.7	235.01	8.7
15	4,079,380	310.3	9,260,151	494.5	867,804	1,572.5	212.73	9.4
16	4,912,224	373.6	11,564,580	617.6	1,007,647	1,825.9	205.13	8.7
17	7,019,850	534.0	15,533,070	829.5	1,794,654	3,251.9	255.65	11.5
18	8,479,644	645.0	20,141,644	1,075.6	2,059,239	3,731.4	242.84	10.2
19	12,431,518	945.6	27,017,114	1,442.7	3,395,688	6,153.1	273.15	12.6

備考：大蔵省主税局、各回『主税局統計年報書』による。所得金額は各控除の控除前の総所得金額、税額は課税額である。14年度以前は第3種所得についての調査、人員は納税人員総数(同居親族を含む)。15年度以降は分類所得税、総合所得税についての調査推計、人員は、賦課課税分のうち分類所得税の当初決定人員と、源泉課税分のうち甲種勤労所得(甲種退職所得を含む)の実際納税人員(推計)を加算したもので、同居親族を含む。所得金額は、分類所得税の所得金額に甲種勤労所得(甲種退職所得を含む)の所得金額を合算したもので、税額は、賦課課税分の分類所得税および総合所得税に甲種勤労所得(甲種退職所得を含む)の税額を加えた。したがって、源泉課税分のうち甲種配当所得および丙種事業所得は含まない。

第七表 所得税の所得種類別比較(昭和5,10,14年度)

(単位 千円)

区分	昭和5年度				昭和10年度	
	人員	所得金額	百分比		人員	所得金額
			人員	所得金額		
田 自作	98,290	26,191	3.63	1.06	71,496	21,011
畑 自作	245,431	140,806	9.07	5.70	221,646	116,050
原野其他の土地	110,952	16,580	4.10	0.67	76,801	9,633
貸宅地及貸家	180,537	25,233	6.68	1.02	156,717	20,049
畜産及養蚕	7,522	2,532	0.28	0.10	6,938	3,035
水産業	360,935	396,751	13.35	16.07	355,782	378,816
鉱業	48,658	10,224	1.80	0.42	20,794	3,517
工業	6,051	10,730	0.22	0.44	4,846	9,282
商業	505	1,069	0.02	0.04	806	2,740
金融業	33,691	76,102	1.25	3.08	53,997	146,041
交通業	235,864	444,296	8.72	17.99	199,543	399,316
娯楽、興業及接客業	27,125	52,737	1.00	2.14	27,865	45,186
非営業、貸金、預金、公債、社債の利子	6,150	7,839	0.23	0.32	6,875	10,542
配当					39,792	81,908
俸給、給料、歳費	162,049	61,071	5.99	2.47	169,786	52,095
賞与	333,937	306,146	12.35	12.40	302,419	279,594
諸給	336,306	458,955	12.44	18.59	353,393	482,987
庶業	272,034	161,479	10.06	6.54	273,689	193,402
労働力	105,275	60,552	3.89	2.45	95,365	62,747
其他の所得	53,259	121,025	1.97	4.90	53,407	124,920
山林以外の所得計	3,439	1,668	0.13	0.07	1,330	863
山林の所得計	58,104	65,658	2.15	2.66	34,581	20,718
合 計	2,686,114	2,447,644	99.33	99.13	2,527,873	2,464,452
損失控除額	18,187	21,460	0.67	0.87	18,033	25,129
法15条による控除額	2,704,301	2,469,104	100.00	100.00	2,545,906	2,489,581
法16条による "	390	634	0.04	0.03	2,590	578
法16条の3による "	371,223	104,733	39.54	4.24	378,595	120,223
控除額計	248,931	66,093	26.51	2.68	233,867	64,537
差引合計	284,120	31,248	30.26	1.26	326,654	41,158
	904,664	202,708	96.35	8.21	941,706	226,496
	938,925	2,266,396		91.79	941,604	2,263,085

備考：大蔵省主税局、各回『主税局統計年報書』(昭和5,10,14年度版)による。

第七表 所得税の所得種別比較(昭和5,10,14年度)(続き) (単位 千円)

区 分	昭和10年度		昭和14年度			
	百分比		人 員	所得金額	百分比	
	人 員	所得金額			人 員	所得金額
田 自作	2.81	0.84	250,106	115,869	5.03	2.30
畑 自作	8.71	4.66	426,403	250,015	8.58	4.95
原野其他の土地	3.02	0.39	242,125	41,391	4.87	0.82
貸宅地及貸家	6.15	0.81	299,697	41,365	6.03	0.82
畜産及養蚕	0.27	0.12	11,583	2,670	0.23	0.05
水産業	13.97	15.22	502,933	454,616	10.11	9.01
鉱業	0.82	0.14	79,320	12,747	1.59	0.25
工業	0.19	0.37	7,843	16,048	0.16	0.32
商業	0.03	0.11	1,110	4,928	0.02	0.10
金融業	2.12	5.87	109,430	403,254	2.20	7.99
交通業	7.84	16.04	366,892	883,192	7.38	17.51
娯楽,興業及接客業	1.09	1.82	27,861	41,274	0.56	0.82
非営業,貸金,預金,公債,社債の利子	0.27	0.42	16,481	34,141	0.33	0.68
配当	1.56	3.29	61,980	144,159	1.25	2.86
俸給,給料,歳費	6.67	2.09	261,451	58,353	5.26	1.16
賞与	11.88	11.23	515,317	692,424	10.36	13.73
諸給与	13.88	19.40	773,758	961,036	15.56	19.05
庶業力	10.75	7.77	644,184	497,992	12.95	9.87
其他の所得	3.75	2.52	178,392	101,706	3.59	2.01
山林以外の所得計	2.10	5.02	70,822	170,565	1.42	3.38
山林の所得	0.05	0.03	2,440	1,371	0.05	0.03
合 計	1.36	0.83	68,385	33,167	1.38	0.66
損失控除額	99.29	98.99	4,918,513	4,962,283	98.91	98.37
法15条による控除額	0.71	1.01	54,036	82,215	1.09	1.63
法16条による "	100.00	100.00	4,972,549	5,044,498	100.00	100.00
法16条の3による "	0.10	0.02	297	500	0.02	0.01
控除額計	14.87	4.83	822,914	247,693	43.76	4.91
差引合計	9.19	2.59	527,864	147,816	28.07	2.93
	12.83	1.65	718,469	86,720	38.21	1.72
	36.99	9.09	2,069,574	482,729	41.62	9.57
	90.91		1,880,368	4,561,769		90.43

第八表 所得階級別所得金額および所得税額分布調(昭和5,14年度)(単位千円)

年度	階 級 別	人 員	構成比 %	所得金額	構成比 %	税 額	構成比 %
昭和5年度	1,200円以下	25,546	3.77	30,655	1.35	245	0.22
	1,500 "	190,858	28.16	255,670	11.28	2,358	2.14
	2,000 "	158,284	23.35	273,839	12.08	3,537	3.21
	3,000 "	121,567	17.93	291,824	12.88	5,614	5.09
	5,000 "	101,053	14.91	383,878	16.95	11,069	10.04
	7,000 "	33,382	4.92	195,872	8.64	7,492	6.79
	10,000 "	20,581	3.04	170,510	7.52	8,201	7.44
	15,000 "	12,540	1.85	151,860	6.70	9,189	8.33
	20,000 "	5,257	0.78	90,481	3.99	6,546	5.94
	30,000 "	4,305	0.64	104,096	4.59	8,982	8.15
	50,000 "	2,587	0.38	98,217	4.33	10,370	9.40
	70,000 "	845	0.12	49,441	2.18	6,127	5.55
	100,000 "	477	0.07	39,473	1.74	5,519	5.01
	200,000 "	420	0.06	57,766	2.55	9,503	8.62
	500,000 "	134	0.02	39,969	1.76	7,809	7.08
	1,000,000 "	21	—	12,812	0.57	2,781	2.52
	2,000,000 "	11	—	14,686	0.65	3,525	3.20
	3,000,000 "	2	—	5,347	0.24	1,404	1.27
	計	677,870	100.00	2,266,396	100.00	110,269	100.00
	昭和14年度	1,200円以下	357,985	25.50	389,536	8.54	3,953
1,500 "		280,844	20.01	378,189	8.19	5,364	1.22
2,000 "		248,724	17.72	430,659	9.54	8,641	1.96
3,000 "		190,926	13.60	459,728	10.08	14,213	3.22
5,000 "		168,784	12.02	644,229	14.12	30,682	6.94
7,000 "		60,102	4.28	353,662	7.75	22,597	5.11
10,000 "		40,178	2.86	334,268	7.33	26,873	6.03
15,000 "		24,413	1.74	298,205	6.54	30,086	6.81
20,000 "		11,286	0.80	194,758	4.27	23,742	5.37
30,000 "		9,580	0.68	232,274	5.09	34,519	7.81
50,000 "		6,124	0.44	233,052	5.11	43,103	9.75
70,000 "		2,003	0.14	117,197	2.57	25,643	5.80
100,000 "		1,289	0.09	106,743	2.34	26,567	6.01
150,000 "		849	0.06	101,965	2.23	29,022	6.57
200,000 "		362	0.03	62,589	1.37	19,855	4.49
300,000 "		264	0.02	64,173	1.41	22,482	5.09
500,000 "		145	0.01	55,060	1.21	21,842	4.94
700,000 "		33	—	18,824	0.41	8,141	1.84
1,000,000 "		33	—	27,486	0.60	12,876	2.91
2,000,000 "		16	—	19,807	0.43	10,046	2.27
3,000,000 "	9	—	22,683	0.50	12,474	2.83	
4,000,000 "	2	—	7,304	0.16	4,017	0.92	
4,000,000 超	2	—	9,378	0.21	5,158	1.17	
計	1,403,953	100.00	4,561,769	100.00	441,896	100.00	

備考：大蔵省主税局，各回『主税局統計年報書』による。本表は第3種所得税のみについて調査したもので，人員には合算された同居親族を含まない。昭和5年度については300万円超の所得者がいないので上限項目は省略した。  
—は単位未満。

第九表 道府県別所

	大正10年度	13	昭和2年度	5	8
東 京	25,586	32,802	41,705	42,633	32,931
神 奈 川	4,113	3,009	3,363	4,052	3,213
埼 玉	1,248	1,545	1,326	1,189	889
千 葉	1,056	1,575	1,186	1,115	747
山 梨	627	859	755	639	368
栃 木	1,353	1,713	1,323	1,132	720
茨 城	1,024	1,339	1,219	918	608
群 馬	1,026	1,393	1,279	1,151	721
大 阪	14,602	18,940	20,898	20,732	19,023
京 都	3,722	5,234	5,743	5,584	4,821
兵 庫	7,050	10,911	11,897	11,859	9,263
和 歌 山	758	915	698	665	665
滋 賀	868	1,373	1,225	1,092	709
福 井	1,220	1,576	1,289	1,144	817
石 川	630	763	869	661	583
富 山	787	1,013	958	878	710
香 川	965	1,258	1,286	1,104	734
徳 島	827	977	873	610	502
高 知	553	731	573	498	368
北 海 道	462	703	641	555	366
宮 城	2,350	3,753	3,381	3,350	2,385
岩 手	1,187	1,546	1,517	1,402	946
福 島	390	881	806	721	346
秋 田	1,106	1,437	1,267	902	629
青 山	1,406	1,501	1,392	980	646
森 形	753	973	857	652	366
知 床	1,444	1,573	1,442	1,115	1,393
愛 知	3,617	5,566	5,847	5,804	4,764
三 重	1,714	2,490	2,148	1,847	1,496
岐 阜	1,519	2,058	2,083	1,786	1,314
長 野	1,002	1,400	1,408	1,110	754
新 潟	1,551	2,485	2,124	1,674	932
島 根	3,324	3,251	2,642	2,376	1,904
山 口	1,825	2,683	2,448	2,226	2,135
岡 山	1,876	1,954	1,827	1,712	1,408
鳥 取	1,743	2,199	1,879	1,770	1,374
島 根	708	776	593	461	343
鳥 取	892	902	849	682	520
愛 媛	1,092	1,459	1,426	1,131	899
熊 本	1,724	2,235	2,040	1,696	1,186
福 岡	3,982	4,692	3,978	3,892	2,979
大 分	1,112	1,320	1,045	871	636
長 崎	1,315	1,710	1,546	1,137	928
佐 賀	765	933	775	577	384
鹿 島	880	1,286	1,181	998	735
宮 崎	604	824	719	576	384
沖 縄	119	175	118	127	93
総 計	108,757	140,683	146,453	139,784	109,973

備考：大蔵省主税局，各回『主税局統計年報書』による。昭和16年度以前については地域別の集計がないので省略。

得 税 額 調

(単位 千円)

11	14	16	17	19	20
45,161	173,847	445,078	814,608	1,167,238	858,707
4,677	11,355	33,180	64,034	157,768	125,864
1,138	4,888	14,504	26,289	53,115	69,583
1,001	3,179	10,001	20,260	47,183	56,583
443	1,222	3,941	9,572	14,362	18,070
799	2,426	8,746	20,176	35,827	49,917
821	2,005	7,900	14,267	34,336	46,449
807	2,455	8,980	22,091	45,943	57,732
25,303	95,743	237,007	369,913	603,165	514,279
5,804	16,137	38,050	70,998	113,438	129,022
14,514	48,989	106,972	159,815	299,432	260,908
718	1,909	5,399	9,047	21,320	21,779
969	2,803	10,152	16,158	33,352	37,732
1,000	3,623	8,514	12,479	19,778	25,834
825	2,383	7,376	18,398	22,490	27,540
978	2,745	7,868	14,169	28,026	44,060
1,100	3,041	10,573	15,309	34,026	87,341
671	1,823	5,667	9,161	21,494	28,940
453	1,376	3,907	6,575	15,522	24,424
430	1,169	4,633	8,017	16,014	22,551
2,713	8,217	22,625	41,684	113,095	183,171
969	2,338	6,914	10,517	28,615	41,767
427	1,163	3,660	5,742	16,016	27,197
730	1,951	6,118	9,717	24,270	41,867
718	2,014	5,364	9,627	20,827	32,237
394	1,354	4,113	5,373	17,580	25,457
955	2,345	6,373	10,788	21,724	34,154
6,932	24,506	60,030	103,596	231,363	216,094
1,893	5,777	16,707	31,791	73,757	91,617
1,467	3,827	9,914	15,840	39,380	54,785
1,031	2,866	8,454	15,985	40,785	53,285
1,030	2,767	8,572	15,137	35,266	56,443
2,610	8,156	20,087	31,810	61,855	89,081
2,933	8,863	24,061	44,385	107,327	107,467
2,038	7,583	19,333	30,778	69,740	84,133
1,809	5,215	13,285	21,352	48,575	68,039
430	1,049	3,396	5,909	11,610	19,786
683	1,916	5,526	8,895	15,914	23,848
1,139	3,104	9,171	15,884	39,000	57,111
1,537	3,939	12,176	21,580	45,161	61,181
5,234	16,243	46,578	83,379	176,107	222,567
837	2,482	7,522	14,312	30,008	46,446
1,341	3,811	12,989	26,956	61,877	87,251
617	2,124	5,839	9,785	23,043	35,369
944	2,224	7,423	14,742	22,537	28,245
552	1,510	4,891	9,902	21,878	31,317
128	272	891	1,471	2,032	
149,701	510,735	1,330,551	2,318,273	4,183,580	4,265,198

ては第一種，第二種の所得税合計額，16年度以降は所得税金額をあてた。昭和18年

第十表 法人税の納税人員、所得金額および税額の累年比較

年 度	納 税 人 員 (A)		所 得 金 額 (B)		法 人 税 額 (C)		1法人当 り 税 額 C A	所得金額 に対する 税額の割合 C B
	法人数	指数	金 額	指数	税 額	指数		
			千円		千円		円	%
大正 9	27,292	100.0	1,759,819	100.0	130,162	100.0	4,769	7.4
10	28,580	104.7	1,461,960	83.1	94,830	72.9	3,318	6.5
11	23,070	84.5	915,565	52.0	59,222	45.5	2,567	6.5
12	24,946	91.4	956,526	54.4	54,647	42.0	2,191	5.7
13	24,373	89.3	1,126,004	64.0	65,686	50.5	2,695	5.8
14	25,098	92.0	1,168,237	66.4	87,685	67.4	3,494	7.5
昭和 1	24,788	90.8	1,128,639	64.1	71,949	55.3	2,903	6.4
2	31,132	114.1	1,083,524	61.6	63,764	49.0	2,048	5.9
3	32,801	120.2	1,067,276	60.6	64,922	49.9	1,979	6.1
4	36,302	133.0	956,998	54.4	54,183	41.6	1,493	5.7
5	36,570	134.0	1,014,567	57.7	62,894	48.3	1,719	6.1
6	39,174	143.5	617,499	35.1	33,251	25.5	848	5.3
7	46,955	172.0	668,401	38.0	37,709	29.0	803	5.6
8	53,132	194.7	781,106	44.4	51,002	39.2	959	6.5
9	55,925	204.9	981,522	55.8	70,203	53.9	1,255	7.1
10	63,175	231.5	1,236,204	70.2	114,667	88.1	1,805	9.2
11	66,334	243.1	1,642,583	93.3	158,700	121.9	2,392	9.6
12	74,518	273.0	2,141,289	121.7	307,062	235.9	4,120	14.3
13	72,681	266.3	2,434,625	138.3	486,829	374.0	6,698	19.9
14	69,998	256.5	2,568,109	145.9	693,629	532.9	9,909	27.0
15	62,036	227.3	3,639,196	206.8	1,173,710	901.7	18,919	32.2
16	71,368	261.5	4,130,072	234.7	1,443,457	1,109.0	20,225	34.9
17	76,217	279.3	4,881,977	277.4	1,985,586	1,525.5	26,053	40.6
18	88,517	324.3	5,599,998	318.2	2,407,844	1,849.9	27,202	42.9
19	83,604	306.3	7,527,410	427.7	3,769,920	2,896.3	45,092	50.0

備考：大蔵省主税局，各回『主税局統計年報書』による。昭和9年以前は第一種所得税，10～11年度は臨時利得税を加算し，12～14年度はさらに法人資本税を加算した。昭和15～17年度は法人税，第一種所得税，臨時利得税および法人資本税についての計数であり，18～19年度は法人税と臨時利得税についての計数である。納税人員は実際納税法人数。

第十一表 法人の資本金額，利益金額等の趨勢

(単位 百万円)

年 度	法人数	資本金 総 額	払 込 資本金	積立金	利益金	利益率 %	配 当	賞 与
大正11	38,277	11,487	6,964	1,390	不 明		458	不 明
12	44,183	16,692	10,789	2,530	* 938	5.6	674	"
13	43,702	17,982	11,893	2,699	* 1,089	6.1	702	"
14	45,275	17,782	11,664	2,964	* 1,150	6.5	712	"
昭和 1	46,813	18,296	12,189	3,016	* 1,197	6.5	756	"
2	49,990	18,686	12,549	3,070	* 1,163	6.2	756	"
3	53,113	19,316	13,031	3,021	* 1,157	6.0	778	"
4	57,207	19,717	13,645	3,295	* 1,141	5.8	795	"
5	63,553	19,770	13,763	3,330	* 913	5.3	680	"
6	71,965	19,697	13,966	3,353	* 702	4.0	540	"
7	77,729	19,589	14,075	3,434	* 829	4.7	584	"
8	83,128	20,153	14,389	3,652	* 1,077	5.9	673	"
9	88,523	21,303	15,576	3,951	* 1,379	7.0	813	"
10	94,592	22,512	16,392	4,351	* 1,528	7.3	928	"
11	96,250	23,890	17,387	4,909	* 1,734	7.7	1,065	123
12	92,255	26,668	19,374	5,402	* 2,342	9.4	1,280	152
13	87,844	29,296	21,659	6,301	* 2,638	9.4	1,453	207
14	88,835	32,360	23,989	7,406	* 3,072	9.8	1,617	255
15	91,028	35,253	26,930	8,392	4,168	11.8	1,711	266
16	97,203	38,691	30,452	8,766	4,767	12.1	1,791	329
17	101,939	41,987	34,383	9,659	5,332	12.1	1,906	349
18	102,819	46,665	38,339	10,937	6,265	12.7	2,082	370
19	102,316	49,495	40,642	11,312	7,117	13.7	2,154	382

備考：大蔵省主税局，各回『主税局統計年報書』の会社表による。利益金額の\*は法人税を損金として計算した税引利益である。

第十二表 營業收益税

種類	昭和年度	収益600円以下	1,000円以下	1,500円以下	3,000円以下	5,000円以下	10,000円以下	
營業人員	5	?	501,850	100,366	86,889	25,037	12,070	
	6	318,630	176,674	85,312	71,170	19,239	8,877	
	7	331,153	170,427	79,819	64,790	16,951	7,471	
	8	332,709	180,495	84,897	69,872	19,152	8,971	
	9	343,450	201,503	95,495	82,103	23,437	11,373	
	10	349,396	218,040	106,343	94,513	27,460	13,653	
	11	356,396	231,025	115,691	104,622	31,051	15,323	
	12	348,800	241,169	124,186	116,339	36,133	18,420	
	13	345,204	257,901	133,696	132,268	44,372	24,203	
	14	335,642	277,013	148,005	156,249	56,644	35,082	
	純益金額	5	?	304,120	125,717	182,130	96,547	82,380
		6	150,181	140,756	106,757	149,111	74,253	60,630
		7	155,275	135,689	99,930	135,330	65,267	50,963
		8	157,134	143,885	106,432	146,512	74,020	61,563
9		163,428	160,718	119,863	172,385	90,614	78,137	
10		166,997	174,284	133,488	199,198	106,251	94,029	
11		170,527	184,985	145,199	220,657	120,068	104,503	
12		167,975	193,425	156,105	246,061	139,853	125,687	
13		167,101	207,533	168,479	280,818	172,278	166,265	
14		162,983	224,210	187,294	333,810	221,301	243,791	
税額		5	?	8,515	3,520	5,100	2,703	2,307
		6	3,755	3,519	2,733	3,962	2,021	1,671
		7	3,416	2,985	2,279	3,259	1,629	1,295
		8	3,457	3,165	2,428	3,530	1,848	1,565
	9	3,595	3,536	2,734	4,154	2,262	1,986	
	10	3,674	3,834	3,045	4,801	2,653	2,390	
	11	3,752	4,070	3,312	5,329	2,998	2,656	
	12	3,695	4,255	3,562	5,932	3,492	3,194	
	13	3,676	4,566	3,848	6,772	4,302	4,226	
	14	3,586	4,932	4,278	8,054	5,527	6,198	

備考：大蔵省主税局，各回『主税局統計年報書』による。昭和4年度以前について

調 (個人)

(単位 千円)

30,000円以下	50,000円以下	100,000円以下	500,000円以下	500,000円超	合計	控除額引計
3,583	277	126	30	1	730,229	730,202
2,471	215	101	15	2	682,706	682,640
2,008	205	101	16		672,940	672,812
2,798	328	191	59		699,372	699,248
3,628	413	208	93		761,703	761,616
4,176	432	227	76		814,316	814,242
4,661	424	258	82		859,533	859,472
5,682	546	276	89		891,640	891,592
7,808	781	438	168	2	946,841	946,809
13,336	1,710	852	342	11	1,024,886	1,024,860
54,496	10,593	8,348	4,906	1,297	870,543	870,491
37,772	8,231	6,561	2,319	1,928	738,499	738,299
30,641	7,789	6,833	2,438		690,155	689,906
43,525	12,688	12,713	9,217		767,750	767,466
56,645	15,953	14,383	14,236		886,364	886,155
65,117	16,579	15,668	11,518		983,130	982,966
72,944	16,146	17,598	12,774		1,065,400	1,065,249
88,461	20,813	19,104	13,995		1,171,480	1,171,344
123,813	30,054	29,942	28,376	1,630	1,376,410	1,376,295
216,347	66,119	59,037	57,056	9,684	1,781,622	1,781,538
1,526	297	234	138	36	24,375	24,211
1,050	230	183	65	54	19,243	19,106
789	202	177	63		16,095	15,943
1,122	329	330	239		18,013	17,843
1,458	413	373	370		20,882	20,707
1,676	429	406	299		23,209	23,038
1,878	418	457	332		25,190	25,025
2,277	539	496	364		27,806	27,640
3,188	778	777	738	42	32,913	32,731
5,572	1,712	1,532	1,482	252	43,125	42,945

ては規模別調査がない。

第十三表 營業収益税調(法人)

昭和年度	法人数	純益金額	税額	一法人当り	
				純益金額	税額
2	26,039	701,186	22,563	26,886	866.51
3	31,664	1,002,492	32,506	31,993	1,026.58
4	35,583	941,884	29,999	27,035	843.08
5	35,901	955,337	30,750	26,610	856.52
6	38,650	615,740	19,260	15,931	498.31
7	46,260	640,331	19,677	13,842	425.35
8	52,538	735,792	22,480	14,005	427.88
9	55,320	932,017	28,198	16,848	509.72
10	62,429	1,165,677	34,953	18,672	559.89
11	65,615	1,535,751	47,181	23,405	719.06
12	73,360	1,915,541	63,427	26,112	864.60
13	71,235	1,923,848	71,754	27,007	1,007.29
14	68,653	2,203,918	83,172	32,102	1,211.48

備考：大蔵省主税局，各回『主税局統計年報書』による。

第十四表 臨時利得税調(法人) (単位 千円)

昭和年度	法人数	超過利益金額	合計税額
10	7,816	214,094	21,380
11	12,221	380,044	37,960
12	16,624	767,855	91,604
13	19,194	871,240	154,310
14	24,182	1,125,524	291,277
15	31,788	1,749,239	592,766
16	45,963	1,924,615	825,521
17	50,131	2,393,933	1,205,037
18	56,425	2,444,793	1,424,110
19	47,208	3,809,507	2,402,498
20	27,203	2,998,012	1,980,212

備考：大蔵省主税局，各回『主税局統計年報書』による。

第十五表 臨時利得税調(個人，營業利得) (単位 千円)

種類	昭和年度	1,000円以下*	2,000円以下	5,000円以下	10,000円以下	20,000円以下	50,000円以下
人	10	1,527	2,158	2,920	1,748	1,216	557
	11	1,671	2,749	3,410	2,006	1,431	607
	12	1,903	3,640	4,498	2,663	1,822	843
	13	2,497	4,982	6,754	3,799	3,061	1,364
	14	3,175	7,478	11,171	6,215	5,895	3,147
	15	74	117	7,765	9,704	9,200	5,120
	16	59	81	9,754	12,794	11,968	6,072
	17	38	80	15,929	19,970	18,285	8,661
	18	35	38	14,139	19,720	16,901	7,442
	19	45	50	13,939	18,753	16,886	7,415
員	20		9,727	13,216	12,857	7,395	
	10	1,032	3,333	9,558	13,287	16,763	16,428
	11	1,147	4,217	11,046	15,284	19,707	17,808
	12	1,358	5,620	14,514	20,477	25,002	24,652
	13	1,899	7,773	21,964	29,638	42,431	40,571
	14	2,566	11,793	37,485	49,714	82,605	94,708
	15	45	177	31,859	71,678	133,152	152,733
	16	38	154	39,146	95,148	173,125	179,218
	17	20	181	63,893	148,757	265,240	254,515
	18	26	57	59,108	145,812	245,405	218,672
利得金額	19	29	76	58,059	138,846	244,918	218,882
	20			41,677	99,102	188,955	221,953
	10	82	266	765	1,063	1,341	1,314
	11	91	337	884	1,223	1,577	1,425
	12	136	561	1,451	2,047	2,500	2,465
	13	219	900	2,624	4,542	7,312	7,129
	14	310	1,427	4,717	9,255	18,123	21,749
	15	13	53	9,198	21,293	38,890	43,503
	16	11	46	11,744	28,544	51,938	53,765
	17	7	63	22,362	52,065	92,834	89,080
合計税額	18	9	20	20,688	51,034	85,892	76,535
	19	10	27	20,321	48,596	85,721	76,609
	20			14,857	34,686	66,134	77,684

備考：大蔵省主税局，各回『主税局統計年報書』による。

\*階級区分は決定利得金額である。

第十五表 臨時利得税調(個人, 営業利得)(続き) (単位 千人円)

種類	昭和年度	100,000円以下	200,000円以下	500,000円以下	500,000円超	合計
人	10	121	35	3		10,285
	11	142	40	5		12,061
	12	153	51	7		15,580
	13	297	107	26	3	22,890
	14	693	235	68	6	38,086
	15	1,082	303	95	14	33,471
	16	1,031	286	64	11	42,120
	17	1,380	345	86	13	64,787
	18	1,193	344	71	9	59,892
	19	1,198	290	75	11	58,662
員	20	1,512	385	104	14	45,210
	10	8,348	4,624	884		74,256
	11	9,939	5,446	1,324		85,918
	12	7,652	6,760	2,071		111,106
	13	20,380	14,374	7,749	2,124	188,903
	14	47,611	32,654	19,419	4,124	386,762
	15	73,714	41,079	25,542	11,115	536,010
	16	69,391	38,284	18,306	7,281	620,091
	17	92,404	46,087	23,686	8,509	903,292
	18	81,078	46,817	20,275	8,048	825,298
金額	19	80,885	39,214	21,190	7,776	809,874
	20	100,982	52,772	29,525	12,596	747,563
	10	668	370	71		5,939
	11	795	436	106		6,872
	12	1,065	676	207		11,109
	13	3,575	2,566	1,396	381	30,646
	14	11,035	7,764	4,650	1,005	81,016
	15	20,313	11,114	7,068	2,952	153,417
	16	20,817	11,485	5,492	2,184	186,027
	17	32,342	16,131	8,290	2,978	316,152
合計	18	28,377	16,386	7,096	2,817	288,855
	19	28,310	13,725	7,417	2,721	283,456
	20	35,344	18,470	10,334	4,409	261,647
						(258,613)

備考：大蔵省主税局，各回『主税局統計年報書』による。20年度税額カッコ内数字は免税額差引後の税額である。

第十六表 相続税累年比較 (単位 千円)

年度	件数	課税財産価格	指数 (昭和5~9=100)	税額	指数 (昭和5~9=100)	
大正	9	内) 19,891 99,449	内) 51,067 831,154	内) 33.1 77.6	内) 1,081 10,645	内) 34.6 39.0
	10	67,409	114,384	74.1	1,756	56.2
		157,531	1,311,543	122.5	21,737	79.6
	11	66,409	123,333	79.9	2,329	74.5
		153,011	1,222,669	114.2	19,067	69.8
	12	56,185	89,091	57.7	1,277	40.8
		142,551	1,116,319	104.2	15,386	56.3
	13	41,116	73,828	47.9	1,332	42.6
		125,639	1,195,713	111.7	21,640	79.2
	14	47,515	138,140	89.5	5,913	189.1
138,372		1,420,140	132.7	26,035	95.3	
昭和	1	19,371	43,609	28.3	839	26.8
	2	62,886	911,367	85.1	22,005	80.6
		37,452	226,222	146.6	13,138	420.2
	3	96,925	1,417,508	132.4	36,970	135.3
		76,226	230,140	149.1	4,097	131.0
	4	128,780	1,566,258	146.3	39,765	145.6
		55,404	192,014	124.5	4,244	135.7
	5	106,195	1,272,206	118.8	27,806	101.8
		50,565	173,083	112.2	3,454	110.5
	6	100,475	1,425,830	133.2	42,338	155.0
43,998		139,675	90.5	2,584	82.7	
7	83,389	1,008,132	94.2	23,988	87.8	
	51,249	151,802	98.4	2,866	91.7	
8	90,689	984,130	91.9	21,631	79.2	
	49,501	146,132	94.7	2,850	91.2	
9	86,830	913,685	85.3	19,571	71.7	
	49,780	160,760	104.2	3,876	124.0	
10	88,140	1,020,986	95.3	29,016	106.3	
	51,265	163,099	105.7	3,486	111.5	
11	89,386	1,195,576	111.7	50,751	185.8	
	30,913	140,668	91.8	4,772	152.6	
12	60,628	893,233	83.8	34,383	125.9	
	50,054	240,393	155.8	10,069	322.1	
13	101,591	1,618,620	150.7	63,641	237.0	
	63,219	416,122	269.7	35,976	1,149.8	
14	118,286	1,759,924	164.4	82,247	301.2	
	94,866	387,703	251.3	13,498	431.8	
15	149,921	2,021,893	189.9	98,975	362.4	
	23,176	108,650	70.4	4,523	144.7	
16	50,671	930,101	86.9	69,278	253.7	
	35,403	175,286	117.6	8,567	274.1	
17	76,182	1,207,607	112.9	67,403	246.8	
	68,810	296,925	192.4	13,280	424.8	
18	146,431	2,417,524	225.8	151,916	556.3	
	95,937	465,130	301.5	20,957	670.0	
19	170,061	2,756,221	250.9	210,323	770.2	
	63,717	315,232	204.3	15,263	488.3	
	169,345	3,505,847	327.5	278,343	1,018.9	

備考：大蔵省主税局，各回『主税局統計年報書』の相続税表による。件数，課税財産価格および税額は各年度の決定額，内書イタリック計数は法第23条該当のもの(贈与に対し課せられる相続税)である。

第十七表 酒 税 累 年 比 較 (単位 千円)

年度	清 酒	合 成 清 酒	濁酒	白酒	味 淋	焼 酎	麦 酒	果実酒	雑 酒	合 計
大正 9	140,429		613	365	2,698	17,297	7,893		3,060	172,357
10	182,500		713	418	3,773	19,192	11,811		3,189	221,600
11	183,271		636	416	3,785	19,794	13,758		2,820	224,482
12	179,802		511	369	3,146	19,856	14,506		2,675	220,868
13	170,913		407	427	3,105	19,913	15,742		2,980	213,489
14	169,940		356	393	3,586	21,984	15,499		2,600	214,360
昭和 1	192,143		388	432	3,772	24,956	18,022		1,808	241,525
2	180,812		340	437	4,022	24,588	19,883		1,897	231,981
3	186,728		316	426	4,157	25,643	22,609		2,235	242,116
4	169,518		267	344	3,550	22,200	22,398		2,420	220,700
5	143,246		249	273	2,828	21,408	21,150		1,964	191,119
6	131,373		209	254	3,493	20,950	19,939		1,643	177,861
7	152,308		204	251	4,002	23,804	19,482		2,272	202,323
8	160,482		229	266	3,696	24,690	23,994		2,999	216,356
9	150,876		198	252	3,506	23,265	24,504		3,559	206,160
10	151,352		181	241	3,881	24,922	26,180		4,662	211,419
11	159,377		182	236	4,406	26,211	32,812		6,258	229,482
12	188,136		190	243	4,151	29,280	42,406		7,989	267,395
13	166,004		192	227	3,653	25,080	51,534		9,685	256,375
14	102,654		196	203	3,385	24,464	60,301		10,904	202,107
15	165,758	12,523	257	282	4,930	36,634	67,676	609	外1,125 6,618	296,412
16	175,779	29,714	343	295	4,666	31,120	77,194	2,115	9,708	330,934
17	197,401	47,557	428	309	5,847	16,789	110,836	3,931	16,997	400,095
18	342,790	70,165	716	266	12,150	52,428	177,698	14,744	49,746	720,702
19	435,440	81,503	701	1	14,065	56,121	225,689	20,477	35,466	869,462

備考：大蔵省主税局，各回『主税局統計年報書』の酒税表による。年度は，合成清酒，麦酒，果実酒，雑酒は会計年度によった。その他は14年まで酒造年度(その年の10月から翌年の9月まで)により，15年度以降は会計年度によった。ただし，15～17年度の造石税だけは酒造年度によった。雑酒の14年までおよび15年の外書は『酒精及び酒精含有飲料税法』によって課税された酒精含有飲料(合成清酒，果実酒，雑酒等)の税額である。昭和14年度(14酒造年度)は，年度の中途において，昭和15年4月1日施行の酒税法改正により，従来の造石税一本建が造石税と庫出税の二本建となったのであるが，清酒，濁酒，白酒，味淋，焼酎については造石税だけを掲記し，昭和15年4～9月の期間の庫出税は資料不備のため計上していない。本表の課税額は税法第38条第2項による控除(戻移入酒の税額の控除)をしない額である。

第十八表 清涼飲料税累年比較

年 度	免許人員	製造場数	移出石数	税 額	収入済額
	人		石	千円	千円
昭和 1	2,681	2,714	361,332	2,956	2,955
2	2,616	2,656	474,540	4,129	4,127
3	2,586	2,627	482,679	4,228	4,224
4	2,533	2,573	504,668	4,441	4,428
5	2,464	2,503	412,494	3,645	3,640
6	2,430	2,467	364,722	3,282	3,266
7	2,362	2,397	333,384	3,030	3,030
8	2,299	2,332	354,897	3,214	3,208
9	2,230	2,262	383,894	3,493	3,484
10	2,152	2,183	392,200	3,580	3,581
11	2,084	2,116	458,699	4,219	4,219
12	2,027	2,056	513,289	4,734	4,736
13	1,970	1,996	577,410	5,369	5,371
14	1,927	1,950	644,456	8,016	8,014
15	1,896	1,918	589,848	9,978	8,982
16	1,878	1,905	714,909	11,987	11,988
17	1,853	1,871	713,110	17,154	17,155
18	1,569	1,581	341,147	16,644	16,642
19	674	683	37,619	4,912	5,009

備考：大蔵省主税局，各回『主税局統計年報書』清涼飲料税表による。

第十九表 砂糖消費税累年比較

(単位 千円)

年 度	製造場数	砂 糖	糖 蜜	糖 水	税額合計	収入済額
大正 9	29,712	42,830	257	2	43,088	40,395
10	29,337	68,045	447	2	68,493	54,966
11	29,253	73,480	477	4	73,961	72,906
12	29,098	69,627	471	2	70,099	64,755
13	20,247	74,322	531	5	74,857	80,201
14	19,577	80,578	566	3	81,147	76,726
昭和 1	17,145	78,010	568	2	78,580	82,440
2	15,099	81,055	464	2	81,521	79,286
3	15,204	80,325	564	3	80,892	83,216
4	15,143	80,657	561	3	81,222	82,244
5	15,530	76,184	574	3	76,761	77,889
6	14,617	75,934	513	3	76,459	77,386
7	14,056	68,146	457	1	68,604	72,654
8	13,746	72,621	516	3	73,140	72,522
9	13,972	78,164	517	1	78,682	74,967
10	14,347	83,451	522	1	83,974	84,816
11	13,652	96,201	570	1	96,772	86,782
12	13,810	101,137	669	0	101,806	95,229
13	13,791	121,115	797	1	121,913	145,892
14	13,722	130,167	1,078	1	131,246	136,004
15	13,465	142,898	963	0	143,861	141,467
16	13,241	119,785	472	3	120,260	119,836
17	12,837	139,111	467	3	139,581	143,843
18	11,820	106,298	351	11	106,660	141,665
19	1,647	53,351	216	10	53,577	70,252

備考：大蔵省主税局，各回『主税局統計年報書』の砂糖消費税表による。製造場数は各年度末現在（翌年3月末）により，税額は会計年度による。

第二十表 織物消費税累年比較

(単位 千円)

年 度	製造場数	絹 織 物	絹 綿 交 織 物	綿 織 物	人絹織物	人絹交織物	スフ織物
大正9	582,362	14,120	3,398	15,845			
10	586,937	21,426	5,015	24,752			
11	586,666	16,024	4,700	24,028			
12	539,416	15,276	4,496	25,232			
13	533,270	15,646	4,392	22,298			
14	531,713	15,051	4,320	19,575			
昭和1	407,447	16,528	3,310	10			
2	363,941	18,893	2,946				
3	359,504	21,366	2,574				
4	335,273	19,458	2,097				
5	331,953	19,723	1,634				
6	330,354	19,424	1,534				
7	311,187	16,141	1,337				
8	308,790	17,591	1,686				
9	295,811	22,351	2,365				
10	286,038	23,249	2,915				
11	250,105	25,738	3,177				
12	235,215	23,771	2,279				
13	233,100	32,534	1,518				
14	231,527	43,932	941				
15	237,412	39,425	5,529		5,537	23,096	
16	235,964	61,534	6,561		5,325	33,200	
17	217,030	114,988	5,169		12,214	30,238	
18	952,908	90,662	2,852		14,429	18,611	
19	108,136	50,640	1,539		9,014	7,119	6,926

備考：大蔵省主税局，各回『主税局統計年報書』の織物消費税表による。製造場数は各年度末現在（翌年3月末）により，税額は会計年度による。

第二十表 織物消費税累年比較 (続き) (単位 千円)

年度	麻織物	毛織物	綿毛交織物	その他	計	収入済額
大正9	617	5,725	2,303	605	42,612	41,333
10	737	8,059	2,188	1,054	63,232	61,737
11	894	11,035	3,117	1,214	61,012	61,190
12	921	12,448	3,451	1,318	63,142	62,591
13	979	13,276	3,901	1,276	61,769	63,837
14	888	11,448	2,352	951	54,584	56,093
昭和1	740	11,335	1,894	1,122	34,939	35,926
2	749	12,070	2,534	926	38,119	37,492
3	731	11,838	2,682	893	40,083	40,267
4	616	10,347	2,372	1,081	35,972	36,792
5	574	8,966	1,860	1,395	34,152	33,884
6	385	8,376	1,760	1,566	33,045	33,748
7	216	7,288	1,449	1,484	27,915	29,150
8	215	7,276	1,580	1,933	30,281	29,441
9	317	8,246	1,512	2,361	37,152	35,696
10	308	9,861	1,657	2,731	40,721	40,922
11	279	9,760	1,887	2,481	43,322	42,558
12	268	8,495	2,159	2,500	39,472	38,940
13	324	2,497	1,912	8,634	47,419	46,900
14	392	1,159	1,622	13,093	61,139	58,065
15	6,871	11,091	6,646	4,348	102,543	96,167
16	8,838	12,979	5,041	1,568	135,046	130,049
17	14,307	16,202	8,174	2,304	203,596	197,803
18	18,644	17,261	5,717	6,153	174,329	188,114
19	15,264	22,686	10,072	14,592	137,854	139,349

備考：大蔵省主税局，各回『主税局統計年報書』の織物消費税表による。製造場数は各年度末現在（翌年3月末）により，税額は会計年度による。

第二十一表 物品税額累年比較 (単位 千円)

昭和 年度	第一種		第二種		第三種		合計	
	場数	税額	場数	税額	場数	税額	場数	税額
13	160,312	8,843	9,635	13,513	197	32,305	170,144	54,661
14	243,573	38,348	11,276	21,505	927	66,199	250,776	126,052
15	273,268	59,707	11,682	32,419	1,081	17,886	286,031	110,012
16	429,040	104,925	43,438	64,411	1,895	13,546	474,373	182,882
17	494,425	294,655	57,525	124,408	9,479	21,684	561,429	440,747
18	421,482	526,745	73,903	245,759	14,037	30,880	509,422	803,384
19	268,341	350,550	69,875	570,780	11,134	36,618	349,350	957,948

備考：大蔵省主税局，各回『主税局統計年報書』の物品税表による。場数は各年度末現在，税額は会計年度による。

第二十二表 税種別国税滞納調 (単位 千円)

		調 定		滞 納		B A %	財産差押 税 額
		人 員	税 額 (A)	人 員	税 額 (B)		
大 正 15 年 度	所 得 税	4,454	219,038	152	28,283	12.91	1,090
	第 一 種	35	73,476	14	23,268	31.67	509
	第 二 種	94	30,914	1	638	2.06	22
	第 三 種	4,325	114,649	136	4,017	3.45	560
	地 業 租	42,465	68,737	157	426	0.62	65
	営 業 税	2,164	62,604	159	3,329	5.32	527
	資 本 利 子 税	185	12,286	6	142	1.16	6
	相 続 税	95	18,447	15	2,552	13.83	60
	釧 業 税	18	5,447	8	1,337	24.55	326
	酒 税	46	216,054	—	1,759	0.81	914
	砂 糖 消 費 税	22	81,721	1	3,357	4.11	91
	織 物 消 費 税	38	33,151	1	1,408	4.25	—
	そ の 他	49	23,517	1	132	0.56	4
総 計	49,536	741,002	500	42,726	5.77	3,090	
昭 和 2 年 度	所 得 税	4,046	207,865	138	23,793	11.45	934
	第 一 種	47	64,957	20	19,443	29.93	362
	第 二 種	89	29,817	1	649	2.18	1
	第 三 種	3,912	113,091	117	3,702	3.27	571
	地 業 租	41,338	67,568	204	518	0.77	71
	営 業 税	1,570	48,842	149	7,625	15.61	596
	資 本 利 子 税	348	15,431	8	236	1.53	5
	相 続 税	119	21,682	22	3,926	18.11	90
	釧 業 税	18	5,766	8	1,589	27.56	271
	酒 税	45	243,715	1	4,660	1.91	3,322
	砂 糖 消 費 税	22	75,902	2	7,656	10.09	79
	織 物 消 費 税	38	33,667	1	956	2.84	—
	営 業 税	2	164	1	56	34.44	3
そ の 他	40	24,565	1	197	0.81	16	
総 計	47,587	745,168	535	51,214	6.87	5,386	
昭 和 3 年 度	所 得 税	3,904	206,663	126	23,491	11.37	1,503
	第 一 種	47	65,777	21	19,441	29.56	714
	第 二 種	75	30,860	1	589	1.91	1
	第 三 種	3,782	110,026	104	3,461	3.15	789
	地 業 租	41,595	67,817	209	530	0.78	100
	営 業 税	1,518	58,186	145	9,969	17.13	646
	資 本 利 子 税	354	16,212	8	273	1.68	8
	相 続 税	152	29,894	34	4,293	14.36	427
	釧 業 税	17	5,632	7	1,379	24.49	283
	酒 税	45	235,545	1	3,292	1.40	1,866
	清 涼 飲 料 税	25	4,229	1	166	3.93	24
	砂 糖 消 費 税	22	79,108	2	9,726	12.29	40
	織 物 消 費 税	40	37,311	1	459	1.23	0
そ の 他	14	16,365	1	64	0.39	0	
総 計	47,685	756,962	534	53,642	7.09	4,905	

備考：大蔵省主税局，各回『主税局統計年報書』による。一は単位未満を示す。  
以下同じ。

第二十二表 税種別国税滞納調 (続き) (単位 千円)

		調 定		滞 納		B A %	財産差押 税 額
		人 員	税 額 (A)	人 員	税 額 (A)		
昭 和 4 年 度	所 得 税	3,893	200,362	126	20,340	10.15	1,522
	第 一 種	51	55,266	24	16,166	29.25	792
	第 二 種	71	30,490	1	557	1.83	1
	第 三 種	3,771	114,606	101	3,617	3.16	729
	地 業 租	42,321	67,500	264	602	0.89	121
	営 業 税	1,543	56,212	141	9,665	17.19	768
	資 本 利 子 税	375	16,198	8	204	1.26	14
	相 続 税	130	31,078	30	8,792	28.29	486
	釧 業 税	17	5,412	8	1,282	23.69	309
	酒 税	43	242,595	1	2,542	1.01	1,758
	清 涼 飲 料 税	25	4,441	1	236	5.31	38
	砂 糖 消 費 税	22	81,507	1	5,608	6.88	8
	織 物 消 費 税	41	35,031	1	1,045	2.98	2
そ の 他	12	14,308	—	29	0.20	1	
総 計	48,423	754,643	580	50,345	6.67	5,027	
昭 和 5 年 度	所 得 税	3,769	201,266	161	21,240	10.55	1,858
	第 一 種	50	63,318	25	16,199	25.58	867
	第 二 種	69	29,515	1	690	2.34	7
	第 三 種	3,651	108,433	134	4,350	4.01	984
	地 業 租	43,031	68,190	494	1,055	1.55	199
	営 業 税	1,500	54,750	169	10,292	18.80	898
	資 本 利 子 税	380	15,663	10	350	2.23	10
	相 続 税	127	33,448	31	6,436	19.24	236
	釧 業 税	17	5,115	8	1,151	22.50	379
	酒 税	42	219,444	1	4,613	2.10	3,333
	清 涼 飲 料 税	25	3,646	1	203	5.57	51
	砂 糖 消 費 税	23	76,403	1	7,823	10.24	0
	織 物 消 費 税	40	32,704	1	317	0.97	5
そ の 他	11	16,594	—	41	0.25	—	
総 計	48,966	727,225	876	53,522	7.36	6,968	
昭 和 6 年 度	所 得 税	3,186	144,932	136	12,788	8.82	1,117
	第 一 種	51	33,667	27	9,415	27.97	512
	第 二 種	66	27,331	1	516	1.89	5
	第 三 種	3,069	83,934	108	2,858	3.41	600
	地 業 租	37,735	64,224	756	1,816	2.83	480
	営 業 税	1,405	38,146	161	6,734	17.65	730
	資 本 利 子 税	333	14,773	9	258	1.75	6
	相 続 税	111	30,914	28	5,323	17.22	286
	釧 業 税	15	3,945	7	1,046	26.51	254
	酒 税	40	189,308	2	4,190	2.21	2,219
	清 涼 飲 料 税	23	3,282	1	181	5.51	19
	砂 糖 消 費 税	25	76,848	1	5,303	6.90	—
	織 物 消 費 税	40	32,905	1	455	1.38	—
そ の 他	11	20,658	—	38	0.18	0	
総 計	42,925	620,036	1,102	38,131	6.15	5,111	

第二十二表 税種別国税滞納調 (続き) (単位 千円)

		調 定		滞 納		B A %	財産差押 税 額
		人 員	税 額 (A)	人 員	税 額 (B)		
昭 和 7 年 度	所 得 税	2,998	137,186	140	12,879	9.39	1,081
	第一種	61	38,163	31	9,801	25.68	608
	第二種	59	26,273	1	553	2.10	1
	第三種	2,879	72,751	108	2,525	3.47	473
	地 租	37,113	58,406	855	1,808	3.10	445
	営業収益税	1,392	35,523	168	6,179	17.39	551
	法 人 個 人	59 1,333	19,817 15,706	30 139	4,713 1,446	23.78 9.21	211 340
	資本利子税	326	14,259	9	190	1.33	6
	相 続 税	116	30,199	30	5,263	17.43	386
	釦 業 税	16	3,117	7	950	30.48	235
	酒 税	39	178,201	2	4,946	2.78	3,169
	清涼飲料税	23	3,031	1	111	3.66	7
	砂糖消費税	27	72,371	—	1,876	2.59	12
	織物消費税	38	28,001	—	546	1.95	4
	そ の 他	11	28,790	—	—	—	0
	総 計	42,101	589,085	1,214	34,749	5.90	5,897
昭 和 8 年 度	所 得 税	3,238	159,748	124	14,031	8.78	1,374
	第一種	68	51,551	34	11,573	22.45	952
	第二種	56	26,534	—	96	0.56	0
	第三種	3,114	81,664	90	2,362	2.89	421
	地 租	37,108	58,096	606	1,368	2.35	395
	営業収益税	1,456	40,221	148	5,771	14.35	419
	法 人 個 人	66 1,390	22,675 17,546	33 115	4,498 1,273	19.84 7.25	152 267
	資本利子税	351	14,631	7	46	0.31	5
	相 続 税	109	25,712	27	5,483	21.32	200
	釦 業 税	18	3,645	8	1,065	29.22	335
	酒 税	40	207,915	3	2,665	1.28	1,738
	清涼飲料税	22	3,213	1	148	4.61	13
	砂糖消費税	27	72,314	—	69	0.10	—
	織物消費税	37	28,820	—	220	0.76	2
	取引所税	12	16,241	—	23	0.14	0
	総 計	42,419	630,556	924	30,889	4.90	4,480

第二十二表 税種別国税滞納調 (続き) (単位 千円)

		調 定		滞 納		B A %	財産差押 税 額
		人 員	税 額 (A)	人 員	税 額 (B)		
昭 和 9 年 度	所 得 税	3,529	196,403	123	16,142	8.22	1,125
	第一種	71	71,849	35	13,903	19.35	776
	第二種	54	25,333	—	59	0.23	0
	第三種	3,403	99,221	88	2,180	2.20	349
	地 租	37,253	57,604	525	1,102	1.91	252
	営業収益税	1,569	48,670	149	7,024	14.43	510
	法 人 個 人	69 1,500	28,522 20,147	34 115	5,734 1,290	20.10 6.40	250 260
	資本利子税	374	14,870	6	47	0.32	4
	相 続 税	110	27,541	24	4,954	17.99	104
	釦 業 税	21	4,322	9	1,243	28.76	438
	酒 税	41	217,897	3	2,903	13.32	2,186
	清涼飲料税	21	3,493	1	231	6.61	7
	砂糖消費税	29	74,916	—	155	0.21	6
	織物消費税	44	35,175	—	139	0.40	1
	取引所税	12	14,548	—	76	0.52	0
	総 計	43,003	695,439	843	34,016	4.89	4,633
昭 和 10 年 度	所 得 税	3,816	228,084	123	20,509	8.99	1,957
	第一種	82	94,278	40	18,078	19.18	1,430
	第二種	54	25,364	—	8	0.03	7
	第三種	3,681	108,442	83	2,423	2.23	520
	地 租	37,575	57,957	428	889	1.53	240
	営業収益税	1,688	57,779	148	8,142	14.09	635
	法 人 個 人	79 1,609	35,241 22,538	37 110	6,813 1,329	19.33 5.90	310 325
	資本利子税	384	15,046	5	27	0.18	5
	相 続 税	109	34,442	23	8,260	23.98	111
	釦 業 税	23	4,777	10	1,299	27.19	533
	酒 税	39	209,262	2	2,317	1.11	1,408
	清涼飲料税	21	3,581	1	298	8.32	19
	砂糖消費税	33	84,793	—	194	0.23	9
	織物消費税	44	40,100	—	54	0.13	1
	取引所税	11	14,732	—	295	2.00	0
	臨時利得税	49	26,843	5	3,687	13.74	322
法 人 個 人	9 39	21,413 5,430	4 2	3,325 362	15.53 6.67	222 100	
総 計	43,792	777,396	746	45,971	5.91	5,240	

第二十二表 税種別国税滞納調 (続き) (単位 千人)

		調 定		滞 納		B A %	財産差押 税 額
		人 員	税 額 (A)	人 員	税 額 (B)		
昭 和 11 年 度	所 得 税	4,173	275,158	109	25,128	9.13	1,996
	第 一 種	89	124,577	40	22,994	18.46	1,579
	第 二 種	53	25,416	—	16	0.06	3
	第 三 種	4,032	125,165	69	2,117	1.69	414
	地 租	38,138	58,526	236	567	0.97	174
	営 業 収 益 税	1,784	72,450	132	8,672	11.97	826
	法 人 税	85	47,865	38	7,483	15.63	475
	個 人 税	1,700	24,585	94	1,189	4.84	350
	資 本 利 子 税	402	15,031	4	18	0.20	3
	相 続 税	78	31,873	13	3,294	10.33	71
	釧 業 税	25	5,287	10	1,229	23.25	570
	酒 税	38	220,054	2	789	0.36	601
	清 涼 飲 料 税	20	4,218	1	223	5.29	19
	砂 糖 消 費 税	34	86,696	—	56	0.06	7
	織 物 消 費 税	42	41,568	1	572	1.38	1
	取 引 所 税	11	15,845	—	1	—	0
	臨 時 利 得 税	62	44,607	8	6,475	14.52	491
	法 人 税	16	38,112	6	6,195	16.25	410
	個 人 税	46	6,494	2	280	4.31	81
	総 計	44,808	871,313	514	47,024	5.40	4,758
昭 和 12 年 度	所 得 税	4,595	480,340	97	41,583	8.66	3,984
	第 一 種	104	210,937	44	38,941	18.46	3,475
	第 二 種	53	39,908	—	6	0.02	0
	第 三 種	4,438	229,494	53	2,636	1.15	509
	地 租	38,242	58,382	141	349	0.60	97
	営 業 収 益 税	1,863	91,487	102	12,573	13.74	1,059
	法 人 税	98	64,371	40	11,735	18.23	852
	個 人 税	1,765	27,116	62	838	3.09	207
	資 本 利 子 税	423	27,297	3	21	0.77	2
	法 人 資 本 税	55	9,416	22	1,290	13.70	95
	相 続 税	115	36,006	18	3,232	8.98	110
	釧 業 税	30	7,408	10	1,340	18.09	545
	酒 税	37	241,201	1	261	0.11	191
	清 涼 飲 料 税	20	4,734	1	286	6.04	3
	砂 糖 消 費 税	31	94,839	—	23	0.02	—
	織 物 消 費 税	38	38,219	—	91	0.24	1
	臨 時 利 得 税	82	103,177	10	17,139	16.61	1,443
	法 人 税	22	92,664	9	16,785	18.11	1,331
	個 人 税	60	10,512	2	354	3.37	112
	そ の 他	54	45,752	—	50	0.11	8
総 計	45,585	1,238,257	406	78,238	6.32	7,537	

第二十二表 税種別国税滞納調 (続き) (単位 千人)

		調 定		滞 納		B A %	財産差押 税 額
		人 員	税 額 (A)	人 員	税 額 (B)		
昭 和 13 年 度	所 得 税	6,629	732,525	92	58,676	8.01	5,987
	第 一 種	96	313,692	38	53,398	17.02	4,627
	第 二 種	55	55,001	—	11	0.02	—
	第 三 種	6,478	363,831	54	5,267	1.45	1,360
	地 租	35,617	51,476	55	192	0.37	56
	営 業 収 益 税	1,961	105,127	72	12,464	11.86	868
	法 人 税	92	72,557	35	11,774	16.23	691
	個 人 税	1,870	32,569	37	690	2.12	177
	資 本 利 子 税	538	33,113	2	17	0.05	1
	法 人 資 本 税	88	21,954	33	2,655	12.09	126
	相 続 税	135	45,531	21	4,860	10.67	81
	釧 業 税	45	10,673	14	1,952	18.29	808
	酒 税	37	278,433	1	200	0.07	28
	清 涼 飲 料 税	19	5,370	1	153	2.85	4
	砂 糖 消 費 税	37	146,029	—	151	0.01	—
	織 物 消 費 税	39	46,824	—	50	0.01	3
	臨 時 利 得 税	114	186,160	11	31,115	16.71	2,665
	法 人 税	24	155,122	9	29,948	19.31	2,242
	個 人 税	90	31,038	2	1,167	3.76	423
	入 場 税	759	8,282	1	50	0.60	22
物 品 税	525	54,282	45	3,038	5.60	71	
そ の 他	70	83,875	—	195	0.23	8	
総 計	46,615	1,809,653	348	115,768	6.40	10,728	
昭 和 14 年 度	所 得 税	7,543	890,558	76	56,343	6.33	5,950
	第 一 種	90	376,808	29	49,064	13.02	4,200
	第 二 種	53	68,876	—	6	—	0
	第 三 種	7,400	444,874	48	7,273	1.63	1,750
	地 租	34,887	48,644	30	99	0.20	17
	営 業 収 益 税	2,126	126,390	50	10,932	8.65	866
	法 人 税	85	83,715	26	10,261	12.26	716
	個 人 税	2,041	42,675	24	671	1.57	150
	資 本 利 子 税	561	40,256	2	50	0.12	1
	法 人 資 本 税	84	27,756	26	2,520	9.08	116
	相 続 税	168	61,557	26	9,448	15.35	715
	釧 業 税	55	12,440	16	2,538	20.40	1,033
	酒 税	36	266,582	—	79	0.03	102
	清 涼 飲 料 税	20	8,013	1	228	2.85	—
	砂 糖 消 費 税	33	135,947	—	211	0.16	7
	織 物 消 費 税	38	58,021	—	103	0.18	6
	臨 時 利 得 税	188	373,509	13	49,076	13.14	5,178
	法 人 税	30	292,992	10	44,898	15.32	4,262
	個 人 税	158	80,517	3	4,178	5.19	916
	入 場 税	196	12,302	—	27	0.22	10
物 品 税	959	125,050	80	6,867	5.49	99	
遊 興 食 税	727	57,740	25	1,173	2.03	36	
そ の 他	63	103,460	—	383	0.37	30	
総 計	47,685	2,348,223	347	140,172	5.97	14,167	

第二十二表 税種別国税滞納調 (続き) (単位 千円)

		調 定		滞 納		B A %	財産差押 税 額
		人 員	税 額 (A)	人 員	税 額 (B)		
昭 和 15 年 度	所 得 税	12,394	1,497,099	143	82,272	5.50	12,340
	分 類	10,864	580,942	112	7,172	1.23	1,428
	綜 合	1,424	512,386	17	15,581	3.04	4,289
	第 一 種	35	382,813	10	57,375	14.99	6,330
	第 二 種	59	11,768	—	—	—	0
	第 三 種	11	9,192	3	2,143	23.31	29.3
	法 人 税	42	183,416	10	22,386	12.21	1,815
	地 租	3,153	3,893	2	3	0.08	—
	営業収益税	36	78,194	10	10,475	13.40	826
	法 人 個 人	34	78,081	10	10,422	13.33	802
		2	112	1	53	47.26	24
	法人資本税	34	22,333	9	2,679	12.00	109
	相 続 税	76	57,277	8	5,193	9.07	118
	鉱 業 税	66	10,987	22	3,178	28.93	1,561
	酒 税	148	285,083	3	1,204	0.42	3
	清涼飲料税	20	8,981	1	248	2.76	0
	砂糖消費税	28	141,340	—	166	1.17	0
	織物消費税	39	96,129	—	290	0.30	12
	物 品 税	1,113	109,290	92	8,733	7.99	145
	遊興飲食税	940	128,130	35	3,373	2.63	246
	入 場 税	231	22,782	—	24	0.11	4
	臨時利得税	170	747,645	19	115,073	15.39	17,062
	法 人	38	598,698	12	101,096	16.89	13,299
	個 人	133	148,947	7	13,976	9.38	3,764
	そ の 他	123	128,037	1	736	0.57	7
	合 計	18,618	3,520,615	355	256,031	7.27	34,248
	(還付税)						
地 租	17,649	25,402	21	108	0.43	7	
営 業 税	2,602	51,389	55	2,923	5.69	331	
法 人	35	13,946	10	1,960	14.05	133	
個 人	2,568	37,443	45	962	2.57	198	
合 計	20,251	76,791	76	3,031	3.95	338	
総 計	38,869	3,597,406	431	259,062	7.20	34,586	

第二十二表 税種別国税滞納調 (続き) (単位 千円)

		調 定		滞 納		B A %	財産差押 税 額	
		人 員	税 額 (A)	人 員	税 額 (B)			
昭 和 16 年 度	所 得 税	14,050	1,405,876	149	46,973	3.34	10,738	
	分 類	12,313	736,530	123	9,696	1.32	2,093	
	綜 合	1,719	582,413	24	18,082	3.10	4,848	
	第 一 種	6	81,455	2	16,548	20.32	3,692	
	第 二 種	9	316	—	8	2.57	8	
	第 三 種	4	5,161	1	2,638	51.11	97	
	法 人 税	92	534,900	28	92,132	17.22	9,158	
	相 続 税	98	66,350	9	5,181	7.81	0	
	鉱 区 税	73	10,719	27	4,216	39.33	2,140	
	酒 税	153	359,328	2	1,205	0.34	10	
	清涼飲料税	18	11,987	—	277	2.31	—	
	砂糖消費税	19	116,461	—	67	0.06	0	
	織物消費税	39	130,008	—	813	0.63	—	
	物 品 税	1,600	180,556	120	16,958	9.39	253	
	遊興飲食税	1,140	200,508	34	8,378	4.18	289	
	営業収益税	6	14,480	2	3,649	25.24	354	
	臨時利得税	229	1,012,265	30	192,762	19.04	23,448	
	法 人	62	829,362	20	176,164	21.24	19,208	
	個 人	167	182,903	10	16,598	9.07	4,241	
	そ の 他	289	145,003	4	2,257	1.56	145	
	合 計	17,805	4,188,240	405	374,868	8.95	46,534	
	(還付税)							
	地 租	17,630	25,393	20	104	0.41	9	
	営 業 税	3,002	87,639	78	6,695	7.64	1,102	
	法 人	89	41,315	26	5,404	13.08	868	
	個 人	2,913	46,325	51	1,291	2.79	235	
	合 計	20,633	113,033	98	6,778	6.00	1,111	
総 計	38,438	4,310,273	503	384,303	8.92	47,645		

第二十二表 税種別国税滞納調 (続き) (単位 千人)

		調 定		滞 納		B A %	財産差押 税 額	
		人 員	税 額 (A)	人 員	税 額 (B)			
昭 和 17 年 度	所 得 税	18,793	2,260,643	349	74,528	3.30	13,764	
	内) 分 類	14,776	1,406,147	258	30,494	2.17	5,354	
	綜 合	4,012	835,696	91	39,912	4.78	7,951	
	法 人 税	101	770,851	29	122,646	15.91	12,058	
	相 続 税	165	86,810	19	19,494	22.46	428	
	鉱 区 税	65	10,127	29	3,983	39.33	2,035	
	酒 税	140	433,755	1	1,373	0.32	650	
	清涼飲料税	17	17,155	—	201	1.17	—	
	砂糖消費税	12	143,832	—	65	0.45	0	
	織物消費税	35	197,618	—	229	0.12	1	
	物 品 税	2,549	441,806	127	30,528	6.91	1,326	
	遊興飲食税	1,876	481,681	33	6,186	1.28	280	
	入 場 税	191	67,392	—	44	0.07	7	
	臨時利得税	317	1,506,742	40	233,118	15.47	24,058	
	法 人	65	1,214,169	20	200,927	16.55	18,326	
	個 人	252	292,573	20	32,192	13.40	5,732	
	そ の 他	193	212,106	13	5,355	2.52	184	
	合 計	24,454	6,630,521	635	497,751	7.51	54,791	
	(還付税)							
	地 租	17,832	25,639	22	101	0.39	13	
家 屋 税	17,675	34,500	53	374	1.08	51		
営 業 税	3,573	113,220	99	11,269	9.95	1,238		
法 人	96	51,921	26	8,693	16.74	643		
個 人	3,478	61,299	73	2,575	4.20	595		
合 計	39,081	173,358	173	11,744	6.77	1,303		
総 計	63,534	6,803,879	808	509,495	7.49	56,094		

第二十二表 税種別国税滞納調 (続き) (単位 千人)

		調 定		滞 納		B A %	財産差押 税 額
		人 員	税 額 (A)	人 員	税 額 (B)		
昭 和 18 年 度	所 得 税	21,820	2,608,009	451	72,218	2.77	13,651
	内) 分 類	17,199	1,705,507	335	31,866	1.87	6,061
	綜 合	4,619	888,725	116	37,510	4.22	7,336
	法 人 税	125	986,391	33	122,929	12.46	17,205
	相 続 税	200	119,549	22	14,867	12.44	980
	鉱 区 税	63	10,540	23	3,673	34.85	1,677
	酒 税	156	720,207	2	3,064	0.43	32
	清涼飲料税	16	16,644	—	300	1.80	2
	砂糖消費税	85	141,676	1	315	0.22	3
	織物消費税	30	187,958	—	1,748	0.93	0
	物 品 税	3,463	799,189	79	33,875	4.24	1,804
	遊興飲食税	1,837	750,970	15	6,903	0.92	258
	入 場 税	154	91,875	5	3,914	4.26	34
	特別行為税	824	78,515	23	2,234	2.85	113
	臨時利得税	328	1,722,587	40	303,942	17.64	48,374
	法 人	75	1,439,221	21	275,553	19.15	42,621
	個 人	254	283,366	19	28,389	10.02	5,753
	そ の 他	152	215,659	8	5,346	2.48	318
	合 計	29,259	8,447,772	703	575,328	6.81	84,452
	(還付税)						
地 租	16,526	25,650	26	230	0.90	28	
家 屋 税	17,668	35,149	63	507	1.44	72	
営 業 税	3,870	124,286	130	10,230	8.23	1,414	
法 人	123	58,573	31	7,158	12.23	844	
個 人	3,748	65,713	99	3,072	4.65	570	
合 計	38,064	185,085	219	10,968	5.93	1,515	
総 計	67,324	8,632,857	922	586,296	6.79	85,968	

第二十二表 税種別国税滞納調 (続き) (単位 千人)

		調 定		滞 納		B A %	財産差押 税 額
		人 員	税 額 (A)	人 員	税 額 (B)		
昭和19年度	所得税	25,278	3,925,475	568	186,601	4.75	15,099
	法人税	113	1,344,883	30	326,021	24.24	15,808
	相続税	196	150,406	21	35,984	23.92	937
	建築税	6	13,886	1	3,087	22.23	125
	鉱区税	82	10,817	29	4,124	38.13	1,725
	酒 税	93	933,117	3	23,387	2.51	5
	清涼飲料税	5	4,875	—	94	1.93	0
	砂糖消費税	21	68,338	1	297	0.43	2
	織物消費税	24	139,294	—	4,863	3.49	0
	物品税	1,718	951,638	36	37,627	3.95	1,329
	遊興飲食税	1,204	565,534	9	4,499	0.80	636
	特別行為税	534	107,814	10	2,148	1.99	119
	入場税	130	116,687	5	6,536	5.60	67
	広告税	24	9,272	2	1,280	13.81	5
	臨時利得税	388	2,665,186	50	710,996	26.68	32,411
	法人個人	65	2,380,743	20	669,286	28.11	25,289
		323	284,443	31	71,710	25.21	7,122
	特別法人税	24	13,830	3	1,507	10.90	71
	その他	47	167,769	1	215	1.28	19
	合 計	29,888	11,188,820	769	1,349,268	12.06	68,358
	(還付税)						
	地 租	9,536	37,122	45	834	2.25	76
家屋税	8,972	49,489	78	1,853	3.74	159	
営業税	3,683	168,941	177	26,176	15.49	1,964	
法人個人	111	84,869	28	19,943	23.50	1,074	
	3,571	84,073	150	6,233	7.41	890	
合 計	22,190	255,551	301	28,913	11.31	2,200	
総 計	52,078	11,444,371	1,070	1,378,180	12.04	70,557	

第二十三表 所得階級別, 種類別所得構成 (昭和14年度) (単位 百万円)

所 得 階 級 別	総 額		資産所得		勤労所得		事業所得	
	金額	%	金額	%	金額	%	金額	%
5千円以下	2,740	100.0	545	19.9	1,099	40.1	1,036	37.8
5千円以上	724	100.0	225	31.1	164	22.7	315	43.5
10 "	966	100.0	385	39.9	188	19.5	366	37.9
50 "	225	100.0	104	46.2	47	20.9	69	30.7
100 "	284	100.0	153	53.9	56	19.7	71	25.0
500 "	106	100.0	88	83.0	7	6.6	10	9.4
計	5,045	100.0	1,500	29.7	1,561	30.9	1,867	37.0

備考：大蔵省大臣官房調査課『財政金融統計月報』第20号から摘録。本表の所得は第3種所得税についての所得である。なお各種別所得には、このほか山林所得、譲渡所得、一時所得、雑所得がある。

本表の構成は { 資産所得……不動産所得, 利子配当所得  
 勤労 " ……給与退職所得  
 事業 " ……事業所得

第二十四表 昭和6~15年家計調査 (単位 円)

期間	世帯平均人員	実収入	実支出	実支出の内訳比率					
				飲食費	住居費	光熱費	被服費	諸負担	その他
(総 平 均)									
昭和									
6	4.07	86.47	76.33	34.06	17.95	4.68	12.93	0.79	29.60
7	4.12	88.60	77.40	34.30	17.92	4.64	12.53	0.80	29.81
8	4.10	90.35	78.91	34.13	17.42	4.87	12.36	0.79	30.43
9	4.11	90.26	80.04	36.21	16.90	4.89	12.02	0.76	29.22
10	4.12	90.59	80.11	37.65	16.83	4.98	11.34	0.76	28.44
11	4.12	93.62	82.23	37.55	16.18	4.80	11.30	0.78	29.39
12	4.12	98.09	83.93	38.70	16.18	5.13	10.75	1.04	28.20
13	4.10	104.70	87.10	39.53	15.40	5.38	9.86	1.01	28.82
14	4.11	115.42	97.31	42.67	13.79	5.30	9.53	1.12	27.59
15	4.12	124.92	104.84	43.86	13.46	5.59	9.93	1.56	26.60
(給 料 生 活 者)									
6	3.88	92.23	82.46	31.94	18.92	4.79	13.17	0.74	30.44
7	3.96	93.59	83.02	32.03	19.18	4.85	12.84	0.76	30.34
8	3.90	97.48	86.23	31.19	18.48	5.02	12.60	0.81	30.90
9	3.86	96.87	86.12	32.99	18.04	4.06	12.66	0.79	30.96
10	3.91	97.64	86.89	34.40	17.89	5.14	11.12	0.79	30.16
11	3.89	100.26	88.57	34.69	17.26	4.99	11.52	0.84	30.70
12	3.88	102.92	89.17	35.84	17.12	5.33	11.34	1.08	29.29
13	3.96	110.04	92.67	36.83	16.53	5.54	10.10	1.06	29.94
14	3.92	122.35	103.31	39.25	14.93	5.37	10.12	1.19	30.14
15	3.96	132.23	110.99	39.98	14.51	5.56	10.51	1.69	27.75
(労 働 者)									
6	4.18	83.43	73.08	35.35	17.36	4.60	12.79	0.81	29.09
7	4.20	86.18	74.57	35.58	17.22	4.53	12.35	0.83	29.50
8	4.20	86.59	75.05	35.90	16.79	4.78	12.19	0.77	29.57
9	4.25	86.66	76.73	38.19	16.20	4.78	11.92	0.74	28.17
10	4.23	86.99	76.65	39.53	16.22	4.88	11.19	0.74	27.44
11	4.23	90.32	79.17	39.14	15.57	4.70	11.18	0.75	28.66
12	4.26	95.48	81.09	40.40	15.62	5.02	10.39	1.03	27.54
13	4.17	101.79	84.05	41.17	14.72	5.29	9.71	0.98	28.13
14	4.21	111.63	94.03	44.72	13.10	5.26	9.18	1.08	26.66
15	4.20	120.99	101.49	44.59	12.83	5.52	9.90	1.48	25.68

備考：総理府統計局調（家計調査報告）による。期間は毎年9月から翌年8月までの1年間、昭和6年とあるのは、同年9月から翌年8月までの分。全国主要都市の給料生活者、労働者中から人口ウェイトにより按分選定して、毎月家計簿を配布し報告をえたもの。世帯主の勤労所得を主収入とする平均50~100円の世帯を調査対象とした。

昭和年次	種類	国 税				税		小 計
		田 租	畑 租	宅地租	その他 の地租	所得税	其の他	
1	自 小 作 自 小 作 自 小 作	26.09	4.56		3.32		2.42	36.39
		10.58	1.07		2.50		2.04	16.18
		0.35	0.10		0.46		0.05	0.97
2	自 小 作 自 小 作 自 小 作	22.35	3.48		3.10		2.78	31.71
		8.67	1.01		1.63		1.14	12.45
		0.20	0.02		0.59		0.11	0.92
3	自 小 作 自 小 作 自 小 作	22.22	3.79	2.11	0.48	0.74	0.98	30.31
		7.82	1.32	1.53	0.10	0.16	0.63	11.57
		0.13	0.06	0.50	0.02	—	—	0.71
4	自 小 作 自 小 作 自 小 作	20.41	3.68	2.25	0.58	0.32	0.05	27.29
		7.97	0.90	1.52	0.13	—	—	10.52
		0.23	0.10	0.75	0.03	—	—	1.11
5	自 小 作 自 小 作 自 小 作	18.81	3.30	2.27	0.50	0.07	—	24.95
		8.42	0.78	1.60	0.11	—	—	10.91
		0.14	0.06	1.07	0.02	—	—	1.28
6	自 小 作 自 小 作 自 小 作	11.46	1.32	1.45	0.13	—	—	14.36
		3.35	0.25	0.96	0.05	—	—	4.61
		0.02	0.04	0.65	0.01	—	—	0.72
7	自 小 作 自 小 作 自 小 作	9.31	2.29	1.23	0.29	—	—	13.12
		2.31	0.44	0.92	0.08	—	—	3.77
		0.03	0.02	0.64	0.02	0.02	—	0.71
8	自 小 作 自 小 作 自 小 作	9.27	1.55	1.21	0.24	—	—	12.27
		2.11	0.26	0.92	0.06	—	—	3.35
		0.05	0.02	0.61	0.01	—	—	0.69
9	自 小 作 自 小 作 自 小 作	8.86	1.56	1.26	0.19	0.01	—	11.88
		2.33	0.29	0.90	0.05	—	—	3.57
		0.07	0.02	0.63	0.01	—	—	0.73
10	自 小 作 自 小 作 自 小 作	8.66	1.42	1.20	0.23	—	—	11.51
		2.34	0.35	0.87	0.04	—	—	3.60
		0.05	0.03	0.73	0.01	—	—	0.82
11	自 小 作 自 小 作 自 小 作	8.52	1.40	1.20	0.27	0.20	—	11.59
		3.24	0.43	0.93	0.05	—	—	4.65
		0.02	0.01	0.69	0.02	—	—	0.74
12	自 小 作 自 小 作 自 小 作	8.66	1.53	1.29	0.22	0.40	—	12.10
		2.28	0.36	0.86	0.06	—	—	3.56
		0.02	0.02	0.67	0.01	—	—	0.72
13	自 小 作 自 小 作 自 小 作	6.12	1.04	1.03	0.20	0.13	—	8.52
		2.06	0.21	0.72	0.03	0.02	—	3.04
		0.13	0.01	0.52	0.01	0.29	—	0.96
14	自 小 作 自 小 作 自 小 作	4.66	1.06	0.95	0.14	0.96	—	7.77
		1.24	0.19	0.73	0.06	0.02	—	2.24
		0.00	0.05	0.48	0.01	—	—	0.54
15	自 小 作 自 小 作 自 小 作	3.53	0.19	0.49	0.75	10.61	—	15.57
		1.12	0.07	0.17	0.19	3.45	—	5.00
		0.05	0.01	0.10	0.08	1.10	—	1.34
16	自 小 作 自 小 作 自 小 作	3.51			1.23	8.52	—	13.26
		0.61			0.37	4.16	—	5.14
		0.01			0.16	1.45	—	1.62

備考：農業総合研究刊行会『農家経済調査報告』による。—は単位未満のもの。16年の国税家屋税は「その他」に含めた。

第二十五表 農家の租税公課調 (続き) (単位 円)

昭和年次	種類	府県税	市町村税	租税計	その他負担	合計
1	自自作	64.52	73.41	174.32	29.32	203.64
		32.14	38.85	87.16	15.61	102.78
		8.78	13.93	23.68	3.25	26.92
2	自自作	54.94	69.22	155.87	22.51	178.39
		30.34	34.46	77.25	14.01	91.26
		9.96	15.29	26.16	3.50	29.66
3	自自作	55.92	71.12	157.35	21.16	178.51
		28.14	37.73	77.44	12.38	89.82
		10.03	15.39	26.14	4.11	30.25
4	自自作	50.29	69.95	147.53	22.18	169.72
		27.53	41.15	79.20	13.46	92.67
		10.64	17.08	28.83	6.27	35.10
5	自自作	43.15	55.73	123.82	18.45	142.26
		24.38	32.02	67.32	12.40	79.71
		8.87	14.20	24.36	4.93	29.28
6	自自作	30.80	35.48	80.64	15.59	96.23
		17.22	19.62	41.45	10.04	51.49
		6.35	8.19	15.26	3.64	18.90
7	自自作	27.34	32.65	73.11	15.02	88.13
		15.19	19.00	37.96	8.69	46.65
		6.95	8.91	16.57	2.97	19.54
8	自自作	27.20	34.20	73.67	18.59	92.26
		15.54	20.06	38.95	11.00	49.95
		6.99	9.56	17.24	4.12	21.36
9	自自作	27.09	36.43	75.40	20.37	95.77
		16.25	21.72	41.54	11.04	52.58
		7.15	10.71	18.59	3.75	22.34
10	自自作	25.76	35.63	72.90	18.65	91.55
		16.02	22.75	42.37	11.59	53.96
		7.42	11.11	19.35	4.70	24.05
11	自自作	24.57	36.07	72.23	20.59	92.82
		16.87	24.04	45.56	14.06	59.62
		7.17	11.89	19.80	5.32	25.12
12	自自作	19.94	34.28	66.32	19.52	85.84
		11.73	19.04	34.33	13.67	48.00
		5.88	10.13	16.73	4.97	21.70
13	自自作	15.29	31.61	55.42	15.42	70.84
		10.40	19.14	32.58	10.38	42.96
		5.07	9.20	15.23	4.69	19.92
14	自自作	15.90	31.69	55.36	20.82	76.18
		10.33	21.30	33.87	14.81	48.68
		4.96	10.03	15.53	6.52	22.05
15	自自作	10.43	25.73	51.68	36.68	88.41
		6.36	16.10	27.46	19.04	46.50
		2.62	7.13	11.09	9.35	20.44
16	自自作	11.31	26.94	51.52	41.75	93.27
		6.06	17.65	28.85	23.82	52.67
		2.30	7.13	11.05	9.80	20.85

備考：農業総合研究刊行会『農家経済調査報告』による。

第二十六表 規模別農家租税公課負担額 (昭和19年度) (単位 円)

耕地広狭別	農家所得	国 税		都道府 県 税	市 町 村 税	公 課		租税公 課合計
		所得税	其他			産 業 団 体	其 他	
1町未満	2,960.89	27.42	3.42	5.06	14.88	24.27	41.38	116.45
1町~1.5町	3,458.75	38.22	5.39	6.49	23.06	27.07	56.19	156.42
1.5町~2町	3,833.65	67.23	9.00	9.82	28.42	35.60	63.55	213.61
2町~3町	4,491.50	109.32	20.36	11.70	34.58	52.67	78.00	306.63
3町~4町	5,292.36	183.96	31.21	13.42	61.54	83.36	83.36	417.22

備考：農林省農政局『農家ノ租税公課負担ニ関スル調査報告』から収録。

第二十七表 農業者と商工業

300円程度の所得階級 (単位 円)

	農業者		商工業者	
	地主	自作	物品販業者	物品製業者
調査戸数	16	54	48	41
所得額	298	307	303	304
租税	国税	15.83	3.96	2.49
	道府県税	31.37	11.55	11.41
	市町村税	37.16	18.34	17.67
	計	84.35	33.85	31.57
公課	19.31	1.61	1.79	
合計	103.66	35.46	33.35	
指数	国税	100.0	25.0	15.7
	租税計	100.0	40.1	37.4
	公租・公課合計	100.0	34.2	32.2

800円程度の所得階級 (単位 円)

	農業者		商工業者	
	地主	自作	物品販業者	物品製業者
調査戸数	30	25	38	47
所得額	795	792	799	807
租税	国税	28.78	18.06	21.84
	道府県税	56.16	25.60	34.99
	市町村税	68.17	44.35	50.45
	計	153.10	88.01	107.29
公課	38.37	5.92	6.01	
合計	191.47	93.93	113.30	
指数	国税	100.0	62.8	75.9
	租税計	100.0	57.5	70.1
	公租・公課合計	100.0	49.1	59.2

備考：農林省農務局調による。昭和8年9月20日作成資料。

者の負担に関する調査

1,200円程度の所得階級 (単位 円)

	農業者		商工業者	
	地主	自作	物品販業者	物品製業者
調査戸数	31	8	41	33
所得額	1,217	1,219	1,214	1,210
租税	国税	41.85	38.07	31.23
	道府県税	75.72	45.70	44.66
	市町村税	89.89	72.78	73.36
	計	207.45	156.56	149.25
公課	30.80	7.90	7.46	
合計	238.25	164.45	156.71	
指数	国税	100.0	91.0	74.6
	租税計	100.0	75.7	71.9
	公租・公課合計	100.0	69.0	65.8

2,000円程度の所得階級 (単位 円)

	農業者		商工業者	
	地主	自作	物品販業者	物品製業者
調査戸数	32	4	45	28
所得額	2,074	1,964	1,997	2,001
租税	国税	58.69	78.33	70.72
	道府県税	99.93	82.26	84.24
	市町村税	148.43	118.86	121.90
	計	307.05	279.45	276.86
公課	64.66	14.15	8.57	
合計	371.71	293.59	285.42	
指数	国税	100.0	133.5	120.5
	租税計	100.0	91.0	90.2
	公租・公課合計	100.0	79.0	76.8

昭和三十三年三月二十五日 発行

昭和財政史 第五卷 租 税

定価 一、九〇〇円

編者 大蔵省昭和財政史編集室

東京都中央区日本橋本石町三丁目二

発行兼印刷者 宮 川 三 郎

印刷所 東京都品川区上大崎長者丸二八四

東洋経済新報社印刷工場

発行所 東京都中央区日本橋本石町三丁目二

東洋経済新報社

電話日本橋(24)代表四一一  
振替口座東京六五一八

# 監修者のことば

大内 兵衛  
青木 得三

この『昭和財政史』は昭和初年から終戦の昭和二十年に至る期間の財政、すなわち明治、大正の時代において創設育成せられ一応原形をととのえていた財政が、太平洋戦争によって崩壊するに至るまでの財政の歴史である。くわしくいえば、これは、財政機関、会計制度、歳計、臨時軍事費、租税、国債、借入金、専売・国営企業、国有財産・営繕、通貨・物価、金融、預金部資金・国家投資、国際金融・貿易、地方財政および旧外地財政等財政の諸部門についてのおおその沿革、発展の経過を述べ、かつまた、それを系統的に総合しようとしたものである。その記述は大蔵省所属の根本資料によっている。この点がこの財政史の最大の特徴である。全部は十五巻より成る。成稿にしたがって順次刊行する予定である。

終戦後まもなく大蔵省部内に昭和財政史編集の議がおこり、たまたま、われわれは、その事業の委嘱をうけた。考えて見れば、明治初年以降同三十五年までの財政事歴につ

いては、大蔵省事務関係者の手になる『明治財政史』（全十五巻）がある。また、それ以後大正末年までの財政事蹟については、大蔵省が編集のスタッフをもって編集した『明治大正財政史』（全二十巻）がある。それぞれ官庁歴史の尤であることは人の知るところである。われわれのこの『昭和財政史』は、右二つの伝統をつぐものである。

この意味で、この『昭和財政史』は、前の二つの『財政史』と合せて、維新以後八十年間の国運消長の過程を財政の面から語るであろう。これが大蔵省当局者のわれわれに対する希望であった。われわれもまた、もちろんこの意図を尊重した。しかし昭和以来の財政は、国の政治と国民経済の推移とに關して、それ以前の財政に比しては一層重要な關係をもち、またこの期間においては、日本の運命は、有史以来未曾有に悲劇的なものとして終った。そこで、この期間の財政史の編集、記述もまた前二史における方針とは同一ではありえず、当然に、とくに右の二つの特色を示すために多くの注意を払った。それは、従来のいわゆる官庁的事務記録の域を脱して、いわゆる「歴史の問題」のためにも役だつものとなつたと思う。いいかえれば、これは官庁の資料に基づいて作つた財政史ではあるが、一般の人にも親しまれうる財政史であることを願って編集をし、そういう野心をいだいて記述の筆をとつた。

# 昭和財政史

第一卷 総説	法政大学 総長 大内 兵衛	第十卷 金 融 (上)	教育大学 教授 大島 清
第二卷 財政 機關	大蔵省大臣官房調査課 大蔵 事務官 山村 勝郎	第十一卷 金 融 (下)	法政大学 教授 宇佐美誠次郎
第三卷 歳計	大蔵省大臣官房調査課 大蔵 事務官 山村 勝郎	第十二卷 預金部 資金	法政大学 総長 大内 兵衛
第四卷 臨時 軍事 費	法政大学 教授 宇佐美誠次郎	第十三卷 国際 金融・貿易	立教大学 教授 藤田 武夫
第五卷 租 税	立教大学 教授 藤田 武夫	第十四卷 地 方 財 政	立教大学 教授 藤田 武夫
第六卷 国 債	山梨大学 助教授 藤崎 憲二	第十五卷 旧 外 地 財 政 (上)	元台湾総督府 財務局長 嶺田 丘造
第七卷 専売・国 營 企業	大蔵省大臣官房調査課 財政史編集室員 川上 秀正	第十六卷 旧 外 地 財 政 (下)	元樺太庁長官 棟居 俊一
第八卷 国有 財産・營 繕	山梨大学 助教授 藤崎 憲二	第十七卷 朝 鮮 元 朝 鮮 總 督 府 財 務 局 長 水田 直昌	元南洋庁長官 北島 謙次郎
第九卷 通 貨	大蔵省大臣官房調査課 大蔵 事務官 西村 紀三郎	第十八卷 年 表・索引	元關東州長官 高瀬 武寧